第 2 部

震災予防・応急・復旧計画

第1編	総則	23
第2編	地域防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第3編	都市防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
第4編	広報広聴及び情報戦略の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
第5編	避難対策	180
第6編	医療救護・保健衛生等対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	208
第7編	受援計画(広域連携、ボランティア、支援物資の取扱いなど)・・・	244
第8編	物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保	258
第9編	要配慮者及び避難行動要支援者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	285
第10編	帰宅困難者対策	302
第11編	津波防災対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	312
第12編	放射性物質対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	324
第13編	区民生活の早期再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	336
	(生活再建、がれき処理、遺体の取扱いなど)	

第1編 総則

第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定

(平成24年4月公表「首都直下地震等による東京の被害想定」)

本計画は、東京都防災会議が発表した、「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)を作成の前提とし、「東京湾北部地震」において発生が想定される被害の対応を計画の目標とする。

なお、今回の被害想定では、他に「元禄型関東地震」、「多摩直下地震」、「立川断層帯地 震」のモデルについて想定されているが、短期的に発生の蓋然性があり、被害の大きい「東京湾 北部地震」を前提とするものであり、中長期的には発生確率は低いものの大田区に最大の被害を もたらす「元禄型関東地震」も含めて検討していくこととする。

第1節 前提条件

○震 源	東京湾北	部
○規 模	M7.3	
○震源の深さ	約25km	
○気象条件	季節・時	刻 冬の夕方18時
	風速	$8\mathrm{m/s}$

第2節 区の現況

○人口·面積等

夜間人口	昼間人口	面積
717, 082 人	693, 865 人	61.86 km^2

※夜間人口及び昼間人口は「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)による。

第3節 区内の被害想定

○想定震度分布

	震源	東京湾北部M7.3	前回想定
震	震度 5 弱	0%	0%
震度面積率%	震度 5 強	0%	0%
積 率	震度 6 弱	5.5%	36.8%
%	震度6強	93.1%	63.2%
	震度7	1.4%	0%

条		地震モデル				,			北部地震		- \			
件		模、震源の深さ) ************************************		+ n ±	n = n+	(7			7.3約	25		a h	+1 OF	
	ħ:	持期及び時刻		ぐ りり早	月5時			主(/)	1 2時			·0)/y	方18時	
		風速	4m/秒	,	8 m/秒	r	4m/秒	r	8m/秒		4 m/秒		8m/秒	
人	死者		729	人	734	人	455	<u>人</u>		人	1, 027	人	1,073	人
的	原 因 別	ゆれ・液状化に	663	人	663	人	347	人	347	人	424	人	424	人
被	別	よる建物全壊									,			ļ <u>.</u>
害		急傾斜地崩壊に	6	人	6	人	4	人	4	人	4	人	4	人
		よる建物全壊		ı	co.	ı	101	ı	111		506	ı	C 40	
		地震火災	57		62	人	101	人	111	人	596	人	642	人
		ブロック塀	3	人	3	h	3	人	3	人	3	人,	3	人
		落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人,	0	人
	負傷		10, 757	人	10, 780	人	7, 254	人	7, 297	<u>人</u>	10, 203	人	10, 412	人
	原因別	(うち重傷者)	1,546	人	1, 552	人,	1,055	人		人,	1, 797	人,	1,855	人,
	別	ゆれによる建物	10, 417	人	10, 417	人	6, 700	人	6, 700	人	7, 387	人	7, 387	人
		全壊			7									
		急傾斜地崩壊に	7	人	7	人	5	人	5	人	5	人	5	人
		よる建物全壊	990	I	0.40	ı	497	I	470		0,000	ı	0.000	ļ
		地震火災	220		243	人	437	人		人		人	2,908	人
		ブロック塀	101	人	101	人	101	人		人	101	人	101	人
fl-/rn	7=1+ <i>H-lm</i> +	落下物	12 402	棟	12 600	棟	16, 089	棟	16 559	棟	41, 006	棟	11	棟
物的	原	皮害(全壊) ゆれ	13, 403 10, 856	棟	13, 608 10, 856	棟	10, 856	棟	16, 558 10, 856	棟	10, 856	棟	43, 326 10, 856	棟
被	历 別	(内訳)木造	9,656	棟	9,656	棟	9,656	棟	9, 656	棟	9,656	棟	9,656	棟
害	ДI]	非木造	1, 199	棟	1, 199	棟	1, 199	棟	1, 199	棟	1, 199	棟	1, 199	棟
		(全壊率内訳)	9. 7	1本 %	9. 7	1本 %	9. 7	1本 %	9. 7	1本 %	9. 7	1末 %	9. 7	%
		木造	9. 1	/0	9. 1	/0	9.1	/0	9. 1	/0	9. 1	/0	9. 1	/0
			2. 7	%	2. 7	%	2. 7	%	2. 7	%	2. 7	%	2.7	%
		液状化	187	棟	187	棟	187	<u></u> 棟	187	棟	187	棟	187	棟
		急傾斜地崩壊	65	棟	65	棟	65	棟	65	棟	65	棟	65	棟
		地震火災	2, 123	棟	2, 312	棟	4,606	棟	5, 040	棟	27, 647	棟	32, 218	棟
	建物体	皮害(半壊)	29, 224	棟	29, 224	棟	29, 224	棟	29, 224	棟	29, 224	棟	29, 224	棟
	原	x _{日 (十級)} ゆれ	18, 713	棟	18, 713	棟	18, 713	棟	18, 713	棟	18, 713	棟	18, 713	棟
	因	(内訳)木造	15, 642	棟	15, 642	棟	15, 642	棟	15, 642	棟	15, 642	棟	15, 642	棟
	別	非木造	3, 071	棟	3, 071	棟	3, 071	棟	3, 071	棟	3, 071	棟	3, 071	棟
	,,,,,	液状化	10, 388	棟	10, 388	棟	10, 388	棟	10, 388	棟	10, 388	棟	10, 388	棟
		急傾斜地崩壊	123	棟	123	棟	123	棟	123	棟	123	棟	123	棟
	 ラ	停電率	19. 4	%	19. 5	%	210	%	21. 2	%	35. 3	%	36.8	%
	イフラ	固定電話不通率	2. 3	%	2. 5	%	4.3	%	4.6	%	22. 1	%	23. 9	%
	ライ	低圧ガス	21.6~	%	21.6~	%	21.6~	%	21.6~	%	21.6~	%	21.6~	%
	シ	供給支障率	100	, ~	100	, ~	100	, ~	100	, ,	100	, ~	100	, ,
		断水率	67. 9	%	67. 9	%	67. 9	%	67. 9	%	67. 9	%	67. 9	%
		下水道管きょ被害	30. 3	%	30. 3	%	30. 3	%		%	30. 3	%	30. 3	%

条	‡	也震モデル					東	京湾	北部地震					
件	(規模	草、震源の深さ)				(7	グニチュー	-ド7	7.3 約	25	k m)			
	時	期及び時刻	2	冬の草	月5時		<u>星</u>	圣の 1	2時		冬	の夕	方18時	
		風速	4m/秒		8 m/秒		4 m/秒		8 m/秒		4 m/秒		8m/秒	
そ	徒歩帰	宅困難者						·····					166, 426	人
の	避難者		250, 717	人	251, 498	人	260, 959	人	262, 747	人	355, 978	人	364, 824	人
他	内訳	避難所生活者	162, 966	人	163, 474	人	169, 623	人	170, 786	人	231, 386	人	237, 135	人
		疎開者	87, 751	人	88, 024	人	91, 336	人	91, 962	人	124, 592	人	127, 688	人
	閉じ込む	めにつながり得るエ	308	台	308	台	315	台	316	台	378	台	384	台
	レベーター停止台数													
	災害時要援護者死者数		334	人	336	人	254	人	259	人	578	人	604	人
	自力脱出困難者		5, 566	人	5, 566	人	3, 446	人	3, 446	人	3, 868	人	3, 868	人
	震災廃す	美物	373	万t	373	万t	379	万t	380	万t	435	万t	440	万t

[※]地震火災の数値はゆれによる倒壊建物のダブルカウントを含む

※他の3モデルの被害想定については〔資料編1-1 首都直下地震等の大田区の被害想定〕に掲載

○津波に関する想定について

	津波に関する想象	Ê
想定する地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震
最大津波高	1.58m ※多摩川河口付近	2.27m ※平和島付近
津波到達時間	3~7分程度	2 時間 20 分程度
津波浸水予測	最大 50 c m程度	最大 1.2m程度
件伙仗小丁侧	※大森南の一部地域	※大森南、大森東の一部地域
人的被害	被害なし	被害なし
建物被害 (全壊)	被害なし	88 棟
建物被害 (半壊)	被害なし	1,020 棟

[※]浸水予測、被害数値は水門が閉まらなかった場合。閉鎖時は浸水しない。

[※]元禄型関東地震は、直近での発生確率は低いが、東京湾北部地震よりも、津波被害が大きいと考えられるため、元禄型地震に対応した津波防災対策をとる。

第4節 区内の被害想定の特徴

1 地震動

最新の科学的知見により、前回被害想定時の分析に比して、想定震源域が浅くなることが明らかとなったため、揺れの大きさを表す震度階級が大きくなり、想定される被害のそれぞれの数値も軒並み増加傾向にある。

区内の大部分で震度6強が想定され、一部地域では、最大震度の震度7が想定される。

2 揺れ及び液状化

想定震度が大きくなったことに伴い、揺れ及び液状化の被害は深刻化し、建物被害が増加している。さらに、建物被害の増加に比例して、人的被害も拡大しており、死者数全体の約4割、けが人全体の約7割に上ると想定される。

3 火災

23 区の区部西部から南西部の環七、環八間を中心とする地域は、木造建築物が広範囲にわたって密集しており、火災延焼被害を受けやすい地域特性にあり、これらの地域を中心に火災延焼の被害が想定されている。

大田区内の火災被害件数は前回想定から減少しているものの、依然として高い数値であり、 火災に伴う死者数は、死者数全体の約6割に上ると見られる。

4 ライフライン・交通インフラ関係

揺れによる建物全壊や火災延焼による電柱折損などにより、停電や通信障害が想定される。 ガス施設では一定の条件の下で、供給停止の取決めがあり、供給停止率が高く想定される。 上水道・下水道でも、震度が6強以上の地域が広範になることや液状化の影響により被害が 出ると予想される。

5 避難者及び帰宅困難者

建物倒壊や延焼火災による建物焼失、鉄道運行停止に伴い、多数の避難者と帰宅困難者が発生する。

6 津波被害

河川敷及び沿岸の堤防を越えるような津波高は想定されていない。

ただし、水門が閉鎖されなかった場合には浸水被害が生じる。浸水深は概ね 50 c m程度であり、人的被害の発生は想定されていない。

第2章 防災対策の時系列シミュレーション(災害事象と災害対応)

大田区には、令和3年現在、約73万人(うち約2.3万人は外国人)、約40万世帯の区民が暮らしており、約43万9,000戸(木造家屋約12万7,000戸、非木造家屋約31万2,000戸)の住宅がある。また、4,200もの工場が集積しており、木造密集地域も多い。

約60 k ㎡の広大な面積の大田区で、ひとたび大規模地震が発生すると、多くの住民の生命と財産に甚大な被害をもたらすとともに、交通機関や電気・ガス・水道等のライフラインにも大きな影響を及ぼし、今までの生活環境は一変し困難な生活が続いていく。

ここでは、新たな被害想定の結果のみにとらわれること なく、想定に基づく首都直下地震が発生した場合、

- (1) 大田区内では、どのような災害事象が起きるのか。
- (2) 区民(自助・共助)の災害行動はどのようになるのか。
- (3)区の災害対策各部(公助)はどのように動くのか。

これらを、発災直後から時間ごとの時系列でどのように 拡大・変化していくかをシミュレーションした。それとと もに予防対策の観点から事前に取り組むことも列挙した。 このシミュレーションを参考に、いつ、どのような条件下で発生するか分からない大規模地震に対して、事前の備え(自助・共助)と耐震化・不燃化などの予防対策や、災害状況に応じて機動的に対応できるような応急対策(共助・公助)を構築しておくことが重要である。

大規模地震が発生した場合、人的・物的被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりの区民や地域、企業、団体などを含めた地域全体での取り組みが必要不可欠であり、そのような仕組みを構築していかなくてはならない。

第1節 発生する災害事象と自助・共助による予防的な取り組み

凡例 : □は発生する災害事象、△は自助・共助により取組むべき内容、○は事前の備えを表す。

			初動態勢	勢の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応期
		直後~	3時間~	6時間~	12時間~	1日目~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
災害事象	項目	★地震発生 ・M7.3 震源の深さ約25km ・震源地:東京湾北部	☆6弱〜5強程度の余震発生、 余震の頻発化							☆余震の沈静 化
	□ 発生する被害など	□ 建物被害が発生	□ 余震による更なる建物	被害						
		口 液状化発生(=交通障	害発生)							
揺れ・液状化	△ 対策(自助·共助)	△ 揺れから身を守る	△ 破損の大きな家屋やア	'ーケード等から離れる		△ 被災建築	物の応急修理	や撤去		·····>
	〇 事前の備え	〇 住宅や家具等の耐震化								
		○ 身の守り方を身につけ る	〇 二次被害についての理	上解を深める						
	□ 発生する被害など	□ 出火(大田区内で68箇 所)	口炎上		>□ 区内広範に延焼拡大		- 夫棟数32, 218	3棟(焼失率24	1%))	
				□ 住宅や公共施設、避難	・ Í所等の焼失が相当数発生す	- る □ 通電火災	の発生			
火災	△ 対策(自助·共助)	△ 初期消火活動	> △ 広域避難場所へ	· ·避難						
						△ 避難所生活				*
	〇 事前の備え	〇 消火器具の操作方法を	・習熟する ○ 火災からの過	避難行動を身につける		〇 避難所生活の基本原則	を身につける			
	□ 発生する被害など	□ 津波の発生>□ 泊	曼水被害の発生【水門開放師	寺】			□がれきの発	生		
津波		大田区最大津波高 2.2	7m(元禄型関東地震)							
一种	△ 対策(自助・共助)	△ 水辺から避難	2階以上へ垂直避難)	>			
	〇 事前の備え	〇 津波への理解を深める	〇 津波避難行動を身に着	着ける						
	□ 発生する被害など	□建物倒壊・屋外落下物等	「による死者、負傷者の発生 「これる死者、負傷者の発生		> □火災および救助・救急活	動の遅れによる人的被害の持	太大			
人的被害		ロエレベーター等への閉じ	込め発生			(閉じ込めの解消)				
人的 恢 音	△ 対策(自助·共助)	△ 救出救助活動								
	〇 事前の備え	〇 応急手当を身に	こつける							

			初動態勢	めの確立期		応急:	対応期		復旧対応期		復興対応期
		直後~	3時間~	6時間~	12時間~	1日目	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
災害事象	項目	★地震発生 •M7.3 震源の深さ約25km •震源地:東京湾北部	☆6弱〜5強程度の余震発生、 余震の頻発化							· -	☆余震の沈静 化
	□ 発生する被害など	□電力:電柱等の被害、停	: 電の発生(停電率36.8%)			(一部地域で	· 通電)		· 応急復旧完了((7日以内に9	5%回復)
		□通信:輻輳による通話支	障、電話回線の支障発生(不	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		- 	→ □通話支障の			^{応急復旧完了} 14日以内に9	95%回復)
		□ガス:都市ガスの被害発生	生、供給遮断(供給停止率2	1. 6~100%)	>	(被害影響な	し地域の復旧)	(被害軽微地)	、 或の復旧)	14日以内に9 応急復旧完了 (60日以内に	了 295%回復)
		□上水道:管等の被害等に	よる断水の発生(断水率57	. 9%)							急復旧完了
ニノフニノハ・地宇		ロ下水道:管きょの被害発生	±(30. 3%)							口点 (30日以内)	急復旧完了
│ ライフライン被害 │	△ 対策(自助·共助)		△ 災害用伝言板での家	- 族の安否確認→							
		Δ 非常用持出し袋の	携帯	>△備蓄用食糧	等による給仕			△応急給水、	・ 配給受取り等 <i>0</i>	D実施	
				△ ポータブルトイレ等の使	頂						>
	〇 事前の備え	〇 食糧、水、物資(非常用	持出し袋、ポータブルトイレ	等)の備蓄と点検							
			〇災害用伝言ダイヤルの例	使用方法の習熟							
	□ 発生する被害など	□ 道路·橋梁:段差、陥没 発生	、道路閉塞で通行困難箇所	□ 大渋滞の発生			→□道路復旧(一部)、経済活	動に伴う道路σ)渋滞	>
		□ 交通規制・抑制の実施									
交通障害		□ 鉄道:全線で運転停止				□一部区間の	の運転再開		順次再開		
	△ 対策(自助·共助)	△ 規制に従い路肩駐車	△ 車両の使用を控える								
	〇 事前の備え	〇 交通規制への理解を深	める								
	□ 発生する被害など	□ 屋外避難者の発生	□ 延焼火災からの避難者	· の発生							
			□ 避難所避難者の発生			□ 避難所避 (火災避難者	難者の拡大 ・生活支障者)	(避難所避難	者の減少)		口避難所の 閉鎖
避難者	△ 対策(自助・共助)	△ 屋外避難	△ 延焼火災からの集団・(固人避難			>				
			△ 避難所生活・避難所運	営の実施							
	〇 事前の備え	〇 避難行動を身につける									
	□ 発生する被害など	□ 避難できない住民(要酢	記慮者)の発生 :			□ 在宅避難	者の発生				
						口 避難所生	活困難者の発	<u></u> 生			
要配慮者	△ 対策(自助·共助)	△ 避難	支援(支援者)		·····>	△ 避難生活	支援(支援者)				>
						△ 福	祉避難所への	再避難		;	>
	〇 事前の備え	〇 要配慮者への理解を深	める(支援者)			〇 被災生活	の準備をする	(要配慮者)			
	□ 発生する被害など	□ 帰宅困難状況の発生	(徒歩帰宅者の発生)		>	□交通機関等	等での帰宅によ	る滞留者の解え	消		
帰宅困難者	△ 対策(自助·共助)	Δ 事業所等での待機		(△ 滞留者一時受け入れ))	->					
	〇 事前の備え	〇帰宅困難者の心得を身に	こつける								
	□ 発生する被害など	□ 建物倒壊による廃棄物	の発生		□ 焼失建物による大量廃	棄物の発生	口 片付け等	による廃棄物の	D増加		
震災廃棄物	△ 対策(自助·共助)						△ 廃棄物の	片付け、ごみの	分別		
	〇 事前の備え						〇 災害時の	ごみの分別へ	の理解を深める	5	

※ 〇印は区民の基本的な動きのイメージを表す。

E体者	項目		初動態勢	応急:	対応期		復旧対応期		復興対応其		
-m =	것님	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	1日目	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
		○身の安全の確保									
		〇屋外(広場等)へ避難	〇延焼火災からの広域	並避難────	<u> </u>	▶ ○避難所への移動(火災避	聲難)→避難所生活				
	避	〇津波一時避難施設へ	の避難(避難指示等があった	-場合) —————		>					
	難行		〇自宅損壊による避難所へ	の避難		 	(自宅へ移動の増加)―			 	避難所の閉鎖
	動	│ ○在宅避難 一			 	│ │○避難所への移動(生活支	: [障)			〇学校教育 の再開	仮設住宅へ
		○児童・生徒等	! 等の引き取り	<u> </u>	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- > (帰宅困難解消による引き!	取りの増加)			の再開	の人店
			 	 	O I K 1 Z H	(W BEIXENFANCO O NC	ペンショル/ 	 	 難か場合)		
	:সং	 〇初期消火(地域) ———		〇延焼拡大防止			一		*E'ひ勿口 /		
	火	〇けが人(軽傷)の応急手	I	し延続派入切正							
	संध	○けが人(軽傷)の心忌子』 ○けが人の病院搬送・救急			(₩₩₩A						
	助・	007か人の病院搬送・救忌	版达安丽 		(救護の本格化)	○自中の悪巛ニュ だんさ		>			
	救					〇自宅の震災ゴミ、がれきの	I				
	護 	〇生き埋め者等の救出・救			> (救出・救助の本格化)	>	· O行方不明者の捜索—— 				
	見安	〇家族の安否確認(災害用	伝言ダイヤル等の活用) 			○捜索(避難所など) —					
区民	守否 り確								(〇遺体収容	ド所での照会) -	
	活認動・	〇隣近所の安否確認(地域	(1)		 	〇地域の自主的な見守り活	5動(本格化)				;
動						〇地域の治安対策 ———					
	情	〇情報収集(ラジオ、テレビ	、区ホームページその他利月	用可能な通信手段)							
	— 報 		 		〇避難所内等の貼紙、区の	の相談窓口等での情報収集 ⁻					
	NO.		〇避難所の開設 ——		 	〇避難所の自主的な運営管	管理(本格化) ———			 	•
	避難			○避難所での飲料水・食糧	・物資の配布					 	>
	生活		〇避難所での投光機等活動	動資機材の設置、管理 〇週	壁難所でのトイレ等の設置、管	· 管理 ————————————————————————————————————				 	>
				〇避難所レイアウトの決定(寝食、ゴミ、トイレ、ペット等)	、避難所スペースの管理――				 	•
				0	 被災宅地危険度判定結果の	 確認			•		
					İ	O #	坡災家屋危険度判定結果 <i>0</i>	·)確認 ——		,	>
	生活						〇被災住宅	の応急修理の	' 実施———	>	
	再建								〇り災証明剤	' ≷行申請 <i>──</i> ──	
	廷									〇生活再建	支援制度の活
										用 〇義援金品(の配布 ——
要配慮者			i 養行動(支援を受けて実施) -			<u> </u>	────────────────────────────────────	l	L (困難な場合)		
		O避難行動	1		 						
	外国人		〇情報収集(Inter FM、都	↓ • 区ホームページ. 外国 人災	 宇情報センターなど)				→ O?	 災害時外国人:	 対策班の設置
		○事業所待機 ○○○通管	○				,	│ ○帰宅行動			- 1717/17 L
帰:	Ė	〇延焼火災の危険がある場						מועצנו טייי, כי	□□遺児の発生		
帰毛 困難者	者	○延胱入火の厄陕かめる場	勿口 (み)吐夫性() [当]						○退冗の光		,

※ 〇 印は開始時期の目安、矢印は期間の目安を表す 初動態勢の確立期 応急対応期 復旧対応期 復興対応其 予防対策 区災害対策各部 ~3日目 3時間~ 12時間~ 発災以前 直後~ 6時間~ 4~7日目 | 2週間以内 | 1ヶ月以内 | 1ヶ月以上 〇 屋内落下物等の危険防止のため ○ 本部の設置(非常配備態勢の発令)→運営 の啓発・支援 〇 地域の初期消火能力向上のため ○ 被害情報収集(庁内、庁外連携)→対応案検討→対策実施(以後、繰り返し) の支援 〇 二次災害防止のための避難誘導、立入制限等 〇 自主防災体制強化のための支援 〇 消防水利の確保 ○ 都へ緊急消防援助隊の派遣要請→受援準備 〇 防災意識の高揚のための普及・ ○ 都へ自衛隊の派遣要請→受入-啓発 ○ 協定団体等に協力要請→受入 〇 防災教育の実施 〇 防災訓練の実施・支援 ○ 防災関係機関に応援要請→受入 〇 救助物資等の空輸に必要な調整の実施 〇 職員訓練の実施 ○ 防災市民組織等との連絡調整、活動支援 〇 災害通信訓練の実施 〇 地域の防災組織の強化育成 ○ 地域の安全確保活動(防犯・二次災害防止) ○ 災害活動装備品の整備 ○ 被災世帯等の算定(→災害救助法に該当する旨、都知事へ報告) 危機管理監 O 情報収集・伝達体制の整備 ○ 災害救助法による救助を実施→報告 〇 電気器具等資機材の備蓄 〇 激甚災害指定に係わる被害状況等の報告 ○ 激甚災害指定を受けた場合、手続きの実施 (各部共通事項) ○ 他部・課への応援のための人事を調整 〇 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害 〇 防災業務従事者災害 対策上必要な計画の作成 補償の実施 →部内への周知徹底及び活動態勢 の確立 (各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展 開されるよう、人材育成、訓練の実施 や計画の具体化・調整、マニュアル等 を整備 ○ 二次被害防止のための広報実施 ○ 安全・復旧等に関する情報について広報の実施 (各部共通事項) ○ 災害対策本部問合せ(コールセンター)の設置 〇 災害総合相談窓口の設置・運営 〇 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害 ○ 各部局からの要請に基づき支出事務、災害対策諸経費の執行、現金支払の実施 対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢 の確立 〇 情報システムの機能確保、復旧 (各部共通事項) 〇 施設の被害状況調査 ○ <u>災害対策</u>の分掌事務が迅速に展 開されるよう、人材育成、訓練の実施 〇 庁舎・施設の復旧 災対企画経営部 や計画の具体化・調整、マニュアル等 を整備 〇 児童館・保育施設等の復旧 〇 金融対策に係わる調 整・支援の実施 〇 災害復旧・復興計画の策定 〇 震災復興緊急整備条 例の立案、調整 -

区災害対策各部	予防対策		初動態勢の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応其
本次古对東行 部	発災以前	直後~ 3時間	間~ 6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以_
				〇 災害対策予算の立案	と調整 ――――				
				〇 災害応急事業の予算	執行 ———				
炎対企画経営部		〇 各部局か	」 らの要請に基づき支出事務、災害対	策諸経費の執行、現金支払の乳	実施 ————				
		〇 応急公用	負担に係わる事務の実施 ――――						
	○ 区施設の耐震化	 O 施設点検、緊急措置実施→応急措置—				→			
	○ 区施設の防災計画策定	○ 来庁者の避難誘導、安全確保							
	→防災訓練の実施、必要物資の備蓄 等				│ ○ 区施設内の防犯	<u>상</u> 또			
	(各部共通事項)	O 4F#EE	高松のたね # ####		○	刈泉			
	○ 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害		電機の監視、維持管理						
	対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢			○ 都を通じて、都・他自治	治体の労務供給要請→ l	受入 ———— I			
$\overline{\sigma}$	の確立								
		〇 援助物資対策会	議の開催→運営 —————				 		
		〇 食糧・物資の受入			 				
			0	食糧・物資の調達計画と輸送記	十画の作成 ――――		 	>	
		〇 住民の避難のため	の緊急車両輸送 ————			>			
222 I I An White		〇 緊急通行車両等の	標章・確認証明書の交付・受領				>		
災対総務部		〇 人員、物資	資、資機材、燃料輸送に必要な車両·	・ 舟艇等の調達			>		
			〇 応急対策用用地の)確保					
								〇 職業斡旋	□ ○要請 —
								〇 雇用対策	の実施 —
								〇 応急措置	
				 O 他県・他区市町村議会と情	 			訴訟対応	
				○ 区内の国·都の議員対					
				○ 区内の国・郁の議員※	o) his				
		○ 職員の災対業務への継続従事の確保							
			〇 職員寮・職員住宅	の点検・被害調査及び応急修理 	■の実施 ――――		>		
						〇 災害復興	興本部の設置-		
						〇 復興支持	髪基金の組成、	復興支援 —	

区災害対策各部	予防対策		初動態勢	の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応期
应火舌刈灰谷 即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	<u>(各部共通事項)</u> ○ 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害	〇 避難所の開]設→運営支援 ————	〇 交通機関運行停止に伴	そう代替輸送車両の確保要請 		→		→	
	対策上必要な計画の作成→部内への 周知徹底及び活動態勢の確立	l	こおける要配慮者対策の実	· 施 ————						
		〇 避難所(こおける広報活動の実施 -						→	
	<u>(各部共通事項)</u> ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展		〇 避難	所での安否問い合わせ対応					>	
	開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備			○○陪批記におは7段会セ		所間での避難者収容に関	関する調整 → 			
	C 正 加			〇 避難所における緊急相	I				>	
				○ 避難所でのボランティア	〇 災害ボランティアセンター	一の運営 ―				
災対地域力推進部				〇 国・都と協議の上、海外	・からの救援活動・物資の受力 「	∖→活動調整 ———				
		〇 備蓄倉	1庫の物品受払				\rightarrow			
				O NPO等区民活動団体の	 応急対策活動支援(情報・資	 「機材の提供、斡旋など)				
						 義援金の受入、保管	-			
							O 義援金のi	記分 ———		
							O り災証明対	 対策本部の設置	置、運営 ——	
								〇 り災証明村 発行 —	目談・発行窓□	1の設置、
							〇 消費者の			
		〇 外国人被災	後者への支援 ――――							\longrightarrow
災対観光-国際都市部			0.5	外国人被災者向け広報活動。 -	の実施					
					〇 外国人支援のための語	学ボランティアの受入→	活動調整 ———			
	(各部共通事項) 〇 災害時業務計画、動員計画、業	 滞留者への)支援(情報提供、一時滞在 	I			\rightarrow			
	務継続計画、訓練計画その他の災害 対策上必要な計画の作成→部内への			〇 帰宅支援ステーション、	<u>赤十字エイドステーションへの</u> 		\rightarrow			
	周知徹底及び活動態勢の確立				0	租税等の徴収猶予及び》 	1			
災対区民部	(各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展 問されるよう。↓ 社会成 訓練の実施			0.7	 	 足 由註.証明為行業效	○保険・年金	:事業に係わる 	震災特例措置	直の実施 →
火对丘氏部	開されるよう、人材育成、訓練の実施 や計画の具体化・調整、マニュアル等 を整備			9	E亡届、火葬許可証等の各種 	:四、中胡"亚叻无仃未務 	I	主民担当の窓	□を閉設	
						│ ○ 住民基本台帳に係れ	I	エム担ヨの芯	一で別収	
						TENTE TENTE				
	1		<u> </u>							

区災害対策各部	予防対策		初動態	勢の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応期
企火石对来古即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害 対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢 の確立	l	 難者の受入(産業プラザ	、飲料水、炊き出し等の準備(パイン・)	順次、提供) ————————————————————————————————————					
	(各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施			HELLING SOLVE THE CHECK!	○ 商工会議所·商工会·R	 	〇(業務用	 設備の)り災証 	 	
災対産業経済部	や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備				○ 商業·流通業の復旧·â	夏興支援 ————————————————————————————————————			○ 中小企業 を支援 - ○ 農業等へ 実施 - ○ 中小企業 なあっせん-	の復旧対策を
				○ 福祉避難所協定施設の)被害状況把握 ————					
	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備			〇 被保護世帯·要保護世·		○ 福祉避 ○ 生活相談窓口を開設・	単所の開設・運 単 - 	営	→ >	
		た、訓練の実施 、マニュアル等		の安否確認、被災状況把握 -			→ →			
		ひ 安配感日の文	及件即胜工	〇 要配慮者の保護、支援	 ○ 所管施設での福祉ボラ	 				
災対福祉部					○ 遺体の遺族への引渡し○ 遺体収容所を開設→遺		;	>	-	
					〇 広域火葬の依頼 ―	○遺体収容所へ遺体の	搬送	•		
						〇 遺体の火葬実施 —		 		
						〇 生活保	護世帯の訪問・ 	 巡回等による 	活再建支援に 支援 養資金の貸付()	\longrightarrow
						 〇 生活困窮者等に対す ²	- る保護、支援 -			
								〇 災害弔愿	 	I 舞金の支給 <i>→</i>

区災害対策各部	予防対策		初動態勢	今の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応期
区火舌刈束 谷即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
災対健康政策部	○ 応急医療救護訓練 (各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画をの他の災害対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備	○ 医療救護 ○ 医療救護活動拠点の設 ○ 医師会、®	搬送活動体制の確立→活	動支援	資材、血液製剤等の調達、供 者への対応 〇 医療機関の医療救護活 状況の把握及び生活対策活 会(集積所の閉鎖まで) 〇 者	給の支援 	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	新の開設 - ンティアの受入 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	→ No Man Se で で で で で で で で で で で で で で で で で で	記、指導、指導、指導、センター、
災対こども家庭部	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成→部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備		被害状況把握 が施設の被害状況調査 —			○ 福確立、 ○ 応急保育の実施 ○ 乳幼児に関する相談系	相談対応 ——	力児・障がい児)	での支援体制	→ →

区災害対策各部	予防対策		初動態勢	今の確立期		応急対応期		復旧対応期		復興対応期
卢火舌 对束 台 即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	〇 地区計画の策定		〇 応急危険度判定実施	計画の作成、業務準備 —			>			
	〇 建築協定の推進				〇 応急危険度判定実施	「 本部の設置、運営 ────				
	〇 木造住宅密集地域の整備					〇 応急危険度判定の実	施	•		
	〇 住宅、宅地の開発指導									
	〇 幹線道路沿道の整備		〇 被災宅地危険度判定	_ 実施計画の作成、準備 —			>			
	〇 防災まちづくり意識の啓発				〇 被災宅地危険度判定	・ 実施本部の設置、運営 一				
	〇 建築物の不燃化					〇 被災宅地危険度判定	 の実施 ────			
	〇 狭隘道路の整備				〇 がけ崩れ等の調査及び	「応急対策 一			〇 がけ等の 指導、相談	- 改善・復旧 談の実施 <i></i>
	 ○ 建築物の耐震性向上の促進								74 (7 (14)	
	○ 再開発の計画、調整、推進			O 公営住宅等の被害状	□ 況調査 ————		>			
	○ 建築基準関連規定に違反する 建築物への行政指導等					○ 応急仮設住宅の設営:	 地選定			
	○ がけ・擁壁・ブロック塀等の 崩壊防止						〇 応急仮認	と 住宅の建設		
	〇 ガラス等落下物の防止								O 区営住宅 の借上げ 住宅の供	⇒一時提供
災対まちづくり推進部	〇 建築ボランティア協定団体等 との連携強化								○ 応急仮設 者募集⇒	住宅の入居
									〇 応急仮設 維持・管理	
									〇 家賃低減何	化対策の実施
									〇 災害復興	!住宅の募集
					〇 被害概況調査、被害機	│ स況図作成、被害地区の踏3	<u>\$</u>			
	(<u>各部共通事項)</u> ○ 災害時業務計画、動員計画、業								〇 都市復興 準備、設計	□ !事務局の 置 ─────────
	務継続計画、訓練計画その他の災害 対策上必要な計画の作成 → かれへの周知徹底及び活動態勢									
	の確立 (<u>各部共通事項)</u>								 度判定終了後 認定調査の実	
	〇 災害対策の分掌事務が迅速に展 開されるよう、人材育成、訓練の実施							(第一次)	〇 住家被害	· 記定調査の
	や計画の具体化・調整、マニュアル等 を整備							○ 被巛住空	実施(第. の応急修理の	
									,07心态修理0. 	/大心

区災害対策各部	予防対策			応急対応期		復旧対応期		復興対応期		
应火 百刈泉甘即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	〇 避難場所の整備	〇 河川施設の被害調査、二	次災害防止 ————							•
	〇 オープンスペースの確保				〇 道路被害に対する二次	以多多。 以多数,	- 	>		
	〇 区道・橋梁の耐震化						〇 浸水箇所	' ⊤等の二次災害	' 防止	
	〇 屋外広告物に対する規制	O 津波発生時の水門操作	・親水施設への対応(閉鎖・	警戒)						
	〇 道路上の障害物の排除		>		〇 応急救護活動及び緊急	急輸送路確保のための道路	- 烙啓開 >			
	〇 土木関係資機材の整備			〇 交通規制状況の把握	と交通路確保のための調整			>		
	(各部共通事項) 〇 災害時業務計画、動員計画、業	〇 避難場所の	')安全確認→現地連絡所 <i>の</i>	」 設置→避難者受入 ———						
	務継続計画、訓練計画その他の災害 対策上必要な計画の作成					〇 飲料水の確保と応急	。 給水活動 ——>	>		
	→部内への周知徹底及び活動態勢の確立					〇 ヘリコプター発着可能	と地点及び集積 り	」 也を確保→開討	ı Ž	
						〇 海上輸送のため、船	舶接岸可能地点	及び集積地を	確保→開設	
	(各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備	〇 街路	の被害状況調査 					>		
			〇 道路・橋梁等の被害状	· 況把握→救助活動のためI	こ必要な道路から重点的な応	- 	\rightarrow			
災対都市基盤整備部					〇 道路・橋梁等の応急復	[旧後、復旧計画と調整し放	- 西設の復旧 ──			
火对部门基金定调印			〇 公園施設の被害状況	調査			\rightarrow			
					〇 鉄道等交通機関の復日	日対策支援				
						〇 河川施設の復旧				
						〇 内水排除施設(ポン	プ場、水門等)の	復旧支援 —		
						〇 国道の復旧支援 -				
						〇 港湾・海岸の復旧支	· 援 ————			
							〇 街路の復	[旧 ———		
									〇高速道路の	D復旧支援 >
								〇 街路灯の	被害状況把握	星⇒復旧——⇒
		〇 電力、ガス、通信、上下か	<道のライフライン被害状況	の把握						
					〇 電力、ガス、通信、上7	下水道のライフラインの復川	∃支援 ———		>	*
			〇 ライフライン等復旧のか	ための占用許可手続きの簡	素化等、復旧対策支援 —					

区災害対策各部	予防対策		初動態勢	の確立期	応急対応期		復旧対応期		復興対応期	
区火吉 对東甘即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業務継続計画、訓練計画その他の災害対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢の確立 (各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等を整備		3時間~ ○ 住家に運び込まれた土		○ ごみ収集作業計画の作○ し尿処理計画の策定→	〇 災害用トイレ等の確保	○ 有毒ガス R→設置	による二次災害		1 7月以上
災対環境清掃部			○ 有害物質に係わる情報○ 有害物質による大気汚		染の防止措置 〇 環境保全のための環境	を全般に対する監視 —	〇 再生資源	の回収運搬業 〇 粗大ごみが 〇 倒壊家屋等 管理	処理の実施 -	───── 建築物に対

区災害対策各部	予防対策		初動態勢	の確立期		応急対	付応期		復旧対応期		復興対応期
应 炎百对來古即	発災以前	直後~	3時間~	6時間~	12時間~	~3	日目	4~7日目	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上
	〇 避難訓練、初期消火訓練の実施	〇 避難所の開]設→運営支援 ────								
	〇 防災教育の実施	〇 避難所に	における要配慮者対策の実	施 ————							
	○ 小学校児童の保護者への引渡し 方法や中学校生徒の帰宅方法などの 事前のルール化、及び保護者等への 周知	〇 避難所(こおける広報活動の実施 -		○ 避 養	 	者収容に関す	 する調整			
	(各部共通事項) ○ 災害時業務計画、動員計画、業 務継続計画、訓練計画その他の災害			○ 避難所における緊急相 ○ 避難所でのボランティア							
	対策上必要な計画の作成 →部内への周知徹底及び活動態勢 の確立			ZEXEM COMPLETE	〇 災害時特設公衆電話の	I					
	(各部共通事項) ○ 災害対策の分掌事務が迅速に展開されるよう、人材育成、訓練の実施や計画の具体化・調整、マニュアル等	O 小·中	□学校等の被害状況調査 -			〇 応急教育	のための教育	すボランティアst │ →	受入→活動調整 		
	を整備									等の施設復旧	
災対教育総務部										〇 文化財・歴 の被害状況調	歴史的建造物 調査 >
		○ 児童・生徒の安否確認→ ²	被災状況把握 ————					>			
						〇 応急教育	の指導、調整	<u> </u>			
						〇 被災児童	•生徒の区外	' 転出受入要請	' の実施 ——		>
								〇 私立幼稚	推園等の園児及 ・	び教職員の安	· ♂否把握
								〇 私立学校	炎等の被害状況	!把握→復旧対	対応 ———>
									〇 教科書·艾 支給 ——	文房具•通学用	引品等の調達、
									〇 応急教育	施設の確保	•
						〇 児童・生徒	きへのこころの 	のケアの実施 		〇文化・スポ	
										の再開	→

第3章 業務継続計画(震災編)等の策定による補完

第1節 大田区業務継続計画(震災編)の策定

大規模地震発生時に、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するための実行計画として、さらには、「危機に強い大田区」の実現に向けた平時からの対策計画として、大田区業務継続計画(震災編)を策定する。

【参考】業務継続計画 (BCP) とは

業務継続計画 (BCP= Business Continuity Plan) は、危機発生時であっても、組織としての社会的役割や責務を果たすべく、その機能を確保するとともに、中断が許されない業務又は中断したとしても早期復旧・開始を必要とする業務 (=非常時優先業務) について、継続又は早期復旧・開始させるため、事前にその対応の考え方と、準備として取り組むべき対策事項を計画化したものである。

業務継続計画に基づく事前対策や事後対応を図ることにより、図1に示すように、非常時優先業務を確実に継続又は早期復旧・開始することが可能となり、被害の影響の最小化を図るとともに、区民に対する適切な行政サービスの提供を継続することが可能となる。

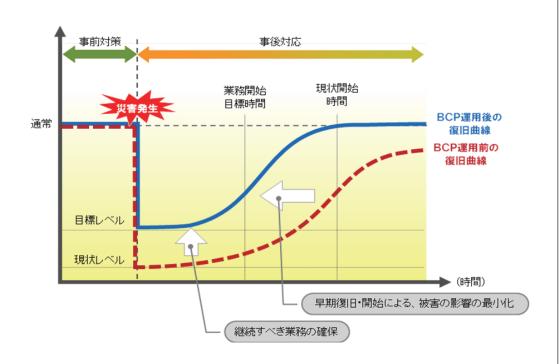


図1 業務継続計画 (BCP) の運用による効果

第2節 大田区業務継続計画(震災編)の位置づけ

1 大田区業務継続計画(震災編)の位置づけ

区ではこれまで、震災に関する災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策等について、総合的かつ基本的な取り組みを定めた大田区地域防災計画を整備してきているが、大田区業務継続計画 (震災編) は、大田区地域防災計画に基づく対応面の実行性を確保するとともに、区の対応力の向上を図るための計画として、図2のとおりに位置づけられる。

なお、大規模震災時の対応においては、特に東京都との連携が重要であることを踏まえ、東京 都事業継続計画との整合を図ったものとなっている。

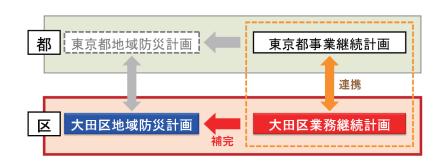


図2 大田区業務継続計画(震災編)の位置づけ

2 大田区業務継続計画(震災編)が対象とする非常時優先業務の範囲

大田区業務継続計画(震災編)における非常時優先業務とは、災害時であっても継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、優先度の高い通常時業務と優先度の高い震災時業務(以下「応急復旧業務」とする)を対象とした業務であり、大田区地域防災計画との関係は、図3のとおりである。

なお、応急復旧業務は、大田区地域防災計画で取り扱う業務のうち、災害応急対策全業務と早期に開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務を範囲としている。

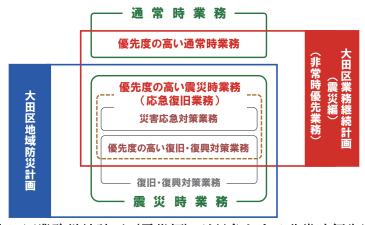


図3 大田区業務継続計画(震災編)が対象とする非常時優先業務の範囲

第3節 大田区業務継続計画(震災編)の特徴

大田区業務継続計画(震災編)は、主に次の特徴をもって策定されている。

- 大田区が被災し、行政機能に重大な被害が生じることを前提としている。
- 震災の影響による対応において、活用できる資源に制限が生じる可能性を考慮し、あらかじめ優先すべき業務(非常時優先業務)の絞り込みをしている。 なお、非常時優先業務は、震災時でも継続又は早期復旧・開始すべき通常時業務と、新たな行政需要として生じる応急復旧業務があることを踏まえ、選定されている。
- 震災時に、誰が、いつ、何を、どのような資源を持って実施すべきかが一見できるように、非常時優先業務ごとに、対応主体、業務開始目標時間、業務内容及び業務実施のために不可欠な資源を洗い出し、設定している。
- 非常時優先業務の実行性を確保するため、必要な事前対策の内容と取り組み 時期を計画化している。

第4節 大田区業務継続計画(震災編)の概要

大田区業務継続計画(震災編)は、震災時の業務継続計画と事前対策計画の2つの構成要素からなっている。

それぞれの概要については、次のとおりである。

1 震災時の業務継続計画

業務継続計画の目的、計画の位置づけ、計画策定の基本方針などに係る基本事項をはじめとして、計画の前提となる被害の想定のほか、業務継続に必要な態勢と執務環境、区が実施する非常時優先業務など、震災時に業務継続を実行するために必要な事項を定めている。

2 事前対策計画

非常時優先業務遂行上の課題と対策の方向、必要不可欠な対策事項を定めるとともに、震災時において、業務継続が確実かつ適切に遂行するために、平時から実施すべき対策の内容や実施時期を計画化している。

第5節 大田区業務継続計画(震災編)の実効性の強化・充実

大田区業務継続計画(震災編)の実行性の強化・充実をはかるため、大田区業務継続管理計画 (BCM) を整備する。

それぞれの概要については、次のとおりである。

1 大田区業務継続管理計画(BCM)の整備

大田区業務継続計画(震災編)の運用・見直しによる継続的改善を通じ、区としての危機対応力の向上を図るとともに、「危機に強い大田区」を実現するべく、その総合管理のための大田区業務継続管理計画(BCM=Business Continuity Management)を策定する。

同計画では、その目的や意義、基本方針などに係る基本事項とともに、大田区業務継続計画(震災編)の実行性を継続的に向上するための運用組織の体制と役割、PDCA活動の内容、管理・運用ルールなどの枠組みを定める。

2 BCP の見直し

災害時業務計画や優先通常時業務等の見直しを随時行い、BCP の修正を図っていく。

第2編 地域防災力の向上

第1章 対策の基本的な考え方

○ 地域防災力向上の基本的な考え方

地震が発生した場合、地震の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりが、あわてず、落ち着いて行動することが大切である。日頃の備えや訓練等の防災意識の日常化によって、被害を軽減することができる。そのためには、首都直下地震等が発生する前にできることから取り組んでいくことが重要である。

区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」と、防災力強化に責任を持って取り組む「公助」 の連携と協働によって、地域力を結集し、総合防災力を高める。

・「自助」の役割

地震の発生直後は、「自分の命と安全は自分で守ること」が防災の基本である。自分が怪我をしなければ大切な家族を守ることができる。

[予防対策]

1 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備

- (1) 「非常備蓄品」の備えと確認
- (2) 「非常持出し品」の備えと確認
- (3) 家族構成にあわせた準備と確認
- (4) 家族との連絡方法、集合場所の確認
- (5) 一時集合場所、避難所、避難場所の確認

2 家の内外の安全対策

- (1) 家の中の安全対策
- (2) 家の外の安全対策
- (3) 住宅やマンション等の耐震対策

[応急対策]

<地震時の行動>

(1) まず身の安全を守る

<地震直後の行動>

- (2) 落ち着いて火の元を確認する
- (3) あわてて行動しない
- (4) 窓や戸を開けて出口を確保する
- (5) 門や塀には近寄らない

<地震後の行動>

- (6) 火災や津波からすばやく避難する
- (7) 正確な情報と確かな行動をとる
- (8) わが家の安全と隣近所の安否を確かめ合う
- (9) みんなで協力し合って救出・救護する
- (10) 避難の前に、電気・ガスの安全を確認する

「共助」の役割

地域を守ることは自分や家族を守ることにつながる。災害によってまちが破壊された時、地域の人間関係は生きる希望となる。隣近所の協力や地域の支え合いによって助け合うことが重要である。

[予防対策]

- 1 防災知識の普及
- 2 防災巡視・防災点検
- 3 防災訓練など
- 1 被害情報の収集伝達
- 2 広報活動

[広急対策]

- 3 出火防止
- 4 初期消火
- 5 避難誘導
- 6 救出救護など

[復旧·復興対策]

- 1 復興のまちづくりへの参加・協力など
- 「公助」の役割

区や防災関係機関は、平常時から連携を強化し、災害に備えた防災予防対策に取り組んでいくとと もに、災害が発生した場合には区民の安全確保と被災者の救済・支援を迅速かつ的確に実施していく。

〇 現在の対策の状況

- ・ 起震車体験や防災講話及び防災啓発資料(「大田区ハザードマップ(震災編)」、「大田区ハザードマップ(風水害編)」、「わが家の防災チェックBOOK」「防災ポケットガイド」)などにより意識啓発に取り組んできた。
- ・ 区内の自治会・町会には、215 の防災市民組織や150 の市民消火隊が組織されており、災害時の 火災被害を最小限に抑えるため、日頃から訓練などに取り組んでいる。

〇 課題

・ 被害想定では、大田区内の大部分が震度6強になり、木造密集地域を中心に建物倒壊や火災焼失 等により大きな被害が想定されている。

〇 対策の方向性

- ・ 防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るため、実践的な総合防災訓練をはじめとした、普及 啓発事業を展開する。
- 防災市民組織や市民消火隊等の充実を図る。
- 学校防災活動拠点事業等の地域防災力の充実に向けた事業を拡充展開する。

第2章 自助の具体的な取り組み

地震の発生直後は、「自分の命と安全は自分で守ること」が防災の基本である。揺れや火災といった 命の危険から身を守り自分が怪我をしなければ、大切な家族も守ることができる。

本章では、命を守るために取り組むべき事前の準備と発生直後の行動のポイントについて示す。

<予防対策>

- 第1節 自助による防災力の向上(P.44)
 - 1 自助の備えの促進 2 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備
 - 3 家の内外の安全対策 4 事業者の自助対策
- 第2節 マンション居住者の防災対策(P.47)
 - 1 マンション住宅固有の課題 2 居住継続支援

<応急・復旧対策>

- 第1節 自助による応急対策の実施(P.48)
 - 1 自らを守る応急対策
- 第2節 自助による二次災害の防止 (P.49)
 - 1 余震等による被害の防止(応急危険度判定制度) 2 通電火災の防止
 - 3 健康二次被害の防止 4 車両による避難の抑止

予 防 対 策

第1節 自助による防災力の向上

1 自助の備えの促進

災害時のいざという時の防災力は、日頃の取り組みの積み上げによって発揮される。日常生活の中で「防災」を意識し、防災意識の日常化の実践が区民一人ひとりの防災力を着実に高めていく必要がある。

区民一人ひとりが、日頃から災害に備え「自分の命と安全は自分で守る」「私達の地域は私達で守る」「地域を守ることは自分や家族を守ることにつながる」という意識のもとに、積極的に必要な防災対策を行うことが大切である。

また、事業者においてはその社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時においては、都、区、他の事業者、その他関係機関及び周辺地域の住民との連携を図り、帰宅困難者対策等の災害対応に取り組んでいくことが必要である。

日頃の備え

2 「非常備蓄品」「非常持出し品」などの準備

防災の基本は日頃からの備えである。普段から備えておくことによって、いざという時にあわてず、騒がず、冷静に、落ち着いて行動することができる。

(1) 「非常備蓄品」の備えと確認

災害時に自力で生活できるように、最低3日分、できれば1週間分の食料や物品は用意して おく。

第二

ア 非常食

そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるもの。アルファ化米、レトルトのご飯やおかず、インスタントラーメン、チョコレートなど。

イ水

飲料水と生活用水。飲料水は1人1日30が目安。

ウ 生活用品

カセットコンロと予備ガスボンベ、毛布、衣類、洗面用具、歯ブラシ、マスク、トイレットペーパー、ビニール袋、使い捨てカイロ、キッチン用ラップ、生理用品、簡易トイレなど

工 工具類

家屋が倒壊した場合に備えて、救出活動に使えるスコップやバール、のこぎり、車用ジャッキなど。

オ その他

ガラスの破片から足を保護するためにスリッパやスニーカー。消火器、ラジオなど。

(2)「非常持出し品」の備えと確認

非常持出し品とは、避難するときに持ち出す最小限の必需品のことである。重すぎると避難 に支障が出るので、必要最小限のものをまとめ、すぐに取り出せるところに保管しておく。

非常持ち出し品の例・・・懐中電灯、携帯ラジオ、非常食、ヘルメット、医薬品、貴重品 など

(3) 家族構成に合わせた準備と確認

「非常備蓄品」や「非常持出し品」は家族構成に合わせて必要なものを用意する。

ア 乳幼児のいる家庭

粉ミルク、哺乳瓶、オムツ、離乳食、スプーン、洗浄機、おんぶ紐など。

イ 妊婦のいる家庭

脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄綿、新生児用品、母子手帳など。

ウ 要介護者のいる家庭

オムツ、ティッシュ、補助具等の予備、常備薬、障害者手帳など。

(4) 家族との連絡方法、集合場所の確認

災害時に離ればなれになった場合を想定し、連絡方法や集合場所を具体的に決めておく。

- ア 災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。(伝言を録音する。伝言を再生する。)
- イ 「災害用伝言版 (web171)」を利用する。(伝言を登録する。伝言を確認する。)
- ウ 携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。(伝言を登録する。伝言を確認する。)
- エ 公衆電話や災害時特設電話、遠隔地の親戚等(連絡中継点)を利用する。

(5) 一時 集合場所、避難所、避難場所の確認

いざという時に困らないように家族で確認しておく。また、避難は災害時の被害状況により 変わる場合もあるので、周囲の状況や区などの防災情報に注意する。

避難先	説明
つらとき 一時 集合場所 (公園や校庭 等)	避難を行う場合に、自治会・町会単位で一時的に集合して、避難場所へ集団で避難する身近な集合場所
避難所(区立小・中学校等)	家屋の倒壊や焼失等で住む家を失った被災者が一 時的に避難生活を送る場所。
避難場所(大規模公園、河川敷等)	火災の延焼・拡大の危険がある時、大火災からの安全を確保し、火勢の衰えを待つ場所。

3 家の内外の安全対策

災害時に倒壊等をしない「我が家が避難所」となるような自宅としていくために、家の内外の 安全対策はとても重要である。できるところから取り組んでいくことが大事である。

(1) 家の中の安全対策

阪神・淡路大震災では、負傷者の4割以上が家具類の転倒や落下、窓ガラス等の飛散による という大規模地震の被害事例もある。家具の固定やガラスの飛散防止など、事前の対策によっ て人的・物的被害を軽減できる。

ア 家具を安全に配置する

できるだけ人の出入りが少ない部屋に家具をまとめ、寝る部屋に家具を置く場合は、身体の上に倒れてこないように配置する。

イ 家具の転倒・移動や落下を防止する措置をとる

家具と壁や柱の間に空間をつくらない。またL字型金具や重ね止め金具、家具転倒防止シートなどを利用して転倒、移動、落下を防ぐ。

ウ 窓ガラスなどに飛散防止フィルムを貼る

窓はもちろん食器棚や額縁などに使われているガラスにも忘れずに飛散防止フィルムを 貼る。

- エ 通路や出入口に荷物を置かない
 - いざという時の避難路を確保するために、通路や出入口には荷物を置かないようにする。
- オ 区の事業助成制度等を利用する

区では、家具転倒防止器具の支給事業や耐震シェルターの助成事業を行っている。

(2) 家の外の安全対策

自宅の周囲に落下しそうなものはないか、ブロック塀等の安全対策はできているか確認する。

ア 屋根、ベランダ

屋根にひび割れ、ずれ、はがれがあれば補強する。アンテナは固定する。鉢植えなどが落 下しないように固定する。

イ ブロック塀

ひび割れや傾きがあれば補修する。基礎部分や鉄筋が不十分なものは補強する。

(3) 耐震対策

区では、住宅やマンションなど、地震発生時に建物倒壊による道路閉塞を起こす恐れのある 建築物などの耐震化を促進するため、建築物の所有者に対し耐震診断、耐震改修に要する費用

第二章

の一部を助成している。

建築年月(耐震基準が強化された昭和56年6月以降の建物かどうか)や壁(窓の配置や造り等)、老朽度(基礎の腐食や柱や床の傾き度)などをチェックし、必要に応じて耐震診断を受ける。

4 事業者の自助対策

(1) 一斉帰宅の抑制

大規模災害発生時において、徒歩帰宅の二次災害から従業員の身の安全を守るとともに、帰宅困難者の発生による混乱を防ぐため、一斉帰宅の抑制に努める。

(2) 備蓄の確保

従業員が施設内に留まれるように、最低限3日分の飲料水や食糧の備蓄に努める。

(3) 施設の安全確保

発災直後の怪我を防ぐとともに従業員が安全に施設に留まれるよう、日頃からオフィスの家 具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止策等に努める。

(4)情報収集手段の確保

発災時における従業員との連絡手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、家族等との安 否確認手段(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言サービス、SNS など)を従業員へ周知しておく。 また、災害時に適切に行動できるよう情報を収集できる手段を整備しておく。

第2節 マンション居住者の防災対策

1 マンション住宅固有の課題

大地震が発生した場合、高層建築物は、建物自体は耐震性に優れているが、ライフライン(水道、ガス、電気等)及びエレベーターの停止、家具類の転倒により、通常の生活が困難になり、居住者の安否確認、救援救護、被災生活等の問題が発生すると想定される。特に、高層階の居住者、高齢者などの要配慮者にこれらの問題が集中することが考えられる。

2 居住継続支援

都の被害想定では、避難者は364,824人に上るとされているが、その中の相当数は、ライフラインの途絶による避難者と想定される。

区は、平成24年度から、マンション居住者向けの防災講習会を実施し、平成26年度からは、マンション居住者に向けた啓発パンフレットを発行し、区ホームページでも公開して啓発活動を強化している。

また、居住継続をより効果的に実現させるために、大田区開発指導要綱を改正し、平成29年4月1日から50戸以上の住戸を有する集団住宅を対象に「防災備蓄倉庫」の設置の義務付けを行うこととした。

応 急 ・復 旧 対 策

第1節 自助による応急対策の実施

1 自らを守る応急対策

大地震が発生したら、まず第一に身を守ることを考える。身の安全が図れた後は、あわてず、 落ち着いて行動する。その後、隣近所で助け合って行動する。

区では平成 27 年度から「命を守る 3 動作(シェイクアウト訓練)」の重要性を啓発し、地震への備えの機運を高めている。

地震その時10のポイント (出典:東京消防庁ホームページ)

〈地震時の行動〉

- 1 まず身の安全を守る
 - 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、身の安全を最優先して行動する。
 - ・ 丈夫なテーブルの下や物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身 を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

〈地震直後の行動〉

- 2 落ち着いて火の元を確認する
- 火を使っている時は、揺れがおさってからあわてずに火の始末をする。
- 出火した時は、落ち着いて消火する。
- 3 あわてて行動しない
 - ・ 屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
 - ・ 瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。
- 4 窓や戸を開けて出口を確保する
 - 揺れがおさまった時に、避難ができるように出口を確保する。
- 5 門や塀には近寄らない
 - 屋外で揺れを感じたらブロック塀などには近寄らない。

〈地震後の行動〉

- 6 火災や津波からすばやく避難する
 - ・ 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難 する。
 - ・ 沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早 く避難する。
- 7 正確な情報と確かな行動をとる
 - ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。
- 8 わが家の安全と隣近所の安否を確かめ合う
 - ・ わが家の安全を確認した後、近隣の安否を確認する。
- 9 みんなで協力し合って救出・救護する
 - ・ 倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。
- 10 避難の前に、電気・ガスの安全を確認する
 - 避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

第2節 自助による二次災害の防止

1 余震等による被害の防止(応急危険度判定制度)

大規模地震が発生した場合、当分の間、余震が続くことが想定される。本震による損壊が大き い建築物については、余震等によって倒壊する危険性があるため、むやみに立ち入らないように する必要がある。

区は、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に、地震により被災した建築物を調査 し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性を判定する。なお、判定結果は、建築物の見や すい場所に色別のステッカーで表示する。

区民一人ひとりが、応急危険度判定制度を理解し、特に赤色のステッカーが貼られた建物には 近づいたり、立ち入らないようにする。

なお、応急危険度判定は、居住者のみならず第三者への二次的災害の防止のため、緊急に行う もので、判定は暫定的なものである。後に行われるり災証明書発行のための住家被害認定調査と は、目的や判定手法を異にするものである。

2 通電火災の防止

阪神・淡路大震災において原因が判明している火災の発生割合を見ると、地震による停電の後、 電気が復旧した際の「通電火災」が6割を占めている。最長で8日後にも発生している。

(出典:消防庁「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書」)

通電火災を防ぎ、かけがえのない財産である家や家財を火災で失わないためにも、電気が断絶した状況で避難などにより家を空ける場合には、必ず電気のブレーカーを落とすことが重要である。また、揺れによってブレーカーを切ることが可能な「感震ブレーカー」や「通電防止グッズ」を活用することも効果的である。

区では感震ブレーカーのパンフレットを作成し、ホームページでも公開して普及啓発を進めている。

3 健康二次被害の防止

過去の震災では、避難生活環境の過酷さから、体調を悪くしたり、それを元に死亡する事例も あった。特に、車中泊など、自由に体を動かすことが困難な環境での生活を余儀なくされる場合 は、エコノミークラス症候群に陥らないよう、定期的に体を動かすなど、体調管理に十分注意す る。

区は、健康二次被害を防ぐために、その危険性と予防策を記載した資料を活用して普及啓発するとともに、災害時の相談体制を検討する。

[資料編 7-20 健康二次被害の啓発資料(例) 参照]

4 車両による避難の抑止

東京都震災対策条例では、車両での避難を禁止している。また、オープンスペースが限られる 区内では、道路上等における駐車が人命救助や消火活動、被災者支援等に影響を与える可能性が ある。

区は、車両による避難を抑制するために、道路が閉塞すると支援が滞る懸念があること等について普及啓発する。

第3章 共助の具体的な取り組み

地域を守ることは自分や家族を守ることにつながる。災害によってまちが破壊された時、隣近所の協力や地域の支え合いによって助け合うことが大事である。

本章では、共助の担い手や強化策等について示す。

<予防対策>

第1節 自主防災組織の位置づけ、役割(P.50)

第2節 防災市民組織(P.51)

- 1 防災市民組織とは 2 防災市民組織の活動 3 自主防災組織の活動実績
- 第3節 多様な活動主体による取組みと地域力の結集(P.52)
- 第4節 防災訓練の充実(P.53)
 - 1 総合防災訓練 2 自治会・町会の防災訓練等
- 第5節 共助の予防対策(P.56)
 - 1 共助による地域防災力の備え
 - 2 「共助」~ 地域の人と人がつながって助け合う5つのポイント ~
- 第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み(P.57)
 - 1 事業概要 2 取り組み 3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割
 - 4 避難所と学校防災活動拠点の違い

第1節 自主防災組織の位置づけ、役割

区民一人ひとりは、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、自発的に災害対策活動に参加するなど、相互に協力して自らの生活再建とともに、居住する地域の復旧・復興に努めなければならない。

地震による被害を最小限にとどめるためには、まず個人の行動が基礎となるが、その力には限界がある。隣近所の助け合いとともに、災害の規模によっては地域住民の命そして財産を守るため、 自治会や町会を単位とした地域の協働体による活動が重要となる。

区では、共助によって地域防災力を向上するために、自治会・町会を母体とする「防災市民組織」 を設置して様々な活動を行っている。

近所の人たちと協力しあい、地域の防災活動を効果的に行なうための組織である防災市民組織に 参加して、災害に強い地域社会を作ることを目指す。

また、臨海部諸島(京浜島、城南島、昭和島)においては、各島の企業と連携した防災対策の促進を図っている。臨海部企業の資源活用を図る仕組みを構築するとともに、居住者がいない地域の企業・事業所については、企業連合組織が自主防災組織を立ち上げ、平時における防災訓練や災害時の応急活動を行うことができるよう活動環境を整えた。

第2節 防災市民組織

1 防災市民組織とは

他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分のまちは自分たちで守る」という共助の理念に基づいて設置する、自治会・町会を単位とした地域の協働組織のことをいう。(東京都震災対策条例 前文及び第34条)

2 防災市民組織の活動

(1) 予防活動

防災知識の普及、防災巡視・防災点検、防災訓練など

(2) 災害時の活動

被害情報の収集伝達、広報、出火防止、初期消火、避難誘導、救出救護など

(3) 地域協働復興に関する活動

復興のまちづくりへの参加・協力など

3 自主防災組織の活動実績

(1) 訓練及び講習会実施回数

[資料編 15-6-2 防災市民組織等の活動実績 参照]

(2) 東京防災隣組の取組み

自治会・町会、企業、学校など、地域内の様々な主体が参加し、意欲的な防災活動に取り組んでいる団体が平成24年度から東京都が推進している事業の「東京防災隣組」として認定されており、大田区内では、18団体が認定されている。(令和3年4月1日現在)

[資料編 15-6-3 大田区内の東京防災隣組認定団体 参照]

(3) 広報

特徴的な訓練や講習会及び取組については、区ホームページに掲載していく。

第3節 多様な活動主体による取組みと地域力の結集

壮絶な状況下を生き抜き、また生活の回復を図っていくためには、様々な人たちが力を合わせ、 助け合うことが何より重要である。

多様な能力(専門性)を持つ活動主体を有機的に機能させ、相互が連携し支え合える防災体制を 構築する必要がある。

【多様な活動主体】

消防団、学校、PTA、親父の会、学生、医療機関、商店、工場、企業、事業所、防災塾受講者、NPO、ボランティア、さわやかサポート、mics おおたなど

多様な活動主体の能力・機能を活用するとともに、役員の高齢化や担い手不足などの課題を抱える自治会・町会(防災市民組織)との連携を進めるなど、地域力の結集によって最大限の効果を生み出す環境整備に取り組んでいく。

【防災危機管理課・消防署】

第4節 防災訓練の充実

1 総合防災訓練

(1) 基本的な考え方

(1)
機関名

X

2 自治会・町会の防災訓練等

機 関 内 容 名

1 実施方針

区民が災害時に安全かつ的確に行動するには、日頃からの訓練が欠かせないため、自治会・ 町会の防災市民組織が中心となった訓練を実施している。実施に際しては、防災市民組織が主 体的に関わることにより、地域住民の防災行動力や防災意識を高め、あわせて組織としての初 期活動体制の習熟を図ることを目指している。

また、地域にある事業所に対し防災訓練参加を促進し、地域における連携活動を強化する。

2 支援の内容

防災訓練は防災市民組織が主体となり実施するものであるが、訓練がより実効性を持つことができるようにするため、積極的な支援を行っていく必要がある。

(1) 地震体験車訓練

区職員(防災意識普及員)及び地震体験車を派遣し、過去の地震動の体験訓練などのほか、 地震への備えや発災時の対応、身の安全の確保を説明する。

(2) 煙体験訓練

区職員(防災意識普及員)及び煙体験ハウスを派遣し、火災や煙からの避難方法などを訓練している。

(3) 備蓄食糧の配布

学校避難所等にある備蓄食糧の紹介とともに、各家庭における食糧の備蓄の促進を目的と して、品物の入れ替えに合わせ、備蓄食糧を試食用として防災訓練時等に配布している。

(4) その他の資機材の貸し出し

炊き出し用の釜、避難所訓練用資機材(簡易トイレ、発電機、毛布、断熱シートなど)、 テントなどを貸し出している。

(5) 防災活動事例集

地域の防災訓練の企画時の参考とするため、地域で行われている特徴ある訓練や防災に係るイベントなどを防災活動事例集としてまとめ、ホームページなどを利用して周知を行う。

(6) 防災訓練への参加促進

防災訓練の参加者を増やすことは、各組織の大きな課題である。このことから、次により 参加促進活動を支援している。

ア 訓練周知用ポスター、防災訓練用啓発チラシの配布

イ 区報などの発行物を利用した参加の促進

3 訓練の項目

総合防災訓練で行われている訓練項目のほか、講習会への講師派遣など地域の実状に応じた内容を実施する。

機関名	内
	4 避難所開設運営訓練(学校防災活動拠点)
	災害時に、自治会・町会を中心とした、自主的な避難所の開設・運営を円滑に行うため、各学
	校避難所において定める「避難所運営マニュアル」に基づき、訓練を実施する。また、訓練がよ
	り実効的かつ活発に実施されるよう、各学校避難所に対して、企画、物資等の支援を行う。
	訓練メニュー(例)
	① 傷病者の搬送訓練
	② 施設の安全点検訓練
	③ 避難者受付け訓練
	④ 拠点本部設置・運営訓練
	⑤ 情報伝達·伝達訓練
	⑥ 災害時特設公衆電話設置訓練
	⑦ 仮設トイレ組み立て・設置訓練
	⑧ 受水槽確認・使い方訓練
	⑨ 要配慮者避難誘導・受入れ訓練

特別出張所は訓練が円滑に実施されるよう自治会・町会との連携を図り、必要な支援を行う。

⑩ 自治会・町会との連携訓練

第5節 共助の予防対策

1 共助による地域防災力の備え

大規模地震が発生した場合は、区や消防・警察等の防災関係機関による防災活動のみならず、 地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、対応が速いほど地域の被害軽 減を図ることができる。

大田区は、自治会・町会や消防団活動に見られるように地域に根差した住民活動が活発な土地柄である。このような地域特性を活かして、大田区ならではの地域力を結集した住民の連帯意識に基づく自主防災組織と企業、NPO、ボランティアなどの区内団体が連携して、日頃から協力体制を構築することが大切である。

2 「共助」~ 地域の人と人がつながって助け合う5つのポイント ~

日頃から

- (1) 住んでいる地域に関心を持つ
 - ・ 地域内をいつもと違う視点でみると、歴史、文化や伝統行事、自治会・町会の行事やイベント等、様々な発見や交流の機会がある。新たな交流は災害時にも大きな支えとなる。
- (2) 勇気をだして隣近所の人たちと挨拶を交わす。
 - ・ 顔は知っているけれど挨拶まで交わしたことはないという程度の人と、次は挨拶を交わす ことによって新たなコミュニケーションが生まれるきっかけとなり得る。隣近所の関係は 災害時にも安心を共有できる関係である。
- (3) 地域の防災訓練に参加する
 - ・ 平成7年の阪神・淡路大震災は東京への影響はなかった。しかし、平成23年の東日本大震 災では区内でも震度5強を体感した。いつ起こってもおかしくない首都直下地震への備え として、「今、ここで地震が起こったら具体的にどのように行動するか」を改めて体験す るきっかけとして、地域の自治会・町会で実施している防災訓練に積極的に参加する。
- (4) 災害時に支援を必要とする人が隣近所にいないかの確認と支援を行う
 - ・ 身体の不自由な人や高齢者など、災害に弱い立場にある人(要配慮者)は、災害時に必要な情報を受け取りにくく、危険を察知できても助けを求めることができない場合や、すぐに逃げることができない場合がある。地域ぐるみで要配慮者を守ることが大事である。
- (5) 防災市民組織、市民消火隊や消防団への参加
 - ・ 大地震が起こると地域には大きな被害が発生する。特に、火災が発生すると延焼地域が拡大して被害が甚大になる危険性があるため、自分と地域を守るために迅速な初期消火が大切である。自治会・町会などの消火組織での活動に参加し、地域を守ることは自分や家族を守ることにもつながる。自治会・町会などの消火組織での活動を推進する必要がある。

【地域力推進部】

第6節 「学校防災活動拠点」事業の取り組み

1 事業概要

「学校防災活動拠点の整備事業」とは、現在91か所ある小・中学校などの学校避難所を「学校防災活動拠点」と位置付けて、「学校=逃げ込む場所」から『学校=災害に立ち向かう場所』へと、これまでの避難所機能を拡充するとともに、新たに情報拠点や地域活動拠点の機能をもった地域の防災活動拠点にしていく取り組みである。平成24年度から平成28年度にかけて、91か所の避難所を学校防災活動拠点として整備した。

2 取り組み

(1)目的

"逃げ込む場所"であった避難所を、地域住民のいのちを守り、また最低限の生活を守るため、「地域住民」「学校」「区」の力を結集して"災害に立ち向かうための地域拠点"として情報拠点や地域活動拠点などの機能拡充をするとともに自助・共助も強化することで地域防災力の向上を図る。

(2)役割・主な活動内容

平常時は、防災活動を推進し、災害に強い人や地域を育て、地域の防災力の向上を図る。

- ア 災害時の活動マニュアルの作成・見直し
- イ 防災訓練の企画・実施
- ウ地域への防災情報の提供、拠点活動のPR
- エ 自治会・町会間での情報交換・交流
- オ まちなか点検の実施
- カ その他、防災力向上のための活動 災害時は、地域内拠点として多くの人のいのちや暮らしを守り、いち早く地域の安心を回 復させる。
- ア 地域内での救出・救助活動(特に災害発生直後)
- イ 地域内の防犯防止、在宅避難者対応など安全・安心維持活動への協力
- ウ 避難所運営の協力
- エ 必要資源の迅速な受入れへの協力
- オ 行政等公的サービスの迅速な受け取りへの協力

(3) 自助力の強化

ア 災害に強い人を育てる

主体的な姿勢で災害に立ち向かい、自分と家族を守るために、防災の知識を増やす。

イ 一人ひとりの「+1」による対策

今できていることにもう一工夫を行うことで、自分でできる防災をひとつずつ増やしてい く。

ウ 暮らしの中に、防災を入れる

日常の中で防災を意識する。例:外出先などで避難経路を考えることで咄嗟の判断力を養 う。

エ 災害イマジネーション力の向上

災害イマジネーション力の向上を図るために防災講演会や災害体験談の講話を実施する。

オ 防災教育の充実

小・中学生などに対して、学校防災活動拠点訓練への参加や学校備蓄倉庫及び受水槽などの見学、また、イメージトレーニングツール(HUG、クロスロード等)を活用して防災意識の向上を図る。

HUG (避難所運営ゲーム):避難所の運営を図上で疑似体験し、避難所運営のイメージをする。

クロスロード:防災に関するジレンマを素材として、二者択一の詰問にYESorNOで判断し、 自らの問題として考えると同時に相互に意見交換をする。

(4) 共助力の強化

ア 災害に強い地域をつくる

地域、学校、区、地域団体等は会議や訓練などに積極的に参加し、日頃から顔の見える関係を築き、災害時に協力して地域を守ることができる関係づくり、人づくりを心がける。

また、まちなか点検等の実施により、地域がつながることにより災害を切り抜ける力を持つ、災害対応力の高い地域となる。

イ 個人の特技、地域の企業やNPO法人など、地域力の活用

災害時には、個人の持つ特技(手話、外国語、職業)や企業の力などを活用し、災害に立ち向かう。(前述のア)

ウ 女性や要配慮者への配慮をした避難所運営

拠点本部への積極的な女性の参画を図り、女性からみた視点や、避難所での女性への配慮など、両性を考えた計画づくりを行う。また、要配慮者への配慮を踏まえた運営体制を確立し適切な支援を行う。

エ 将来の地域を担う防災リーダーを育てる

防災塾、被災地支援などの経験者の活躍場を提供することで、次世代の防災リーダーを育成する。リーダーは避難所運営などで、その経験を活かし主体的に活躍することで円滑な運営ができるよう心がける。

3 学校防災活動拠点の各機能、組織及び役割

(1) 機能

ア 避難所機能

災害発生後、避難を余儀なくされる被災者を一時的に収容し、避難者の生活の安定化を早期に図る。また、応急期以降は、学校災害対策本部との調整を図り、相互に支援を行うことで学校の早期再開に向けて協力をする。

避難所の運営は、拠点本部員をはじめ、避難者の中から協力者を募り、運営をしていく。 主な活動は避難所の開設・運営に準ずる。

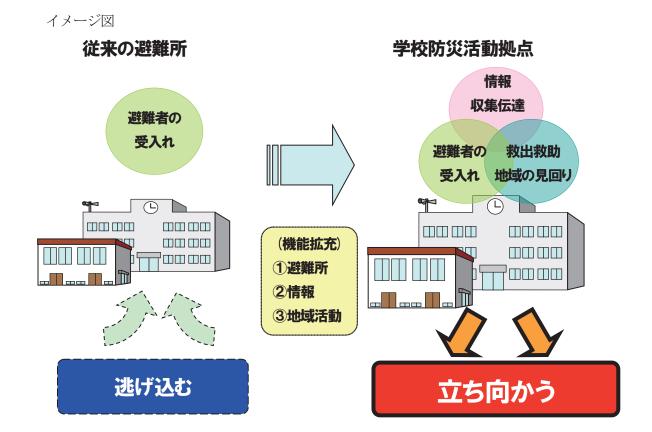
イ 情報収集・伝達機能

災害発生後から拠点活動を終えるまで、地域と区災害対策本部が連携して活動するために、 必要な地域の各種情報を地図や掲示板等を活用し、一元的に収集・集約する機能。また、区 災害対策本部等からの情報を避難者、地域に対して伝達・発信する。区災害対策本部との情 報連絡は原則として区職員、教職員が行うものとするが、何等の事情により対応できない場 合は、拠点本部員が行うものとする。

区災害対策本部等との情報連絡については、主に大田区総合防災情報システムを中心に使用する。当該システムが使用できない場合等には、その他の通信手段を活用する。

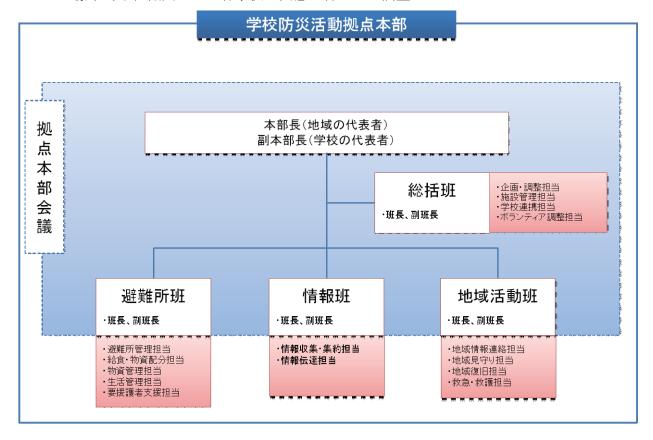
ウ 地域活動機能

災害発生直後においては、地域活動(初期消火、救出・救助活動、避難誘導等)の支援を相互に行う。応急時以降は、地域内の被災者全般に必要な対応が行き届くよう、地域全体を見守り、防犯活動や在宅避難者への支援など、地域の早期復旧を図るための活動を推進する。



(2) 組織

ア 標準的な組織図 ※各学校の実態に合わせて調整



イ 各班の主な役割

班名	担当名	活動概要
	企画・調整担当	本部会議の開催事務、運営全体の調整
 総括班	施設管理担当	施設の被害状況の確認、立入り禁止区域の設定
松竹以	学校連携担当	児童・生徒等の生活状況管理、学校機能の早期再開に向けた調整
	ボランティア調整担当	ボランティアの受入れ要否の検討、支援要請、活動作業管理
	避難所運営管理担当	避難所の開設準備、避難者の誘導、名簿の作成、来訪者への対応
避難所班	給食・物資配分担当 物資管理担当	食糧、物資の管理、炊き出し、必要物資の調達、受入れ
处于关注171 以工	生活管理担当	資器材の確保、衛生、生活ルールの確立、避難者への情報提供
	要援護者支援担当	要援護者の受入れ、生活支援
情報班	情報収集・集約担当	地域情報(被害・安否)に関する収集・集約、区からの情報集約・ 整理
I 目 干以 <i>以</i> 工	情報伝達担当	通信機器の確保、開設、情報伝達事項の拠点内、地域への掲示
	地域情報連絡担当	在宅避難者(地域住民)への情報提供
 地域活動班	地域見守り担当	地域の見回り、防犯活動、在宅要援護者等の生活支援
地域泊期班	地域復旧担当	地域の二次被害災害防止活動支援(救出・救助、避難支援)
	救急・救護担当	負傷者の搬送・救護

4 避難所と学校防災活動拠点の違い

			避難所	学校防災活動拠点
災		目的	避難者の収容	地域防災力の向上
害時	₹	幾能	①避難所機能	①避難所機能 ②情報拠点機能 ③地域活動機能
	1	構成	自治会・町会、学校など	自治会・町会、学校、PTA、地域内のお店や事業所 など多様な人たち(女性含む)
	活	動場所	避難所内	学校防災活動拠点をベースに地域全体
	活	動期間	発災から7日以内	発災から2~3ヶ月以内
	運	室営組織	避難所運営連絡会 (避難者による自主運営)	拠点本部(地域住民、学校、区が協働で設置する)
	活	新 内容	主に避難所での生活支援活 動等を行う ・施設管理 ・避難所運営 ・要配慮者支援 ・救護衛生 ・物資配給 ・情報連絡 ・ボランティア調整 など	 ・対応方針の決定 ・施設管理 ・学校連携 ・避難所運営、生活支援 ・給食・物資配分管理 ・要配慮者支援 ・地域見守り・地域復旧 ・救急・救護・衛生 ・情報収集・発信(情報ルールの活用) ・ボランティア調整 など
	関	自治会 町会など	①協議会への参加 ②避難所の開設・運営	①拠点会議及び本部の構成員②拠点本部の中心的な役割を担う③災害時は地域全体と連携した災害対応活動④災害時は学校・区と連携した災害対応活動
	わり方	学校・区	①協議会への参加 ②避難所の開設・運営支援	①拠点会議及び本部の構成員 ②拠点本部の活動を全面的に支援する ③災害時は拠点本部と連携した学校・区としての 災害対応業務(学校災害対策本部業務、大田区災 害対策本部業務)
平常時	運′	営組織	避難所運営協議会	学校防災活動拠点会議

第4章 公助<区>の具体的な取り組み(自助・共助への支援)

大規模地震発生直後は、自らの身は自ら守る「自助」、そして隣近所の協力や地域の助け合いによる「共助」が基本となる。一方で、「公助」はそれらの取り組みを支援し、理解促進・普及啓発を行い、地域防災力の充実を図っていく必要がある。

本章では、区による自助・共助への支援について、必要な事項を定める。

- 第1節 防災意識の高揚 (P.62
 - 1 基本的な考え方
- 2 防災広報の充実
- 3 防災教育の充実
- 4 地域ぐるみの自主防災体制の強化と支援
- 5 多様性に配慮した防災対策
- 第2節 防災訓練の充実(P.67)
 - 1 基本的な考え方 2 防災訓練 3 自治会・町会等の防災訓練
- 第3節 初期消火対策(P.68)
 - 1 街頭設置消火器の維持管理 2 住宅用火災警報器のあっせん 3 火災使用消火器の薬剤補充
 - 4 C級ポンプの配備 5 D級ポンプ(ミニポンプ)の支給 6 スタンドパイプの支給
 - 7 消防水利の整備

予 防 対 策

第1節 防災意識の高揚

【防災危機管理課】

1 基本的な考え方

災害発生直後においては、公的機関による支援が困難を極めることが予想されることから、区 民一人ひとりが防災意識を高め、防災行動力を向上させることが重要である。このため、各家庭 や学校などでの日頃の備えの重要性や地震時の行動について、様々な方法で幅広く普及・教育を 行っていく。

2 防災広報の充実

【防災危機管理課】

(1) 計画方針

あらゆる機会、様々な広報媒体を十分活用し、正しい防災知識や家庭防災の重要性、さらに は防災訓練への積極的参加の呼びかけを行い、区民の防災意識の高揚を図る。

- (2) 事業計画
 - ア 広報内容
 - (ア) 家具転倒防止器具の設置や最低3日分、できれば1週間分の家庭内備蓄など、日頃の備 えの重要性
 - (イ) 地域における共助の重要性
 - (ウ) 地震発生時の初動対応要領
 - (エ)避難所、避難場所などの確認
 - (オ) 災害時の情報収集手段(防災ポータル、防災アプリ、区民安全・安心メール等)
 - (カ) その他、防災に関する知識

イ 事業概要

- (ア) 各種媒体による広報
 - a おおた区報

防災週間などの機会を捉え、広く区民の防災意識の高揚を図るため、特集記事を掲載する。

また、防災事業についても適宜掲載する。

b インターネット 防災意識の高揚に必要な情報や防災事業の紹介などを、区ホームページに掲載する。

c 防災パンフレットの配布

日頃の備えや地震時の行動等について掲載した防災パンフレットを、区内各施設に備えるとともに防災訓練時などの機会を捉え配布する。

なお、パンフレットは配布場所に応じた内容(児童・生徒向けなど)とし、外国語表記など、多様な区民に対応したものとする。

(イ) 防災DVDの貸し出し

アニメなどの幼児向けから、一般向けまで、防災に関するDVDを幅広くそろえた、DVDライブラリーからの貸し出しを行う。

DVDは、自治会・町会、事業所、学校、その他の団体に対して貸し出し、同団体が行う講習会、座談会などにおいて有効活用する。(DVDリストは、区ホームページに掲載)

(ウ) 防災用品等の展示

日頃備えなければならない防災用品の種類を周知するため、区ホームページなどへ写真 を掲載するとともに、地域の防災訓練時などで非常用食糧や家具転倒防止器具等を展示し 周知を図る。

(エ) 防災フェア等の開催

防災週間などの機会で防災に関するフェアを開催し、過去の震災の写真パネルや防災用品の展示などを行う。

- a 防災週間 (8月30日~9月5日)
- b 防災とボランティア週間 (1月15日~21日)

(オ) 家庭内備蓄の促進 P R

震災後の生活の混乱防止と家庭での居住継続の 料等を備蓄の促進を図るよう、平成26年度には、 家庭内備蓄の促進PR事業のシンボルデザインの 公募を行い、右図のデザインを作成した。

家庭内備蓄の促進シンボルデザインを活用し、 特別出張所における家庭内備蓄例の展示及びポス ター、チラシ、クリアファイルの作成・配布等、 継続したPR活動を展開していく。



【家庭内備蓄の促進シンボルデザイン】

3 防災教育の充実

【防災危機管理課·区各部·関係各機関】

(1) 基本的な考え方

災害時に正しい行動をとるためには、日頃から防災に関する正しい知識を習得しておくことが重要である。

児童、生徒に対しては各教育場面を通して、災害に対する正しい知識の習得を推進していく。 また、乳幼児のいる家庭に対しては乳幼児の安全を確保するための家庭内の備えの情報など をおおた子育てナビ、乳幼児が集う区施設(子育て支援施設・保健所など)に置く情報誌など を通じて提供する。

加えて、地震災害の正しい知識の習得と避難訓練における地震体験車や煙ハウスによる体験訓練、津波対応訓練等を通じて防災教育を推進していく。

区をはじめ防災関係機関の職員、区内事業所、防災市民組織等に対しては、各種の研修や訓練の機会を捉えて防災意識の高揚、防災知識の習得の推進を図る。

(2) 事業計画

ア 児童生徒、乳幼児家庭に対する防災教育

児童・生徒も「自分の命は自分で守る」という「自助」の視点で防災・減災教育を進める 必要がある。各学校では、理科において自然災害の仕組みの理解を、社会科において地域社 会における減災や災害への対応について、保健体育科において災害時の対応について等、各 教科で学習するとともに避難訓練(学校行事)、学級活動、総合的な学習などで防災教育を 行っている。

避難訓練の機会等を有効活用し、地震体験車や煙ハウスによる地震の模擬体験や保護者への引き渡し訓練、津波を想定し、高所への避難訓練を行う。また、副読本や子ども向け防災ハンドブック等を使用し、防災意識の高揚を図る。

乳幼児の安全を確保するための家庭内の備えについての情報などをおおた子育てナビへ 掲載していく。また、わかりやすく簡単な区の防災関係の情報誌などを子育て支援施設や保 健所などに設置する。

イ 事業所に対する防災教育

事業所団体が主催する会合やセミナー等の機会を捉え、防災パンフレット等を活用して、 自助・共助の考え方を啓発するとともに、事業所のBCP作成を推進する。

4 地域ぐるみの自主防災体制の強化と支援

【防災危機管理課】

(1) 基本的な考え方

地震時の出火防止や初期消火は、地域住民や事業所などによる組織的な活動が期待される。 このため地域ぐるみの自主防災体制を確立し、地震時に有効に機能するよう臨海部を含めた 区内全域での組織的活動力の向上を図る対策を進める。

(2) 自主防災組織の位置付け

ア 防災市民組織

震災及びその他の災害に際し、その被害の軽減を図るとともに、応急態勢を確実かつ迅速 に確立するため、地域の自治会・町会を母体として結成されている組織。令和3年1月1日 現在、218 自治会・町会中、215 組織で結成されている。

イ 市民消火隊

震災時の火災に対する初期消火と避難道路周辺の延焼防止を目的に、昭和48年以降、東京消防庁が自治会・町会に市民消火隊を結成した。昭和54年に区に移管され、防災市民組織の中核として位置付けられ、区は、C級ポンプとポンプを格納する格納庫を貸与している。令和3年1月1日現在、150隊で結成されている。

ウ ミニポンプ隊

震災時の火災に対する初期消火を目的に、多くの防災市民組織の防火部等で結成されている。区は、希望する自治会・町会に対して、誰もが操作しやすいD級ポンプ(ミニポンプ)を支給している。

(3) 防災組織の強化育成

ア 強化育成の考え方

地震による被害は、同時多発的に、しかも広域に及ぶことが予測される。特に、発災直後は道路・通信の状況等により、防災機関が迅速に対応できないことが考えられる。このことから、区民自らが初期消火、被災者の救出、救護、避難など近隣相互に助け合いながら組織的に行動していくことが重要である。

区及び防災関係機関は相互に連携し、防災組織が主体的に活動することができ、また、組織の中心となるリーダーの育成が積極的に行われるよう、指導・支援体制の充実強化を図っていく。

イ 防災市民組織等の育成

(ア) 計画方針

区は、組織が積極的に活動できるよう支援に努めるとともに、防災市民組織、市民消火 隊等を未結成の自治会・町会に対する結成促進を図る。

(イ) 助成金の支給等

「大田区防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金交付要綱」に基づき、次

の助成を行う。

a 防災資器材の支給

防災市民組織、要配慮者の支援活動を実施する防災市民組織、市民消火隊の結成初年度には、必要な資器材を支給する。

b 助成金の交付

防災資器材の購入・維持管理、印刷物作成費、防災訓練経費など、組織運営に必要な経費として、助成金を交付する。

c 特別助成金の交付

防災訓練及び市民消火隊訓練の実施状況により、特別助成金を支給する。

(ウ) 防災リーダー等の教育・育成

組織が効果的に活動していくためには、防災リーダーの存在が不可欠である。しかしながら、組織員の高齢化などの諸問題により、新たな防災リーダーの育成を必要としている組織もある。このことから、各種講習(講演)会の開催により防災リーダーとなる人材の育成を図る。また、東京都主催の各種講習(講演)会等も活用の上、女性の防災人材の育成を図る。

(エ) 市民消火隊員等の技能向上・士気の高揚

防災市民組織に配置している消火ポンプを震災時に有効に活用するためには、それを扱う市民消火隊員等の技術向上が重要である。このことから、以下により、技能向上・士気の高揚を図る。

a 市民消火隊等ポンプ操法発表会の開催

区内を4消防署の管内に分け、4会場でC級・D級ポンプの操法発表会を実施し、消火活動技術の向上を図る。

b 教養資料の配布

ポンプ操法手引きを配布する。

(オ) 防災市民組織・市民消火隊・市民消火隊員等への感謝状の贈呈

「大田区防災市民組織等感謝状贈呈要綱」に基づき、活動歴が10年を超える防災市民組織・市民消火隊・市民消火隊員に対し、感謝状を贈呈し、士気の高揚を図る。なお、平成25年度から隊員歴20年、30年となる市民消火隊員、平成26年から防災市民組織・市民消火隊30年、令和2年度から隊員歴40年となる市民消火隊員の感謝状贈呈制度を設けた。

(4) 自主防災組織の役割分担

ア 自治会・町会の自主防災組織

災害時は、近隣の住民が協力して、助け合って組織的に活動するため、防災市民組織を中心として、地域ぐるみの自主防災体制を確立することが重要である。このことから、防災市民組織が初期消火を含めた効果的な防災訓練を実施できるよう、区及び防災関係機関は訓練指導や訓練への参加促進支援などを行い、地域の自主防災体制の強化を図る。

また、市民消火隊やミニポンプ隊が中心となり、C・D級ポンプ、スタンドパイプを活用した、地域内の火災に対する初期消火を実施する。

イ 臨海部企業の自主防災組織

区は、臨海部企業と連携した防災対策を推進するために、臨海部に対し、以下の事業を実施している。

- (ア) 自主防災組織の立ち上げ支援
- (イ) 自主防災訓練への支援
- (ウ)情報連絡体制の整備
- (エ) 津波及び液状化対策
- (オ) 臨海部企業との協力体制の構築
- ウ 危険物施設等の防災組織
- (ア) 危険物施設の防災組織(消防署)

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の 自主保安体制の強化を図る必要がある。消防法等に基づき、自衛消防組織の設置が義務づ けられている事業所に対して、自衛消防組織の結成を指導する。

(イ) 高圧ガス関係者の防災組織(都環境局)

高圧ガス災害対策には、専門的知識や技術、特殊な防災資機材が不可欠であるため、高 圧ガス関係業者が地域的な防災組織を整備し、効果的な相互応援活動ができる体制の確立 が必要である。高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制を整備して東京都高圧ガス地域防 災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について、同協議会への参加を指導する。

(ウ) 火薬関係の防災組織

平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時における危険 防止のための応急措置などについて、自主保安体制の整備を指導する。

エ 事業所の自主防災体制の強化(消防署)

事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

(5) 事業所と防災市民組織の連携

都及び区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、 地域との協力体制づくりを推進する。

都及び区は、防災市民組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行う。

(6) 地区防災計画の作成

ア 計画の作成・提案

地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対して地域防災計画へ定めるように提案することができる。

イ 地域防災計画への反映

地区防災計画の提案があった場合、区防災会議は必要の有無を判断した上で地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

ウ 作成・運用の支援等

区は地区居住者等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、支援を行う。

5 多様性に配慮した防災対策

【防災危機管理課・区各部・関係各機関】

(1) 基本的な考え方

過去の災害において、女性をはじめとする多様な視点を考慮した防災対策の欠如から、必要な 物資の不足や女性等への配慮に欠けた避難所運営等様々な問題が生じた。

このような事態を防ぐため、防災におけるあらゆる場面において、女性や高齢者、障がい者、子供、外国人等の多様な視点を有する幅広い人材が参画していく等、多様性に配慮した防災対策の推進が求められている。

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた防災意識の啓発

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し、 男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発する。

(3) 多様な視点を踏まえた防災対策

区及び関係機関は、区内外のさまざまな有識者の協力を得て、多様な視点からの防災の考え方を啓発するとともに、多様な視点を防災の取組に反映・推進していく。

【防災危機管理課·区各部】

第2節 防災訓練の充実

1 基本的な考え方

- (1) 防災対策や防災計画を災害時に十分機能させるためには、平素から防災関係機関相互が緊密な連携をとるとともに、発災時を想定した各種の訓練を積み重ねておく必要がある。
- (2) 災害応急復旧対策にあたる各防災関係機関は、常に防災資機材の操作等の習熟に努めるとともに、緊急地震速報発令時又は発災時に的確に対応できるよう、想定される被害に対応する各種訓練の実施や、延焼火災・津波被害のハザードマップ、シミュレーションなどを活用した避難場所や避難方法の選択などについての研修等を実施する。
- (3) 防災組織及び住民は、防災関係機関と連携し、初動活動、支援協力体制の確立を図るとともに、地域性、住宅の形態等、個々の特性や事情を考慮して、実態に即した個別訓練を、積極的に実施する。

2 防災訓練

(1) 災対各部の訓練

災対各部間において連携するとともに、防災関係機関と連携し、応急活動訓練を行う。また、 併せて現地対策本部の訓練も行う。

- (2) 災害対策本部運営訓練
 - 区及び防災関係機関の災害活動態勢を確立するため、災害対策本部の運営訓練を実施する。
- (3)災害対策本部事務局訓練 災害時、危機管理監を補佐する災害対策本部事務局の情報収集、情報発信等の図上訓練を実施する。
- (4)総合防災訓練(地域) 第2部第2編第3章第4節「防災訓練の充実」に示すとおりとする。

3 自治会・町会等の防災訓練

第2部第2編第3章第4節「防災訓練の充実」に示すとおりとする。

第3節 初期消火対策

1 街頭設置消火器の維持管理

(1) 現 況

区は、震災時における火災防止対策の一環として、通常の火災防止対策と併せ、区民が協力 して初期消火活動に努め被害の拡大を防止することを目的に、昭和47年度から街頭設置消火 器を整備している。

【防災危機管理課】

また、区では、火災時に備え常に消火器を良好な状態にしておくため、薬剤の詰め替えや補修等の維持管理を行っている。

〔設置現況〕 6,853本(令和3年5月末現在)

(2) 事業計画

「大田区における消火器の管理及び運営要領」に基づき、適切な管理を行う。

なお、街頭設置消火器について現在と設置当初とでは地域の状況が大きく変化しており、火 災危険度なども変化してきている。したがって、配置基準を定め、街頭設置消火器の適正配置 に努める。

<配置基準>

原則として、設置間隔を100メートルに1本として整備を行う。但し、東京都の地域危険度における火災危険度や狭隘道路(道路幅員4m以下)、袋小路による消防活動の困難さも考慮する。

2 住宅用火災警報器のあっせん

(1) 現 況

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられている。

(2) 事業計画

「家庭用消火器及び住宅用火災警報器あっせん事業実施要綱」の規定に基づき、大田区防災 設備協力会の協力により通年あっせんを行い、各家庭に住宅用火災警報器を設置させ、火災の 早期発見に役立てる。

3 火災使用消火器の薬剤補充

(1)現況

区民等が所有している消火器を近隣の火災に使用した場合、所有者の経済的負担を軽減する ため、区が薬剤補充をしている。

(2) 事業計画

「大田区における消火器の管理および運営要領」に基づき、随時に対応する。

4 C級ポンプの配備

(1) 現況

区は市民消火隊に対して、С級ポンプ及び格納庫を貸与している。

[資料編 15-6-1 防災市民組織等の現況 参照]

(2) 事業計画

年1回定期的に点検を行うとともに、経年に応じて計画的に取替えを行う。また、市民消火 隊が新たに結成された場合は、個人装備品(防火衣、ヘルメット等)の支給、C級ポンプ及び 格納庫の貸与を行う。

5 D級ポンプ(ミニポンプ)の支給

(1) 現況

区は、昭和53年度から、配備を希望する自治会・町会にD級ポンプを支給している。 また、平成26年、27年の2か年で、新型D級ポンプの再配備を行い、誰もが操作しやすい ポンプを配備した。

[資料編 15-6-1 防災市民組織等の現況 参照]

(2) 事業計画

新たに防災市民組織を結成し、配備を希望する自治会・町会に対して支給する。

6 スタンドパイプの支給

(1) 現況

防災市民組織を有する 212 の自治会・町会に、消火栓に直結して放水するスタンドパイプを支給している。平成 25 年度には、世帯数が 2,000 を超える 56 の自治会・町会に追加配備を行った。

また、平成25年度に結成された昭和島・京浜島・城南島の自主防災組織にスタンドパイプ2台を支給している。

(2) 事業計画

新たに防災市民組織を結成し、配備を希望する自治会・町会に対して支給する。

7 消防水利の整備

(1) 現況

区は、東京都震災対策条例に基づく東京消防庁における消防水利の増強を補完する目的で、 昭和47年度から40tの防火水槽を設置している。

〔資料編 15-3 区内防火水槽一覧 参照〕

(2) 事業計画

区で設置する防火水槽は、原則として区有地に設置する。なお、設置場所の選定にあたっては、消防署と協議のうえ決定する。

第5章 公助<関係機関等>の具体的な取り組み

大規模地震発生直後は、自らの身は自ら守る「自助」、そして隣近所の協力や地域の助け合いによる「共助」が基本となる。一方で、「公助」はそれらの取り組みを支援し、理解促進・普及啓発を行い、地域防災力の充実を図っていく必要がある。

本章では、公助の役割について、必要な事項を定める。

<予防対策>

- 第1節 防災広報の充実(P.70)
- 第2節 防災教育の充実(P.73)
- 第3節 防災訓練の実施(P.73)
 - 1 総合防災訓練
- 第4節 防災組織の強化育成(P.74)
- 第5節 事業所防災体制の強化(P.76)
- 第6節 災害活動体制の整備(P.78)
 - 1 初期消火対策
- 第7節 救助・救急体制の整備(P.79)
 - 1 救急体制の整備

予 防 対 策

第1節 防災広報の充実

機関名	事 業 内 容
	1 計画目標 地震等による被害を最小限にとどめ被害の拡大を防止するには、防災機関の努力はもちろん、区民 もまた自らの予防処置を講じ、震災時にも落ち着いて地震災害に立ち向かう行動力を身に付けること が必要である。
各	そのためには、日頃から防災知識の普及啓発活動を行い、区の防災市民組織における防災リーダー の育成を図るとともに、各地域における事業所等についても防災組織等を充実して訓練を推進する必 要がある。
消	さらに、発災に備えこれら組織が初期消火や救援救護等の面で十分活動できるよう防災訓練、救命 講習等のより一層の充実を図る。 2 普及計画
防	住民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。 (1) 広報内容
署	ア 地震のメカニズム イ 地震に対する10の備え(家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、非常持ち出 し品など)
	ウ 地震! その時10のポイント (身体防護、出火防止など) エ 出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識 オ 事業所の地震対策 (事業所防災計画)
	カー地域の連携協力、要配慮者のネットワークづくり

166	
機関名	事業內容
	キ 七つの問いかけ(要配慮者の災害対応力の向上) ク 消防団、災害時支援ボランティア及び女性防火組織、消防少年団をはじめとする自主防災組織の活動紹介及び加入促進 ケ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 (2) 広報手段 ア 印刷物 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」「地震に備える」「広報とうきょう消防」等 イ 講習会等 防火管理者や危険物取扱者、都民等を対象として各種講習会・研修会を随時開催する。 ウ 各消防署ホームページ、SNS、消防アプリ等 エ 常設展示及び体験施設 (7) 消防防災資料センター(消防博物館) (4) 都民防災教育センター(池袋、本所、立川各防災館) オ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 カ その他の媒体 (7) 地域CATV (4) プロモーションビデオ等 キ はたらく消防の写生会
大門駅務管区五反田駅務区	ク 防火防災診断 1 計画目標 利用者に対して、防災意識の普及を図るとともに、都営地下鉄の安全対策等をPRし、災害発生時における混乱防止の協力を呼びかける。 2 事業計画 災害時に対する一般的啓蒙措置として、駅舎内の見やすい場所にポスター、立看板の掲出及び放送等により周知徹底を図る。 なお、随時発行している広報誌「ふれあいの窓」に毎年9月の防災週間にあわせ、防災に関する記事を掲載し、防災意識の高揚に努める。
各警察署	1 広報内容 (1) 防災計画の周知に関する広報 (2) 個人の防災知識の周知に関する広報 (3) 事業者の防災知識の周知に関する広報 (4) 大地震が発生した場合の交通規制の周知に関する広報 2 広報手段 (1) 各種広報媒体を活用した情報発信 (2) イベント等を通じた震災講話 (3) 事業者別の防災研修会 (4) 警察諸活動を通じての広報活動 3 広報媒体 (1) 各署ホームページ (2) パンフレット、広報誌等

機関名 事 業 内 容 東東京管理局首都高速道路㈱ 震災時において、お客様が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情 報を周知させるため、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。 1 現 況 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほ か、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 2 計画目標 東京電力パ 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般 公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 (1)無断昇柱、無断工事をしないこと。 ゙ヷ (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京カスタマーセン ーグリッド ター (TEL0120-995-007) に通報すること。 (3) 断線、垂下している電線には絶対さわらないこと。 (4)浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 - 株品川 (5)漏電による事故を防ぐための漏電遮断機の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で 点検してから使用することを推奨する。 (7)屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8)電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項 1 日常の広報 お客さまおよび他工事関係工事会社に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとと もに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。 東 非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター(マイコン 京 ガ メーター)復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。 ス 2 災害時における広報 (株) 災害発生時にはその直後、ガス供給停止、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた 広報活動を行う。具体的には、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、 必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じ連携を図る。 1 災害時における広報活動 (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災し た電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解 消に努める。 NTT東日本 (2)テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行う。 (3)「171」災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用 案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災 無線等で利用案内を実施する。 (4)「171」災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話 が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になった場合、速やかに災害用伝言

板 (web171) を提供する。

第2節 防災教育の充実

機関名	事業內容
	1 児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集、地域の町会・自治会等を対象とした講演会・座談会及び映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。 2 防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわ
各	せた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。 3 区民、防災市民組織のリーダー、事業所の防災担当者等が避難・初期消火・応急救護などの防火防災 に関する実践的な知識・技術を身に付けるために都民防災教育センター(防災館)でのVR(災害疑
消	似体験)コーナー等を活用する。
	4 区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図る。事業所における応急救護の指導的
防	立場の従業員等を養成し、自主救護能力の向上を図る。 5 地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会・自治会、事業所、学校等、地域の連携方策をより一層推進するとともに、都民防災教育センター(防災館)等を拠点として地域の防
署	災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図る。
	6 教育機関等と連携し発達段階に応じた幼児期からの総合防災教育を推進する。
	7 都立高校等で行われる宿泊防災訓練において総合防災教育を実施する。
	8 消防団・災害時支援ボランティアと連携した出火防止、初期消火、救出救助、応急救護等に関する基
	礎訓練や実践的な防火防災訓練を実施する。

第3節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

機関名	内
各	1 地域(防災市民組織)、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の 確保など、協力体制の推進を図る。 また、小規模の事業所に対しても防災市民組織の一員として活動する等の連携を指導し防災行動力の
消	向上を図る。
防	2 総合防災訓練の実施 自主防災組織をはじめ、住民、事業所等に対して、各種資器材や施設を活用し、また消防団と連携し
署	て、出火防止、初期消火、救出救助、応急救護等に関する基礎訓練や実践的訓練を行う。 3 まちかど防災訓練の推進
	震災等を想定し、地域住民が、地域に実際に配備されている消火器・スタンドパイプ・軽可搬ポンプ 等の資器材を活用した、実践的な「まちかど防災訓練」を推進する。

第4節 防災組織の強化育成

機関名	内
	(1) 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等を育成し、防火・防災意識や防災行動力の向上を
	図る。
	(2) 要配慮者の人命安全確保のため、要配慮者に対する関係機関及び地域との協力体制を推進する。
	(3) 地域防災の充実を図るため、事業所と地域の防災市民組織等との連携体制を整備する。
	(4) 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成を推進する。
各	(5) 都民防災教育センター(防災館)の効果的利用を促し、区民、防災市民組織及び防火管理者等の
7	実践的な防災行動力の向上を図る。
	(6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を積極的に利用し、効果的な身体防護及び出火防
	止訓練等を推進する。
消	(7) 緊急地震速報や小さな地震においても、まず身の安全を図ることを第一優先とする習慣を身に付
113	けさせる。
	(8) 発災対応型防火防災訓練等の実践的な訓練を消防団や災害時支援ボランティア等と連携して推進
	(a) ED = +\frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}
防	(9) 区民、事業所に対する防災パンフレットの配布等を推進する。
193	2 訓練等の指導 (1) 欧州 マタ ※欧田 マタ ※欧田 マリン ・ 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	(1) 防災市民組織に対して各消防署は、区と連携し震災時を想定した各種防火防災訓練の指導を実施
	するとともに、技術指導を通じて防災市民組織の活性化に努める。 ア 出火防止・初期消火態勢の指導
署	イ 初期消火訓練の指導
	ウ 応急救護訓練の指導
	エ 倒壊家屋からの救出・救助訓練の指導
	オ スタンドパイプ・軽可搬ポンプ等の資器材を活用した実践的な初期消火訓練指導
	(2) 社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要なことから、次により防災力の
	向上を図る。
	ア 社会福祉施設と周辺地域の事業所、町会等との災害時相互応援協定等の締結推進
	イ 各社会福祉施設の自衛消防訓練の充実指導
	3 災害活動
	(1) 防災市民組織の主な活動範囲は、原則として次のとおりである。
	ア 近所での助け合い(出火防止、初期消火、救助等)
	イ 安否や被害についての情報収集
	ウー初期消火活動
	工物出活動
	オー負傷者の手当・搬送
	カー住民の避難誘導活動
	キ 避難行動要支援者等の避難支援
	(2) 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動
	ア 各消防署では、平成7年7月から、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害
	時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成 18 年 1 月には「東京消防庁災害時支援ボラ
	ンティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大したが、発足

機関名	内容
	から 25 年以上経過し、この間に社会環境等も大きく変化したことから、令和3年7月に同要綱の
	一部改正を行った。
各	災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を
	統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の
消	登録者を積極的に活用し、各消防署消防ボランティアの一層の充実強化を図る。
	さらに、災害時支援ボランティア用救助資器材を整備し、消防隊や消防団と連携した活動能力の
防	向上を図る。
	イー登録資格者
署	原則、東京消防庁管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学するものであり、かつ東京消防庁を支
	援する意思がある 15 歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たすもの
	(ア) 応急救護に関する知識を有する者
	(イ) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
	(ウ) 元東京消防庁職員
	(エ) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者
	(オ) 東京消防庁職員と同居する 15 歳以上の家族
	ウ 業務内容
	各消防署消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模自然災害等が発生
	した場合、あらかじめ登録した各消防署へ自主的に参集し、消防活動の後方支援を行う。

第5節 事業所防災体制の強化

機関名	内
I	1 事業所、自衛消防隊の活動体制の充実、強化 震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力充実、強化
	を図る。 (1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
	ア ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。 震災時には、これらの一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした 自衛消防活動訓練等の指導を推進する。
各	イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
	(2) 防火管理者の選任を要する事業所 消防法第8条、第8条の2等により、責務として消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
消	(3) 自衛消防組織の設置義務のある事業所
	消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように、組織行動力の育成を推進する。
	(4) 防災管理者の選任を要する事業所
防	消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
	(5) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
	火災予防条例に第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、 自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自 衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
署	(6) 応急救護能力の向上 火災予防条例第55条の5基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進 を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。
	2 事業所防災計画の作成指導
	事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている。
	(1) 防火管理者の選任を要する事業所
	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項については消防計画 に定めるよう指導する。
	に定めるよう指導する。 ア 震災に備えての事前計画
	イ震災時の活動計画
	ウ 施設再開までの復旧計画

機関名	内
各	東京都が新たに東京都帰宅困難者対策条例を制定したことに伴い、事業所防災計画に定める事項が次のとおり追加されたことから、消防計画の変更について指導する。 (ア) 「震災に備えて」の項目 a 家族等との安否確認のための連絡手段確保 b 従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制
消	(イ) 「震災時の活動計画」の項目 a 家族等との安否確認の実施 b 従業員、児童、生徒等及び他の在館者の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動 (2) 防火管理者の選任を要しない事業所 小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を 指導する。
防	 (3) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。 (4) 応急救護能力の向上 火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。 4 事業所防災訓練の指導
署	事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災 計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

第6節 災害活動体制の整備

1 初期消火対策

機関名	内
各	地域防災体制の確立
	(1) 震災時に火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であること
消	から、地域の防災市民組織と事業所の自衛消防隊等とが相互に協力して連携できる体制を整備
刊	するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の防災市
	民組織等の一員として活動するよう指導する。
防	(2) 地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時
	支援ボランティアの支援活動、並びに防災市民組織及び事業所の自衛消防隊等の協力が必要で
署	あることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進
	する。

第7節 救助・救急体制の整備

1 救急体制の整備

機関名	内
	1 現 況
	地震発生時には、多数の傷病者が消防署及び消防出張所に殺到することが予想されるため、消防署所
	における仮救護所の設置要領の習熟をはじめ、東京 DMAT 連携等活動訓練の実施、応急救護用資器材の備
	蓄・整備等震災発生時における傷病者対応能力の向上を図っている。
	しかしながら、震災時初期には同時、かつ、多数の救急要請により通常の態勢では対応が困難なことが
	予想されることから、地域住民の自主救護能力の向上を図るため、自治会・町会及び事業所を対象に、
	簡便、かつ、効果のあがる応急救護技術について普及啓発を図るほか、地域における救護活動のリーダ
A	ーを育成するため、消防団や災害時支援ボランティア等と協働した応急救護技術の普及啓発を積極的に
各	推進する。
	2 計画方針
消	(1) 震災時には、火災・救急・救護事象が広域かつ多発することが予想されるため、応急救護用資器材
113	の備蓄を進めるとともに、医療機関が参加する集団的な負傷者の発生を想定した救急、救助訓練、広
	域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用訓練等を通じて地域医療機関との連携態勢の確立を図る。
防	(2) 区民の応急救護能力を育成し、地域の自主救護態勢の確立を図る。
	3 普及業務等の推進
	(1) 地域における救護活動のリーダーを育成するため、自衛消防隊員・防災市民組織の救護班員・防火
署	管理者等に対し、積極的かつ、計画的に消防団や災害時支援ボランティア等と協働した上級救命講習
	及び普通救命講習を実施し、応急救護技術の普及を図る。
	(2) 地域の自主救護態勢の確立を図るため、防災訓練等あらゆる機会を捉え、救命講習等を実施、応
	急救護技術の普及啓発を推進する。
	(3) 救命講習を積極的に受講し普及啓発に努めている事業所や商店街等に対し、「救命講習受講優良
	証」を交付し、地域の救護体制の一層の充実を図る。

第6章 公助 < 区 > の体制整備

区や防災関係機関は、平常時から連携を強化し、災害に備えた防災予防対策に取り組んでいく とともに、災害が発生した場合には区民の安全確保と被災者の救済・支援を迅速かつ的確に実施 していく。

本章では、区の体制整備について必要な事項を定める。

<予防対策>

第1節 災害活動体制の整備(P.80)

1 区職員 2 協定団体等

第2節 訓練・教育の充実(P.81)

1 区施設個別防災訓練 2 職員の訓練 3 応急医療救護訓練 4 災害通信訓練

<応急対策>

第1節 応急活動態勢 (P.83)

予 防 対 策

第1節 災害活動体制の整備

【防災危機管理課・総務部】

1 区職員

災害応急活動に従事する職員に安全で活動しやすく、また視覚的に職員であることを判別できる装備品を貸与する。

また、職員に災害応急活動の具体的指針を示し、迅速で適切な態勢確立を図るために、「大田区職員初動対応の心得」を作成し職員に周知する。

(1)装備品の貸与

ア 全職員(第1次~第4次非常配備態勢指定職員)へ装備品(ヘルメット等)を貸与する。 イ 区立小・中学校の教諭へは、ヘルメットを貸与する。

(2) 大田区職員初動対応の心得の整備

区は平成24年に大田区職員初動対応の心得を整備して平成27年に改訂を行った。 今後は、各部において見直しを行うなど、必要に応じて修正を加え、より実践的なマニュアルにしていく。

(3) 庁内情報共有等のシステム化

発災害直後の被害状況の把握と庁内での情報共有、区民への情報提供等を迅速かつ正確に行える環境を整備するため、令和3年度に「大田区総合防災情報システム」を導入した。今後は、システムを活用した職員訓練等の実施とともに、システム機能の拡充に向けた取り組みを行い、初動体制の強化に向けた取り組みを行っていく。

(4) 全庁的な職員動員計画の策定

長期の災害対応を想定し、従事職員のローテーション基準や休憩スペース、宿泊施設等を定めた全庁的な職員動員計画を策定する。

2 協定団体等

(1) 協定の締結

区は災害時に協力を得るため各種団体との協定を進めてきたが、今後も災害時に必要と思われる業務について、民間団体等との協定の締結を行い活動体制の充実に努める。

(2) 災害活動装備品の整備

区は協定に基づき協定団体に対して必要に応じ活動用資機材等を配備している。

【区各部】

第2節 訓練・教育の充実

1 区施設個別防災訓練

- (1) 子育て支援施設(児童館・保育園・子ども家庭支援センター・こども発達センターわかばの
 - 家)、小・中学校における訓練
 - ア 訓練実施時期

毎月1回(避難訓練、初期消火訓練)

イ 訓練要領

- (ア) 子育て支援施設長や学校長を本部長とする訓練本部を設置する。
- (イ) 施設内放送機器、非常ベル、口頭伝達により施設全域に警報を発する。
- (ウ) 火気停止、初期消火体制をとる。
- (エ)避難誘導、情報連絡訓練を行う。

ウ 訓練内容

- (ア) 初期消火訓練及び消防署への通報訓練
- (イ) 起震車による地震の模擬体験
- (ウ) 煙ハウスによる火災の模擬体験
- (エ) 保護者への引き渡し訓練
- (オ) 津波を想定した高所への避難訓練
- (2) その他の区施設における防災訓練

ア 自衛消防訓練

各施設の防火・防災管理者は、消防計画を作成し、自衛消防隊を組織し、火災予防運動の 時期等に合わせ訓練を実施する。

イ 訓練要領

- (ア) 施設内に出火通報を発し、火気停止、初期消火体制をとる。
- (イ)避難誘導、情報連絡体制をとる。
- (ウ)消防用設備の点検操作を行う。
- (エ)情報連絡、初期消火、避難誘導等自衛消防隊の各班は、それぞれの分担業務に基づき訓練を実施する。

2 職員の訓練

(1) 非常配備態勢職員訓練

令和3年度から運用開始する総合防災情報システムを活用した訓練を実施する。

ア 災害対策本部運営訓練

災害時の活動態勢を確立し、応急対策の万全な実施を図るため、地震発生後の状況予測などに基づき、各部が連携した訓練を実施する。

イ 災害対策本部事務局訓練

災害時、危機管理監を補佐する災害対策本部事務局の情報収集、情報発信のための図上訓練を実施する。

ウ 災対各部の訓練

計画に基づく応急活動が円滑に行われるよう、総合防災訓練時に関係機関と連携した実践的な訓練を行う。なお、災対各部は、相互に密接な連携を図ったうえで、円滑な訓練を実施する。

3 応急医療救護訓練

災害時の応急医療が、的確に活動できるよう、次の内容の訓練を実施し、その習熟を図る。

- (1) 救護所の開設
- (2) 医療救護班の輸送
- (3) 医薬品等の輸送
- (4) 救援救助物資の輸送
- (5) 傷病者の後方医療施設への搬送

- (6) 防疫活動の実施
- (7) 通信訓練

4 災害通信訓練

(1) 計画目標

災害発生時の情報連絡に対処するため、「大田区防災行政無線局通信訓練実施要綱」に基づき情報伝達、通信訓練を実施する。

(2) 事業計画

通信訓練や日常業務での活用を通して、機器操作の習熟、通話技術の向上に努める。

- ア 「大田区防災行政無線局通信訓練実施要綱」に基づく訓練
 - 一斉通報定期訓練、定期交信訓練、災害情報連絡訓練。
- イ 大田区の他の要綱等に基づく訓練

大田区総合防災訓練、非常配備態勢職員訓練において通信訓練を実施する。

ウ 防災関係機関が実施する訓練 防災関係機関が実施する通信訓練にも、積極的に参加する。

応 急 対 策

第1節 応急活動態勢

【防災危機管理課·区各部】

「第1部第3編第1章 公助<区>の組織と役割」のとおり。

第7章 公助<関係機関等>の体制整備

区や防災関係機関は、平常時から連携を強化し、災害に備えた防災予防対策に取り組んでいく とともに、災害が発生した場合には区民の安全確保と被災者の救済・支援を迅速かつ的確に実施 していく。

本章では、関係機関等の体制整備について必要な事項を定める。

<予防対策>

第1節 防災教育・訓練の充実 (P.84)

第2節 災害活動体制の整備(P.89)

<応急対策>

第1節 震災消防活動対策 (P.91)

消防署、消防団の活動など

第2節 救助·救急対策(P.92)

第3節 危険物等対策(P.93)

危険物等取扱い施設等における対策など

第4節 警備対策(P.98)

警察署等の活動など

予 防 対 策

第1節 防災教育・訓練の充実

【関係各機関】

機 関 名

- 消火・救助・救急活動訓練
- 1 計画方針

大地震における災害に対処するため、計画的な初動処置などの基礎的な訓練を行い、年1回これらの成果を総合的に発揮するため、震災警防本部長及び方面隊長の統括、指揮のもとに総合的な技術訓練を実施する。 また、年1回以上広域かつ多発が想定される救急、救助事象に対応するため救急、救助訓練を医療機関等も参加して実施する。

各 日」 火災消 (9

防

なお、「防災の日」(9月1日)、「防災週間」(防災の日を含む1週間)、「防災とボランティアの日」(1月17日)、「防災とボランティア週間」(防災とボランティアの日を含む1週間)、春・秋の火災予防運動週間を中心として、区民に対する初期消火訓練、避難訓練等の指導を行い、また「救急の日」(9月9日)、「救急医療週間」(救急の日を含む1週間)では、救急に対する正しい理解と認識を深める目的で応急救護訓練等を行う。

2 計画目標

震災時における災害規模、災害事象に応じた活動技術の習熟と突発的な災害に対処できるなど、町会・ 自治会本部が核となった組織的な災害活動が行えるようにすることを目標に計画を樹立する。

○ 建築物防災訓練

訓練目的は、火災等の災害が発生した場合、事業所の有する各種消防用設備、器具を活用し、種々の災害現象に対応した措置を迅速、適切に行動できるように習熟することにある。

このようなことから、消防法に定められた防火対象物の管理権限者に対し、防火対象物の実態に即した防災対策と防災訓練を実施するよう指導する。

機関 内 容 〇 防災教育 署員に対し防災意識の高揚を図る教養を随時実施するとともに、本部員及び部外講師等を招聘し防災知 各 識の向上を図る。 警 ○ 防災訓練 察 毎年9月に震災警備総合訓練を実施し、初動措置訓練等の確認をするとともに、随時、装備資器材の使 署 用訓練を実施し署員の技能向上を図る。 また、各自治会・町会等の防災訓練に積極的に参加し、地域住民とともに災害対応能力の向上に努める。 災害通信訓練 東京国道事務所 災害情報や所管施設及び交通施設の被害情報の伝達訓練を実施する。 また、関係機関との連携による通信訓練を行うとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や 重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。 ○ その他訓練 1 災害時の被害を未然に防止し、あるいは被害を最小限に止めるなど、災害対策の円滑な実施を期する ため図上訓練、通信訓練、広報訓練及び実働訓練等を実施する。 出張所 2 実施期間は、原則として毎年9月上旬に実施する。 防災教育 1 「大地震発生時の対応マニュアル」を定め、早期の社員家族の安否確認を行い、安否確認と救助活動 等への体制を整えるよう社員教育している。 2 本社と首都圏各支社が一体となって情報連絡訓練を実施している。 J ○ 防災訓練 R 東 総合防災訓練を実施する。 日 ○ 非常招集訓練 本 管内の各機関(本社を含む。)ごとに、事故発生を想定して、年1回以上非常招集訓練及び緊急連絡 網による通報訓練を実施する。 ○ 災害通信訓練 災害対策を円滑に実施するため、訓練を定期的に実施する。 ○ 防災教育 1 社員に対する教育・訓練の実施 社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対 しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施する。また、社員に対してより実践的 で効果的な合同訓練を実施する。 J ○ 防災訓練 R 初期消火訓練、避難誘導訓練、救護訓練、情報の伝達・収集・整理訓練 東 ○ 復旧訓練 海 事故の応急措置及び復旧方法、事故情報の伝達及び旅客誘導方法、非常招集の範囲及び方法等 災害通信訓練 災害対策を円滑に実施するため、情報伝達・収集訓練、通信衛星による訓練を実施

機関名	内
NTT東日本	 ○ 防災教育 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安否確認を図るとともに関係社員が 迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。 ○ 防災訓練 災害予報及び警報の伝達、非常招集、災害時における通信疎通確保(災害用伝言ダイヤルの運営を含む)、各種災害対策用機器の操作、電気通信設備等の災害応急復旧、消防及び水防、避難及び救護 ○ 総合防災訓練への参加 総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。 ○ 災害通信訓練 1 災害対策を円滑かつ迅速に実施するため、気象に関する警報伝達訓練等を実施する。 2 他の機関が実施する防災訓練に関し、協力要請があった場合は積極的に協力する。
東急電鉄㈱	○ 防災訓練防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な訓練を年1回以上実施する。○ 個別訓練防火訓練、救出・救護訓練○ 災害通信訓練非常無線訓練
大門駅務管区五反田駅務区 都 交 通 局	 ○ 防災教育 旅客の生命を守り、安全迅速に目的地まで輸送する使命を職員に対して認識させ、職員として必要な 防災知識の向上を図る。 1 各種の資料を活用し、防災意識を高め、各種災害時の措置等を徹底する。 2 年間各種運動期間中に各部において、それぞれの計画により、防災教育を実施している。 ○ 災害発生を想定した総合復旧訓練及び各部門ごとの防災訓練、復旧訓練の研究会、総合訓練、各種運動期間中に次の点を主眼として、年間計画をたて随時実施する。
東京空港事務所	○ 情報伝達訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、負傷者の救出及び搬出訓練、負傷者の応急救護訓練、航空保安施設等の回線復旧訓練、業務継続計画訓練、○ 防災組織を編成し、災害時における業務の円滑化を図る。
東京海上保安部	○ 小型船舶を対象とした乗員・船体の救助訓練を実施し、また、実施時期を調整の上、旅客船を対象として、消火、負傷者救出、旅客の救助訓練等を実施する。○ その他、関係機関と協力し、随時訓練を実施する。

機関 内 容 震災時において災害応急対策措置等が迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機 首 東都 関と連携しつつ実施する。 東高 1 実施時期・回数 速 京道 年1回以上 管路 一株 理式 局会 社 〇 防災教育 東 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに迅速かつ適 京 切に防災業務を遂行するために、社員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフ 電 |株品川支社||力 パワーグリッド レットの配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚を図っている。 ○ 防災訓練 災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害に計画が有効に機能すること を確認する。尚、訓練に当たっては、実践的な内容とする。 国、及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。 ○ 防災訓練 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施する。 (訓練項目) 東 1 出動訓練 京 2 緊急措置及び通報連絡訓練 ガ 3 各事業所間の連絡体制訓練 ス 4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 (株) ○ 国および地方自治体等の訓練参加 国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。 ○ 防災教育 各種教育訓練を通じて、防災対策に関係する知識や技能の向上を図っている 1 鉄道本部防災訓練・鉄道事故復旧訓練等の実施 京 2 その他、各種社員教育における防災教育の実施 浜 ○ 訓練 急 (実施項目) 通信訓練、列車の一旦停止訓練、列車の減速運転訓練、非常招集訓練、避難誘導訓練、救助訓練、列車 行 防護訓練、情報伝達訓練、対策本部設置訓練、安否登録訓練、鉄道事故復旧訓練等 雷 (実施時期・回数) 鉄 九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が (株) 実施する各種訓練等に参加するほか、各種運動期間中に各職場で訓練を実施する。その他の訓練として、

鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施する。

機関名	内
東京モノレール㈱	 ○ 防災教育 1 社内教育 関係従業員に対し所属長が業務研究会、職場懇談会、区内会議等の機会を利用し、地震防災に関する教育を実施している。 2 社外教育 関係自治体、警察署、消防署等が実施する各種研修会等に参加し、地震防災に関する知識の習得に努めている。 ○ 減速運転訓練、一旦停止訓練、非常招集訓練、情報連絡訓練、旅客誘導案内訓練、応急救護訓練、各担当に必要な防災訓練等 1 実施時期 防災週間及び火災予防運動の期間に合わせ、地域の実態に合わせて行う。

第2節 災害活動体制の整備

【関係各機関】

機			
関	内	容	
名			

- 火災の拡大防止対策
- 1 消防活動体制の整備強化

平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画 を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

さらに、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助用資機材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」に転用し体制を強化している。 〔資料編15-4 区内の消防車両及び消防団の現況 参照〕

2 消防水利の整備

各

消

防

署

震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、次の項目を推進する。

- (1) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の設置を推進するとともに、防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽の推進に努める。
- (2) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている排水栓等について、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (3) 区及び関係機関と連携して、河川、海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の設置促進に努める。

(4) 区等が公共施設及び特殊建築物を整備する際には、東京都震災対策条例第27条に基づき防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、消防水利開発補助金の活用や都市開発法の開発 行為に伴う協議、区における宅地開発等に関する条例及び指導要領に基づき、防火水槽等の確保に努める。

(5) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図り、消防水利の整備を推進する。

- (6) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 3 消防団の活動体制の充実
- (1) 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、 多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、消防団の活動環境の整備、消防団の 相互連携体制の構築等を進める。
- (2) 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (3) 教育訓練の推進による、消防団員の応急救護技能の向上を図る。また、新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (4) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に 活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- (5) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (6) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の 充実を図る。
- (7) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域 防災力の向上を図る。

機関名	内
各消防署	(8) 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。 〔資料編 15-4 区内の消防車両及び消防団の現況 参照〕 4 消火活動の阻害要因の把握や調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。
東京海上保安部	1 活動態勢 地震等により発生した海難の救助等を行うにあたっては、関係機関等と密接な連絡調整を図るととも に、海難の種類、規模に応じて合理的な計画を立て、対応措置を講ずる。 2 救助・救急活動 (1)船舶海難、人身事故等に関する情報を入手したときは、巡視船艇・航空機等を集中的かつ効率的に運用し、人命救助を最優先に海難救助を実施する。 (2)負傷者等の救出、救護にあたっては東京都、日赤、東京消防庁等関係機関と協力して救助活動の実効を期する。 (3)東京都災害対策本部等から傷病者、医師及び避難民等へ救護物資の緊急輸送の要請を受けたときは、東京都と第三管区海上保安本部との救急患者発生時及び災害発生時の相互協力に関する協定(令和3年3月29日締結)に基づき、これを実施する。

応 急 対 策

第1節 震災消防活動対策

【消防署】

1 初動態勢

(1) 震災配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(2) 震災非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(3) 非常招集

震災配備態勢を発令した時は、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。

震災非常配備態勢を発令した時は、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直 ちに所定の場所に参集する。

2 部隊の運用等

- (1) 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- (2) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

3 情報収集等

- (1) 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報、早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

4 消防団の活動

- (1) 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、消防 団専用無線(MCA無線)等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- (3) 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行う。
- (4) 所轄消防署(所)の消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- (5) 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (6) 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとり ながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第2節 救助・救急対策

機関名	内容
各 消 防 署	1 地震時における活動能勢 (1) 救助・救急活動に、特別・救助隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署内に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、重症者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関等へ迅速に搬送する。 (5) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急が出して、医療機関等へ迅速に搬送する。 (6) 整視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (7) を現庁、自衛隊、東京のMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (8) 教助・救急活動方針による。 (9) 教助・救急活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先とし、その他の傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに他の防災機関と連携のうえ救助・救急活動を実施する。 (2) 延焼火災が多発し、同時に救助事象が多数発生している場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。 (3) 延焼火災がかなく、同時に救助事象が多数発生している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。 (4) 同時に小規模救助事象が多発とした場合は、重症者を優先に救助活動を行う。 (5) 財助・救急事象の伴う現場への出場は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携出場する。 (1) 救助・救急事象の伴う現場への出場は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携出場する。 (2) 救助事象を伴わない場合の出場は、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先に出場する。 (3) 海界的な救害権と、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先に出場する。 (4) 解析を対し、対力を対した対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対し、対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対し、対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を表して、反、都及び東京民間救急コールセンター登録事業者連絡は議会しの協力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対し、対力に対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対
東京海上保安部	 ○ 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。 ○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに早急に医療機関に引き渡す必要があるものについては、直ちに、その措置を講じる。 ○ 被災者の救出は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上実施する。

【関係各機関】

第3節 危険物等対策

1 基本的な考え方

区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等に関する多数の施設があり、地震時における震動、 火災等によりこれらの物品が爆発、漏えい等することが考えられる。その場合、従業員はもとよ り周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがあることからこれらの施設では発災した場 合に被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておくことが必要である。

以下では、石油等危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、化学物質、放射線等の各施設の応急対策、危険物輸送車両等の応急対策及び流出油応急対策について必要な事項を定める。

2 石油等危険物施設の応急対策

機関名	内
各	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して次に掲げる措置を当該危険物施設等の実態に応じて講ずるよう指導し、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
消	また、これらの施設に対する消防活動は第2編第7章の活動方針により対処する。 1 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業及び移送等の作業を停止するとともに、施設の点検と流出 等の拡大措置
防	2 混合発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域 拡散等の防止措置と応急対策
署	3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携 活動
各警察署	1 平素から管内の実態把握に努め、各施設の管理者対策を推進するとともに、関係機関との情報の共有化を図り、警察活動時に連携して対応できる体制の構築を図る。 2 災害発生時は、直ちにその現場に警察官を派遣して、被害状況の調査を行うとともに、被災者の救出救助、立入禁止区域の設定、避難誘導等その他必要な警察活動を実施する。

3 火薬類保管施設の応急対策

機関名	内
各消防署	消防活動は、第2編第7章に準ずるとともに火災が発生し、火薬類に引火爆発の危険のおそれがある場合は、施設責任者及び防災関係機関と連携し、状況により次の措置を行う。 1 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の者の立入禁止措置 2 前記措置の余裕がない場合は、爆発被害の及ぶと予想される範囲に危険区域を設定し危険区域内への立入禁止及び区域内からの緊急避難を行う。
久日敬言宏宗出者	1 平素から管内の実態把握に努め、各施設の管理者対策を推進するとともに、関係機関との情報の共有化を図り、警察活動時に連携して対応できる体制の構築を図る。 2 災害発生時は、直ちにその現場に警察官を派遣して、被害状況の調査を行うとともに、被災者の救出救助、立入禁止区域の設定、避難誘導等その他必要な警察活動を実施する。

4 高圧ガス取扱施設の応急対策

機関名	内					
各	消防活動は第2編第7章に準ずるとともに、火災及び可燃性ガスの流出に際しては、施設責任者及び防					
2014	火管理者並びに防災関係機関と連携し、状況に応じ次の措置を行う。					
消	1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。					
防	2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。					
	3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第					
署	3章の「震災消防活動」により対処する。					
各	1 平素から管内の実態把握に努め、各施設の管理者対策を推進するとともに、関係機関との情報の共有					
警	化を図り、警察活動時に連携して対応できる体制の構築を図る。					
察	2 災害発生時は、直ちにその現場に警察官を派遣して、被害状況の調査を行うとともに、被災者の救出					
	救助、立入禁止区域の設定、避難誘導等その他必要な警察活動を実施する。					
署						

5 毒物・劇物取扱施設の応急対策

機関名	内			
各	消防活動は第2編第7章に準ずるとともに、施設責任者・防火管理者、及び防災関係機関と連携し	^		
消				
113	1 有毒物質の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告又は指示を行う。			
防	2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。			
	3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、	第		
署	7編第3章の「震災消防活動」により対処する。			

6 化学物質関連施設の応急対策

	機関名	内
	各	消防活動は第2編第7章に準ずるとともに、施設責任者・防火管理者、及び防災関係機関と連携し、
状況に応じ次の措置を行う。		
	113	1 化学物質の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告又は指示を行う。
	防	2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
		3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第
	署	2編第7章の「震災消防活動」により対処する。

7 放射線等使用施設の応急対策

機関名	内
各消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、第2編第7章の震災消防活動により災害応急活動を行う。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

8 危険物輸送車両等の応急対策

	大切前と十両ものだめが来						
機関名	内						
	関係事業者の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講ずるよう						
東指導する。							
京	1 危険物積載船の荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置						
海	2 危険物の海上への流出防止措置と応急措置						
上	3港内の危険物積載船に対して、必要に応じ移動命令、又は航行の制限若しくは禁止						
保	4港長公示第3-1号(令和3年4月1日)に基づく、次の事項に関する規制の徹底						
安部	(1) 京浜港内に停泊(びょう泊及びけい留している状態)中のタンク船を含む引火性危険物積載タンカーより30m以内の一般船舶の航行・停泊の禁止						
βþ	(2) 火の粉止め装置のない船舶、裸火を使用している船舶は、石油製品取扱所及び危険物専用						
	桟橋に接岸荷役中の船舶より30m以内の航行・停泊の禁止						
	化成品積タンク車及びタンクコンテナの事故が発生して貨物の漏えい、その他による火災、爆発、中毒、						
	又はそのおそれのあるとき、管轄現業機関の長及び支社長は次の措置をとる。						
	1通 報 「通知」は変では同じてよって関係業務機関及が対力ル学へ業等に通視するとしまりに消防、勤婦機関に						
	通報、連絡系統図によって関係業務機関及び協力化学企業等に通報するとともに消防、警察機関 対して速やかに次の事項を通報する。						
2枚護							
日 関係の駅・区長は看護師からなる救護班及び救急車の出動を要請するとともに、負							
本							
貨	3出火防止						
物鉄	引火性の液体、石油類が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の 火気使用を禁じるとともに消火設備を整えて出火に備える。						
道	4) 選集誘導						
	可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して、周辺及び風下等に危険発生のおそれがあるときは、直ちに危 険範囲にあたる関係者及び住民の危険手配をとる。						
(株)	5化成品の収容措置						
HH.	化成品積タンク車及びタンクコンテナに事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速						
関	やかに応急の措置をとるよう要請する。						
東 6初期消火							
支							
社	自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せ、公設消防隊の到着するまで消火器、乾燥砂等によって 初期消火作業を行うものとする。						
	7隔離						
	災害を発した化成品積タンク車等が運行可能の場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の 措置をとる。						
	8立入の禁止						
	緊急措置要員のほかは、すべて立ち入りを禁止する。						

機関名	内
各消防署	1 高圧ガス輸送車両等の応急対策 (1) 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害応急対策は、第2編第7章に定める震災消防活動により対処する。 2 核燃料物質輸送車両の応急対策 事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する
	必要な措置を実施する。

9 流出油応急対策

機関名		内容
各消防署	2	災害発生時の作業態勢 (1)人命救助 (2)オイルフェンスの展張 (3)流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布 (4)初期消火及び延焼防止措置 (5)警戒及び立入制限 (6)油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 (7)避難船移動に係る関係機関への要請 (8)タンカーバージによる残油移替に係る関係機関への要請 (9)関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 (10)消火資器材の確保 (11)その他の応急処理 その他 (1)海上及び河川における火気使用禁止に係る広報 (2)沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報 (3)沿岸住民への被害拡大防止措置の指導 (4)沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導 (5)危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導 (6)その他必要な措置

機関名	内
東京海上保安部	東京海上保安部は、船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油又は有害液体物質が排出されたときは、原因者等への指導等を行い、原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は自ら防除活動を行うなど、次に掲げる措置を講じる。 1 関連情報の入手に努めるとともに、巡視船艇・航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に調査把握する。 2 防除関係者との連絡調整会議を開催し、防除方針を策定する。 3 防除措置を講ずべき者が、その措置を講じていないと認められるときは、必要に応じこれらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命じるほか、関係行政機関の長等に対し防除措置を講じることを要請する。緊急に防除措置を講じるとを要がある場合には一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を講じることを打示する。また、危険物の排出があった場合は、必要に応じ、措置を講ずべき者に対し、引き続く排出の防止、火災の発生の防止等必要な措置を講ずべきことを命じる。 4 油又は有害液体物質若しくは危険物の排出があった場合は、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限し又は禁止する。 5 海洋が著しく汚染され人の健康を害する等の障害が生じる等必要があると認めるときは、船舶の破壊等財産の処分を行う。 6 沿岸漂着油の除去 都及び港湾・漁港・河川及び海岸の管理者による沿岸に漂着した油の除去のための作業に際して、必要な応急資機材の緊急輸送等に協力する。
各警察署	1 沿岸等地域の住民等に対する避難誘導 2 交通規制及び立入禁止区域の設定 3 被災者の救出救助 4 沿岸等地域への立入制限及び警戒 5 消火資器材の輸送に対する協力 6 関係防災機関に対する船舶、航空機等の動員要請 7 警備艇による船舶等に対する海上又は河川の航行の禁止又は制限に関する広報及び避難措置 8 火気使用禁止に関する広報
港湾局	1 災害が発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡態勢を確立し、救助活動の推進を図る。 2 オイルフェンスの展張 3 流出油の回収等 4 警戒及び立入制限等 5 応急資器材の調達・輸送 6 資材の確保 7 その他関係機関に対する協力要請を行う。 8 その他必要な措置を行う。

10 流木応急対策

消防署は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防車両等を出場させ、監視警戒にあたる。

11 危険動物の逸走時対策

消防署は、情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

第4節 警備対策

【警察署・東京海上保安部】

1 活動方針

- (1) 大地震等災害の発生に際しては、速やかに関係機関の全組織を動員し、総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期する。
- (2)人命の保護を第一とし、初動的段階では避難誘導、負傷者等の救出、救護及び交通処理の適正を期する。
- (3) 震災時の最悪の事態に陥った場合を考慮し、避難者の安全避難、並びに緊急物資の輸送又は 各種震災応急活動を実施するための人員、資器材等の輸送を円滑に行うため、交通情報の収集 を図り、必要となる地域に対する適切な交通規制措置を実施する。

2 計画目標

平素から防災関係機関との連絡を緊密に保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与すると ともに、予想される被害の実情に即した計画準備の万全を期する。

3 警備態勢

機関名	内
各警察署	大地震が発生した場合は、直ちに警視庁本部内に最高警備本部を設置するほか、方面本部及び各警察署はそれぞれ現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
東京海上保安部	東京海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

4 警備活動

機関名	内容			
名敬言祭署	大地震が発生した場合の警察の任務は次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 交通規制 3 被災者の救出救助及び避難誘導 4 行方不明者の捜索及び調査 5 死体の調査等及び検視 6 公共の安全と秩序の維持			
東京海上保安部	海上における治安を維持するために、次に掲げる措置を講じる。 1 災害発生海域において、巡視船艇により挙動不審船に対する立入検査及び職務質問等を実施し、初の予防・取締まりにあたる。 2 巡視船艇等により重要施設周辺海域等の警戒を実施する。 3 警察及び公安機関等と連絡を保ち、治安情報等の収集にあたる。			

第3編 都市防災力の向上

第1章 対策の基本的な考え方

〇 都市防災力向上のための基本的な考え方

安全で安心な都市づくりを進めるためには、木造住宅密集地域の整備や建物の耐震性向上 等、居住環境の改善や都市防災性能の向上を図っていかなくてはならない。

そのために、大田区の将来の都市像を描く「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、災害に強いまちづくりを区民とともに実現していく。

また、地震発生時に逃げないですむまちづくりと併せて、安全に避難することができる施策に加え、区民のかけがえのない命を守ることを第一に、「地震(揺れ)」「火災」「液状化」「津波」に対する防災対策について着実な推進を図っていく。

〇 現在の対策の状況

建物・住宅の耐震化や不燃化は、継続した取り組みにより一定の効果をあげてきてはいるが、木造密集市街地やそれに準ずる木造市街地の解消はなかなか進んでおらず、課題解決の難しさを示している。

〇 課題

木造密集市街地の解消や建物・住宅の耐震化及び不燃化対策、橋りょう・跨線橋の耐震化促進、沿道家屋の不燃化等による安全な避難道路の確保、揺れや液状化に伴う上下水道の破損等の被害を軽減、ライフライン施設の機能障害の防止など、ハード面で様々な課題がある。

被害想定では、延焼火災による死者が区内で600名を超え、木造密集市街地の解消は特に重要な課題である。

揺れや液状化によるライフラインの被害についても、電気・ガス・上下水道の耐震化を進めつつ、被災により途絶しても適切に対応できるよう、家庭・地域における備蓄や調達も課題である。

〇 対策の方向性

- ・ 居住環境の整備・保全では、地区計画制度等の推進、住宅及び宅地の開発指導、幹線道路 沿道の環境整備、まちづくりの機運の醸造などに取り組んでいく。
- ・ 都市防災性能の向上では、木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備、避難場所・ 避難道路の整備、オープンスペースの確保、狭あい道路の整備、建築物の不燃化の促進、建 築物の耐震性向上の促進、中心拠点・地域拠点の整備などに取り組んでいく。
- ・ 消火活動の阻害要因の把握や調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して、消 防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。
- ・ 課題解決のためには、ハード・ソフト両面の対策を実施することにより、区民の意識の向上と市街地整備を両輪とした推進を図っていく。

第2章 具体的な取り組み

被害想定によると、死傷者の大半は延焼火災と家屋倒壊によるものである。区民の命を守るた めには、建造物ひいては都市の防災性能を向上する必要がある。そのための事前の整備と、被災 した場合の、応急復旧対応について定める。

<予防対策>

第1節 災害に強い都市づくり (P.100)

1 居住環境の整備・保全

2 都市防災性能の向上

第2節 公共土木施設の災害予防(P.112)

1 道路・橋りょう施設

2 港湾・海岸施設

第3節 都市施設の災害予防 (P. 115)

1 建築物防災計画

2 生活関連施設

3 交通施設

- 4 有毒物・危険物等施設 5 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止
- 6 落下物等の防止・家具類の転倒防止

<応急・復旧対策>

- 第1節 公共施設等の応急・復旧対策 (P.136)
 - 1 道路・橋りょう施設応急・復旧対策
- 2 港湾施設応急・復旧対策
- 3 河川・港湾関係の障害物除去
- 4 海岸施設の復旧

- 5 河川施設の復旧
- 6 内水排除施設の復旧
- 7 公立施設の復旧
- 第2節 ライフライン関係機関の応急・復旧対策 (P.140)
 - 水道施設の応急・復旧対策
- 2 下水道施設の応急・復旧対策
- 電気施設の応急・復旧対策
- 4 ガス施設の応急・復旧対策
- 5 通信施設の応急・復旧対策 6 郵便施設の応急・復旧対策 7 交通施設の応急・復旧対策

予防対策

第1節 災害に強い都市づくり

1 居住環境の整備・保全

【まちづくり推進部】

○ 現状と課題

既成市街地の多くは、建物が密集しているため、災害に対して脆弱な構造をもっている。ま た、区内の広い範囲で、道路の整備が不十分なまま建物の建替え更新が行われ、居住環境の悪 化や防災上の危険性の問題が指摘されている。

そこで、良好な居住環境を維持するためにも、新たなミニ開発や敷地の細分化等の対策が急 務となっている。

(基本方針)

大田区の将来の都市像を描く「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、災害に強いまち づくりを区民と共に実現する。

(今後の方針)

良好な住宅地においては、敷地の細分化の防止や用途の適正化を図り、居住環境の維持、保 全に努める。そして、無秩序な開発行為を防止し安全で快適な住みよいまちづくりを推進する。 密集市街地においては、敷地・建物の共同化や良質な住宅確保に向けて、各種再開発手法の 展開の検討を行う。また、地区計画制度を用い区民の参加・協力・合意を得ながら必要性の高 い地域から事業を展開し地区特性に応じた建替えを促進する。このほか、狭あい道路の拡幅整 備を重点的に行う。

○ 施 策



(1) 地区計画制度等の推進

ア 現 況

地区の整備や保全を推進するため、地区単位での、道路・公園等の配置・規模等や、建築物や土地利用の制限に関する事項を地区住民の合意形成を図りながら都市計画や地域のルールとして定める。

現在、地区計画等が決定されているのは、13地区で面積約505.4haである。

	(行和3年8月現住)			8月現住/	
	地 区名	面 積		地 区名	面 積
	平和島地区	約 25.0 ha		環七沿道地区	約 26.5 ha
	東海三丁目地区	約 3.8 ha	そ	(沿道地区計画)	
地	田園調布地区	約 47.2 ha	の	環八沿道地区	約 25.0 ha
	蒲田五丁目地区	約 20.7 ha	他	(沿道地区計画)	
区	田園調布多摩川台	約 40.3 ha	\mathcal{O}	中原街道沿道地区	約 10.4ha
計	京急蒲田駅西口地区	約 2.5 ha	地	(沿道地区計画)	
画	大森西七丁目地区	約 5.7 ha	区	大森中・糀谷・蒲田地区	約 197.0ha
Щ			計	(防災街区整備地区計画)	
	洗足風致地区	約 28.5 ha	画	羽田地区	約 73.8 ha
				(防災街区整備地区計画)	
計 13 地区 約 505.4 ha					

(令和3年8月現在)

イ 計画目標(方針)

各々の地区特性に合わせて、地区計画制度等を導入し、安全で、快適な居住空間を確保する。このための調査を必要に応じて実施する。

ウ 事業計画

制度のパンフレット等により制度のPRを行う。

(2) 住宅及び宅地の開発指導

ア 現 況

大田区では、過去において無秩序な開発により、防災面での配慮の少ない狭小な宅地が発生した状況があり、これを受けて道路幅員や公園・緑地等のオープンスペースなどを確保した開発を誘導するため「大田区開発指導要綱」を昭和57年4月15日から施行した。

現在、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」(平成23年4月施行)及び同要綱により住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業、一定規模以上の建築物の建設事業に対して最小敷地面積、道路拡幅、公園及び広場等、駐車・駐輪スペース、防災備蓄倉庫、防火水槽、雨水流出抑制施設等について行政指導を行っている。

イ 計画目標(方針)

防災性能の低下につながる無秩序な開発行為を防止し、良好な生活環境の向上に資するため「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」により、引き続き行政指導を行う。

ウ 事業計画

「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」により無秩序な

開発行為を防止し、良好な生活環境の向上に資する最小敷地面積、道路拡幅、公園及び広場等、駐車・駐輪スペース、防災備蓄倉庫、防火水槽、雨水流出抑制施設等の整備推進のために引き続き行政指導を行う。

(3) 幹線道路沿道の環境整備

ア 現 況

車がもたらす交通騒音による障害の防止と、沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るため、昭和55年に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(沿道法)が制定された。この法律に基づき、大田区では環状7号線、環状8号線及び中原街道の一部が沿道整備道路に指定され、大田区環7沿道地区計画(昭和63年1月)、大田区環8沿道地区計画(平成13年4月)及び大田区中原街道沿道地区計画(平成20年5月)を策定し、事業を展開している。

イ 計画目標(方針)

幹線道路は、避難路や延焼を防止する機能を持ち、災害に強い都市構造の骨格を形成する 重要な都市施設であり、幹線道路の役割・機能をさらに有効かつ安全にするため、沿道法の 趣旨を尊重しつつ防災の視点に立った施策・事業を展開する。

ウ 事業計画

(ア) 緩衝建築物の建築費等一部負担、防音工事助成

東京都による建築費の一部負担、防音工事の助成制度を活用し、沿道建築物の整備を促進する。

(イ) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業

第2部第3編第2章 2 (7)建築物の耐震性向上の促進の項参照(P107)

(4) まちづくりの機運の醸成

ア現況

大田区は、住宅・工業・商業などの多様な用途が混在した市街地を形成している。それぞれの地域特性を活かした災害に強いまちづくりを進めるためには、区民・事業者・行政等の連携が不可欠であるとともに、区民主体によるまちづくり組織の育成が課題となっている。

イ 計画目標(方針)

- (ア) 区民等と都市計画マスタープランで示す都市の将来像の共有を図るとともに、災害時からの復興に向けた取組を事前準備するための組織づくりを進め、平時のまちづくりへの波及を目指す。
- (イ)地域の自主的なまちづくり活動を行う団体を支援し、その団体との連携を通じて、地元 発意によるまちづくりを誘導する。

ウ 事業計画

(ア) まちづくりのためのPR

まちづくり手法等の案内資料を作成及び配布し、まちづくりへの関心を高めるためのPRを行う。

- (イ) 自主的なまちづくり組織への支援
 - a 地区まちづくり協議会の活動経費の助成
 - b まちづくり専門家の派遣

2 都市防災性能の向上

【企画経営部・総務部・まちづくり推進部・都市基盤整備部・教育総務部】

○ 現状・課題

木造住宅が密集している地域では、概してオープンスペースが不足しているとともに、狭あい道路が多いため、震災・火災が発生した場合の延焼の防止や、安全な避難空間の確保が難しい都市構造となっている。さらに、耐震性が十分でない既存建築物も多く、大地震時に倒壊す

第二章

るおそれがある。

平成28年度土地利用現況調査によれば、大田区には13万棟あまりの建築物があり、火災に弱い木造・防火造の比率(建築面積ベース)が約36%となっており、このうち木造の比率は4%と、区部の平均(3.3%)を上回っている。

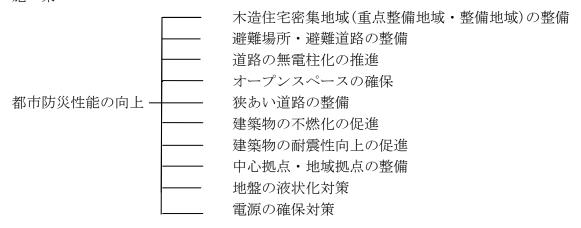
このため、特に木造住宅密集地域の整備及び道路・公園を主とする都市施設の整備とともに、 建築物の耐震性向上の推進が急務である。

また、大森駅や蒲田駅をはじめとする人の集まる駅周辺・繁華街等も老朽化した建築物を中心に各種再開発を導入して、安全な空間を確保する必要がある。

参考: 土地利用現況調査

都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の一つとして、土地利用 の現況と変化の動向を把握するために、東京都がおおむね5年ごとに実施している調査。

○ 施 策



(1) 木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備

ア 現 況

木造住宅密集地域には、狭あい道路や老朽建物が多く存在し、建替えによる更新も進まず、 震災時の建物倒壊や火災等による甚大な被害が想定されている。東京都は、阪神・淡路大震 災の教訓を踏まえて、平成7年度に「防災都市づくり推進計画」を策定し、区や関係機関と 一体となり防災都市づくりの推進に努めてきた。東京都震災対策条例第13条に基づく「防災 都市づくり推進計画」は、震災を予防し、震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、建 築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進す ることとしており、平成16年3月、平成22年1月、平成28年3月、令和2年3月(基本方 針)及び令和3年3月(整備プログラム)に改定された。

防災都市づくり推進計画では、地域危険度が高く、震災時に倒壊や火災等で甚大な被害が 想定される地域を「整備地域」として指定している。さらに防災都市づくりに資する事業を 重層的かつ集中的に実施する地域として、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、 特に改善を必要としている地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う「不燃化特区」 の区域を「重点整備地域」として指定している。大田区においては、大森中地域、西蒲田地 域、羽田地域、馬込地域(林試の森周辺・荏原地域の一部)が整備地域、大森中地区(西糀谷・ 東蒲田・大森中)、羽田二・三・六丁目地区、補助 29 号線沿道地区(東馬込二丁目の一部) が重点整備地域に指定されている。

イ 計画目標(方針)

火災の延焼拡大防止や災害時の避難、緊急輸送など多様な防災機能を備えた幹線道路の整備及び補助幹線道路と地区防災道路の整備や建築物の不燃化を図る。また、敷地が道路に接していないため建替えが困難な住宅の共同建替え支援を行う。

重点整備地域に指定されている地区は、令和7年度までに不燃領域率を平成28年度に比べ10ポイント以上の向上を目指す。

羽田地域は、地域と協働で防災まちづくりに取り組みながら、整備計画に掲げた重点整備路線の整備を進めるとともに建替えを促進することで不燃領域率を向上させる。

参考:不燃領域率とは、市街地の「燃えにくさ」を表す指標で、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出するもの。不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0となる。計算式は次のとおりである。

不燃領域率(%)=空地率+(1-空地率/100)×不燃化率

空地率(%):一定以上の面積を有する公園等と幅員6m以上の道路の合計面積の割合

不燃化率(%): (耐火建物の建築面積+準耐火建物の建築面積×0.8)÷(全建物の建築面積)×100

ウ 事業計画

(ア) 建築物の不燃化と避難の経路の整備

建築物の不燃化を促進することにより、不燃領域率を高める。さらに地区防災道路沿道の整備を促進することにより、安全な避難の経路及び延焼遮断帯としての防災機能を高める。

平成23年度から、大森中地区において大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画が施行され、建築物の不燃化・壁面後退等の建築制限を設け、建築条例を施行した。さらに、平成24年度から導入した、この地区計画における地区防災道路沿道の区域を対象にした都市防災不燃化促進事業(不燃化助成)を活用し、沿道建築物の整備を促進するとともに、平成25年4月に不燃化特区指定された区域では、不燃化特区制度を活用した不燃化まちづくり助成事業により不燃化を推進する。

避難道路の路面調査を実施し、安全性を事前に確認し、予防措置等を行うほか、電柱等の倒壊など道路閉塞を防止するため電線類の地中化を進め、災害時における救助活動、復旧活動の円滑化を図る。また、安全に避難場所に誘導するため、夜間避難誘導施設の整備を進める。

参考:都市防災不燃化促進事業

災害時の火災に対する避難確保と延焼防止のため、避難路及び避難所周辺等を 不燃化促進区域と定め、建築物の不燃化を促進する事業。

: 不燃化特区制度

木造住宅密集地域において、特に改善を必要とする地区について、従来よりも 踏み込んだ取組を行う区の申請に基づき、都が不燃化特区に指定し特別の支援を 行う制度。

(イ) 公園・広場等の整備

公園・広場等の空地が不足しているエリアにおいて、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となり得る公園・広場等の整備を進める。整備にあたっては、地区公共施設等整備事業など各種事業を活用する。

大規模公園の整備にあたっては、安全・安心で使いやすい公園にするとともに、安全に 避難できるよう防災機能の向上を図る。

(ウ) 密集市街地の整備

a 木造住宅密集地域整備事業

東京都防災都市づくり推進計画における重点整備地域・整備地域を対象として、良質な住宅の供給、居住環境の改善と防災性の向上を目的に、老朽建築物の除却・建替えを促進するとともに、生活道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行い、不燃化を促進し、不燃領域率を高める。平成26年度から当事業を導入した羽田地

第二章

区では、重点整備路線の拡幅整備等を推進する。

b 不燃化特区の指定

木造住宅密集地域の中で、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、平成23年度から令和7年度まで、重点的・集中的な取組みを実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちとする、東京都による計画。東京都から「不燃化特区」の指定を受けることにより特別の支援が得られ、従来から一層踏み込んだ地域の不燃化を強力に推進できる。

特に改善を要する地区について、不燃化特区指定を受け、不燃化を推進する。

(エ) 街路事業と呑川緑道の整備

地区内の道路ネットワークを確立するため、主要生活道路を防災道路として整備し、呑 川の緑道空間の拡充による防災空間としての整備を進めるため、呑川緑道の整備事業や街 路事業等の実施を図る。

(2) 避難場所・避難道路の整備

ア 現 況

大地震時、同時多発の火災が延焼・拡大した場合に備えて、広域的避難場所を定めている。 現在、避難場所が11か所及びそれに通ずる避難道路が7系統30路線指定され、その他避 難道路を補完する誘導路が22路線選定されている。

避難形態は、避難場所からおおむね 800mから 1,000mまでの範囲については、原則として自由避難とするが、その他の地域については、指定避難場所へ避難道路を利用することとしている。

イ 計画目標(方針)

大震火災時に住民が安全に広域の避難場所へ避難できるように、避難道路(都市計画道路補助 34 号、38 号、43 号、44 号線)の整備を図る。

ウ 事業計画

(ア)都市計画道路補助43号線の整備

仲池上一丁目~二丁目までの 960mのうち、仲池上一丁目付近 150mについては事業が 完了し、仲池上二丁目付近 275mの整備を進めている。残りの区間についても拡幅(計画 20m)に向けて事業化を図る。

(イ)都市計画道路補助44号線の整備

中馬込一丁目~南久が原二丁目までの全路線(3,200m)のうち、仲池上一丁目付近680mについては事業が完了、事業中区間(上池台五丁目付近637m)の整備を進めている。 残りの区間についても拡幅(計画15m)に向けて事業化を図る。

(ウ)都市計画道路補助34号線の整備

大森西五丁目~大森東五丁目の1,500m区間については、防災まちづくりと併せて順次事業化を図る。

(エ)都市計画道路補助38号線の整備

東糀谷一丁目~羽田旭町までの全路線(約1,400m区間)のうち、事業中区間(羽田旭町付近641m)の整備を進めている。残りの区間についても、まちづくりの進展に併せて地域の防災性の向上を図るために、順次事業化を図る。

(3) 道路の無電柱化の推進

ア 現 況

蒲田駅・大森駅などの駅周辺及び都市計画道路等を中心に事業を推進した結果、令和2年度末時点で区道約777kmのうち、約1.7%にあたる約13.5kmの無電柱化を完了した。このほか、京急蒲田駅周辺の再開発事業においても無電柱化を実施した。

イ 計画目標(方針)

「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を 目的に、令和2年度に策定した「大田区無電柱化推進計画」に基づき、計画的かつ効果的に 無電柱化を進めていく。

ウ 事業計画

「大田区無電柱化推進計画」では、今後 10 年間で優先的に無電柱化を推進する路線を定めている。

(ア)無電柱化を事業中の道路

都市計画道路(補助 27 号、38 号、43 号、44 号、区画街路 1 号、4 号、5 号、6 号)、 主要区道 30 号、94 号の事業完了を図る。

(イ)整備予定の都市計画道路

都市計画道路の整備方針(第四次事業課計画)に定められる道路(補助 34 号、43 号、44 号)の整備のための測量・調査等への着手を図る。

(ウ)優先整備路線

主要区道23号線の無電柱化実施のための調査等への着手を図る。

(4)オープンスペースの確保

ア 現 況

区内には、池上本門寺や多摩川台公園等の都市計画公園をはじめ、大小の公園が点在している。しかし、東海道線以東の低地部を中心に、オープンスペースとしての公園・空地が不足している。狭あい道路の存在する地区等は地震火災のみならず、通常火災においても大火災(延焼火災)の危険性をはらんでいる。これらの火災の発生に伴う、一時避難場所としての空地や、焼け止まりのための空地の必要性は高い。

イ 計画目標(方針)

公園・緑地の増設と適正な配置による整備、各種再開発の導入により公開空地を確保する。

ウ 事業計画

(ア) 公園・緑地の整備

(イ) 各種再開発手法による公開空地の創出

建築基準法及び都市計画法に基づく総合設計制度や特定街区等の手法を誘導し、また、 都市居住再生促進事業等の事業を促進して公開空地の創出に努める。

(5) 狭あい道路の整備

ア現況

道路は、多様な機能をもつ公共空間である。特に人々の生活に密接な道路(生活道路)は、 歩行者や自転車、車など円滑な交通処理に役立つだけでなく、快適な日常生活を維持する 働きを持っている。

具体的には、災害発生時の防火、消火、避難の緊急活動の確保。日照・通風・採光などの良好な居住環境の維持。子どもが遊び、人々が憩うコミュニティ活動の場。上下水道、電気、ガスの供給及びごみ収集の公共公益の空間として活用されている。

このように多様な働きを持つ生活道路は、一定の道路幅員が確保されていないと様々な機能を十分に発揮できないことになる。建築基準法では、道路幅員を4m以上と規定している。

安全で快適な住みよいまちづくりを進めるために、狭あい道路の整備は、わが区にとって 早急に解決しなければならない課題である。

イ 計画目標(方針)

災害や緊急時のアクセス及び良好な居住環境の改善のため、区施工による工事を推進し、 1年あたり4kmの拡幅整備を進める。

ウ 事業計画

(ア) 狭あい道路拡幅整備事業

建築基準法第42条第2項に該当する道路を対象とし、現況の道路境界線と2項道路の中心線から水平距離2mの線との間の土地(後退用地)を、区が費用を負担して道路状に拡幅整備(区施工)する。

なお、拡幅整備で塀や樹木の撤去が必要な場合は、区が拡幅整備工事をする前に所有者が自費で撤去する。ただし、個人で撤去を行った場合は、その費用の一部については助成金を交付する。

また、公道に面する後退用地を土地所有者が区に寄付する場合、一定の要件を満たしているときはこれを受領し、個人の場合には奨励金を交付する。

(6) 建築物の不燃化の促進

ア現況

駅周辺中心の繁華街の火災防止及び避難確保、延焼遮断のため、大森駅及び蒲田駅の周辺を中心とした地域及び幹線道路の沿線が、一部を除き防火地域(約454ha)に指定されている。

また、防火地域以外の地域は、火災延焼防止のため、すべて準防火地域(約5,075ha)に指定されている。さらに、大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画(約197ha)では、区域内で建築を行う建築物について、原則耐火建築物又は準耐火建築物とする制限が設けられている。

このほか、東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制を導入する区域(区内の約1,551ha)が、平成26年6月30日に施行された。この適用により、着実に市街地の不燃化を進め、まちの安全性を高める。

イ 計画目標(方針)

火災に強い家づくりを個別に推進する一方、空地や不燃建築物群の良好なストックを有効に活かしながら、幹線道路を中心としたネットワークを形成するため路線防火地域の指定拡大を図り、不燃化を促進する。

参考:東京都建築安全条例第7条の3による新たな防火規制

平成 15 年度の東京都建築安全条例改正により、知事が指定する震災時の火災による危険性が高い地域において、建築物の耐火性能を強化するための、新たな防火規制。 地区内で建築を行う場合、原則として、すべての建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とし、延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。

ウ 事業計画

- (ア) 都市防災不燃化促進事業
- (イ) 木造住宅密集地域整備促進事業

前記、(1) 木造住宅密集地域(重点整備地域・整備地域)の整備の項参照(P103)

- (ウ) 不燃化特区制度を活用した取組
- (7) 建築物の耐震性向上の促進

ア現況

区内の住宅・建築物には、昭和 56 年以前に建築されたものが数多く存在している。これらの旧耐震基準で建てられた住宅等は、耐震性の確保が不十分であると指摘されている。

東京湾北部地震等の大規模地震により住宅等の建築物が倒壊することで、生命や財産に 甚大な被害が起きると想定されている。また建築物の倒壊により道路が閉塞されると、緊 急避難や円滑な救援活動の確保に支障をきたすこともある。

区民の生命・財産を守るため、昭和56年以前に建築された建築物の耐震性の向上に向け、 耐震診断・耐震改修助成制度のほか、木造住宅の除却助成制度などを設け、住宅等の耐震 化を促進している。一方、区有施設については、学校などの防災上主要な施設から優先し、 法令等に基づき耐震性の向上を図ってきたが、今後も適切に施設の更新を促進する。

イ 計画目標(方針)

- (ア) 「大田区耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年以前に建築された住宅、民間特定建築物や公共建築物の耐震化率の目標を設定し、これらの建築物の耐震化を促進することで区民の生命や財産の保護に努める。
- (イ)区有施設のうち、災害時に災害応急活動の拠点や避難所として特に重要な役割を果たす 下記の施設を防災拠点施設とし、出来るだけ早期に100%とすることを目標とする。
 - a 防災拠点施設の耐震化率(令和3年3月31日現在)

種別	耐震化率
本庁舎	100%
各地域庁舎	100%
各特別出張所	94. 1%
各避難所	100%
各福祉避難所	97.6%

(ウ) 令和7年度末までの耐震化の目標として、耐震性が不十分な住宅については、おおむね解消することを目指すほか、民間特定建築物については、耐震化率95%を目指し、これらの建築物の所有者に対し、早急に耐震診断・耐震改修を図るよう誘導する。

ウ 事業計画

(ア) 公共建築物の耐震化推進

「大田区耐震改修促進計画」に基づき、区公共施設の耐震改修に関する整備プログラムを作成し、耐震診断、耐震改修を推進する。

(イ) 公共建築物の非構造部材落下防止対策の推進

小・中学校の体育館アリーナ部分で、天井が設置されている箇所については平成 28 年度までに撤去した。

(ウ) 民間建築物の耐震化促進

阪神・淡路大震災では、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された建物に被害が集中し、多くの犠牲者を出した。このため、昭和56年以前に建てられた住宅やマンション、多数の区民が利用する民間特定建築物、及び地震発生時に建物倒壊による道路閉塞を起こす恐れのある建築物などの耐震化を促進するため、建築物の所有者に対し耐震診断、耐震改修に要する費用の一部を助成する。これらの事業は、国や都の補助事業を活用する。

a 住宅やマンションの耐震化

大地震による建物倒壊から区民の生命・財産を守るため、住宅やマンションについて優先的に耐震化を促進する。また、分譲マンションは、改修工事費が高額になり、区分所有者間の合意形成に時間がかかるなどから耐震化への取組が遅れているため、平成28年度に、区分所有者間の合意形成を支援するため、マンション耐震化アドバイザー派遣制度の充実を図った。引き続き、助成制度やアドバイザー派遣等の制度の活用により、耐震化を促進する。

b 多数の区民が利用する民間特定建築物の耐震化

民間の学校、病院、診療所、マーケット、事務所など多数の区民が利用し、一定規模以 上の建築物は優先的に耐震化を促進する。

c 緊急輸送道路と沿道耐震化道路の沿道建築物に対する耐震化

学校避難所への円滑な避難、避難者への緊急物資の輸送等を行うため、地震発生時に建物倒壊による道路閉塞を防ぐべき道路として、緊急輸送道路と沿道耐震化道路を指定した。 これらの道路沿いに建ち、道路閉塞を起こす可能性の高い特定建築物の耐震化を重点的に 促進する。また、東京都は耐震化推進条例を施行し、緊急輸送道路のうち、特に重要な幹線道路を「特定緊急輸送道路」に指定し、その沿道に建つ建築物に耐震診断の実施を義務付けた。都条例施行に伴い、区は特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断費の全額助成を開始し、対象建築物全ての耐震診断が完了した後、平成31年1月に診断結果を公表した。今後も強力に耐震化促進を図っていく。

(エ) 住宅等の耐震化普及

昭和56年以前に建築した建築物の所有者等に耐震化への理解を深め、取組を促すため、 区報やホームページによる広報及び旧耐震基準の木造住宅居住者を対象として、助成制度 の周知文書のポスティングを実施している。また、対象家屋のうち、希望があった者に対 しては戸別訪問を行い、職員が直接耐震化の相談を受付けている。

(8) 中心拠点・地域拠点の整備

ア現況

(ア) 大森地区

平成23年3月策定の「大森駅周辺地区グランドデザイン」では、JR線を境に大きく異なる地域の特性を活かしつつ、地区全体の魅力を高めるまちづくりの必要性を位置付けている。

中でも、戦災復興の都市計画道路である補助 28 号線(池上通り)の未着手や、歩行者 の滞留空間がない駅前、駅東西口の連絡道路が不足しているなどの課題を抱える駅西側 については、一刻も早い都市基盤施設整備が求められている。

また、都市計画道路による建築制限が該当する商店の老朽化や、池上通り(補助 28 号線)の交通渋滞・放置自転車などは、まちの防災性能を低くしている。

さらに、駅周辺の住宅地では狭あい道路も多く、消防活動等の阻害要因となっている。

(イ) 蒲田地区

蒲田駅を中心とする街区は、戦災復興の土地区画整理事業により形成されてきた。JR蒲田駅では、駅ビルの耐震改修工事や駅舎の改良工事により駅全体がリニューアルされ、周辺街区でも建替えや市街地再開発事業に向けた検討が進んでいるが、依然として耐震性の低い老朽化した建築物も多い。また、駅前広場は、駅利用者などの歩行者の増加やバス・タクシー、搬入車の乗り入れ増加など車両通行にも難があるなど、防災上の課題がある。

自転車利用の増加に伴い放置自転車も増えてきた。環境にやさしい移動手段であるが、 放置された自転車は歩行者や緊急車両の通行の妨げになっている。

京急蒲田駅周辺では、京浜急行線連続立体交差事業により踏切が解消され、また、第一京浜(放射19号線)と環状8号線が交差する南蒲田交差点の立体化が完了し、交通渋滞が緩和された。駅周辺地区では、連続立体交差事業を契機としたまちづくりを進めており、京急蒲田駅東口では、駅前広場が整備され、西口の駅前約1haでは、市街地再開発事業により駅前広場と周辺街路が整備されるとともに、再開発ビルが完成した。また、蒲田4-1、4-2地区では街並み誘導型地区計画を活用した共同建替事業が完了し、4-16地区では区が地権者として共同建替事業に参加し、新築建物の2階部分に公益施設を整備した。引き続き周辺街区では、地権者組織による共同建替事業の検討が行われている。このほか、区内の移動利便性の向上や空港アクセスを強化するとともに、災害時に代替ルートとしての役割を果たす新空港線の早期着工を目指して関係機関と合意形成に向けた協議を行っている。

イ 計画目標(方針)

(ア) 中心拠点

駅前広場の再整備や駅・駅ビル及び駅周辺建築物の建替え・共同化等を促進し、防災

性の高いまちを形成する。また、放置自転車や屋外放置物対策などを継続・強化し、災害に強いまちを目指す。

(イ) 生活拠点

私鉄の主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域特性を活かした魅力と活力がみなぎるまちづくりを推進するとともに、安全で快適な歩行空間の確保等、地域防災の拠点となる整備を進める。

ウ 事業計画

(ア) 中心拠点

蒲田・大森駅周辺地区グランドデザインの中で、災害に強いまちづくりに関する取り 組みを事業計画として抽出する。

a 放置自転車対策

自転車誘導員の配置、放置自転車の撤去により自転車利用者への啓発を図る。既存自転車駐車場の再整備や、新設、地下自転車駐車場の検討を行い、収容台数の確保を図る。

b バリアフリー整備

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街を実現するため、道路や建築物等を対象としたバリアフリーの取組を推進する。

c 駅周辺の基盤整備の検討

快適性と防災性の高い駅周辺の基盤整備の検討を行う。

d 駅・駅ビル及び駅周辺建築物の建替え・共同化等の促進 関係者、関係機関への誘導を図り、活動支援を行う。

(イ) 生活拠点

a 放置自転車対策

自転車誘導員の配置、放置自転車の撤去により自転車利用者への啓発を図る。既存自転車駐車場の再整備や、新設自転車駐車場の検討を行い、収容台数の確保を図る。

b バリアフリー整備

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街を実現するため、道路や建築物等 を対象としたバリアフリーの取組みを推進する。

c 駅周辺の基盤整備の検討

快適性の高い駅周辺の基盤整備の検討を行うとともに、防災性を高めるため、狭あい 道路や行き止まり道路を解消し、避難通路としての機能を創出する。

d 自転車駐車場の整備

平成21年度に大田区自転車等駐車対策協議会を設置し、現在、協議を進めている。 平成22年度には協議結果を踏まえ、大田区自転車等利用総合基本計画を策定し、駅周 辺の自転車駐車場整備の促進や自転車走行環境の整備等を検討する。

(9) 地盤の液状化対策

平成23年3月の東日本大震災では、震源から遠く離れた千葉県浦安市において市内の約85%の地域が液状化し、都内でも江東区、葛飾区、江戸川区などの9区で液状化が発生した。 液状化による建築物への被害は、倒壊には至らなかったが、地盤の沈下等が各地で発生し 居住環境を著しく阻害するものであった。

首都直下地震等が発生した場合は、大田区においても液状化が発生し、地盤崩壊による建築物等の被害が想定される。

液状化による建築物の被害を極力抑えるため、液状化の発生しやすい場所や防止策を積極的に周知することに努める。

ア 液状化に関する情報提供

現在、都が作成した「液状化予測図」等の液状化に関する情報を区ホームページへ掲載

し公表している。今後も液状化による地盤崩壊を防止する工法などを調査、研究して区民 に情報として提供する。

イ 液状化に関する相談窓口の設置

現在、相談窓口を設け、液状化の可能性や液状化被害を抑える地盤の補強方法等の相談を受けている。必要に応じ、地盤調査や液状化対策工事を行う業界を紹介している。相談窓口等は、区ホームページにおいて掲載している。区報においても液状化対策について、定期的に周知している。

(10) 電源の確保対策

被害想定によると、区内の停電率は36.8%に上る。

停電による影響は、照明機能の停止、情報通信機能の停止など、直接的な被害に止まらず、 それに伴うあらゆる災害対策業務、BCP業務の機能不全へとつながるおそれがある。

区は、災害により引き起こされる大規模停電に備え、自治体庁舎や指定避難所等に非常用蓄電池 及び充電式LED照明を配備し、災害対応を担う職員等が円滑に活動を行えるよう対策を講じている。 今後も、避難所等災害時の拠点となる施設への自立・分散型電源の設置を促進する等、停電下においても災害対策を行ううえで必要な電源の確保に努める。

ア 事業計画

- (ア)本庁舎、大森地域庁舎、調布地域庁舎は、自家用発電機を備えており、概ね3日間分の自家発電機能を備えている。
- (イ) 学校避難所では停電時の照明機能として、投光器に使用するガソリン式及びガス式の 発動発電機、太陽光小型蓄電池照明、小型LED照明を備蓄している。また、動作用の 燃料及び乾電池を備蓄している。これらを組み合わせて、概ね5日分の最低限の照明機 能を確保することが可能である。
- (ウ)保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

第2節 公共土木施設の災害予防

1 道路・橋りょう施設 【都市基盤整備部・都第二建設事務所・国道事務所・首都高速】

(1) 計画方針

道路は、都市を支える貴重な空間であり、災害時には、火災の延焼防止や消火活動、安全な 移動空間としての避難道路、さらには、各種応急対策を実施するうえでの重要な役割を担って いる。

このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や、防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後さらに、道路施設の安全化を推進する。

(2) 区道及び区橋りょう関係

ア 計画目標

区道については、災害時における緊急道路障害物除去路線や避難道路を優先的に整備していくとともに、擁壁構造となっている道路のがけ崩れによる災害防止を図っていく。

一方、橋りょうについては、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、 平成8年12月に耐震基準が大幅に強化された。その後2回の改定が行われ、平成23年3月 11日に発生した東日本大震災の知見を取り入れた「道路橋示方書」が現行基準となる。

この改訂内容を踏まえて、区の管理する橋りょうの中で、鉄道や道路を跨ぐ橋りょうなど、 緊急道路障害物除去路線や避難道路などの防災上の観点から、優先対策橋りょうを選定し、 架替、耐震補強整備による橋りょうの耐震性の向上を図っていく。

平成29年度以降に29橋の整備完了を目標としている。

なお、区が整備する、都市計画道路補助 43 号線、44 号線等の幹線道路については、「第 1 節 2 (2) 避難場所・避難道路の整備」(P105)に掲げた。

イ 施設の現況

〔資料編 4-4 区道及び区有路の現況 参照〕

(3) 都道及び都橋りょう関係

ア 計画目標

災害時の消防活動、避難活動に対応できるように計画道路の拡幅整備、交差点の整備、橋 りょうの耐震化等の施工とともに路面の整備、道路付属物の補修を行う。

イ 現 況

区内の都道(知事管理の国道を含む-産業道路-)は、9路線、延長43.0kmに及び、ほとんどが歩車道に分離されている。

橋りょうは一般橋りょう30橋と横断歩道橋31橋がある。

[資料編4-3 都道の現況 参照]

ウ 事業計画

(ア) 放射第17号線(産業道路)

糀谷南交差点から大森第一小学校前交差点までの延長約1,500mで事業を実施している。 このうち、大森第一小学校前交差点から、補助第36号線交差点となる大森南一丁目まで の延長約800mは、平成25年2月に事業着手した。

また、糀谷南交差点以北については、平成9年度に延長350m、平成12年度に延長約340mを事業着手し、現在、用地取得を進めるとともに呑川新橋の架け替えに伴う工事に一部着手している。

(イ)補助第27号線(東邦医大通り)

内川に架かる富士見橋を含む延長約 440mの区間で事業を実施している。

(ウ) 電線類の地中化工事

電力、電話等の電線類を歩道内の電線共同溝に収容し、無電柱化を図る事業である。

a 中原街道

第二章

大田区上池台一丁目から東雪谷一丁目の約600m(下り線・上り線両側歩道)で事業を 進めている。

(4) 国道及び国橋りょう関係

ア現況

区内の国道のうち、131 号(羽田空港~大森東2丁目)を除く3路線が国土交通省所管の道路である。所管道路は全線車道分離で、車道はアスファルトコンクリート舗装である。橋りょうは一般橋りょう17橋と横断歩道橋12橋がある。〔資料編4-1 国道の現況参照〕

イ 道路施設対策

(ア) 道路施設の点検

管内の橋りょう、構造物等をパトロールにより点検し、道路施設の維持管理に反映させる。

(イ) 道路施設の整備

道路施設の災害対策は、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、耐震点検を行い必要な 補強を実施している。

(ウ) 共同溝事業の推進

共同溝については、先の阪神・淡路大震災においても、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて確認されたことから、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝整備を一層推進して行く。

また、消防活動上必要な事項、非常用施設、出火防止措置等の届出について確認・指導する。

(エ) 完成図等の整備

復旧工法の基準となる既設の主要構造物の完成図等の整備を図る。

(5) 首都高速道路関係

ア現状

道路・トンネル等の現況 [資料編 4-5 首都高速道路・トンネル等の現況 参照]

イ 耐震性と施設の安全対策

- (ア) 首都高速道路株式会社東京管理局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局:平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達:平成8年11月)に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。
- (イ)トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常 口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。
- (ウ) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。
- (エ) その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。
- (オ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- (カ)「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。
- (キ) 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取替える事業を既に終了している。
- (ク) なお、橋脚の耐震対策 (橋脚を鋼板巻き立て等で補強) は平成 10 年度、地盤流動化対策 (鋼管矢板壁工法) は平成 11 年度をもって完了している。
- (ケ) 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。
- (コ) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。
- (サ) 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練

を関係機関と連携しつつ実施する。

- a 実施時期・回数:年1回以上
- b 訓練項目:初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、 避難誘導訓練、その他訓練

2 港湾・海岸施設

【都港湾局・建設局】

(1) 計画方針

災害から都民の生活、財産を守り、災害時においては、救援物資の陸揚など、広域輸送基地 として、東京港の役割は非常に大きい。

このため、東京港の臨海部(荒川右岸から羽田まで)に外かく堤防、水門等の防潮施設の整備を図るとともに、岸壁等の港湾施設においても、大規模地震対策及び液状化防止対策による耐震整備を行い、耐震性の増強を図る。

(2) 港湾施設

港湾施設は、消費生活と産業活動を支える物流ターミナルとして、重要な機能を果たしている。特に大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資器材及び被災者の海上輸送基地としても重要な役割を担うため、岸壁、桟橋等の耐震強化を図る。

(3)海岸施設

都における高潮対策事業の一環として、港湾局では大森本町一丁目地先平和島運河、大森東一丁目から羽田旭町にいたる海岸線に防潮堤を建設している。また建設局では、河川施設として内川河口に水門を設置している。

これらの施設により、この方面は、台風による高潮や地震による津波から防護されるに至っている。なお、水門の操作にあたっては、区と港湾局及び建設局が相互に十分連絡することとしており、内川水門・内川排水機場は都との協定に基づき区が操作することとしている。

ア現況

- (ア) 水門の現況 [資料編 4-6 水門の現況 参照]
- (イ) 大田区内港湾局所管陸閘、逆流防止扉施設の現況 〔資料編 4-7 大田区内港湾局所管陸閘、逆流防止扉施設の現況 参照〕
- イ 東京港海岸保全施設整備計画

昭和島地区の堤外地防潮堤等の整備、貴船水門等の廃止化等を、「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき実施している。

第3節 都市施設の災害予防

1 建築物防災計画

【企画経営部・まちづくり推進部・教育総務部・消防署】

(1) 計画方針

本計画においては、特に災害に対する建造物の管理上の面について明らかにする。

(2) 一般建造物防災計画

ア 現 況 〔資料編 4-15 用途別建築物数 参照〕

イ 事業計画

- 一般建造物については、次により維持管理上の指導強化を図る。
- (ア) 建築物の位置、構造、設備については、建築基準法、関係法令に基づき、また、消防用 設備等の設置については、消防法、関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術 上の基準に適合した状態に維持・管理するよう指導する。
- (イ)建築物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたると ともに、消防用設備及び防火避難用設備の位置、維持管理について防火、防災上必要な指 導を行う。
- (ウ) 地震等による災害の発生を防止するため、屋内収容物の転倒、落下、移動の恐れのある 物等に対するすべり止め等の防止措置を講ずるよう指導する。
- (エ) 各事業所に出火防止、初期消火等を含めた防災計画を樹立するよう指導するとともに、 自衛消防訓練等を通じて防災行動力を高め、自主防災体制の確立を図る。

ウ 予防対策

住家、事業所等の建造物の災害応急対策は、関係機関が所定の計画に従って対処するほか、 建造物管理者、住民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずる。

(ア) 震災に対して

- a 震災に備えて家具等が倒れたり移動することのないよう固定するほか、高所からも物品が落下しないようにしておくこと。
- b 身の安全を図り、揺れがおさまってから落ち着いて火の始末を行い、出火した場合は初期消火を行うこと。
- c 行動を起こす際は、ガラスの破片、瓦等の落下に十分注意し、屋外では、門や塀には近 寄らないこと。
- d 屋内では揺れがおさまった時に、窓や戸を開けて避難路を確保すること。
- e 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、 耐震措置を講じること。
- f このほか必要と思われる措置を講ずること。

(イ) 火災に対して

- a 火災を出さないため、火気使用設備、器具使用に際して火災発生のおそれがある設備・ 器具は、常に安全な状態で使用すること。
- b 初期消火に十分な消火設備・器具を設けておくこと。
- c 防火設備、避難設備、消火設備・器具、避雷設備等は常に点検し機能保持に努めること。
- d 避難する場合は風上の安全な場所に避難すること。
- e このほか必要と思われる措置を講ずること。
- f 各家庭から出火防止や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防 災機器等の普及を図ること。

(ウ) 災害全般に対して

- a 災害には火災がつきものであるから、初期消火に十分な消火設備・器具を設置しておく こと。
- b 鋸、てこ棒、釘抜き、斧等を準備しておくこと。

- c 非常持出し品は、応急食糧、毛布、貯金通帳、印鑑等、最小限にとどめ1か所にまとめておくこと。
- d 可燃性のガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- e 携帯ラジオ、家庭医薬品を備えておくこと。
- f 災害によっては電線が切断されることがあるから、十分注意すること。
- g 隣近所の人々による助けあいの方法を講じておくこと。
- h 避難する場合は関係機関の指示、誘導に従うこと。
- i 公共機関からの情報を信じ、デマに惑わされないようにすること。
- (3) 公共施設防災計画
 - ア 区立施設防災計画
 - (ア) 現 況

〔資料編 4-16 区立施設の現況 参照〕

- (イ) 事業計画
 - a 今後、建設されるものはもちろん、既設の改築については、すべて耐震構造にするとと もに原則耐火構造とし、必要な消火設備等についても完備する。
 - b 各施設は、災害時に的確にかつ迅速に応急活動が実施できるよう、次により災害予防態 勢の確立を図る。
 - ① 防災計画の作成
 - ② 自衛消防組織の育成及び職員への周知徹底
 - ③ 利用者、職員の防災意識の普及
 - ④ 防災設備等の維持管理及び改善強化
 - ⑤ 自衛消防訓練又は防災訓練の実施
 - ⑥ 避難計画の樹立
 - ⑦ 地域との連携強化
 - ⑧ 戸別受信機の設置
 - ⑨ 庁舎施設の耐震性の向上
 - ⑩ その他防災上必要な施策
- (ウ) 予防対策

災害時における所管公共施設の利用者について安全確保を図るため、各施設の管理者は 自主的に応急活動を行うとともに、施設の損害を最小限にとどめるため、次のことを適切 に実施する。

- a 利用者に災害情報の周知と警報を伝達する。
- b 災害状況により利用者の避難・誘導等の応急措置を講じる。
- c 利用者宅へはできる範囲で状況を連絡する。
- d 施設内設備等の安全確認点検及び補強修理等を実施する。
- e 緊急時には、対策本部、警察署、消防署等へ連絡し、臨機の措置を講じる。
- イ 私立学校等施設防災計画
 - (ア) 現 況

〔資料編 4-17 私立学校及び私立保育園の現況 参照〕

(イ) 事業計画

私立学校等が計画を作成し、その対応が取れるよう、関係機関は助言、指導する。

(4) エレベーター対策

平成17年7月23日、千葉県北西部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、都内では42件のエレベーター閉じ込め事故が発生した。また、平成30年6月18日に発生した大阪北部地

第二章

震を震源とした地震でもエレベーターの閉じ込めや運転休止が発生した。

これを受け、エレベーターの対策としてハード、ソフト両面での対策を推進していく。

ア 区施設のエレベーター機能の向上対策

区施設のエレベーターについて、災害時の閉じ込め発生抑制及び早期救出体制の確立のため、改築やリニューアルの際に下記の整備を進めていく。

(ア) 閉じ込め防止装置の設置

地震管制運転中に安全装置が作動した場合、運転を一旦中止するが、安全装置が正常に 復帰できると判断した場合、管制運転を再開し、最寄り階へ停止する装置

(イ) 救出体制の整備

保守サービス会社による監視装置

イ 民間施設のエレベーター機能の向上対策

建築基準法第12条第3項に基づく報告などにより、安全装置設置の把握を行うとともに、 点検結果が要是正と判定されたエレベーターについては所有者または管理者へ改善指導書を 交付している。

近年、地震による閉じ込め被害等が発生していることについて、最新基準の建築基準法に 適合させるためには地震対策の改修工事が必要であり、改修工事を検討してもらうよう、区 ホームページ等にて周知を進めていく。

ウ 災害時の閉じ込め発生に備えた対策

区施設のエレベーター内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットなどの設置を進めている。

民間施設についても同様の設備を設置しているところが増えており、マンション居住者に 向けた啓発パンフレットや講習会等を通じて、設備設置の促進を行っている。

(5) 高層建築物防災計画

ア現況

高層建築物及び地下施設は、構造上の特殊性から、地震時における避難及び消防活動が極めて困難になることが予想される。

高層建築物とは、軒の高さが31mを超える建築物をいい、これらの建築は耐震性・防災施設等について特別な配慮がなされているが、地震時には建物の揺れに基づく不安などにより、パニックの発生が考えられる。

各消防署管内別の高層建築物の件数 〔資料編 4-18 高層建築物の現況 参照〕

イ 事業計画

本節(2)一般建造物防災計画に掲げるものに準ずるほか、特に人命の危険を考慮して、発 災の未然防止に努め、次により指導強化を図る。

- (ア) 高層建築物の不燃化
- (イ) 火気使用設備器具及び火気管理の規制
- (ウ) 防災設備の集中管理
- (エ) 避難計画
- (オ) 防災管理態勢の強化
 - a 防災計画の樹立
 - b 自衛消防訓練の実施
 - c 避難管理
- (カ) 初期消火態勢の強化
- ウ 高層建築物及び地下施設等の安全化対策 関係事業所に対して次の対策を指導する。
 - (ア) 火災予防対策

- a 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- b 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- c 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- d 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
- (イ)避難対策(混乱防止対策)
 - a 避難設備の適正な維持管理及び避難通路の確保
 - b ビル防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - c ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止
 - d 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
 - e 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
 - f 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
 - g 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策の推進
- (ウ) 防火防災対策
 - a 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - b 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理者に関する協議事項 の徹底
 - c ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - d 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - e 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - f 実践的且つ定期的な訓練の実施
- (工)消防活動対策

消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

(オ) 駅等の混乱防止策

震災時には、鉄道事業者が列車運行の安全が確認できるまでの間、列車の運転を見合わせることなどから、駅を含めた駅周辺等においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し 大混乱が生じる可能性がある。

このため、東京都震災対策条例第 11 条に基づき指定された鉄道機関の事業所防災計画 にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させるとともに、計画に基づく訓練 を促進する。

工 予防対策

高層建物、複合用途ビルについては、消防法の規定に基づく防火管理者又は統括防火管理 者等の制度を有効に活用して、消防計画の中に地震対策を定めさせ当該対象物の自主防災体 制を確立し、防災計画に掲げた施設利用者の避難誘導、パニック防止等の訓練を推進する。

- (ア)消防計画樹立上配意すべき地震対策
 - a 地震に備えての事前計画
 - ① 防災についての任務分担に関すること。
 - ② 建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関すること。
 - ③ 家具、じゅう器その他の建物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関すること。
 - ④ 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置に関すること。
 - ⑤ 火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関すること。
 - ⑥ 消火器の準備及び適正管理に関すること。
 - ⑦ 建物からの安全避難の確保及び点検に関すること。

- ⑧ 救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管に関すること。
- ⑨ 防災についての教育及び訓練に関すること。
- ⑩ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関すること。
- ① 警戒宣言発令時の対応措置に関すること。
- ② 家族との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。
- ③ 従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制に関すること。
- ④ 従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止 対策等に関すること。
- ⑤ 火災発生時の高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策に関すること。
- ⑥ その他事業内容から災害予防に必要な措置に関すること。
- b 地震発生時の活動計画
- ① 震災時の任務分担に関すること。
- ② 緊急地震速報を活用する場合の対応措置に関すること。
- ③ 出火防止及び初期消火活動に関すること。
- ④ 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関すること。
- ⑤ 初期救助及び初期救護活動に関すること。
- ⑥ 被害状況の把握、情報収集、伝達等に関すること。
- ⑦ 避難場所及び避難方法に関すること。
- ⑧ 周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。
- ⑨ 家族等との安否確認の実施に関すること。
- ⑩ 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。
- ① その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関すること。
- c 施設再開までの復旧計画
- ① ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策に関すること。
- ② 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置に関すること。
- ③ 被害状況の把握に関すること。
- ④ 復旧作業等の実施に関すること。

才 対策

(ア) 予防対策

消防計画に基づく点検整備と合わせて次の震災予防計画をたてる。

- a 火気使用設備・器具等の地震動による転倒、落下の防止及び自動消火装置、燃料の自動 停止装置の機能の確保
- b 消火設備の作動、性能試験の実施及び機能保持並びに荷くずれ等による使用障害物の除去
- c 避難通路の安全確保
- d 避難誘導灯の脱落防止及び非常電源の機能確保
- e 発電設備及び蓄電池設備の対震措置並びに機能の確保
- f 長周期地震動対策及びオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策

(イ)消火活動対策

- a 一定範囲で消火ブロックを指定し、責任ある初期消火体制の確立
- b ボイラー室・厨房・実験室・研究室その他出火危険場所の消火体制の強化
- c 消火要員の呼吸保護器具の確保
- d 周辺火災に対する消火協力体制の確立

(ウ) 救出救護対策

a 救出救護班の任務及び班員の指定

第二章

- b 救護所の指定及び医師・看護士の確保
- c 医薬品及び救急器材の常備並びに補給措置

(エ) 避難対策

- a 避難通路及び避難器具の安全確保
- b 一次的避難場所の指定及び広域の避難場所に対する避難誘導計画の樹立
- (才) 情報収集対策
 - a 建物内の被害及び負傷者等の状況
 - b 高所見張員や監視員を派遣して、周辺の火災発生状況及び道路、橋りょう等の被害状況 の把握
 - c 防災教育訓練防災意識の向上を図るため、地震対策の教育訓練の徹底
- (カ) 外出者対策

消防署は、平時に区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導及び助言を行う。 徒歩帰宅者の支援として火災情報等の伝達、区民への初期消火、救出救護の実施の呼び かけ等を行う。

(6) 文化財防災計画

ア 計画方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、文化財の災害予防について普及徹底を期する。

イ 現 況

〔資料編 4-19 文化財の現況 参照〕

ウ 事業計画

(ア) 文化財防火運動の推進

毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて文化財防火 運動を推進し、文化財の重要性に対する認識を高めていく。

(イ) 文化財保護思想の普及等

区内にある歴史上貴重な文化財や遺跡を守り、文化財保護思想の普及を図るため、文化 財の紹介や講演会等を実施していく。

ウ対策

文化財が被害を受けたときは、次により措置する。

- (ア) 文化財が災害を受けたときは、所有者(管理責任者)は被災状況を区教育委員会に報告する。
- (イ) 必要に応じ文化財の被害状況の現地確認を行う。
- (ウ)被災文化財の被害拡大を防止するため関係機関と連絡し、応急措置をとるよう助言指導を行う。
- (エ) 現地調査の結果、早急に措置することが必要と認められる場合は、復旧・修復作業に必要な体制づくりをする。また、近隣の博物館等との相互協力による文化財保護に関する連携を図る。
- エ 文化財施設の安全対策

各消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、次の点検内容について実施 するよう指導する。

- (ア)文化財周辺の整備・点検(文化財の定期的な見回り・点検及び周辺環境の整理・整頓)
- (イ) 防災体制の整備(防災計画の作成・巡視規則や要領の作成等)
- (ウ) 防災知識の啓発(国、都道府県が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加、ポスターの掲示及び防災訓練への参加呼びかけ)

- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 防災設備の整備と点検(外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備)
- (カ)緊急時の体制整備(消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災 点検表による定期的な自主点検、復旧・修復作業に必要な体制の確立)

2 生活関連施設

(1) 計画方針

水道、電気、ガス、電話等の都市施設は区民生活や業務活動を支えるうえで重要な機能を果たすものである。

したがって、災害時にこれら施設が破壊され機能低下した場合、日常生活に支障を来たすだけでなく、救助活動や復旧活動に大きな影響を及ぼすものである。

このため、これらの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策あるいは容易に復旧しうる対策について十分検討することが肝要である。

以上の点をふまえ、本節以下において、各施設の整備補強等について明らかにすることとする。

(2) 水道施設

【都水道局】

ア 事業計画

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保するため、水道施設の耐震化を推進するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な応急給水施設を整備する。

イ 現 況

(ア) 給水所等施設

[資料編 9-5 災害時給水ステーション (給水拠点) 一覧 参照]

(イ)配水管

〔資料編 4-9 水道施設(配水管)の現況 参照〕

ウ主要施策

(ア) 管路の耐震化

地震発生時の断水被害を効果的に軽減するため、首都中枢機関、救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化を概ね完了させ、現在は避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を進めている。完了後は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について、重点的に管路の耐震継手化を進めていく。また、私道内においては、耐震性能を有する配水管の布設や、給水管のステンレス化を行い、私道内給水管の耐震化を進めている。

(イ) バックアップ機能強化

震災時や事故時でもバックアップできるよう、導水施設の二重化を図り、浄水場と給水 所の間及び給水所間を連絡する送配水本管ネットワークを構築する。また、大規模停電時 等における給水安定性の向上を図るため、浄水場等に自家用発電設備の整備を進める。

(ウ) 給水体制の充実

震災発生後、水道局職員の到着を待たず、住民自らが速やかに応急給水を行えるよう、 給水拠点施設内に応急給水エリアを区画し、専用の給水栓を設置していく。

また、避難所周辺の消火栓等を活用した応急給水が可能となるように、避難所を運営する区に対して応急給水に必要な資器材を貸与していくとともに、消火栓等を活用した応急給水の普及拡大のため、区や地域住民との合同訓練を実施していく。

(3)下水道施設 【都下水道局】

ア 計画目標

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ生活汚水及び雨水の排除など、下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震性能を強化する。

イ 現況

区内下水道施設は次のとおり。

(ア) 普及状況

令和元度末下水道普及率

人	П	普及人口	普及率	備 考
738, 128		737, 796	100%概成	平成6年度末普及率100%概成

- (注)全体人口は令和2年4月1日現在のものである。(都総務局統計部資料による)
- (イ) 管きょ延長 1, 206, 845 (幹線 83, 002m 枝線 1, 123, 843m)
- (ウ) ポンプ所

〔資料編 4-8 下水道施設(ポンプ所)の現況 参照〕

(エ)森ヶ崎水再生センター [大田区大森南 5-2-25] 現有処理能力 1,540,000 m²/日

ウ 事業計画

(ア) 管きょの耐震化

ターミナル駅や災害復旧拠点などの施設から排水を受け入れる下水道管を対象に、下水 道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。

避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路の液状化によるマンホールの浮 上抑制対策を推進する。

地区内残留地区の下水道管において、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマン ホールの浮上抑制対策を推進する。

(イ) 施設の耐震化

ポンプ所等の施設は、耐震診断を行い、施設の重要性、再構築の時期などを勘案しなが ら耐震補強を推進する。

電気機械設備は、耐用年数、老朽度等を考慮し、再構築、更新に併せて効率的かつ計画 的に耐震化を図る。

(ウ) 非常用電源の確保

停電などの非常時の電力を確保するため、非常用発電設備を整備している。

(エ) 無注水形ポンプの導入

断水時でも運転可能な無注水形ポンプを計画的に導入している。

(4) 電気施設

【東京電力パワーグリッド(株)品川支社】

ア 基本計画

電気施設の建設にあたっては、電気事業法、電気設備の技術基準及びその他諸法規に基づ き実施している。

また、設備保全にあたっては、定期的な巡視点検並びに調査等を行い事故の未然防止に努 めている。

イ 現 況

電力を供給するための変電所、送電線、配電線などの電力流通設備が敷設されている。 [資料編 4-10 電気施設の現況 参照]

(5)ガス施設

【東京ガス】

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・ 点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

大規模なガス漏えいを防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

また、需要家建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター (マイコンメーター) または、緊急遮断装置の設置を推進する。

施設名	内
製造施設	○施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用 し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等 の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した 設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網の ブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	○ループ化された固定無線回線の整備○可搬型無線回線の整備
その他の安全装備	○地震計の設置 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガ バナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200 ガル程度(震度5程度)の地震時に ガスを遮断するマイコンメーターを設置

(6)通信施設 【NTT東日本】

ア 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。 以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

- (ア)豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水 構造化を行う。
- (イ) 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保する ため、2ルート化を推進する。

ウ 重要通信の確保

- (ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (イ) 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

- (ウ) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気 通信の疎通を図り、重要通信を確保する。
- エ 災害対策用機器及び車両等の配備
 - (ア) 災害発生時において通信サービスを確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。
 - a 非常用衛星通信装置
 - b 非常用無線装置
 - c 非常用交換装置
 - d 非常用伝送装置
 - e 非常用電源装置
 - f 応急ケーブル
 - g その他の応急復旧用諸装置
 - (イ) 災害復旧用機器、車両等の災害時の出動、運用を円滑に行うため、必要な運転要員を含めた手配連絡網を整備し、維持するとともに必要な運用訓練を行う。
 - (ウ) 災害等の緊急事態に備え、緊急車両の許認可の手続きを事前に実施する。
- オ 災害対策用資材等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備等の被害を防御し、 又は被害の拡大を防止するため、平常時から災害対策用資材、器具、工具、消耗品等を確保 するための具体的措置を定め講じる。

- カ 電気通信設備及び災害対策用資機材の整備点検
 - (ア) 電気通信設備及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備 点検を行い非常事態に備える。
 - a 電気通信設備等の防水、防風、防雪、防火又は耐震の実施
 - b 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両等
 - c 予備電源設備、及び燃料、冷却水等
 - d その他防災上必要な設備及び器具等
 - (イ) 重要書類及びプログラムファイル類の保管にあたっては、災害時における重要データベースの滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じる。

(7) 郵便施設

【日本郵便株式会社】

ア 計画目標

震災時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で郵便施設の果たす役割は非常に大きい。

このため、震災による局舎等の被災を最小限に防止するため、耐震・耐火・耐水を実施するとともに、施設が被災した場合においても、応急の業務が確保できるよう警備を行う。

イ 施設の現況

郵便業務を所掌する区内の日本郵便㈱郵便局は、郵便の集配を担当する4郵便局のほか窓 口郵便局68局である。(平成28年12月現在)

局舎の保全について、耐震診断等を実施し鋭意取組んでいるところである。東日本大震災においては大きな被害はなかったものの、ガラスのひび割れ等小規模の被害が発生した。

建築後年数が経過した局舎が多いため、修繕も行いながら局舎維持に努め、災害発生時の 拠点となり得るよう備える。

3 交通施設

(1) 計画方針

第2部 震災予防・応急・復旧計画

バス、鉄道、航空機を利用する旅客の生命身体を災害から保護するとともに施設の安全強化 や防災設備を従来より整備拡充してきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良整備 を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保に努める。

また、震災時の安全確保のため震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づき事業所防災計画を 作成する。

(2)都交通局関係 【都交通局】

ア 施設の現況

東京都地下高速電車の路線は、浅草線、三田線、新宿線、大江戸線があり、営業キロは 109km である。そのうち区内には浅草線西馬込駅、馬込駅の2駅があり、本線路はすべてずい道部である。

イ 防災設備等の概要

(ア) 震災対策

駅及びずい道等の施設、構造物は、阪神・淡路大震災規模の地震にも耐えられる構造となっている。

また、ずい道部における軌道は、砕石道床とコンクリート道床からなり、電車線等も構造物の耐震性からして、その変状は少なく切断等は生じない。

地上部の送電線等が被害を受けたとき、二次的災害が考えられるので付帯電源の停電に 対処するため、浅草線は大門変電所にガスタービン発電機を設備し、災害時に必要な防災 設備の電源を確保している。

特に地上部の送電線、き電線の停電による電車の駅間停止が余儀なくされたときは、乗務員又は駅係員の救護にて乗客の誘導を行い、安全な場所に避難し安全を確保する。

区内の西馬込駅、馬込駅についても、変電設備、換気設備、通信設備、火災報知設備、 消火設備、非常灯、誘導灯、防火戸等の防災設備を設置し、万全を期している。

(イ) 区内の駅の所在地

西馬込駅 …… 大田区西馬込2-1-6

電話 3775-9611

馬 込 駅 …… 大田区北馬込2-31-9

電話 3773-4210

(3) 東日本旅客鉄道株式会社関係

【JR東日本】

ア 施設の概要

区内のJR線は、東海道本線・横須賀線・京浜東北線・東海道貨物支線(品鶴線・塩浜連絡線)である。また、東海道貨物支線のうち塩浜連絡線は、川崎市内の川崎貨物駅から東京貨物ターミナル駅の間の駅の約7kmを地下鉄道で連絡している。

イ 区内の駅の概況

[資料編 4-11 鉄道施設の現況 参照]

ウ 線路建造物の安全計画

(ア) 建造物の設計震動と耐震性

JR東日本における建造物の耐震設計は、建造物設計基準規定、建造物設計標準によって規定され、地震荷重に安全率を考慮して関東地震クラスのものに耐えられる設計がなされている。

また、高い橋、地下構造物のマッシブ(重く大きいこと)な特殊なものについては動的な解析を行って耐震性をチェックしている。

(イ) 鉄軌道(地下施設等)の浸水対策

地下鉄道施設には地震時の異常出水のほか集中豪雨、給水管の破裂等による道路面溢水による出入口からの浸水と豪雨、高潮等によるトンネル端部からの浸入に備えて、出入口

階段に止水板、またトンネルの出入口には高潮を考慮しての設備を備えてある。

(4) 東海旅客鉄道株式会社関係

【JR東海】

ア 施設の概況

区内のJR東海会社の鉄道は、東海道新幹線で約6kmであり、そのうち高架区間は約3km・ 切取区間は約2km、盛土区間は約1kmで通過している。

イ 事前対策

- (ア) 鉄道施設の耐震化については、阪神・淡路大震災以降、地震の被害状況や国土交通省の 指導を踏まえ、高架橋柱の耐震補強等を実施してきた。また、地震時の脱線による被害の 拡大を可能な限り防止するための脱線・逸脱防止対策を進めている。
- (イ) 地震発生時に、列車をいち早く停止させる対策として、「東海道新幹線早期地震警報システム」を導入しているほか、緊急地震速報を活用するなど、さらなる安全性の向上を図っている。

(5) 東急電鉄株式会社関係

【東急電鉄】

ア 施設の現況

東急電鉄東横線、目黒線及び大井町線の一部と池上線の半数以上及び東急多摩川線全線、延長約 18.305km の線路が大田区内に敷設され、19 か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋及びトンネルの土木施設及び電気関係の施設等が含まれている。

[資料編 4-11 鉄道施設の現況 参照]

イ 事前対策

(ア) 各施設の点検整備計画

新設構造物は、構造物設計基準及び建築基準法に基づき設計し、建造物及び構造物の点検については、列車の運行と乗客に影響のある箇所については毎年1回行い、それ以外の箇所については2年を超えない範囲で定期検査を検査項目に基づき各項目ごとの詳細な検査を行っている。

検査により発見された異常箇所は6段階に分けて判定を行い、その処置については検査 結果により、早急に補修・改修が必要なものは順次行い、その他は長期計画の中で計画的 に補修・改良する。

また電気施設物については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき定める実施基準により設置されており、これの維持管理については、各施設ごとに定めた整備心得により定期検査を実施している。検査の結果発見された変状については、直ちに補修を行うもの、作業計画に組込み処理するもの、長期計画に織り込み施設の強化、改良を行うもの等に分類し処理する。

(イ) 列車無線電話車両の設置計画

列車無線電話装置は全ての路線に設置済みである。

(ウ) 応急資材等の整備計画

応急復旧資材の種類、数量及び配置場所等を明らかにした一覧表が各現業区にあり、更に機械及び人員についても社外関係者に応援を依頼する業務分担表を作成している。

(エ) 耐震補強工事計画

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で鉄道施設が大きな被害を受けたことから、同年、国土交通省(旧運輸省)から高架橋やトンネルなどの耐震性を高める工事の通達が出され、対象となる箇所の耐震補強を完了している。また東急線では、その後に国土交通省から出された通達基準に加え、災害時の復旧困難性や老朽化なども考慮して、通達基準対象外の箇所も耐震性を検証し、順次補強工事を行っている。さらに、東日本大震災を踏まえて、今後発生が予想される首都直下地震に備え、現在進めている駅・高架橋・トンネルなどの耐震補強計画を見直し、工事完了時期を2年間前倒しした。また、これまでの取り組みか

ら対象範囲を拡大して、高架橋・トンネル・盛土・擁壁などのさらなる耐震対策にも着手 している。

(6) 京浜急行電鉄株式会社関係

【京急電鉄】

ア 計画方針

鉄道における大地震による災害の未然防止並びに災害発生時の旅客の人命保護と救済及び 被害の軽減を図ることを目的とする。

イ 施設の現況

〔資料編 4-11 鉄道施設の現況 参照〕

- ウ 事前対策
 - (ア) 鉄道施設の耐震化及び安全対策

これまで高架橋及び駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、 人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へと繋げていく。また、土構造物、高架 橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、 変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていく。

(イ) 列車無線装置の完備

列車乗務員と総合司令所との業務連絡と通報の迅速を図り、運転業務の円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる時は、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止するため、全列車に列車無線を装置している。

(7) 東京モノレール株式会社関係

【東京モノレール】

ア 計画方針

この計画は地震等による被害の未然防止、被害の軽減及び被害の早期復旧を図るため諸施策の基本を定め、旅客の生命を守り、安全な輸送の確保を図り、公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

- イ 施設現況〔資料編 4-12 モノレール施設の現況 参照〕
- ウ 事前対策
 - (ア) 耐震性施設の点検、整備

当社諸施設は、いずれも耐震性を考慮した設計となっているが経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修を行う。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「鉄道駅の耐震補強の推進について」(平成 17年12月関東運輸局通達)により対応する。

- (イ) 建築物、工作物、設備等の点検整備
- (ウ) 危険物施設等の点検整備
- (エ) 火気使用設備等の点検整備
- (オ) 電気施設等の点検整備
- (カ) 消防用設備等の点検整備
- (キ) 放送設備の点検整備
- (ク) 列車の非常停止装置(列車無線)
- (ケ) 通信設備の点検整備
- (コ) 浸水防止設備の点検整備
- (サ) 防災教育及び訓練
- (シ) 非常災害用資機材等の準備及び保管
- (ス) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力
- (セ) 警戒宣言発令時の対応
- (ソ) 帰宅困難者に対する対策
- (タ) 旅客等に対する広報活動

(8) 東京国際空港関係

ア 計画方針

大地震などの災害が発生した場合、東京国際空港における利用客の人命の保護と航空保安施設等への被害を最小限に止めるため、各種防災施策を推進する。

イ 施設の現況

東京国際空港は、1,516ha の面積があり、主要施設としては 3,360m×60mが 1 本、3,000 m×60mが 1 本、2,500m×60mが 2 本の滑走路を始め庁舎・管制塔、エプロン(駐機場)等を有している。

その他、機械、航空灯火、電気、通信等の施設等がある。

[資料編 4-13 空港基本施設の現況 参照]

ウ 防災措置

空港が確保すべき機能及び地震防災体制の強化等をとりまとめた「地震に強い空港のあり方」(平成19年)に基づき東京空港事務所職員があるべき具体的な対策を定め、地震等による災害の防止を図る。

4 有毒物・危険物等施設

【環境清掃部・健康政策部・消防署・関係各機関】

【東京空港事務所】

(1) 計画方針

区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス、化学物質関連施設等多数の施設があり、地震時における振動、火災等によりこれらの危険物が爆発、漏えい等することが考えられる。その場合、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については発災した場合被害を最小限に止めるための予防対策を確立しておくことが必要である。

以下では、区における化学物質関連施設及び毒物・劇物取扱施設に対する予防対策、関係機関における危険物施設保安計画及び危険物等の輸送の安全化について必要な事項を定める。

- (2) 区における化学物質関連施設及び毒物・劇物取扱施設予防対策
 - ア 東京都環境確保条例に規定する適正管理化学物質(性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質)を取扱う事業所等に対し、災害に備えた化学物質の適正な管理手法や災害発生時の事業所における初動体制について指導及び助言を行う。
 - イ 東京都環境局と連携し、PCB機器の使用状況及びPCB廃棄物の保管状況を把握する。
 - ウ 毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施し危害防止規定の作成や保守点検等の励行、事故 発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

(3) 関係機関における危険物施設保安計画

` ′	part balbar in a company and in
機関名	内
各	1 大田区内の危険物施設の現況〔資料編 4-14 危険物施設の現況 参照〕 2 事故の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における資器材 の備蓄推進及びそれらを活用した訓練の実施並びに危険物関係事業所間の相互応援組織の育 成、充実を促進するなどして、危険物事業所の自主保安体制の強化を図る。 3 規制
消	危険物施設は、貯蔵し、又は取扱う危険物の種類・数量及び施設の態様により消防法令に基づき、位置・構造・設備に関する規制と危険物の貯蔵取扱い及び運搬並びに保安管理等に関する規制が行われている。
防	4 立入検査 消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査を行うほか、危険物保安統括管理 者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員による災害予防態勢の確立につい て指導を行う。
署	5 高圧ガス保管施設・毒物・劇物取扱施設及び放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。 6 津波発生時における応急措置等に関する事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実強化を図る。

(4)危険物等の輸送の安全化

機関名	内
東京海上保安部	1 危険物積載船に対し、危険物の積込み、積替え又は荷卸を行う時は、港長(東京海上保安部長) の許可を受けるなど法律に基づいた規制を行い輸送の安全化を図る。 2 専用岸壁及び危険物積載船の定期的な点検を実施するほか危険物積載船に随時立入検査等を 行い、安全管理指導の徹底を図る。 3 油又は有害液体物質を輸送する船舶に対し、法律に基づいた資機材の備え付けなどについて 指導を行う。
各	1 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に 適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
消防署	 2 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事務所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 3 タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中における被害の軽減を図るための各種対策の指導を強化する。 4 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る
関東支社	化成品輸送の安全対策 JRにおける化成品の輸送は、安全基準に定める化成品タンク車及びタンクコンテナによって 輸送、取扱いを行って安全の確保に努める。

5 がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

(1)がけ・擁壁の崩壊防止

【まちづくり推進部・環境清掃部】

ア 現 況

大田区には、山王、馬込、雪谷、田園調布などの台地部に多くのがけ・擁壁が分布している。

平成22・23年度にかけて、区内の高さ2mを超えるがけ・擁壁の実態調査を行った。調査は約6,500か所に及び、調査結果はがけ・擁壁の所有者・管理者に周知した。

平成 11~14 年の都の調査で、区内に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険箇所(傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の斜面)が 70 か所(自然斜面 31 か所、人工斜面 39 か所)存在することが確認されている。

また、平成29年3月から令和元年10月にかけて、東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき区内において土砂災害警戒区域97か所、土砂災害特別警戒区域60か所を指定した。令和元年・2年度に区内がけ等の中で土砂災害特別警戒区域内等規模の大きながけ等の再調査を約500か所に対して行った。

令和元年・2年度調査の結果、がけ等の状態は、前回(平成22・23年度)調査と比較し、改善(向上・解消)が62か所、悪化が30か所、その他が変化なしであったことから前回結果と大きな変動がないことが確認された。所有者・管理者へは、調査の結果を通知し引き続き啓発活動をするとともに、特に悪化したがけ等の所有者等へは、訪問などによる改修の働きかけを行った。

[資料編14-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図 参照]

イ 計画方針

地震などによるがけ崩れ災害を未然に防止するため、がけ・擁壁の改善を区報等により P R するとともに改修指導を行う。

ウ 事業計画

がけ・擁壁等の安全化指導、改修支援及び実態調査

- (ア)がけ・擁壁は施工方法や補強などについて、定期的に区報に関係基準や安全な擁壁築造方法等を掲載することにより、がけ・擁壁の所有者等へ改善及び安全化の関心を高めるPRを行う。
- (イ) 平成21年10月から、区民の生命・財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、危険ながけ等の整備工事に必要な資金の一部を助成する制度を実施している。これにより危険ながけ等の所有者等に改善を促す際の支援策として活用していく。
- (ウ) 平成22・23年度及び令和元年・2年度に実施したがけ等実態調査の結果に基づき、がけ・擁壁の所有者・管理者に対し、日常の適正管理や助成制度を活用した改善などについて働きかけていく。

(2) ブロック塀等の改善

震災時に通行人に危害を及ぼす危険なブロック塀については、改善相談の際、塀の軽量化を 進める一方、緑化の推進にも寄与する生垣化を進めてきた。

平成30年に発生した大阪府北部地震以降、公共施設のブロック塀等の一斉点検を行った。 また、令和5年度までの措置として、個人向けに通学路沿い等のブロック塀等の改修費用の一部を助成する制度を新設し、一層取り組みを強化している。

ア ブロック塀等の改善、安全化指導

(ア) 計画方針

塀等を設置する場合、ブロックや大谷石等の重い塀を設置しないよう指導し、ネットフェンス、パイプ柵、生垣等の軽量物にし、併せて緑化の推進を図る。また、既存の塀の改

修や補強について技術的な指導を行う。

(イ) 事業計画

a 既存ブロック塀等の改善指導

既存ブロック塀等の改善指導を行うほか、大田区開発指導要綱及び沿道地区計画に基づいて、ブロック塀等の設置を制限し、安全化を進める。

b 公共施設のブロック塀対策

大田区公共施設整備指針に基づき、道路面に外柵を設ける場合は、沿道の景観や歩行者の安全に配慮することとしていることから、ブロック塀は新設していない。

また、平成30年に発生した大阪府北部地震を受けて、区施設の全ブロック塀を点検した。区が所有するブロック塀については、隣地の所有者との協議が整い次第、順次改修を進めている。

c ブロック塀等改修工事助成事業の促進

大地震の際の安全性を確保するため、安全性が確認できない通学路沿い等のブロック 塀等の所有者、管理者が区内中小企業を利用して改修工事を行う場合を対象に改修工事 に係る費用を助成し、災害に強い安全なまちづくりを進める。(令和4年度までの時限 措置)

制度概要

制度概要	
項目	項目説明
助成対象者	通学路沿い等のブロック塀等を所有又は管理する者。ただし、次に掲げる者を除く。 1. 会社(中小企業を除く) 2. 売買を目的に所有する不動産業者
助成対象となる ブロック塀等	3. 住民税、法人住民税を滞納している者 以下の要件をすべて満たすもの 1. 区内に存すること 2. 通学路及び特定緊急輸送道路に面していること
	3. 路面からの高さが 1 m以上であること 上記 3 つの要件を満たしており、以下のいずれかに該当する安全性の確認ができない塀であると認められること ・路面からの高さが 2.2mを超えるもの ・厚さが 10 c m未満のもの(塀の高さが 2 m以上の場合は、15 c m未満のもの)
	・長さ3.4mの間隔で、高さ1/5以上突出した控え壁がないもの(塀の高さが1.2 mを超えるものに限る) ・コンクリートの基礎が確認できないもの ・ひび割れ、表面の膨らみ、傾き、目地のずれ、風化、欠損及び鉄筋の腐食等劣 化が確認されるもの
助成対象となる フェンス等	以下の要件をすべて満たすもの 1. ブロック塀等を撤去した範囲内に新設されるもの 2. 通学路及び特定緊急輸送道路に面して設置されるもの 3. 原則としてフェンスであること 4. 基礎部分のコンクリート及びレンガ等は路面からの高さが60cm以下であること。
助成額	5. 道路に突出して設置されないもの 6. 角地の場合東京都安全条例で定める隅切り内に突出して設置されないもの 改修工事の請求額の 2/3 と、ブロック塀等の撤去、フェンス等の新設それぞれに ついて次に掲げる単価を用いて算出した金額とを比較して、いずれか低い額とす る。限度額それぞれ 160,000 円。 1. ブロック塀等を撤去した場合 16,000 円/m 2. フェンス等を新たに設置した場合 16,000 円/m

イ 生垣造成助成制度の活用

(ア) 計画方針

道路又は隣地境界に接する敷地の部分に、新たに生垣を造成する者に助成を行うことにより、生垣を奨励し、安全で緑豊かな生活環境づくりの推進を図ることを目的とする。

(イ) 事業計画

(生垣造成助成制度)

平成元年度から新設したもので、ホームページ、区報等により周知を図り、制度の活用を促進していく。

① 制度概要

1 制度燃要	
項目	項目説明
助成対象者	生垣を造成する土地の所有者又は管理者で次の条件に該当する場合 1.接道部又は隣地境界の緑の無い場所に、新たに造成する生垣もしくは、既存のブロック塀等を取り壊して造成する生垣 2.生垣の要件(以下の要件をすべて満たす生垣) ・ 樹木の高さが 90cm以上であること。 ・ 樹木が相互に触れ合う程度に列植され、植栽が健全なものであること。 ・ 造成する生垣の長さは2m以上であること。(50mを限度とする。) ・ 植栽する地帯を緑石で囲う場合は、その緑石の高さは道路面から 60cm以下であること。(土留めの部分は算入しない。) ・ 造成する生垣は、道路に越境していないこと。 ・ 接道部に設置する場合は、建築基準法第42条に規定する道路及び大田区管理道路に接していること。 ・ 隣地境界に設置する場合は、境界が接する隣家の同意を得ていること。 ・ 申請者が土地の所有者でない場合は、土地所有者の同意を得ていること。 ・ 工事完了後、5年間の管理報告を行えるもの。 ※ただし、大田区みどりの条例(平成24年条例第57号)第24条第1項の規定による緑化義務の基準の範囲内で造成した生垣については助成対象とならない。
助成額	① 既存のブロック塀等を取り壊して生垣を造成する場合 1 mにつき 16,000 円以内(1 m未満切り捨て) ② 新たに生垣を造成する場合 1 mにつき 10,000 円以内(1 m未満切り捨て) ※ただし、実際に支出した費用の金額が上限となる。費用の範囲は、生垣用樹木、植え付け用の土壌、垣根を組むための木材・添え木・縁石・塀の撤去費用・ 手間賃。フェンスの購入費用は対象に含まれない。

② 生垣造成助成実績

[資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照]

ウ 植栽帯造成助成制度の活用

(ア) 計画方針

道路に接する敷地の部分に、新たに植栽帯を造成する者に助成を行うことにより、植栽帯を奨励し、安全で緑豊かな生活環境づくりの推進を図ることを目的とする。

(イ) 事業計画

令和元年度から新設したもので、ホームページ、区報等により周知を図り、制度の活用を促進していく。

① 制度概要

1 刑及慨安	
項目	項目説明
助成対象者	植栽帯を造成する土地の所有者又は管理者で次の条件に該当する場合 1.接道部の緑の無い場所に、新たに造成する植栽帯もしくは、既存のブロック 塀等を取り壊して造成する植栽帯 2. 植栽帯の要件(以下の要件をすべて満たす植栽帯) ・ 道路と敷地との道路境界線上に2m以上接していること。 ・ 道路境界線から奥行き5m以下の範囲内に、面積1㎡以上(緑石等を含む)の植栽帯を造成すること。 ・ 縁石等を設置する場合の高さは道路面から60cm以下(土留めの部分は算入しない)であり、道路と植栽帯の間に遮へい物がないこと。 ・ 植栽帯の範囲がわかるようにすること。 ・ 造成する植栽帯が建築基準法第42条に規定する道路及び大田区管理道路に接していること。 ・ 申請者が土地の所有者でない場合は、土地所有者の同意を得ていること。 ・ 工事完了後、5年間の管理報告を行えるもの。 ※ただし、大田区みどりの条例(平成24年条例第57号)第24条第1項の規定による緑化義務の基準の範囲内で造成した植栽帯については助成対象とならない。
助成額	実費額の1/2で、限度額等は以下のとおり(①+②で合計60万円まで)。 ① 植栽帯の造成費用 1 ㎡あたり6,000円(1 ㎡未満切り捨て) ※上限は50㎡(30万円)まで。 ② ブロック塀等の撤去費 1 mにつき6,000円以内(1 m未満切り捨て) ※上限は50m(30万円)まで。 ※費用の範囲は、土壌等の購入費・縁石等の造成費・塀の撤去費用・手間賃。 花苗・樹木等の購入費用は対象に含まれない。

② 植栽带造成助成実績

[資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照]

6 落下物等の防止・家具類の転倒防止

【防災危機管理課・まちづくり推進部・都市基盤整備部・消防署】

(1) 計画方針

近年、建物の高層化、都市の過密化に伴い、窓ガラスや外壁タイル、モルタル等の落下物による被害が新しい都市型の地震災害としてクローズアップされている。また、これらの被害は地震時だけでなく、平常時においても発生してきており、その対策が急がれる。

さらには、屋内における物品等の転倒防止、道路上に置かれた看板、のぼり旗、商品の陳列 や放置自転車等の通行障害となるものの排除に関する対策を講じておくことは、非常に重要な ことである。

次において、これら落下物等の防止、安全化を図るため、必要な施策を明らかにすることと する。

(2) 窓ガラス等の落下物の安全化

昭和55年以降、東京都震災予防条例(現東京都震災対策条例)に基づき、建築物からの落下物の安全化に取組んでおり、避難道路、通学路に面する建築物や商業地域、近隣商業地域の建築物を中心に調査を実施し、落下の恐れのある建物の所有者や管理者に対して、改修指導を実施している。

ア 計画方針

落下の恐れのある建築物については、追跡調査を実施し、改善などの対策を講じるよう促す。

イ 事業計画

昭和55年度から始めた「ビル落下物調査」は、昭和62年度において終了し、平成元年度から平成2年度には、調査初年度に実施した「避難道路沿い」を対象に再調査を行った。また、平成17年度に、はめ殺し窓ガラス及び傾斜した外壁面のある建築物について実態調査を行い、改善指導を行った。

これらの調査で落下の恐れがあると判定された建物について、今後も早期改修を促す。

ウ 実態調査に伴う安全化指導・改修状況

[資料編 15-9 都市施設の災害予防に係る取組の各種実績 参照]

(3) 屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。 このため区では、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置許可の際 や日常監察において、改善指導を行っている。

今後も震災対策の観点から、主に避難道路の屋外広告物設置者を重点として指導を強化する。

(4) 家具類の転倒防止

ア現況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、室内の怪我の原因として屋内の家具類の転倒落下が46%、割れた食器やガラスの破片が29%を占める。また、平成23年3月に発生した東日本大震災において、震源から遠く離れた東京都内においても家具類の転倒・落下・移動が一般世帯及び事業所において概ね2割発生した。大きな地震では家具が倒れるだけでなく、食器棚などは扉が開いて中の食器が飛び出して散乱し、冷蔵庫やピアノは移動し、テレビや電子レンジは飛ぶといった現象も起こる。また、家具類の移動は高い階層になるほど、多く発生する傾向がある。

そのような危険な状況で、家具の下敷きになることや物が体にあたって怪我をする場合が 多くなる。さらに、室内の家財等の散乱により、火災があった場合避難に支障をきたし、被 害も大きくなる。

このため、室内での住民の被害を防ぐと共に、安全な避難経路を確保する上でも、家具を 固定することやガラスの破片が飛び散らない対策が必要である。

イ 区の事業計画

様々な機会を捉えて一般家庭に家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及促進に努める。

- (ア)「家具類の転倒・落下・移動防止対策」等のチラシを配布するほか、区報・ホームページ等を利用して、注意を喚起する。
- (イ)区のイベントや防災訓練時に家具転倒防止器具を展示し、実際に器具を見て、触れてもらうことで、転倒防止器具の取付けに対する区民の動機付けを図る。
- (ウ) 東京都葛飾福祉工場と連携を図り、複数の家具転倒防止器具を含めた防災用品のあっせ

ん事業を実施する。

(エ) 災害では高齢者等が犠牲になることが多いため、大田区家具転倒防止器具支給取付事業 実施要綱に基づき、対象世帯に対して家具転倒防止器具支給取付けを行う。

ウ消防署の事業計画

家具類の転倒・落下・移動防止対策を関係機関と連携を図り、強力に推進し、あらゆる機会を捉えて都民に対して周知を図る。

- (ア) 事業所におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- (イ) 長周期地震動等について周知を図り、高層階における室内安全対策を促進する。
- (ウ) 家具類の転倒・落下移動防止対策ハンドブック等を活用し、防災指導や消防計画に反映 させ、家具類の転倒・落下・移動防止対策を普及・啓発していく。

(5) 道路上の障害物の排除

放置自転車、道路に置かれた看板類などが日頃の安全通行の大きな障害となっている。 このため区では、放置自転車の撤去や自転車駐車場への誘導を行うほか、区報等による道路 上の不正使用防止のPRをはじめ、道路パトロール車による巡回指導、さらに区内各警察署と 合同で取り締まりを実施している。

ア 計画方針

道路上に放置された自転車の撤去及び突出した商品等の解消により通行空間を確保し、災害時における通行の安全を図る。

イ 事業計画

放置自転車に対しては、条例により放置禁止区域を設け路上放置の除去を実施し、道路に 置かれた看板類等については、警察署との合同パトロール等により指導を強化する。

応 急 ・ 復 旧 対 策

第1節 公共施設等の応急・復旧対策

1 道路・橋りょう施設応急・復旧対策

【都市基盤整備部・国道事務所・都二建・首都高速】

(1)活動方針

道路、橋りょう、河川、港湾等の公共土木施設は、道路交通や海上輸送など都市生活を営む うえで重要な役割を担っており、これが災害により損壊等した場合は、救急救助及び救援救護 活動等に重大な支障を及ぼすこととなる。

このことから公共土木施設が被災した場合、各管理者は、被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、自主的な災害活動を実施するとともに応急措置を行う。

(2) 国道・都道・区道(橋りょうを含む)の応急対策

ア 活動方針

発災後の道路施設の点検により、破損を受けた道路は速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努める。

イ 活動内容

- (ア) 道路に被害を受けた場合は、速やかに関係機関に報告又は連絡し、直ちに排土作業、舗装復旧作業、橋りょう補修作業等その被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- (イ) 応急復旧等迅速に実施するため、資器材、人員等を適切に配備する。
- (ウ)通行止区間、荷重制限区間が生じた場合は、速やかに関係機関への連絡や道路利用者へ の広報を行うとともに、交通機能回復に万全を期する。
- (エ) 工事中の箇所については、発災後工事中断の措置をとり、必要となる補強、落下防止等の保安措置に努める。
- (オ) 占用工事についても、工事申請者に対し保全措置を講ずるよう指導する。
- (カ) 水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者に 通報するが、緊急のためそのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が応急の措置 をとり事後連絡する。

(3) 首都高速道路の応急対策

ア 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

イ 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸 送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (ア)大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路㈱は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。
- (イ) 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力 要請により、被災者の救援救護その他安全確保に努める。
- (ウ) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧 に努める。

- (エ) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。
- (4) 道路・橋りょう施設の復旧
 - ア 道路管理者は、道路、橋りょう及び付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに 調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- (ア) 道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- (イ) 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより、二次災害を生ずるおそれがあるもの。
- イ 首都高速道路の復旧計画については、次のとおりとする。
 - (ア) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその 原因を精査し、復旧工法等を決定する。
 - (イ)災害復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、災害の再度発生防止等の観点から、 可能な限り改良復旧を行うよう努める。

2 港湾施設応急・復旧対策

【港湾局東京港建設事務所】

(1)活動方針

地震、津波により水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき又は そのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。

(2) 港湾施設応急対策

東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を行う。 特に地震災害発生の場合には、緊急物資等の広域輸送基地(ふ頭)を確保する。

被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。

応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)を最優先に行う。 その後遂次一般港湾施設の復旧作業を行う。

(3) 港湾施設の復旧

港湾管理者が管理する港湾施設が、地震等により被害を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア けい留施設の破壊で、船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの。
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

3 河川・港湾関係の障害物除去

河川及び港湾機能を確保するために、河川及び港湾における障害物を除去、しゅんせつする。

機関名	対策
都二建	全舟航河川における障害物を除去、しゅんせつする。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集結する。
都	1 所管監視艇等の巡回によって施設の破壊等により漂流、沈潜している原木、コンテナ、車両等について海上保安部と連絡を密にして早期発見に努める。 2 除去にあたっては、局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用して独自に作業を実施す
港	るほか、清掃作業を委託している東京港埠頭株式会社やサルベージ業者等の応援を求め、船舶の航行及び荷役作業の安全を図る。 3 除去した漂流物等は、あらかじめ指定した集積場所に集積するほか、漂流物等の種
湾	新芸した保価物等は、あらがしめ相足した集積場所に集積するはが、保価物等の種類によっては、その都度指定する場所に集積する。 4 早急に除去することが困難な障害物は、標識の掲示及び危険防止措置を講じ、海上保安部に連絡し告示等の方法により周知を図る。
局	海面清掃作業船等一覧 〔資料編 10-8 海面清掃作業船等一覧 参照〕
田 園 調 布 出 張 所	河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。
東京海上保安部	船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去し、除去した漂流障害物は東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じるよう東京港管理事務所に引き継ぐ。

4 海岸施設の復旧

【東京港建設事務所】

海岸管理者は、地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。 特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防、水門の決壊
- (2) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置するとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

5 河川施設の復旧

【都市基盤整備部・京浜河川事務所・都二建・都江東治水事務所】

河川管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、 復旧を行う。

特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深堀で根固めをする必要があるもの。
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通(または船舶の航行)を著しく阻害するもの。
- (5) 護岸、河床、水門、樋門、樋管及び天然の河岸が全壊又は決壊で、これを放置することによって、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
- (6) 防災船着場本体、堤内他から防災船着場本体までのアクセス路、坂路。

6 内水排除施設の復旧

【都市基盤整備部‧都江東治水事務所】

公共溝渠排水施設及び排水ポンプ場施設(内川排水機場を含む)の管理者は、管理する施設が異常な天然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、可能な限り早期復旧に努める。

7 公立施設の復旧 【企画経営部】

区本庁舎、特別出張所、保育園、小中学校等、区の建造物施設が災害により被災を受けたときは、速やかに復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 ライフライン関係機関の応急・復旧対策

1 水道施設の応急・復旧対策

【都水道局】

(1) 計画方針

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局はこれに必要な 人員及び車両の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適正な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。また、送配水管等の復旧にあたっては、あらかじめ定めている復旧の優位順位に基づき、効率的に復旧作業を進める。

なお、震災発生時は、都災害対策本部と一体となって区域の関係機関と相互に連携を保ちながら、水道施設の被害状況、応急復旧見通し、給水拠点の周知を図るなど混乱を防ぐため最大限の広報活動を行う。

(2)活動態勢

ア 活動主体

活動主体	所 管 区 域	電	話
	大田区・品川区全域	平日 8:30~17:15	3763-4160
水道局南部支所(大森)	(ただし、東八潮除く)	夜間・休日	3763-4244

イ 職員の活動態勢

(ア) 勤務時間内における活動態勢

本部長が発令した場合、非常配備態勢をとり、職員は、所属において応急対策活動に従事する。

(イ) 夜間・休日等における活動態勢

職員は、地震の震度又は本部長の発令に応じて次の基準により参集し、応急対策活動に 従事する。

- a 震度5弱以下の地震が発生し、本部長が発令した場合。【非常配備態勢】 本部長が発令した非常配備態勢に応じた職員が所属に参集する。
- b 震度5強の地震が発生した場合。【準特別非常配備態勢】 第1非常配備要員が発令を待たずに所属に参集する。
- c 震度 6 弱以上の地震が発生した場合。【特別非常配備態勢】
- ① 全職員が発令を待たずに原則所属に参集する。
- ② 交通機関の運行状況等により、所属参集が困難な場合は、最寄りの部署に参集する。
- ③ 給水拠点における応急給水要員は、あらかじめ指定された給水拠点に参集する。
- ④ 資材置場における資材置場管理要員は、あらかじめ指定された資材置場に参集する。
- ⑤ 各自の安否状況及び参集に関する情報を所属等に連絡する。

ウ 情報連絡活動

- (ア) 音声による情報収集手段
 - a 発災直後に使用する通信手段は水運用専用電話、衛星携帯電話、業務用無線、東京都防 災行政無線の順に使用とする。
 - b 一斉通報は、水運用専用電話を使用する。あわせて、TS-NET端末の一斉メール(グループ設定)を使用する。
- (イ) データ通信による情報収集手段
 - a 震災情報システムを使用する。

b 端末は、TS-NETの端末パソコンを使用する。

(3) 応急対策

ア 施設点検

震災発生後、速やかに下記の水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(ア) 施 設

- a 貯水、取水、導水、浄水施設
- b 送配水施設

(イ) 配水管路

水道施設の復旧に先立ち、被害状況を把握するため、あらかじめ定めた重要点検箇所は以下の通りである。

- a 首都中枢機関等(三次救急医療機関や災害拠点病院を含む)への供給管路
- b 第一次重要路線、第二次重要路線、配水小管重要路線
- c 震災対策用の応急給水施設、避難所に至る管路
- d 緊急交通路、鉄道及び河川の横断箇所
- e 国道、共同溝及び河川に関わる道路、河川管理者の指示による点検箇所

(4) 広 報

震災発生時は都災害対策本部及び区災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、応 急復旧の見通し、給水拠点等を周知させるため、水道局所有の車両及び可能な人員を動員する など最大限の広報を行う。

ア 広報主体

前記、(2)に示す活動主体と同じ。

イ 広報内容

- (ア) 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み
- (イ) 復旧作業、応急給水の実施方針
- (ウ) 給水拠点の周知、応急給水状況
- (エ) 住民の注意すべき事項及び協力要請

(5) 復旧の基本方針

送配水管路及び給水装置については、広範囲にわたって被害が発生するものと予想される。 復旧は、点検等で収集した情報に基づき全体の被害状況を把握し、応急対策会議で調整して 効果的に実施する。

(6) 管路の復旧

ア 管路の復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、被害の程度及び復旧の難 易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有 効な管路から順次行う。

イ 送配水管路における復旧活動

断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた以下の優先施設から 順次復旧する。

- 第1位 あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路
- 第2位 あらかじめ定める第一次重要路線 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
- 第3位 あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 配水本管及び配水小管の骨格となる路線
- 第4位 第1位から第3位までのものを除くほか、給水上特に重要な路線

震災対策用応急給水施設、避難所等に至る管路

ウ 給水装置の復旧活動

復旧は次のとおり実施する。

- (ア)メータ上流側の給水装置は、水道局が修理する。
- (イ)メータ下流側の給水装置は、首都中枢機関等の例外を除き、給水装置使用者(所有者)が 自ら行うことを原則とする。
- (ウ) 首都中枢機関等の優先復旧施設から、復旧業者等の手配が困難である等の申し出を受けた場合は、当局関係会社等を手配する。

2 下水道施設の応急・復旧対策

【都下水道局】

(1) 計画方針

災発生時は各施設の点検を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施 し、詳細に被害状況を把握・整理したうえで、流下能力を確保するための復旧を行う。

(2)活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復 旧活動を行う。

- (3) 応急措置対策
 - ア 管きょの被害については、緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等 を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
 - イ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の 拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との連絡を密に行い、相互の協力及び応援 態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
 - ウ 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に、災害復旧用資器材 を備蓄し、また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備 蓄について協力を求めている。
- (4) 復旧対策

下水道施設は生活関連施設であり、被害発生に対しては、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

3 電気施設の応急・復旧対策

【東京電カパワーグリッド(株)品川支社】

(1) 基本方針

大規模自然災害を対象に、災害の発生、またはそのおそれのある場合、情勢に応じた態勢への速やかな移行をはじめ、組織運営や応急対策ならびに復旧活動に係わる実施事項を定め、通常の業務とは異なる対策活動を迅速かつ的確に行うため、人身安全の確保を最優先に早期停電の解消と被害設備の復旧を実現するとともに当社に期待される公益使命を遂行する。

- (2)活動態勢
 - ア 非常災害対策支部の設置
 - (ア) 災害の発生が予想される場合
 - (イ) 大規模な災害が発生した場合
 - (ウ) 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (エ) 警戒宣言が発せられた場合
 - (オ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表された場合
 - イ 非常災害対策支部組織

[資料編 5-4 東京電力パワーグリッド株式会社品川支社の非常災害対策支部組織参照]

ウ 震災時の動員体制

態勢発令後ただちにあらかじめ定める対策要員は出動する。

(3) 応急措置対策

ア 震災時の初期措置

- (ア) 非常災害対策支部の設置
- (イ) 非常災害要員の動員
- (ウ) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から各種被害情報等の情報収集
- (エ) 二次災害の発生を防止するために配電用変電所等での送電停止等の予防措置
- (オ) その他状況に応じた処置

イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策支部の指示に基づき、電気施設の巡視・点検、仮改修等の応急措置にあたり、適切な予防措置を講じて電気の送電に務める。
- (イ) 電気施設の応急措置にあたっては、病院、官公署、生活関連施設、避難所・避難場所、 報道機関を優先する。
- (ウ) その他現場の状況により二次災害の発生防止措置にあたる。

(4) 広 報

テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか広報車等 により直接当該地域へ周知する。

倒れた電柱や電線が切れて垂れさがっている場合は、絶対に手を触れないよう注意することと、当社への通報をお願いする。

浸水、雨漏りなどで冠水した屋内配線や機器は使用しないよう注意をする。

(5) 復旧対策

災害に伴う応急工事については二次災害の防止等を考慮し、以下の対応を行う。

ア 復旧計画

- (ア) 家屋の倒壊や半壊が広範囲に及ぶ甚大な大規模災害が発生したことにより、復旧の必要がある場合には以下の対応を行う。
 - a 停電していない地域の安全確認
 - b 停電している地域の被害状況把握
 - c 停電配電線からの需要者設備切り離し
 - d 設備復旧工事、配電線のみ送電
 - e 各需要者を個別に訪問し、安全確認をしたうえでの送電
- (イ) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案 して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (ウ) 災害時において、復旧に係わる資材等の仮置場、作業員の宿泊場所、駐車スペース等の 用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対 策本部に依頼して迅速な確保を図る。

4 ガス施設の応急・復旧対策

【東京ガス】

- (1) 災害時の活動体制
 - ア 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

イ 震災時の非常体制

[資料編5-5 東京ガスの非常体制 参照]

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- (エ) ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- (オ) その他状況に応じた措置

イ 応急措置

- (ア) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- (ウ) 地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を 総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- (エ) ガス供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- (オ) その他現場の状況により適切な措置を行う。
- ウ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通
- エ 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

(3) 広報

ア 広報内容

被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復 旧の見通し

イ 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等

ウ 広報活動内容

NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。

(4) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定めた下記の手順により実施する。

ア 製造施設・供給施設(共通)

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業にのっとり各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。

イ 中低圧導管の復旧(被害が発生した場合)

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

ウ 需要家宅のメーターガス栓の閉止(閉栓)

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

エ 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

オ 本支管の点検

- (ア) 管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。
- (イ) ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理する。
- (ウ) ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入 した空気を排出する。
- カ 需要家宅のガス管・排気管等の点検(内管の漏えい検査・修繕)

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

キ ガスの供給再開(開栓)

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気 抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

5 通信施設の応急・復旧対策

【NTT東日本】

(1) 基本方針

公共機関等の通信を確保し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信も確保するために、電気通信設備等の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し通信の疎通を図る。

- (2) 応急対策
 - ア 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象情報、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ)被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼動状況
- (カ) その他必要な情報
- イ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を 図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信 事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に 利用制限等の措置をとること。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法 施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
- ウ 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

エ 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。

(3) 広報

ア 災害時における広報活動

- (ア) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況 及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないこと による社会不安の解消に努める。
- (イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (ウ) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(4) 帰宅困難者対策の実施

災害時には、安否確認・集合場所の確認といった緊急連絡を行う通信手段として、災害用伝言ダイヤルを運用開始する。運用開始時には、東京都及び放送事業者へ運用開始連絡を実施する。

(5) 復旧対策

ア 災害復旧

- (ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良 事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (イ)被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

イ 復旧順位とサービス復旧目標

1_	復口順位とサービス復口日標				
	順位	修理又は復旧する電気通信設備	サービス復旧目標		
		気象機関に設置されるもの			
		水防機関に設置されるもの			
		消防機関に設置されるもの			
		災害救助機関に設置されるもの			
	1	警察機関に設置されるもの	24 時間以内		
		防衛機関に設置されるもの			
		輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
		通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
		電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
		ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
		水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの			
		選挙管理機関に設置されるもの			
	2	新聞社、放送事業者又は、通信社の機関に設置されるもの	3 日以内		
		預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの			
		国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)			
	3	かずは上口でから明子上できなりない。よ	10 日以内		
		第1順位及び第2順位に該当しないもの	(激甚災害の場合は 14		
			日以内)		

6 郵便施設の応急・復旧対策

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、日本郵便(株)は、非常災害応急対策として次の業務を行う。

- ア被害状況等情報収集、周知連絡及び広報活動
- イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の各業務運行の確保
- ウ 要員措置及び被災職員の援護等
- エ 応急用事業物品の調達及び輸送災害応急対策等
- オ 被災した郵便局舎・施設等の復旧
- カ その他災害対策に関すること

(2) 活動態勢

ア 動員態勢

日本郵便㈱郵便局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置にあたれるよう、配置計画等をたて動員順位等を定めておく。

イ 情報連絡

日本郵便㈱郵便局長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の公共機関との間及び地方公共団体等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(3) 応急対策

ア 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便及び臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講じる。

イ 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による迅速な窓口業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

ウ 災害対策事業への協力

平成26年10月に締結した「災害時における大田区及び大田区内郵便局の相互協力に関する協定」に基づき、区長の要請により次の事項について、応急対策業務に協力する。

- (ア) 収集した被災者の避難所開設状況および同意の上で作成した避難所リスト等の情報の相 互提供
- (イ) 郵便物の配達等の業務中に発見した区内の被災状況等の情報提供
- (ウ) 大田区又は大田区内郵便局が実施する平常時の訓練等への参加
- (エ) その他

7 交通施設の応急・復旧対策

【関係各機関】

【日本郵便株式会社】

(1) 計画方針

ア鉄道、バス関係

災害時において輸送を確保し、旅客の安全を守るため、通信、その他の施設の保全を図り、 救助物資及び避難者の輸送に努めることを目的とする。

イ 空港関係

空港内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関の緊密な連携により活動体制を確立し、乗客等の安全を確保すると同時に、空港施設等の被害を最小限にとどめ、また、航空輸送機能の確保に努めることを目的とする。

(2) 都交通局の応急・復旧対策

ア 活動能勢

災害等により被害が発生した場合または発生するおそれがある場合、被害の程度等に応じて、本局に災害対策本部、被災現場等に現地災害対策本部を設置し、災害対応に当たる。

イ 発災時の初動措置

(ア) 運転規制

各路線に計測震度計を配置して、一定の揺れを観測した場合には、列車の運行を一時見合わせ速度制限等の運転規制を行うとともに、設備の点検を行う。

各路線にゾーン地震計を配置して、震度4以上を示したゾーンについて、その震度に応じた点検を行う。

早期地震警報システムにより、大きな揺れが到達する前に列車乗務員に通知し、列車を緊急停止させる。

(イ) 駅長の運転及び旅客の取扱い

駅長は、地震を感知し、列車を運転することが危険と認めた場合、又は運転中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合せるとともに、放送設備を利用して旅客に対して 状況等の案内放送をして混乱防止に努める。また、状況により旅客の安全誘導に努める。

(ウ) 乗務員の取扱い

乗務員は、列車を運転中に強い地震を感知し、列車の運転をすることが危険と認めた場合、又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次による取扱いをすること。

- a 駅に停車中のときは、出発を見合せて駅長の指示に従うこと。
- b 走行中のときは一旦停止し、指令指示により次駅まで注意運転すること。
- c やむを得ず駅間に停止したときは、状況を判断して乗客の安全確保に努めること。
- (エ) 駅長及び所長の取扱い

駅長及び所長は、地震を感知した場合、又は運転規制が実施された場合は、直ちに巡回 点検の措置をとる。

(オ) 出火防止の措置

駅及び各事業所における出火防止については、「消防計画」に基づき万全を期する。

ウ 乗客の避難誘導

旅客の避難誘導については、職員は冷静な態度で対応し、各駅に設置されている誘導灯や 非常口(出入口)防火区画を基礎とした避難誘導路を利用して旅客の安全を図る。

(ア) 駅構内

- a 放送装置は、携帯マイク、探見灯の活用により、旅客の動揺防止、状況の把握に努める。
- b 案内放送は、その状況に応じた内容で繰返し放送する。
- c 混乱のきざしが見えた場合は、高齢者、子供に対しては、一時安全な場所に避難させる よう努める。
- d 必要に応じて、警察官の派遣を要請し、旅客の安全を図る。

(イ) 駅構外

駅間に列車が停止し、やむを得ず乗客を下車させて誘導するときは、運転士及び車掌は 緊密に連絡、打ち合わせのうえ、運輸指令からの指示により、駅係員の応援を中心に進め る。その場合、乗客の動揺防止に努めながら、下車した乗客は離散しないよう安全に注意 し、車掌又は駅係員が駅まで誘導する。

工 救護活動

負傷者が生じた場合、駅長は救護班を招集して負傷者を駅務室の安全な場所に収容し、応 急手当を施すとともに消防署又は消防機関へ通報し、救急隊の出動を要請する。

才 応急措置対策

(ア) 列車の運転扱い

総合指令所は、地下高速電車運転取扱実施基準及び関係示達等の定めるところに従い、 運転規制を実施する。

(イ) 運転再開

局本部は、安全確認後、都本部、国、他鉄道事業者等と十分な調整を行ったうえで、運 転再開を決定し、本部長は、電車部長を通じて、総合指令所長に対して運転再開を指示す る。

力 復旧対策

施設の損傷による二次災害の防止及び早期の営業再開を図るため、地震発生後、直ちに緊急点検を実施するとともに、緊急点検の結果に基づき、施設等の復旧活動を関係会社と協力して行う。

安全が確実に確保された区間、路線等から、順次営業を再開する。

(3) JR東日本の応急・復旧対策

【JR東日本】

ア 活動態勢

- (ア) 東京支社に災害対策本部を設けて情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、 緊急広報に努める。
- (イ) 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、 応援の要請、外部機関との連絡対応に当たる。
- (ウ) 震度6弱以上の地震が発生した場合、指定された社員は自律的に非常参集して、参集場所の駅長などの指示を受け、活動態勢の強化を図る。

イ 発災時の初動措置

首都圏において震度6弱以上の地震が発生した場合の初動措置について、駅長は次の基本 的考え方により行う。

- (ア) 社員及び家族の安否を確認後、指定された場所へ非常参集し救助活動体制を整える。
- (イ) 社員一人ひとりが大地震発生時のマニュアルに従って、自律的に行動する。
- (ウ)人命救助を優先し、グループ会社全体で、発災から72時間以内に最大限の救助活動を 行う。
- (エ) お客様はもとより、被災した社員・家族も救助の対象として対応する。
- (オ) 初動にあたっては、以下のことについて、最優先に対応する。
 - a 駅社員は自駅の安全確認を行い、お客様の救護を最優先する。
 - b 乗務員は列車内のお客様の安全確保を最優先する。
 - c その他の箇所の社員は被害状況を把握し、被害甚大箇所への救援を最優先する。

ウ 乗客の避難誘導

災害の状況、規模、車両又は駅建物等の被害状況を考慮し、負傷者、老幼者、婦人等を優先して誘導にあたり、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。駅ビル、地下街、また私鉄各線と連絡する駅では相互に協力連携を図り避難誘導を円滑にする。震災時駅周辺の被害状況から危険と思われるときは、一時駅構内の安全な場所に誘導する。

誘導に際しては、ホームのない場所(線路敷等)での高齢者、子供、負傷者等の降車には特 段の注意をする。トンネル内部で火災が発生した場合でやむを得ず旅客を降車させるときは、 旅客の混乱を防止するため、適切な車内放送を行い避難誘導する。

工 救護活動

災害の発生とともに旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。

- (ア) 放送により状況を案内する。
- (イ) 負傷者、老幼婦人等を優先救護する。
- (ウ) 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。

(エ)被害の状況により救護所を開設し応急処置を行うとともに、消防機関に通報し救急隊の 出動を要請する。

才 応急措置対策

(ア) 列車の運転扱い

地震、降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、鉄道運転規則、運転 取扱実施基準等に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転取扱実施基準及び運転規 則方法をあらかじめ定めている。地震の場合、沿線に設置した地震計の測定結果により、 ①列車の緊急停止、②列車の運転中止、③列車の速度規制を行い、輸送の安全を確保する。

(イ) 運転再開

運転再開については、運転規制区間の地上巡回終了後、安全を確認した区間より、支社対策本部の指示に基づき、順次運転を再開する。

カ 復旧対策

地震その他の災害により線路、橋りょう、その他の鉄道施設及び車両等に被害を生じたときは、東京支社に支社対策本部、現地に事故復旧本部を設置し、速やかに関連会社等の協力を得て復旧に努め、人員及び救援物資等の輸送にあたる。

(4) JR東海の応急・復旧対策

【JR東海】

ア 活動態勢

- (ア)新幹線鉄道事業本部内に災害対策本部を設置し、応急対策の総合調整、情報連絡及び調査、部外関係機関との連絡、救護体制、緊急広報等に努める。
- (イ) 現地に復旧本部を設置し、応急対策の実施、復旧準備、情報連絡及び調査等に当たる。 イ 発災時の初動措置

事故等を発見、又は通報を受けた社員は、関係列車の停止及び負傷者の救護等臨機の処置をするとともに、事故等の概要を次により輸送指令員及び関係箇所長に速報する。

事故等が発生した場合、事故を発見した社員、現地に居合わせた社員及び連絡を受け現地に到着した社員は、直ちに救護、復旧にあたるとともに、中央指令等と連絡を密に行うなど、初動体制における応急処置に最大限対処する。

ウ 乗客の避難誘導

災害の規模、二次災害の危険性、建造物の状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、負傷者・ 老幼婦人等を優先に誘導し、混乱を招かないよう配慮する。

工 救護活動

救護班は、傷病人が発生した場合応急処置を行うとともに、あらかじめ関係自治体が指定 した医療機関に連絡し救護を求める。

また、事故、災害の状況により医師等の派遣を要請する必要が生じた場合は、医療機関に 状況を連絡し救護を求める。

才 応急措置対策

(ア) 地震が発生した場合の列車の運転扱い

地震防災システムが動作し、所定の地震強度区分になった場合は、運転規制(運転中止、 速度規制)を行う。

(イ) 運転再開

運転再開については、運転規制区間の地上巡回終了後、安全を確認した区間より順次運転を再開する。

力 復旧対策

地震その他の災害により線路、橋りょう、その他の鉄道施設及び車両等に被害を生じたときは、新幹線鉄道事業本部内に事故対策本部、現地に事故復旧本部を設置し、事故復旧に努めるとともに、関連会社等の協力を得て速やかに復旧に努める。

【東急電鉄】

(5) 東急電鉄(株)の応急・復旧対策

ア 活動態勢

(ア) 災害対策本部の組織

〔資料編 5-6 東急電鉄㈱の災害対策本部組織 参照〕

(イ) 災害対策本部の動員数

[資料編 5-6 東急電鉄㈱の災害対策本部組織 参照]

イ 発災時の初動措置

7076 1 - 1/1/2/11			
地震の規模	運転規制の内容(運輸司令所長の取扱い)		
震度4の地震	(1)直ちに全列車停止		
が発生したと	(2)震動停止後⇒注意運転(25km/h以下)		
き	(3)駅長・区長・乗務員が異常なし確認⇒平常運転		
震度 5 弱の地	(1)直ちに全列車停止		
震が発生した	(2)駅長・区長・電力司令所が異常なし確認⇒先行列車が停止し		
とき	ていた位置まで運転再開(15km/h 以下)		
	(3)乗務員が異常なし確認⇒注意運転(25km/h 以下)		
	(4)電力司令長・保線区長が異常なし確認⇒平常運転		
震度5強以上	(1)直ちに全列車停止		
の地震が発生	(2)電力司令長・保線区長が異常なし確認⇒注意運転(25km/h 以		
したとき	下、5分間)		
	(3)駅長・区長が異常なし確認⇒平常運転		

乗務員の対応

運転士は、進行中強い地震を感知したとき、又は運輸司令所長から停止指令を受けたとき、

- (1)地上部においては、橋りょう、高架橋、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。
- (2)地下部においては、速やかに乗降場に進入し停止する。
- ※ 地震警報システムの動作により全列車停止をさせた場合で地震が発生しない時は、地震 警報システム到着時刻から3分経過後に平常運転に復帰する。また、システム動作後にキャンセル情報を受信した場合は直ちに平常運転に復帰する。

ウ 乗客の避難誘導

- (ア)乗務員は、旅客の混乱を防止するため適切な車内放送を行い、状況により避難誘導の手配をとる。
- (イ)駅における避難、誘導は、定められた一時集合場所及び広域の避難場所に旅客を安全に 誘導する。

工 救護活動

災害等により多数の死傷者が生じたときは、事故対策本部を設置し、救護活動にあたると ともに、警察署、消防署に出動を要請する。

才 復旧対策

- (ア) 災害発生の場合は、復旧要員を災害地点に急派させる。
- (イ) 災害復旧資材については、その必要量を常備している。
- (6) 京浜急行電鉄㈱の応急・復旧対策

【京急電鉄】

ア 活動態勢

震度5強以上の地震が発生した場合等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」 により、鉄道災害対策本部を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害 復旧にあたり、輸送の確保を図る。

[資料編 5-7 京浜急行電鉄㈱の災害対策組織 参照]

イ 発災時の初動措置

イ 発災時の初動		
運転規制の内容	震度4	1 列車の停止を指令する。
(運輸司令長の		2 地震終息後、35km/h 以下の速度で注意運転を指令す
取扱い)		る。
		3 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないこ
		とを確認したときは、正常運行の確保に努める。
	震度5弱	1 列車の停止を指令する。
		2 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備につい
		て、列車の運行に支障のないことを確認したときは、
		25km/h 以下の速度で注意運転を指令する。
		3 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないこ
		とを確認したときは、正常運行の確保に努める。
	震度 5 強以上	1 列車の停止を指令する。
		2 地震終息後、駅間に停止している列車があるとき
		は、列車の停止した場所の最寄り駅長から、駅構内の
		運転諸設備に異常がない旨の報告と、停止している列
		車の乗務員から見通しの範囲内に異常がないこと確認 しなりさは 佐賀 佐賀 大きは 佐賀 日本 大き
		したときは、施設司令長と協議のうえ、旅客の避難誘 導のため、15km/h以下の速度で最寄り駅まで運転を指
		等のため、13km/n以下の速度で取前り駅まで運転を指 令することができる。
		3 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備につい
		て、また、保守担当責任者から要注意箇所について、
		列車の運行に支障のないことを確認したときは、
		25km/h 以下の速度で注意運転を指令する。
		4 関係駅長及び保守担当責任者の報告により、列車の
		運行に支障のないことを確認したときは、正常運行の
		確保に努める。
乗務員の対応	1 乗務員は、	強い地震を感知したとき、又は運輸司令若しくは駅長か
714347		上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、橋りょう、
		が踏切道を避けて安全と思われる箇所に速やかに列車を停
	止させる。	
		 後、運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下
	で注意運転を	
		服告指定駅に到着したときは、駅長に対して運転した区間
		各等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告する。
	4 運輸司令な	から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運
	行に復する。	ように努める。

ウ 乗客の避難誘導

被害の状況その他を判断のうえ、旅客を安全な場所に避難誘導・案内する。

工 応急措置対策

地震等の非常災害により事故が発生したときは、死傷者の救護を最優先とし、続発事故の 防止に万全を講じるとともに、その救急措置及び復旧については「鉄道事故・災害対策規程」 により最も安全と認められる方法により迅速かつ的確にこれを行う。

才 復旧対策

- (ア) 災害発生の場合は、復旧要員を災害地点に急派させる。
- (イ) 災害復旧資材については、その必要量を常備している。

(7) 東京モノレール㈱の応急・復旧対策

ア 活動態勢

災害時に係る防災体制

(ア) 災害対策本部の設置

[資料編 5-8 東京モノレール㈱の災害対策本部組織 参照]

(イ) 通信・情報連絡

[資料編6-13 東京モノレール㈱の連絡体制 参照]

イ 発災時の初動措置

運転規則

_ 1~1/96/1		
震 度	計測震度	規 制 内 容
3	$2.4 \sim 3.4$	一旦停止後、通常運転
4弱	3.5~3.9	40キロメートル毎時以下の速度で運転指令者 が指示する区間まで注意して運転
4強	4.0~4.4	施設区長の指示があるまで40キロメートル毎 時以下の速度で注意して運転
5弱	4.5~4.9	施設区長の指示があるまで15キロメートル毎 時以下の速度で注意して運転
5 強以上	5.0以上	事故対策本部長又は施設区長の指示があるまで 停止させること

ウ 乗客の避難誘導

- (ア)乗務員は、旅客の沈静につとめ、適切な案内誘導を行い、状況により避難誘導の手配を とる。
- (イ) 駅における避難誘導は、定められた避難誘導路より旅客を安全な場所へ誘導する。

工 救護活動

災害等の発生により多数の死傷者が発生した場合は、災害対策本部を設置し救護活動を行うほか、所轄の警察署・消防署に連絡し、出動を求める。

才 応急措置対策

- (ア) 震災時の体制
- (イ) 震災時の初動措置
- (ウ) 出火防止
- (エ) 初期消火及び火災予防活動
- (才) 初期救助、救護活動
- (カ) 危険物施設、電気施設の緊急措置
- (キ) 通信及び情報連絡
- (ク) 防災機関との連携
- (ケ)避難及び避難誘導
- (コ)浸水防止措置
- (サ) 周辺地域の消火活動の応援
- (シ) 事業所の救援要請及び相互応援
- (8) 東京国際空港の応急・復旧対策

【東京空港事務所】

ア 活動態勢

(ア) 現地対策本部の設置

災害が発生し、又は災害の発生のおそれのある場合、東京空港事務所内に現地対策本部 を設置し、応急対策に万全を期する。

(イ) 組織

[資料編 5-9 東京空港事務所の震災対策組織 参照]

イ 発災時の初動措置

- (ア) 地震発生状況、空港・航空保安施設の被害状況の確認及び2次被害の防止
- (イ) 航空交通の安全確保のための運航管理及び施設管理に係る連絡・調整体制の整備
- (ウ) 関係機関との情報連絡体制の確保
- (エ) 一般利用者等への情報提供
- (オ) 空港内負傷者及び帰宅困難者への対応
- (カ) 空港への緊急避難者(周辺住民)への対応

ウ 救護活動

- (ア) 負傷者の状況の把握
- (イ) 負傷者に対する応急救護場所の確保に係る調整
- (ウ) 負傷者の受入医療機関の確保に係る調整

エ 応急措置対策

- (ア) 緊急物資輸送に係る航空機の運航計画の調整
- (イ) 緊急物資輸送に使用する施設の利用計画に係る調整
- (ウ) 場内での物資の移動経路等に係る調整

才 復旧対策

- (ア) 民間航空機の運航計画に係る調整
- (イ) 民間航空機の運航に使用する施設の利用計画に係る調整
- (ウ) 空港アクセスの運行計画に係る調整
- (エ) 管制方式(出発、到着経路、飛行経路)、運航方式の決定

第4編 広報広聴及び情報戦略の構築

第1章 対策の基本的な考え方

〇 広報広聴及び情報戦略における基本的な考え方

災害時に迅速かつ適切な行動、対策を取るためには、正確な情報把握が欠かせない。 発災直後から、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広報 活動を実施する。特に、誤報、虚報による住民の誤解や社会的混乱(パニック)を引き起こ すことのないよう十分注意する必要がある。復旧復興期にかけては、人心の安定と、速やか な復旧復興を図るため、住民の動向と要望事項の把握に努める広聴活動を実施する。

また、災害対策を行うためには、情報の収集と分析を迅速的確に行っていく必要がある。 そのため、平時のうちから情報収集網、情報通信ツールと運用体制の整備、訓練による習 熟を図るとともに、収集した情報の整理、分析体制も強化していく。

〇 現在の対策の状況

- 固定系防災行政無線の配備、一斉放送による情報伝達
- ・ 移動系地域防災無線による施設・拠点間通信
- ・ 電話(災害時優先電話含む)、伝令等による情報連絡
- ・ 災害時優先携帯電話、防災アプリ、SNS、区民安全・安心メール、緊急速報メール、 衛星携帯電話、防災行政無線電話応答サービスなどの通信ツールによる情報の複線化
- ・ 災害対策本部室における各種映像の分割拡大表示、複数映像一斉表示、映像のデジタル 化
- ・ 災害時情報連絡体制のソフト・ハード両面からの総合的な見直し

〇 課題

- ・ 区民へのより迅速かつ正確な情報伝達手段の確立
- ・ 特別出張所と災害対策本部との情報伝達ルートの確保
- ・ 情報通信ツールの耐災性の確保
- 情報通信ツールの複線化
- 災害対策本部、学校防災拠点等における情報の収集、整理、分析体制の整備
- ・ 各種システムの統廃合を含む災害情報の一元管理

〇 対策の方向性

- 情報連絡手段の確保、複線化
- ・ デジタル地域防災無線の代替手段の検討
- 情報連絡体制のユニバーサルデザイン化
- 外国語での情報提供方法の検討
- ・ 情報の収集、整理、分析体制のあり方検討

第2章 具体的な取り組み

発災後の応急活動を円滑に実施するため、区並びに防災関係機関は連携を密にして、的確な情報の収集伝達を行う必要がある。また、区民の命が危険にさらされる被災下において、的確な行動を取るためには正しい情報発信と収集を行う必要がある。

本章では、通信連絡体制のほか、情報の収集伝達方法、広報広聴活動等を定める。

<予防対策>

- 第1節 情報連絡体制の整備(P.156)
 - 1 基本的な考え方
- 第2節 情報の収集・伝達体制の確立(P.157)

各関係機関との連絡体制等

- 第3節 防災行政無線等の整備(P.160)
 - 1 現況
- 第4節 関係各機関の整備(P.161)
- <応急・復旧対策>
- 第1節 広報活動(P.162)

区と関係機関の広報活動など

第2節 広聴活動(P.166)

相談窓口の設置など

- 第3節 報道機関への発表(P.167)
- 第4節 放送要請(P.168)
 - 1 日本放送協会及びその他放送機関への放送要請 2 ケーブルテレビ事業者への放送要請
- 第5節 情報の収集・伝達(P.169)
 - 1 気象、地象、水象等災害原因に関する情報及び災害予警報の発令・伝達
 - 2 災害情報の収集及び伝達 3 緊急地震速報
 - 4 J-ALERT (ジェイ・アラート) 5 被害状況等の報告及び災害現地調査
- 第6節 通信連絡体制(P.177)
 - 1 通信連絡系統 2 電気通信設備の優先利用(電報)
 - 3 防災関係機関の無線通信による協力

予 防 対 策

第1節 情報連絡体制の整備

【防災危機管理課】

1 基本的な考え方

災害発生時には、情報の迅速な収集・伝達が適切な応急活動を行ううえで不可欠である。 有線通信は、大地震等により有線施設が被害を受けた場合や回線の輻輳により使用不能となる 可能性があるため、無線通信による通信網を整備し、平常時から操作の習熟に努めていく。 また、激甚化、頻発する災害の発生状況を踏まえ、現行の災害時情報連絡体制をソフト・ハー ド両面から総合的な見直しを行い、効果的に運用可能な新たな情報連絡体制への再構築に向け た見直しの指針を作成する。

第2節 情報の収集・伝達体制の確立

1 連絡責任者及び指定電話

区防災会議は、区各部及び防災関係機関から連絡責任者及び指定電話の報告を求め、連絡責任者名簿として収録し、防災関係機関をはじめ必要なところに配布し、通信窓口の周知を図る。区各部及び防災関係機関は、報告事項に変更が生じたときは、速やかに防災会議へ報告する。

2 大田区の通信手段

(1) 大田区の通信機器

大田区の通信手段は以下のとおり。

機器	説明・配備先等	区内部 への通信	関係機関への通信
一般電話	本庁舎・分庁舎・区立学校等の電話回線(発信)が 災害時優先回線となっている。	0	0
災害対策用スマー トフォン	危機管理室長が指定した職員に貸与	0	0
ファクシミリ	本庁舎・分庁舎・区立学校等の電話回線(発信)が 災害時優先回線となっている。	0	0
災害時優先携帯電 話	災害時に一般電話回線よりつながりやすい。区各部 庶務担当課、学校避難所、福祉施設、児童施設、自 治会・町会等に配備	0	0
区防災行政無線 (固定系)	詳細はP160 第3節 防災行政無線等の整備 参照	0	0
区防災行政無線 (移動系)	詳細はP160 第3節 防災行政無線等の整備 参照	0	0
都防災行政無線	詳細はP160 第3節 防災行政無線等の整備 参照	×	0
衛星携帯電話	区長、副区長、教育長、危機管理室長等に配備	0	×
グループウェア	平常時業務で使用している庁内グループウェア	0	×
災害時グループウ ェア	インターネット網上のクラウドサービス。災害時 に、庁内回線が使用できない避難所や関係部署・機 関などとの連絡手段として利用可能	0	0

Ŀ			

機器	説明・配備先等	区内部	関係機関
拨 宿	説り・四浦元寺	への通信	への通信
大田区総合防災情	発災時における各種情報の「収集」「集約」「共有」		
報システム	「発信」を一元的に管理するクラウド型システム	\circ	0

(2) 防災情報処理室

防災情報処理室は、(1)にある通信機器および高所カメラをはじめとした防災システム等により構築されており、災害時の情報収集・発信の中心となる。また、防災処理室の映像システムからテレビや各システム等の画像を、本部室となる庁議室の大画面に送出し、災害対策本部の審議に活用する。

(3) 事業計画

ア 基本計画書に基づく事業の推進

これまでの災害教訓等を踏まえ、現行の通信機器および各防災システムの総合的な見直しを行い、 災害対策本部運営の効率化及び区民への適時適切な情報発信を図れるよう、新たなシステム の整備方針を取りまとめた「大田区災害時情報通信システム基本計画書」を策定した。

本計画書において、発災時の情報収集・共有・発信における現行の課題と今後の対策について整理し、新たな情報通信体制の構築に向けた次期システム整備方針として以下の3点を定めた。

- (ア) 災害情報の一元管理を可能とする新たな総合防災情報システムの導入
- (イ) 災害対策本部室における迅速な意思決定を支援する映像・音響システムへの更改
- (ウ) 技術の最新動向や時代のすう勢を見据えたデジタル地域防災無線の代替手段の検討 今後は、この基本計画に定めた整備方針に基づき、システムの更改、廃止等を含めた整備を進める。

イ 運用の習熟

- (ア) 「大田区防災行政無線局通信訓練実施要綱」に基づき実施する訓練を通して、無線 従事者の機器操作及び通話技術の向上を図る。
- (イ)無線局の適切な運用を図るため「東京都大田区防災行政無線局の管理及び運用規定」 に基づき無線従事者を養成する。

3 東京都との通信手段

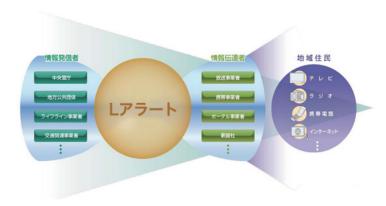
(1) 東京都災害情報システム (D I S)

東京都災害情報システム(DIS)は、平常時は気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区端末に提供している。災害時には、区が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、区に伝達して情報の共有化を図るものである。

(2) Lアラート(災害情報共有システム)

Lアラート(災害情報共有システム)は、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的としたひとつの情報基盤である。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信関連事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効果的な情報伝達が可能となる。災害時に区がLアラート(災害

情報共有システム)に提供した避難情報を 区民はデジタル放送、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアによる情報入手が可能になる。



第3節 防災行政無線等の整備

1 現 況

防災行政無線は、区防災行政無線と都防災行政無線とで構成されている。 「資料編6-4 大田区防災行政無線概要図 参照]

(1) 区防災行政無線

ア 固定系無線

屋外拡声子局(放送塔)や戸別受信機を介して直接・同時に防災情報等を伝えるシステム。 屋外拡声子局(放送塔)は区内全域に設置済みである。放送を補完する手段として無線放送 を聞き取りやすい速度に変換し、電話で内容を確認できる防災行政無線電話応答サービスにより、 確実な情報伝達を図る。また、固定系無線は計測震度計、J-ALERT、区民安全・安心メール、 デジタルサイネージ、無線ファクシミリ等と連携している。

設備…固定局1局・屋外拡声子局250局・戸別受信機613台

イ 移動系無線

半固定型・携帯型・車載型の移動局及び区の基地局との間で通信を行うシステム。 設備…統制局1局(統制台、統制リモコン)・中継局1局・移動局412局(半固定170台、 携帯型194台、車携帯型41台、車載型7台)

[資料編6-5 デジタル地域防災無線呼出し番号一覧 参照]

(2) 都防災行政無線

専用の無線回線を活用して無線電話、無線ファクシミリ、準動画装置、東京都災害情報システム (DIS)端末により都区間の情報連絡を行う。

設備… 多重端末局1局(DIS端末・テレビ会議端末装置・G3ファクシミリ・無線電話機11台)

第4 額	節 関係各機関の整備	【関係各機関				
機関名	内					
各消防署	1 方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急無線 2 指令管制システム 3 画像情報を活用した災害情報収集体制 4 震災消防対策システムの運用					
都交通局	災害時に備え、平素から次の通信設備の点検整備を実施し、充実を図る。 1 運転指令電話(駅、乗務、保守各区一斉指令通報に用いる) 2 業務電話(全局内連絡通報用) 3 加入電話(局外連絡、通報用) 4 列車無線(運輸指令区←→列車用) 5 沿線電話(運輸指令区、保守各区←→巡回者) 6 駅放送設備及び駅構内各室業務電話 また、中央防災センター(総合指令所)において駅ごとに一括表示する火災受信機盤、浸水警報、地震震度警報、風速計、防水扉操作及び警報等各装置をもつ防災監視盤の設置並びに各駅防災センターの設置を計画し、運転系統、防災系統の確立により、対外連絡通報を含め対処できるよう推進を図る。					
東京国道事務所 品川出張所	1 通信連絡手段としては、専用多重無線及び光ケーブルにより、電話、模び一斉指令電話による。なお、専用多重無線及び光ケーブルの障害時は、設備による。 2 当出張所における電気通信施設は次のとおりである。 種別規格等 固定局光ケーブル 陸上移動局400MHz帯車載型単信 ″携帯型	•				

 種 別	規格等	数量
固 定 局	光ケーブル	1
陸上移動局	400MHz 帯車載型 単信	5
ıı	ル 携帯型	4
模写電送装置	デジタル方式	1

東急電鉄㈱

情報連絡体制の整備

震災の発生に備え、有線設備の整備を図るほか、無線設備の新設又は可搬無線機を導入する等、 緊急連絡網を速やかに整備する。

応 急 ・ 復 旧 対 策

第1節 広報活動

【防災危機管理課・企画経営部・総務部・地域力推進部・関係各機関】

1 広報活動の実施方針

(1) 基本的な考え方

災害が発生した場合においては、区及び防災関係機関は一体となり総力をあげて、迅速かつ 適切な災害広報活動を実施する。この場合、その方法によっては、誤報、虚報による住民の誤 解や社会的混乱(パニック)の原因となる可能性もあるので、このことについても十分注意し て行う。また、災害が一応終息した場合は、人心の安定と、その後速やかな復旧を図るため、 区は防災関係機関、防災市民組織等の協力を得て、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要 望事項の把握に努める。

(2) 災害広報情報の収集及び伝達の基本方針

ア 災害広報情報の収集

災対企画経営部広聴広報課広報担当は、災害対策本部事務局における危機管理監の補佐機能として、情報を迅速に把握・精査し、報道機関への発表、住民への広報に備える。

イ 災害広報情報の伝達

当区の災害広報情報の伝達は、災害発生前、発生直後、発生後の各局面の状況に応じて、 「災害発生のおそれのある場合の広報(災害発生前)」、「二次災害防止広報(災害発生直 後)」、「安全・復旧等情報広報(災害発生後)」を展開する。詳細は以下のとおりとする。

(3) 災害発生のおそれのある場合の広報

災害発生のおそれがある場合は、以下の方法を適切に組み合わせて、住民への広報活動を 行う。災害が発生する前であっても、区は一体となり総力をあげて、迅速かつ適切な災害広 報活動を実施する。

ア 防災行政無線(固定系)

防災行政無線の固定系無線により、災害概況・指示広報等を行い、住民への周知を図る。

イ 防災ポータルサイト・防災アプリ

区の防災情報システムと連携し、収集集約した情報を、防災ポータルサイトおよび防災アプリを通じて、より迅速かつ適切な情報提供を実現する。

ウ インターネット・SNSツール

- ① 大田区ホームページにおいて、災害概況や具体的な避難指示などの「緊急災害情報」を 提供する。災害の規模や緊急性に応じて、トップページに緊急情報エリアを設置し、重 点的な災害情報提供を実現する。なお、緊急情報エリアによる情報提供は、区が災害対 策本部を設置した場合に行うものとする。大田区ホームページにおいては、外国語によ る災害関連情報の提供も合わせて行う。また、アクセス集中対策として、令和元年度に サーバー及び回線の強化を行っている。
- ② SNSツールを活用し、災害概況や避難指示などの「緊急災害情報」を活かし、広く提供していくとともに、防災ポータルサイトへの誘導を行い、情報の信頼性の確保と詳細な情報提供をしていく。
- エ 区民安全・安心メール・緊急速報メール

- ①登録制のメール配信サービスである区民安全・安心メールを活用し、防災情報、気象情報、地震情報、気象情報、防災行政無線情報等を配信する。
- ②緊急速報メールは、大田区内の携帯電話に対して事前の登録を必要とせずに緊急情報を 配信することができる。大田区内にいる方々へ、避難指示などの情報を提供する。

オ ケーブルテレビなど

「災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定」に基づき、災害情報等の放送を区内ケーブルテレビ事業者に要請する。このほかのラジオ、テレビによる広報については、以下に示す「本章第4節 放送要請」に基づき実施する。

カ デジタルサイネージ (電子掲示板)

本庁舎、特別出張所等に設置してあるデジタルサイネージを活用し、「緊急情報」を提供する。

(4) 二次災害防止広報

災害発生直後は、当該災害に伴う二次災害ないし三次災害の防止広報に重点をおいた広報活動を実施する。

具体的には(3)の方法に以下の方法を加え、それらを適切に組み合わせて住民への広報活動を行う。特に、出火の防止広報、余震注意広報、流言飛語防止情報、隣人協力広報等を重点に実施する。

ア 広報車

区及び防災関係機関保有の広報車により、できるだけ広い地域にわたって災害防止広報を 実施する。なお、事前に各機関と協議を行い、活動範囲および分担区域を定めておく。

イ ヘリコプター

必要に応じて、都あるいは関係機関等にヘリコプターの区への派遣を要請する。

ウ 徒歩巡回

区及び防災関係機関は、区の地域に置いている出張所、支所あるいは事業所、サービスステーション等これに類する施設であって有人施設である場合は、その施設の周辺地域住民に対して、災害防止広報を実施するとともに、災害情報の収集に努める。この場合、各防災関係機関の広報分担地域あるいは広報範囲を事前に定めておき、発災直後の初動活動に万全を期す。

エ Lアラート (災害情報共有システム)

DIS端末に「高齢者等避難」、「避難指示」「緊急安全確保」の発表及び解除の情報を入力し、都を通じて区民にデジタル放送、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアによる情報提供を行う。

(5) 安全・復旧等情報広報

災害発生後には、流言飛語を抑え、人心の安定、災害の拡大防止を図るため、極力統一的な内容で広報する。このため、各防災関係機関相互の連絡を密にするとともに、広報事項・内容等の調整を大田区災害対策本部長が行う。

また、災害が一応終息したと認められる場合は、生活関連施設等の安全、復旧、社会活動の再開等に関する情報についても随時適切に広報を実施する。

具体的には、(3)及び(4)の方法を適切に組み合わせて、住民への広報活動を行う。

2 関係各機関の広報活動

機関名	広 報 内 容			
	地震時の災害が発生した場合には、災害に関する情報を収集し関係機関と協力しながら住民			
	の安全を図るための広報活動を実施する。			
	(1) 広報内容			
kz	ア 出火防止、初期消火の呼びかけ			
各	イ 救出救護及び要配慮者(高齢者・障がい者等)への支援の呼びかけ			
	ウ 火災及び津波等による水災に関する情報			
消	エ 避難勧告または避難命令等に関する情報			
	オー教急告知医療機関等の診療情報			
防	カーその他都民が必要としている情報			
	(2) 広報手段			
署	ア消防車両の拡声装置等			
	イ 消防署、消防団及び自治会・町会の掲示板等への掲示			
	ウーテレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供			
	エ ホームページ オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供			
	1 広報内容			
	(1) 避難を必要とする情報			
	アー火災の発生及び延焼状況			
	イ 津波及び河川の洪水のおそれ			
	ウ 崖崩れ及び急傾斜地、造成地等の崩壊のおそれ			
	エ その他避難を必要とする事象の発生及びそのおそれ			
各	(2) 混乱防止及び人身安定を図るための情報			
警	ア 地域の被害状況、被害の拡大予想			
	イ ライフラインの被害状況			
察	ウ 幹線道路及び橋の被害状況			
署	エ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し			
4	オー被災地域、指定緊急避難場所、指定避難所等に対する警戒状況			
	カーその他混乱防止等を図るための情報			
	(3) デマ及び流言打ち消し情報			
	2 広報手段 (1)携帯拡声器(トランジスターメガホン)			
	(2) 交番又は駐在所の放送装置			
	(2) 父番又は駐住所の放送表直 (3) パトロールカー、白バイ、広報車、警備艇			

機関名	広 報 内 容
	船舶に対し航行警報、安全通信等を実施するほか、巡視船艇により必要な広報活動を実施す
東	る。
京	各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」に基づいた放送の
海	依頼を行う。
上	
保	
安	
部	
大門駅務管区五反田駅務区都 交 通 局	災害が発生した場合、地下という不安感から生じるパニック的な混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客(乗客)の動揺防止に努め、二次的災害の発生を防ぐ体制を整えるとともに、列車の運行状況を周知する。なお、旅客に対する広報活動は、次により措置する。 (1)駅構内 駅長は直ちに各駅の放送施設又は掲示等で、旅客に障害の状況(不通箇所、復旧見込、振替輸送区間その他必要事項)を周知し、混乱防止に努める。 (2)列車内 乗務員は乗客に対して車内放送を用いて、障害の状況(不通箇所、復旧見込、振替輸送区間その他必要事項)を周知し、混乱防止に努める。
東東京管理局首都高速道路㈱	お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

第2節 広聴活動

【企画経営部·地域力推進部】

1 災害対策本部問合せ窓口(コールセンター)

災害対策本部の決定・情報発信等に対する問合せの電話対応窓口を本庁舎に設置する。

2 災害総合相談窓口の設置

区民からの相談、要望等を聴取し、速やかにその内容を各関係機関に連絡して、その解決を 図るため、本庁舎に災害総合相談窓口を設置する。

3 避難所及び特別出張所との連携

避難所及び特別出張所と連携し、「お困りごと相談票」を活用して被災者等からお困りごと を集約し、早期解決に努める。

4 臨時被災者相談窓口の設置

必要に応じて、被災地及び避難所等に臨時被災者相談窓口を設置する。臨時被災者相談窓口を設置した場合は、相談、要望等を聴取し、速やかに防災関係機関、区関係各課に連絡して、早期解決に努力する。

第3節 報道機関への発表

	报 色
機関名	内容
区	災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、危機管理 監が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、その事項と内容を広聴広報課に伝達し、広聴広 報課が報道機関へ発表する。
五反田駅務区 大門駅務管区 通 局	報道機関への発表は、総務部お客様サービス課長があたる。ただし事故現場においては、連 絡責任者が対応する。
JR東日本	広報内容は次のとおりである。 (1)被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 (2)列車の不通線区や開通見込み等 広報手段は次のとおりである。 (1)被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で情報提供に努める。 (2)乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況運転再開の見込み等の指示を受け、放送等により案内を行う。
J R 東海	報道機関に対する発表内容としては、以下の情報を適時適切に提供する。 (1)運転規制や運休、遅延等の運転状況 (2)影響人員及び駅等における待機状況 (3)関連施設に関する被災の状況

第4節 放送要請

気象庁その他の国の機関から災害の予報もしくは警報を受けた場合などに、区は災害対策基本法 及び区の地域防災計画に基づき、区民にその内容を伝達する必要がある。

この際に、災害などにより公衆電話、有線電話、携帯電話もしくは無線設備等による通信ができない場合又は著しく困難な場合には、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に対し「放送」を要請する。この場合の要請は、災対企画経営部長の指示により広聴広報課があたる。

1 日本放送協会及びその他放送機関への放送要請

区が放送要請を行う場合は、原則として都(総務局総合防災部又は夜間防災連絡室)を経由(知事に要請依頼)する。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、直接放送機関に対し要請することができる。この場合、区は事後速やかに都に報告をする。

この要請は、都と日本放送協会及び各放送会社との協定である、「災害時等における放送要請 に関する協定」及び「同協定実施細目」に基づいて行う。

2 ケーブルテレビ事業者への放送要請

区は、災害時(災害が発生するおそれがある場合を含む)には、区民に迅速かつ正確な情報を 伝達するために、必要に応じて区内に放送免許を持つケーブルテレビ事業者に災害情報等の放送 を要請する。

この要請は大田区とケーブルテレビ事業者2社との協定である「災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定」に基づいて行う。

第5節 情報の収集・伝達

【防災危機管理課・企画経営部・地域力推進部・各関係機関】

1 気象、地象、水象等災害原因に関する情報及び災害予警報の発令・伝達

機関名	内
関	内 容 1 異常現象の通報 ア 区は、異常現象の発見通報を受ける窓口を総括的には災害対策本部事務局と定め、地域にあっては、各特別出張所と定めているので、このことを平素から区民、防災市民組織、公共的団体、その他関係機関等に周知しておくものとする。 イ 災害対策基本法第54条に基づき、区長が行う異常現象の通報は、次のとおり行う。 ① 通報事項は、気象・地象に関する事項並びに水象に関する事項とする。 ② 通報先については、都及び気象庁とし、通報方法は、有線又は無線による。ただし、無線による場合は、都経由による中継信とする。 ウ 一般的な災害原因に関する情報の通報で、特に重要な情報について、区は、都又は関係機関から通報を受けたとき、あるいは自ら知ったときは、直ちに、区各部をはじめ、区の関係地域住民、防災市民組織、公共的団体その他必要な機関等に通報する。 2 気象等予警報の発令及び伝達 ア 区は、重要な注意報並びに警報について、東京都、警察署又はNTT東日本ー東京から通報を受けたとき、あるいは自らその発令を知ったときは、直ちに防災市民組織、公共的団体等必要なところへ通知するとともに、区民への周知を図る。具体的な伝達方法は次による。 ① 区民へ同伝達 区民へ周知すべき情報は、本編 P162 広報活動の実施方針 (3) (4) の伝達手段を組合せて伝達する。 ② 各部への伝達
	ならない。 イ 伝達系統 〔資料編 6-7 災害予警報・通報指示系統図 参照〕

機関名	内
各 消 防 署	 津波等の通報及び伝達 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区民に 周知する。 地震による水災に関する警報発令時の伝達措置 地震に起因する水防に関する情報を収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報 するとともに、区民に周知する。
五反田駅務区 大門駅務管区 都 交 通 局	総合指令所長は、本局及び報道機関(テレビ、ラジオ)等の情報により、災害予警報等の情報及び発令があったときは、別に定めた通信連絡系統により直ちに関係各所へ通報する。
東京海上保安部	気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けたとき及び地震発災後に 二次被害を惹起する可能性がある気象、波浪等に関する警報等の通報を受けたときは、次の周 知活動を行う。 1 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺を巡回し拡 声器、横断幕等により周知する。 2 東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺に在泊する 船舶に対し、無線電話(国際VHF)により周知する。 3 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し、安全通信 により周知する。 4 台風・津波等対策委員会連絡系統及びインターネット(東京海上保安部ホームページ)に より、海事関係団体等に対し周知する。 5 各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により周知する。

2 災害情報の収集及び伝達

2 災	害情報の収集及び伝達		
機 関 名	内		
X	気象、地象、水象その他の災害原因に関する情報、措置状況に関する情報、関係機関に対する措置の要請若しくは指示又は連絡その他災害関係情報についての収集及び伝達は本節及び第3部第4章に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 収集 ア 次の事項について重点的に収集する。 ① 異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過 ② 管内の被害に関する情報 ③ 区として実施した措置状況 イ 災対地域力推進部特別出張所の職員は、管轄区域の被害状況等の把握に努めなければならない。 ウ 特別出張所長は、被害状況収集のため必要があると認めたときは、本部長に対し、本節「5被害状況等の報告及び災害現地調査(2)」に定める災害地調査要領に基づく調査員の派遣を要請することができる。		
	エ 災害情報の収集は、伝達とともに他の通信に優先させるものとし、特に重要事案については本節「5被害状況等の報告及び災害現地調査(2)」に示すとおり継続的かつ系統的な報告を求める。 (2) 伝達 ア 区民への伝達は、本編 P162 広報活動の実施方針(3)(4)の伝達手段を組合せて伝達する。また、本庁舎、各特別出張所では、デジタルサイネージ(電子掲示板)により、防災行政無線の文字情報を表示し、聴覚障がい者等の要配慮者への伝達を行う。 イ 関係機関及び都への伝達は、あらかじめ連絡責任者を定めておき、これにより伝達する。		
	(1)被害状況及び各種消防活動状況の早期収集 各消防署管内の被害状況等について、次の手段により収集した情報を、とりまとめて都に 通報するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 ア 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握		
各	イ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ウ 消防職員及び消防団員の参集者が収集した被害状況の把握		
消	エー各種消防活動状況の把握		
防	(2) 主な情報収集事項		
167	アー火災発生状況及び消防活動状況		
署	イ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況		
	ウ 避難道路及び橋りょうの被災状況		
	エ 避難の必要の有無及び状況		
	オー救急告示医療機関等の診察状況		
	カーその他消防活動上必要ある状況		

機関名		内	
五反田駅務区 大門駅務管区	反門交田駅 田駅 駅務。 なお、速報を受けた総合指令所長及び報告を受けた所属長に、その内容を「地下高速 なの内容を「地下高速		
東京海上保安部	京 1 被災地周辺海域における船舶交通の状況 海 2 被災地周辺海域における漂流物等の状況 上 3 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況 保 4 危険物施設の状況 安 5 流出油等の状況		

3 緊急地震速報

気象庁では、地震の強い揺れが到達する前のわずかな時間を利用して、災害を軽減するための「緊急地震速報」の提供を行っている。気象庁が発表する最大震度5弱以上が推定される地震については、震度4以上が予想される地域を対象にNHK、民放で速報を放送する。

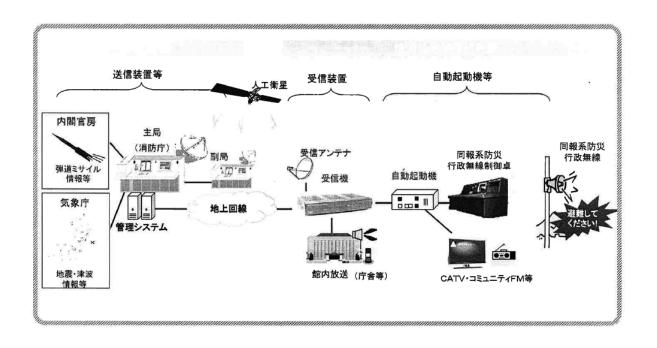
区では防災危機管理課、各特別出張所、区立学校(館山さざなみ学校含む)に緊急地震速報を 受信できる設備を導入している。

4 J - ALERT (ジェイ・アラート)

人工衛星と区市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称である。地震や津波、弾道ミサイルの発射など、すぐに対処しなくてはならない事態が発生した際に、国から住民に直接、速やかに情報を知らせることを目的に、総務省消防庁が整備しており、平成19年から運用している。

J-ALERT で送信される緊急情報が、消防庁から人工衛星を利用して地方公共団体などに送信され、区市町村などが専用の受信機で受信する。情報を受信すると、防災行政無線(固定系)が自動起動され、警報音やあらかじめ録音された音声が自動放送される仕組みになっている。

区では、大津波警報、津波警報、有事関連情報が、区防災行政無線(固定系)から自動放送される。



5

5	被 <u>'</u>	害状況等の報告及び災害現地調査	
	機関名	内	
(1) 気象状況、被害状況、活動状況等報告要領			
		ア 都に対する区の報告	
		区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等に	
		ついて、次により都に報告する。	
		なお、報告は「災害報告取扱要領」(平成 11 年 4 月都総務局災害対策部)の定めるとこ	
		ろによる。 〔資料編 2-19 災害報告取扱要領 参照〕	
		① 報告すべき事項	
		a 災害の原因	
		b 災害が発生した日時	
		c 災害が発生した場所又は地域	
		d 被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定する。)	
		e 災害に対して既に取った措置及び今後取ろうとする措置	
		災害応急対策について区が既に取った措置及び今後取ろうとする措置を、日時、場	
		所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。	
		f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類	
	1	g その他必要な事項	
	区	イ 報告の種類	
		報告の種類は次のとおりとする。	
		① 発災・速報・被害・措置・要請情報	
		発災情報、速報情報、被害情報及び要請情報は、被害を覚知又は措置をとったとき直ち	
		に、データ端末に入力する。また、都本部の指示に基づく入力も行う。	
		② 災害年報(毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況を、翌年4月1日 現在でもならかになったものも初生)	
		現在であきらかになったものを報告)	
		ウ 災害救助法に基づく報告 (第8章 第18章 第18章 第18章 第7章 ※字間末計規	
		災害救助法に基づく報告については、「第2部 第13編 復旧対策 第7節 災害関連法規	
		等の適用」の定めるところによる。	
		エ 区本部に対する報告	

- ① 報告すべき事項 災対各部分掌事務による必要事項
- ② 報告の区分

報告の内容により速報、中間報告及び決定報告に区分する。 災害応急対策の実施の都度必要と認める事項につき報告する。 機 関 内 容 名

a 速報

(気象状況)

異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。

(被害状況)

被害の大小にかかわらず状況は、把握次第直ちに報告する。

(活動状況)

災害応急対策の実施の都度必要と認める事項につき報告する。

b 中間報告

(被害状況)

被害の全容がおおむね明らかになったら、とりまとめ毎日正午までに報告する。

(活動状況)

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分についてとりまとめ報告する。

c 確定報告

(被害状況)

被害状況が確定したときは、取り急ぎ電話により報告し、以後3日以内に重ねて文書により確定報告する。

この際、できるだけ現地写真を添付すること。

(活動状況)

災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめ報告する。

- ③ 報告に際しては、ア、イによるほか、(1)に示した「災害報告取扱要領」に定めると ころに準ずるものとする。
- (2) 災害地調査要領
- ア 調査班の編成

X

本部長は、災害現地の実態を把握し、区の災害応急対策活動の円滑化を図るため、各部の災害応急対策対応状況を勘案し、特定の部又は全部の部に対し、調査班の編成を命じる。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜指示する。

イ 調査班の任務

調査班は、本部長の命により出動し、災害地を管轄する特別出張所長の指揮のもとに、現 地の状況を調査する。

ウ 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりである。

① 災害原因

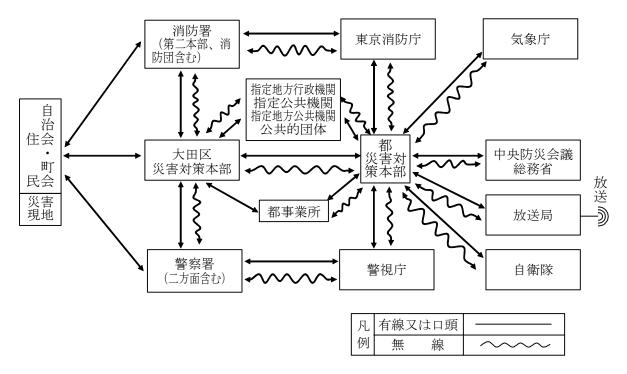
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況及び救助活動状況
- ④ 災害地住民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動に対する障害事項
- ⑥ その他必要な事項

機関名	内
区	エ 調査報告 各特別出張所長は現地調査にあたっては、通信機材の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一災対地域力推進部長及び本部長に報告する。なお、調査の際調査事項以外で重要情報があったときは、その事項についても直ちに報告する。
都交通局	総合指令所長は、事故復旧本部が設置されたときは、指揮者と緊密な連絡をとり、復旧作業の調整を図るとともに随時、その進捗状況、復旧見込み及びその他必要な情報を関係各所等へ通報する。
東京海上保安部	本節「2 災害情報の収集及び伝達」による。

第6節 通信連絡体制

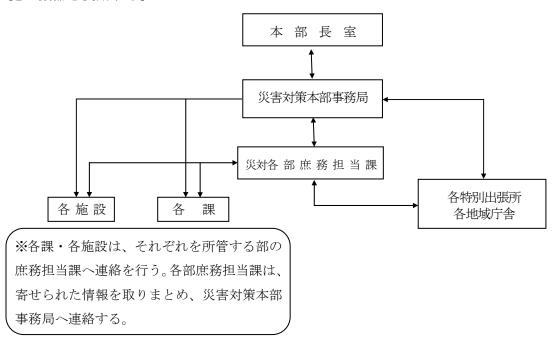
1 通信連絡系統

(1) 防災関係機関との連絡系統図



(2) 区内部の連絡系統図

区内部の情報連絡系統図は以下のとおり。情報の連絡・共有は主に大田区総合防災情報システムを中心に使用する。当該システムが使用できない場合等には、本編 P157 大田区の通信手段一覧の機器を使用する。



(3) 関係機関計画

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
機関名	内
各	
都交通局	 1 災害が発生した場合、関係事業所は別に定める連絡系統により、相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策等の実施等協力して処置にあたる。 通信設備としては、運転指令電話、業務電話、列車無線電話、沿線電話、その他があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業の指示等に使用する。 2 災害が発生した場合、及び発生のおそれがある場合は、直ちに局内各部課及び各事業所の長に伝達し、伝達の対象となる職員に対して周知を図る。 なお、退庁後及び休日等の勤務時間外においては、電話、連絡通報システム等の方法をもって連絡する。
保安部上	東京都、臨海6区との連絡は、NTT加入電話のほか、東京都防災行政無線等を使用し、相互 に密接な情報交換を行い情報共有する。
JR東日本	災害が発生したときは、全ての通信機能を活用して、あらかじめ定められた伝達経路で、列車 の運転状況と駅及び駅周辺の状況を対策本部に報告するなどの情報伝達体制をとる。 通信設備として、社内専用電話、沿線電話、列車無線や衛星携帯電話等を活用して情報連絡を 行う。
J R 東海	発災時等においては、あらゆる通信機能を活用して通話の確保に努めることとし、あらかじめ 定められた伝達経路により、災害応急処置、災害復旧に必要な情報伝達等を行う。
東急電鉄㈱	通信連絡体制 通信線路使用可能のときは指令電話、鉄道電話及びNTT電話を活用所定の緊急通信連絡を行う。 必要に応じ無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、電力司令所又は運輸司 令所と無線による通信連絡を行う。また、必要に応じ線路沿線 250m間隔に設置の沿線電話によ り通信連絡を行う。
京浜急行電鉄㈱	災害時の通信連絡は、「鉄道事故・災害対策規程」によるものとする。 通信設備としては、司令電話、社内電話、NTT電話、列車無線等を活用し、情報連絡等を行 う。
東京モノ	災害時の通信連絡は、事故等の発見者から運転指令室に連絡が入り、所定の手続により連絡を 行う。 通信設備としては、指令電話、鉄道電話、NTT電話、列車無線等を活用して情報連絡を行う。

関係機関連絡系統は、次のとおり。

① 消防署の連絡体制

- 〔資料編 6-11 消防署の連絡体制 参照〕
- ② 都交通局の連絡体制 〔資料編 6-9 都交通局大門駅務管区五反田駅務区の連絡体制 参照〕
- ③ 関東地方整備局東京国道事務所の連絡体制 〔資料編 6-10 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 参照〕
- ④ 東急電鉄(株)の連絡体制

〔資料編 6-12 東急電鉄㈱の連絡体制 参照〕

⑤ 東京モノレール㈱の連絡体制 〔資料編 6-13 東京モノレール㈱の連絡体制 参照〕

2 電気通信設備の優先利用(電報)

【NTT東日本】

震災時において、公共の利益のために緊急に通信することを要する電報の確保については、「非 常又は緊急電報」として取扱い、他の電報に優先して接続又は配達する。

優先利用が可能な機関等は、特定の機関とする。ただし、これらの機関等であっても、あらか じめ受持のNTT東日本東京支店へ優先利用する電話の電話番号等の申込みが必要である。

3 防災関係機関の無線通信による協力

災害時に有線通信が途絶した場合等における通信連絡は、無線を活用することになるが、現状 のシステムでは災害時の莫大な通信量に十分対応し得ないことも想定される。かかる場合には、 区災害対策本部から無線通信設備を有する防災関係機関に対し、無線機を携行した機関派遣連絡 員による通信情報連絡の協力を求める。

第5編 避難対策

第1章 対策の基本的な考え方

〇 避難対策における基本的な考え方

震災時に避難が必要となった場合においては、住民の秩序ある避難行動を図り、避難住民の 安全を期することを基本とする。

地震により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、避難指示等を 発令するとともに、迅速に区民に伝達して避難行動を促す。

区民等は、避難指示等が発令される前であっても、町会・自治会を中心に避難誘導を実施する。避難所では、地域住民による共同生活を行うことになるため、平時のうちから避難所生活における協力体制を構築し、秩序ある避難生活を送るものとする。

〇 現在の対策の状況

- ・ 総合防災訓練、地域訓練等の一環で避難訓練を実施し、避難行動の習熟を図っている。
- ・ 地区ごとに避難場所(11 か所)、避難所(91 か所)、避難道路及び誘導路等、避難対策に係 わる施設等を指定し、必要な整備を行っている。
- ・ 避難所を機能的、規模的に補完するものとして、福祉避難所、補完避難所を指定している。
- 各施設で避難計画等を定め、避難訓練を実施している。
- ・ 平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、拠点整備を完了し、避難所については、避難者 の受入れ等、実践的な訓練を継続して実施している。
- 令和2年度に感染症対策用の備蓄物品を配備した。

〇 課題

- ・ 避難者受入れのための整備の拡張を行うとともに、家屋倒壊・延焼の防止、家庭内備蓄 の推進など、避難者数を減らすための対策も併せて行っていく必要がある。
- 避難所が使えない場合に備えて補完避難所の拡張を行っていく必要がある。
- ・ 福祉避難所に加え、避難所等でも高齢者や障がい者等を受け入れる環境を整えていく必要がある。
- ・ 感染症対策として、避難所における3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避するため、避難所の環境整備や分散避難の推進を行う必要がある。

〇 対策の方向性

- ・ 避難所の管理運営体制の整備
- ・ 家庭、事業所内における備蓄の推進
- ・ 学校避難所の学校防災活動拠点化による避難所機能の強化、拡張
- 補完避難所対象施設の拡張
- ・ 3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避するための施設内使用スペースの設定
- 分散避難の推進
- ・ 避難所内に高齢者や障がい者等が一時的避難生活を送るためのスペース(以下、要配慮者スペースという)における運営体制の構築

第2章 具体的な取り組み

首都直下地震から命と財産を守るためには、まず身を守り、そして火災の拡大を防ぐことが重要であ るが、火災が延焼拡大する場合は、秩序立った避難行動をとらなければならない。また、避難した後、 避難所で円滑な共同生活を送るためには、平時から協力体制を構築する必要がある。

本章では、避難体制、誘導から避難所の運営等、避難に関する必要な事項を定める。

<予防対策>

- 第1節 避難行動の事前対策(P.182)
 - 1 避難行動の基本原則 2 避難施設の整備
- 3 公共施設における事前対策

<応急対策>

- 第1節 避難行動の実施(P.188)
 - 1 避難指示等の発令・伝達
- 2 避難誘導
- 第2節 施設利用者等の避難行動(P.191)
 - 1 児童・生徒等の避難 2 社会福祉施設の利用者の避難 3 その他の公共施設利用者の避難
- 第3節 避難場所の開設、管理運営(P.197)
 - 1 避難場所の考え方 2 必要物品の配備
- 第4節 避難所の開設、管理運営(P.198)
 - 1 避難所 2 福祉避難所
- 第5節 被災者の他地区への移送(P.203)

<復旧対策>

- 第1節 避難所の衛生管理(P.204)
- 第2節 被災者の他地区への移送【再掲】(P.206)
- 第3節 避難所の統廃合・閉鎖(P.207)

予防対策

第1節 避難行動の事前対策

1 避難行動の基本原則

【防災危機管理課‧地域力推進部】

(1) 避難行動の基本的な考え方

震災時に避難が必要となった場合においては、住民の秩序ある避難行動を図り、避難住民の 安全を期することを基本とする。

震災発生直後における住民の行動は、まず、自らの安全を確保した後に、地域における初期 消火、安否確認及び救出救護等の防災活動を行う。

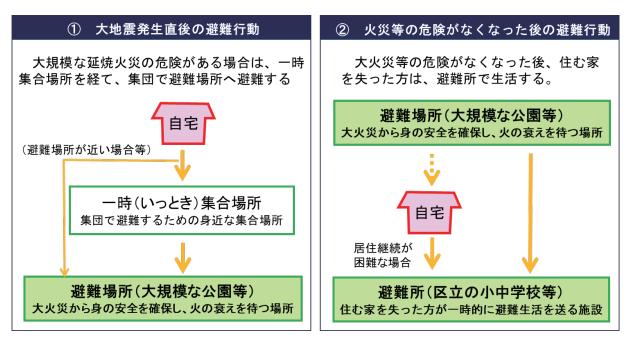
火災の発生又は延焼のおそれがある場合は、その地域から一時的に近隣地域の安全な場所 (公園及び学校等)に避難し危険を回避する。火災が大規模に延焼拡大し、その周辺地域にも危 険が迫り、広域避難を必要とする場合には、避難場所に避難する。

その後、家屋の倒壊又は焼失によって自宅で生活ができない住民は避難所において応急的な 生活を行い、自宅で生活が可能な住民は自宅で生活することを原則とする。

なお、避難行動や防災活動を行う際には、集団での行動が必要となるため、適宜、一時集合 場所等を活用する。

特別出張所は防災関係機関、自治会・町会・防災市民組織等と協働し、補完避難所、福祉避難所への中継を担当する。

避難の流れ図



- ※ 延焼火災の危険がなく自宅での生活が可能な場合は帰宅し在宅避難する。
- ※ 避難後、火災などの危険が迫った場合は、再避難を要する場合がある。

2 避難施設の整備

【防災危機管理課・地域力推進部・福祉部・こども家庭部・都市基盤整備部】

(1) 避難施設の定義

ア 一時(いっとき)集合場所

避難を行う場合に、町会・自治会単位で一時的に集合して、集団で避難するための身近な 集合場所をいう。

イ 避難場所

(ア) 大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを 待つ場所をいう。

〔資料編 9-1 避難場所 参照〕

(イ) 指定は東京都が行う。

ウ避難所

(ア) 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで住む家を失った、又は被害を受けるおそれのある被災者が一時的避難生活をおくるために開設する学校等の建物をいう。区立小・中学校の他区民利用施設を指定する。

[資料編 9-2 避難場所と避難所の地区割当て 参照]

(イ) 福祉避難所

高齢者や障がい者、乳幼児等で、避難所での避難生活を送ることが困難な者が一時的に

避難生活をおくるために開設する社会福祉施設等をいう。

高齢者・障がい者: [資料編 9-10 福祉避難所(高齢者・障がい者)予定施設一覧 参照]

乳幼児: [資料編 9-9 福祉避難所(乳幼児)・応急保育所一覧 参照]

(ウ) 補完避難所

区立小・中学校等の91か所では避難所が不足する場合に、都立学校、私立学校、協定締結団体及び区の施設等を利用して新たに開設する避難所及び、防災機能(飲料水、食糧等の備蓄やマンホールトイレの設置)を持つ公園に仮設テントを設営して避難者を受け入れる施設をいう。〔資料編9-7 区施設の補完避難所予定施設一覧,9-8 協定締結団体の補完避難所予定施設一覧参照〕

工 地区内残留地区

(ア) 震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区をいう。

[資料編 9-1 避難場所 参照]

(イ) 指定は東京都が行う。

才 一時避難施設

地域事情や地区の被害状況等により指定された避難所への移動が困難となった場合、一時的に滞在する施設をいう。

[多摩川台公園管理事務所、公衆浴場]

(2) 一時集合場所の整備

ア現況

一時集合場所については、民有地の消滅、公園の新設等の状況の変化に伴い、自治会・町 会の意向を受けて、適宜選定替えを行う。

(3) 避難所の整備

ア 現況

(ア) 避難所

a 区立小・中学校等の91か所を避難所として事前指定を行い、各避難所の地区割りを自治会・町会単位に指定した。(平成7年度)

[資料編9-2 避難場所と避難所の地区割当て 参照]

- b 避難所として使用する区立小・中学校の耐震診断と耐震補強工事を行った。(平成7~12 年度)
- c 区立小・中学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄物品の充実を図ってきた。(平成7年度以降)

〔資料編 8-6 学校備蓄倉庫備蓄品一覧 参照〕

d 各避難所において学校防災活動拠点会議を開催し、災害時を想定した避難所開設・運営 訓練等を実施している。

(イ) 福祉避難所

a 高齢者・障がい者

福祉避難所の予定施設には、区立施設と、民立の協定施設がある。

① 民間が管理・運営している施設については、利用可能なスペースや想定受入人数等を勘案して施設と協力しながら順次、協定を締結している。

「資料編3 災害時の協定関係 参照]

- ② 福祉避難所の開設訓練を、一部の区立施設で実施している。
- ③ 施設ごとに必要な水、食糧、衛生用品等の消耗品及び毛布等の物品について、必要に

応じて順次備蓄を行っている。

- ④ 福祉避難所標準マニュアル等を作成し、施設ごとのマニュアル整備を支援している。
- ⑤ その他、開設・運営に必要な事項について施設長等との会議を適時開催し検討している。
- b 乳幼児
- ① 選定基準 2歳未満の子と保護者1人
- ② 職員配置の考え 別途定めるマニュアルのとおり
- ③ 備蓄品スペースを確保し、物品を備蓄するとともに、発電機・バッテリーの購入、土のう等の配備と配置場所の検討を行う。

[資料編 8-9 福祉避難所(乳幼児)備蓄品一覧 参照]

(ウ) 補完避難所

- a 開設順位
- ① 区施設の文化センター及び区民センター等を、学校避難所の避難状況をふまえて補完 避難所として開設する。
- ② 協定を締結している都立高校、私立学校、民間企業の使用可能な施設を、補完避難所として必要に応じて開設する。
- ③ 防災機能を持つ公園として東糀谷防災公園を補完避難所として必要に応じて開設する。
- b 備蓄

補完避難所における避難者のための備蓄物品については、地域の被害状況に応じて調達できるよう各地区備蓄倉庫に分散備蓄を行う。

イ 計画

(ア) 避難所

各避難所において活動の中で住民の防災意識の向上を図る。また、訓練の実施及びマニュアルの充実ならびに各避難所相互の情報交換や研修会の開催等により、各避難所の自主運営力の向上を図る。

備蓄物資は、要配慮者対策や感染症対策等多様なニーズを踏まえた物資の備蓄について 充実を図るとともに、学校防災備蓄倉庫のスペースの活用について見直しを行う。

[本編 第2部第8編第2章第2節 1 「資機材の備蓄体制の整備」参照]

また、要配慮者の利用を考慮し、区立小・中学校の建て替え計画とあわせて、バリアフリー化等の推進を図る。

(イ) 福祉避難所

a 高齢者・障がい者

新規に開設される施設等について、利用可能なスペースを勘案して福祉避難所としての協力を依頼し、受入人数の拡張を図っていく。

協定先施設と協力した福祉避難所開設に係る情報伝達訓練等の実施を進める。

その他、開設・運営に必要な事項について施設長等との会議を適時開催し、検討する。

b 乳幼児

施設や保護者への連絡等手順を含めたタイムラインを作成する。

児童福祉施設等の災害時情報共有システム運用開始に伴う各施設の情報共有体制について検討する。

(ウ) 補完避難所

私立学校や社会福祉施設、民間企業等との協力協定の締結を拡大し、対象施設の確保に努める。

(4) 避難場所の整備

ア 現況

- (ア)区では、震災時の火災延焼の拡大防止や住民の安全確保を図るため「逃げないですむまちづくり」を推進している。しかし、大規模な火災が延焼拡大し、地域や近隣地域にも危険が及ぶような場合には広域避難が必要となる。このような事態に備えて、都は東京都震災対策条例に基づき避難場所を指定している。
- (イ)区においては、都が指定した避難場所及び地区割当に基づき、具体的な避難場所内での 収容地区割を定め、避難所、避難道路及び一時集合場所等を一元的に集約したハザードマ ップを作成し、区民への周知に努めている。
- (ウ) 避難場所標識は都が設置し、その後区に無償譲渡され、区が維持管理を行っている。
- (エ)避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。大田区には、避難場所として11か所が指定されている。また、大規模延焼火災の危険がなく避難の必要がない、地区内残留地区が6か所指定されている。

イ 事業計画

- (ア) ハザードマップの配布等によって、避難場所及び地区割について区民への周知を図る。
- (イ)避難場所における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。
- (5) 避難道路及び誘導路の整備

ア現況

(ア)都の避難計画では、指定避難場所には、任意の経路を利用することを原則としている。 しかし、避難場所までの距離が3km以上の遠距離避難地域、又は火災の延焼の危険性が著 しい地域には、東京都震災対策条例に基づき避難道路を指定している。

[資料編 9-4 避難道路系統図 参照]

- (イ)区においては、避難道路が指定されていない地域について、避難道路から直線距離にして 500m以上ある地域に誘導路を選定している。
- (ウ)避難道路標識は、避難場所標識同様、都が設置し、その後区に無償譲渡され、区が維持 管理を行っている。

イ 事業計画

- (ア) ハザードマップの配布等によって、避難道路及び誘導路の区民への周知を図る。
- (イ)避難道路標識は、計画的にこれを修理し維持管理に努める。

3 公共施設における事前対策

(1) 社会福祉施設における避難事前対策

ア 日常の備え

社会福祉施設においては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて 重要であることから、次の項目を推進する。

(ア) 様々な災害を想定した避難計画の策定

避難場所、職員体制、連絡体制等の災害時の対応について、職員、利用者の家族等に周知する。

- (イ)様々な災害を想定した避難訓練の実施 施設内だけでなく、地域との共同訓練を行う。
- (ウ) 災害時に地域から支援を受けるため、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を促進し、また日常的に利用者の様子を知ってもらうなど、地域に開かれた施設運営を行う。

(エ) 必要な食糧等の備蓄品を最低3日分程度準備する。停電時に対応できるよう設備等の準備を行う。

イ 区の役割

各施設の避難計画、訓練、地域との連携のための情報提供、助言を行う。

(2) 社会福祉施設における復旧事前対策

ア BCP(災害時業務継続計画)の策定

- (ア) あらかじめ、様々な災害を想定したBCP(災害時業務継続計画)を策定する。(利用者の家族等へ周知しておく)
- (イ)入所型施設の場合、施設にとどまり、ケアを継続することになるため具体的な継続計画を立てる(併設通所施設は状況により利用を停止することも検討する)。
- (ウ) 人員が不足する場合、同一法人内での協力体制を策定する。
- (エ) 最低限必要な人員が施設内で確保できない場合、他の事業者、災害ボランティアにより 継続することも検討しておく。
- (オ) 食糧や備品は、業者とあらかじめ災害時の対応を決めておく。

イ 衛生状態の確保

- (ア) ライフラインの状況に応じ、あらかじめ、必要物品を備蓄し、使用手順を確認しておく。
- (イ) 備蓄品では、衛生状態を確保できないときは、区災害対策本部に助言、技術的支援等を 求める。

ウ 日常の備え

- (ア)様々な災害を想定した避難訓練を実施する。 施設内だけでなく、地域との共同訓練も行う。
- (イ) 災害時に地域から支援を受けるための協定等を結び、日常的に利用者の様子を知っても らうなど、地域に開かれた施設運営を行う。
- (ウ)業務継続に必要な物品を最低3日分程度準備する。停電時に対応できるよう物品等準備する。
- (エ) 各施設のメンテナンスに努め、被害を最低限に抑えるよう努める。

エ 区の役割

- (ア) BCP作成にかかわる助言を行う。
- (イ) 施設状況の把握を行う。
- (ウ) 区内の福祉資源の状況を把握し、必要な施設への配分等全体のマネジメントを行う。
- (エ) 衛生状態の確保にかかわる助言と技術的支援を行う。
- (オ) 在宅要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、各施設との調整を行う。

応 急 対 策 (発災直後から 72 時間まで)

第1節 避難行動の実施

1 避難指示等の発令・伝達

【防災危機管理課・消防署・警察署・海上保安庁】

(1) 事前避難

- ア 区長は、災害が発生し、それが拡大するおそれがあり、避難を要すると判断される地域については、住民に対して、事前に高齢者等避難を発令し、避難所又は避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底させるほか、要配慮者に対しては防災関係機関及び当該防災市民組織又は自治会・町会等の協力を得ながら事前避難を推進する。
- イ 事前避難のほか、災害が拡大する危険性のある地域住民に対しても、早期かつ積極的に集 団避難に加わるよう指導する。
- ウ 地震火災の発生等、災害の状況により地域避難を要する場合には、当該地域住民及び周辺 住民に対しては、区は警察、消防機関と協議し、地域の避難先を定めて当該防災市民組織又 は自治会・町会の協力を求めて、地域を単位とする集団による事前避難を実施する。
- エ 東京消防庁における対策

要配慮者に対する防災訓練の実施や、避難行動支援者等に対する地域協力体制づくり、防火防災診断の実施。

(2) 避難指示の発令

ア 避難指示

区の地域において火災が延焼拡大するなど、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区長は地元関係警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、避難経路、避難所・避難場所を定めて避難指示を発令する。

イ 警戒区域の設定

- (ア) 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体に対する 危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策 に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当 該区域からの退去を命ずることができる。
- (イ) 区長若しくは区長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前段に規定した区長の職権を行うことができる。また、災害派遣部隊等の自衛官についても、区長若しくは区長の職権を行う職員がその場にいない場合に限り、同様の行為ができる。ただし、当該措置をとったときは、警察官及び海上保安官並びに自衛官は、直ちに、その旨を区長に通知しなければならない。
- ウ 区長の避難指示が困難なとき

警察官は、被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区長が避難指示を することができないと認めるとき又は区長からその要求があったときは、住民等に直接避難 指示を行うことができる。この場合、警察官は直ちに、区長に通知しなければならない。

エ 都知事への報告

区長は、区の地域内に避難指示を発令した場合には、直ちに都知事に報告する。

- (3) 避難に関する火災の情報収集・伝達及び緊急措置(区内各消防署)
 - ア 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫している と認める場合は、住民に避難指示を行うとともに、直ちに区長に通報する。
 - イ 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部

隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、警視庁等に通報する。避難の指示が出された 時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

(4) 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、「第2部第4編 広報広聴及び情報戦略の構築」によるとともにテレビ 等のマスコミに情報提供を行い、放送を活用して区民等に伝達する。

2 避難誘導

【防災危機管理課・警察署・消防署】

(1) 原則的な避難形態

避難指示が発令された場合の避難形態は、原則として次のとおりとする。

なお、避難指示が発令される前であっても、目前に危機が迫っているときは、区民は自らの 判断で自主的に避難するようにする。

ア 避難の単位

- (ア)避難の単位は自治会・町会とする。
- (イ) 自治会・町会として組織していない地区については、集合住宅の管理組合等が中心となり、隣接の自治会・町会と行動を共にする。

イ 避難行動

- (ア) 自宅から、自治会・町会が指定する場所(一時集合場所や学校等)に集合する。
- (イ) 集合した場所で適当な集団(班又は組等)を作り、その集団で行動する。
- (ウ) 避難経路及び避難先は、避難指示に示す経路と場所とする。
- (エ) 避難場所に隣接ないし避難場所から直線距離にして800~1,000mの距離にある自治会・町会の地域の住民は自由避難とし、その避難先は当該避難場所とする。ただし、避難場所では各自治会・町会別に集合し、その後の行動は集団で行う。

ウ 避難方針(原則)

- (ア) 避難にあっては、幹線道路及びJR線路等の延焼を遮断する施設を越えた地域など、近隣の安全な地域に避難する。さらに、その地域についても延焼火災の危険が迫ってきた場合は、他の安全な地域又は避難場所に避難する。
- (イ)避難経路は、避難先に向かう避難道路と誘導路がある場合はそれを使用し、ない場合は 適宜安全な道路を使用する。
- (ウ)区は、上記避難者を収容するため、早急に延焼火災等から安全な地域内に施設を確保し、 その施設まで避難者を誘導又は輸送を行う。

(2) 避難誘導方法

ア 各警察署

- (ア)避難指示が出された場合には、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。
- (イ)避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は 照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。
- (ウ)浸水地域においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し避難誘導にあたる。
- (エ) 避難指示に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。

(3) 避難誘導に関する協力

ア 各消防署

- (ア)消防機関は、消防車等のサイレン吹鳴及び広報車その他により当該地域の住民に周知を 徹底する。
- (イ)避難指示のほか、必要な情報の提供等を行う。

- (ウ)消防団員による避難誘導を行う。
- (エ) 避難道路の確保のための消火活動を行う。

イ 区関係及び関係機関等

- (ア) 区各部は、地域住民の安全避難を促進するため必要な情報の提供を行うほか、避難所・ 避難場所への職員の派遣等を行い避難者の安全収容態勢を確保する。
- (イ)避難道路等に、地域住民の安全避難に支障を及ぼすような電柱の倒壊、電線の垂下、ガスの流出等がある場合には、関係機関において応急措置を行い、その安全確保に努める。
- (ウ) 自治会・町会においては、地域住民の集団避難を促進し、機関の活動に協力する。
- (4) 大震火災時の避難道路及び誘導路

ア 避難道路と誘導路

本章 予防対策 第1節「2 (5) 避難道路及び誘導路の整備」で計画しているように、指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としている。しかし、避難道路を指定している地域及び区において誘導路を選定している地域においては、避難道路、誘導路を利用して指定避難所に避難する。

[資料編 9-4 避難道路系統図 参照]

第2節 施設利用者等の避難行動

1 児童・生徒等の避難

【こども家庭部・教育総務部】

(1) 基本的な考え方

小・中学校及び児童福祉施設における児童・生徒等の生命保護に万全を期する。また、区内 の私立学校等についても、施設ごとに避難計画を策定し、児童等の安全迅速な避難に万全を期 するよう、関係機関は助言、指導する。

(2) 小・中学生の避難

ア 避難体制(組織)

校長を本部長(総指揮者)とする避難対策組織を、学校災害対策本部態勢に基づき各学校に おいて編成する。

[第1部第3編第1章第3節 区立学校の活動態勢 参照]

イ 避難要領

震度5弱以上の地震が発生した時は、教職員は児童・生徒等の生命及び身体の安全を第一 に優先し、明確適切な処置を指示する。

(ア) 地震発生時

- ・地震が発生した時は、児童・生徒はただちに避難行動をとる。校内放送による指示を行う とともに、(物が)「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身の安 全を確保させる。
- ・揺れがおさまった後、児童・生徒の点呼とけがの有無の確認を行う。
- ・大田区内が震度5弱以上の地震(以下、「大規模地震」と記述)であることがわかった場合は、以下の対応をとる。

(イ) 第一次避難

- ・校内で火災が発生した場合や校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合は、児童・生 徒の避難路に危険箇所がないかどうか確認しながら避難を実施する。
- ・大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。

(ウ) 第二次避難

・大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、 直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、 土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難をしている場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

(エ)被害状況の把握

- ・テレビやラジオ、インターネット等を活用して、電気、ガス、水道等のライフライン、交 通機関の状況を確認する。
- ・学校や地域の建物や周辺道路を巡視し、被害の有無の確認を行う。
- ・防災無線からの情報を聞き取る。
- (オ) 児童・生徒の留め置き及び引き渡し・方面別の集団下校の実施

(3) 児童等の避難(児童館等)

児童等及び職員の生命及び身体の安全を図ることを第一として以下の行動をとる。

ア 地震発生時

(ア) 児童等及び職員の身体防護及び消火

揺れている間は、身の安全を図り、揺れがおさまってから落ち着いて火の元の確認を行

(イ) 施設職員の役割分担の確認及び責任者による必要な指示

イ 地震発生後

(ア) 責任者は施設利用者の人員の把握を来館者(利用者)名簿・児童館学童保育室や保育園の 児童出欠簿・母子生活支援施設での在寮者名簿などをもとに確認する。

責任者は被害状況を確認し、災対こども家庭部へ報告する。今後の施設での避難や一時 集合場所等への移動が必要な場合などについて必要な指示を受ける。

- a 被害の確認(人・施設・設備)
- b けが人の有無と手当の状況
- c 危険な箇所・部屋の処置
- d 避難の要否確認(余震対策を含む)
- (イ) 避難経路の確保を行う。
- (ウ) 児童等が施設にいる時の保護者等への引渡し

震度5弱以上の地震が起きた場合で施設外避難が必要ないと判断した時は、児童を施設に留め置くこととし、保護者に対して、速やかに児童の引取りをしてもらうように連絡をする。

保護者が児童を迎えに来た場合は、保護者等と児童の関係等の確認を行い、引き渡す。 責任者は、児童の引渡しの状況を災対こども家庭部へ報告する。

- (エ) 責任者は必要な情報の収集を行う。
- (オ) 必要な応急措置の実施

ウ避難

- (ア) 建物の倒壊や火災の延焼又は津波などにより施設から移動する場合は、保育園は保育サービス課、その他は子育て支援課へ連絡する。保育サービス課は保育園の状況を子育て支援課へ連絡する。
- (イ) 火災が大規模に延焼するような場合は、本部の指示又は責任者の判断により避難場所へ 避難する。
- (ウ) 避難誘導は責任者の指示に基づいて行う。
- エ 施設から移動した先での保護者等への引渡し

避難所又は避難場所等において、保護者等が児童・利用者等を引取りに来たときは、出席 簿等により確認しチェックのうえ、児童・利用者等を引き渡す。

(4) 保育園児の避難

児童等及び職員の生命及び身体の安全を図ることを第一とする。

- ア 震動初期
- イ 震動後

> 前節、児童福祉施設に同じ。

- ウ 避難
- エ 福祉避難所としての施設利用
- (ア) 開設について
 - a 福祉避難所(乳幼児)は、災害対策本部の決定により避難所生活が困難と思われる乳幼児のいる世帯のために、設備が整っている区立保育園を災対こども家庭部が福祉避難所(乳幼児)として開設する。現在検討している福祉避難所(乳幼児)は、別表のとおり。 〔資料編 9-9 福祉避難所(乳幼児)・応急保育所一覧 参照〕
 - b 開設時期は、発災後4日後を目安に準備する。
 - c 運営は区(災対こども家庭部)が行う。
 - d 発災4日後までの間に福祉避難所(乳幼児)に該当する保育園において、発災直後保育をしていた児童を保護者へ引き渡すことができない場合は、引き続き、その園での保護を行う。この場合、保護者に代わる児童の世話は区職員と行う。

(イ) 職員体制について

- a 福祉避難所(乳幼児)となった保育園で従事する職員の配置については、本部及び災対 こども家庭部の指示を受けて保育サービス課が調整する。
- b 災対こども家庭部は福祉避難所(乳幼児)になる各保育園等の責任者を決め、配置する職員の役割(担当)を明確にする。

業務内容	配置職員
受入(避難者・協力員)・情報連絡・調整	保育士・児童指導
避難者支援	保育士・調理職員
保健・栄養	看護師・栄養士

(ウ) 福祉避難所(乳幼児)における業務

a 福祉避難所(乳幼児)の受入

福祉避難所(乳幼児)への受入は事前に学校避難所からの連絡を得た(学校)避難所からの移動者とする。 受入については別途マニュアルにて定める。

オ 応急保育計画の策定

(ア) 応急保育

- a 子どもの保護者が日中の災害救急活動のために子どもを預けなければならない場合の 保育を区が行う。
- b 応急保育を行う場所は福祉避難所(乳幼児)以外の使用が可能な施設を指定する。
- c 発災翌日の開設を目指して準備する。
- d 応急保育を学校避難所内で開設する場合は、保育にかかる職員を災対こども家庭部が開設避難所へ派遣する。この場合、福祉避難所(乳幼児)・既に開始している応急保育を行っている保育園での従事職員は除く。
- e 学童応急保育拠点施設等の運用についても更なる検討を進める。
- (イ) 保育を受ける保護者の職種
 - a 医療関係
 - b 警察・消防
 - c 電気・ガス・水道 復旧関係者
 - d 区災対関係者

※上記職種の従事に加え、子をみられる家族がいない場合

(ウ) 保育体制

保育サービス課が調整し、職員体制を整える。職員は保育士・児童指導とする。

(エ)区立園だけでの対応が困難な場合

発災後の被害などにより応急保育を実施する区立園が不足する場合に備え、区立民営・ 私立園での応急保育について検討する。

カ 保育園復旧計画

ライフラインの復旧後、本部の指示に従い福祉避難所(乳幼児)を閉鎖し、以下の点に留意し、保育サービスを再開する。

- (ア) 建物等について(保育サービス課・子育て支援課・施設保全課・各保育園)
 - a 電気・ガス・水道等のライフラインの復旧状況を関係機関に確認する。
 - b 建物・園庭等の安全を確認する。
 - c 補修・改築等の検討をする。

- (イ)人的配置等について(保育サービス課)
 - a 従事可能な職員数を確認する。
 - b 保育を希望する園児数を確認する。
- (ウ) 保育再開に向けて(保育サービス課)
 - a 再開可能な園の確認をする。
 - b 再開できない園の園児の、他園利用希望についての調査及び配置を行う。
 - c 給食の食材の調達について、商店等の再開状況を確認し、協力を依頼する。
- (エ) 他の保育施設等への対応について

私立認可保育園・小規模保育所・東京都認証保育所・定期利用保育室・大田区家庭福祉員等の子どもたちについて、災害発生後、当該施設での保育に支障が生じた場合、保育園運営が可能な区立保育園において、一時的に合同で子どもを保育する。

2 社会福祉施設の利用者の避難

【福祉部】

(1) 基本的な考え方

各高齢者施設、障がい者施設等における高齢者、障がい者及びその他施設利用者の生命保護、 ケアの確保に万全を期する。

(2) 避難要領

各社会福祉施設内での火災、施設の崩壊、津波の到来など、施設においては生命、身体の安全の確保が難しい場合、次の対応を行う。なお、本要領は、各社会福祉施設における入所施設、通所施設における避難等の対応要領とする。

ア 震動初期

(ア)消火

事務室、浴室、厨房及び機械室等で火気を使用している場合はすぐ止める。発火している場合は消防機関に通報するとともに、初期消火に努める。

(イ) 津波対応

津波警報等が出されたら、垂直避難(上階への避難)をする。あらかじめ、施設内の海抜を調査し、垂直避難するフロアを定めておく。

低層階の施設は、近隣の中高層ビル所有者と避難協定等を結んでおく。

(ウ) 施設内での措置

窓ガラスの破損、戸棚等の転倒に備え、部屋の中央に施設利用者を集める。 ケガ人の応急処置等の対応をする。

利用者のパニックの回避のため、声かけや見守りの対応をする。

(エ) 責任者の指示

責任者は、施設内の情報を収集し、状況を利用者に伝えるとともに、職員に必要な指示を出して利用者の不安を抑え安全を確保する。

イ 震動後

- (ア) 責任者は、必要な情報を収集し、避難について判断したうえで、職員に一時集合場所への移動等の必要な指示をする。
- (イ)各施設において入所者名簿、来館者名簿等により人員の確認や利用者、職員の状況確認 に努める。
- (ウ) 原則としてあらかじめ定められた避難計画に従い、非常持出しの書類、物品及び避難用 物品の確認をする。
- (エ) 責任者は、必要な情報の収集に努める。

(オ) 責任者は、必要があると認めたときは、近接の区機関又は自治会・町会等に協力を依頼する。

ウ 避難

- (ア) 施設内の安全な避難スペースを確認し確保する。自宅等他での受け入れが可能な場合は 利用者の家族等による引き取りを行う。
- (イ)避難については、責任者が必要性を判断したうえで行う。避難完了後、避難者数、避難場所等の避難状況を区災対福祉部に報告する。
- (ウ) 避難誘導は、責任者の指示に基づいて、安全を確保しながら行う。
- エ 利用者の家族等への引渡し

避難所又は避難場所等において、利用者の家族等が利用者を引き取りにきたときは来館者 名簿等により確認のうえ引き渡す。

(3) 復旧要領

次の要領で利用者の安全確保と、必要なケアの継続に注力する。

- ア 区災害対策本部への施設状況等の報告
 - (ア) 区災害対策本部に施設の被害状況、利用者の健康状況、支援の要否と内容を逐次報告する。
- イ 他避難所等からの要配慮者等の受け入れ
 - (ア) 区立施設及び区と福祉避難所協定を結んでいる民立施設 区災害対策本部より依頼があった場合は、要配慮者の受け入れを検討する。 施設の安全性、業務継続状況を勘案し、受け入れに努める。
 - (イ) 区と福祉避難所協定を結んでいない施設 区災害対策本部より依頼があった場合は、要配慮者の受け入れの可否を検討する。 施設に受け入れ余力があれば、受け入れを行う。

ウ 区の役割

- (ア) 施設状況の把握を行う。
- (イ) 区内の福祉資源の状況を把握し、必要な施設への配分等全体のマネジメントを行う。
- (ウ) 衛生状態の確保にかかわる助言と技術的支援を行う。
- (エ) 在宅要配慮者の状況を把握し、施設活用の必要に応じ、各施設との調整を行う。

3 その他の公共施設利用者の避難

【区各部】

(1) 基本的な考え方

区役所各庁舎、各特別出張所、区民施設(区民センター、文化センター等)、社会教育施設(図書館等)その他これらに類する施設においては、利用者及び職員の生命及び身体の安全を図ることを第一とする。

なお、これらの施設は、耐震・耐火構造等により設計、建設がされているが、万が一の火災、 大震火災を想定し、必要な初動措置、避難要領を定める。

(2) 避難要領

ア 初動措置

(ア)消火

各施設の防火責任者(火元責任者等)又は火気使用者は、地震発生と同時に火気の使用を 止め、発火している場合は初期消火に努めるとともに、近隣職場職員の応援を求める。 なお、この場合は、併せて消防機関へも通報する。

(イ) 施設内での安全措置

各施設の室内取締責任者等は、地震時における破損した窓ガラスその他の落下物、戸棚等の転倒又は火災の発生から、施設利用者及び職員の生命並びに身体を保護するための必要な安全措置を実施する。

イ 応急措置

被災後、応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、各施設の管理責任者は次の応急措置 を実施する。

- (ア)被害状況等情報の収集に努め、必要に応じて施設内利用者等へ状況放送を実施し、適切 な指示を行う。
- (イ) 施設利用者及び職員の人員確認を行う。
- (ウ) 施設設備等の点検等安全確認を行う。
- (エ) 非常持出しの書類、物品及び避難用物品の確認を行う。
- (オ) 必要があると認めたときは、近接区機関等又は自治会・町会等に協力を依頼する。
- (カ) その他、必要な応急措置を実施する。

ウ避難要領

各施設の管理責任者は、避難の必要があると認めたときは、次により行動する。 なお、避難は施設を単位とする集団避難を原則とする。

- (ア) 一時集合場所や学校等の避難先まで適切に誘導(指示)する。
- (イ) 広域避難が必要な場合は、災害対策本部の指示を受けて行う。
- (ウ) 避難誘導は、あらかじめ定められた要領等に基づき、責任者の指示により行う。
- エ 利用者の家族等への引渡し

避難所又は避難場所において、利用者の家族等が施設利用者を引き取りにきたときは、各施設の管理責任者は相互を確認のうえ引き渡す。この場合、適宜必要な帳票類に記入のうえ 処理する。

【都市基盤整備部】

第3節 避難場所の開設、管理運営

1 避難場所の考え方

地震による大規模な延焼火災が鎮火するまでの間一時的に待つ場所として、都が指定している。 区民は、地震による大規模な延焼火災の恐れがあると判断した場合、あらかじめ定められた地 区割当計画に基づき、任意の経路を利用して該当の避難場所へ自主的に避難することとする。

区は、災害の状況や避難場所への避難状況、さらに職員の参集状況などを考慮して、必要に応じて班編成を行い区職員を派遣し、現場の状況に応じて業務等を行う。また、火災鎮火等により避難場所への避難が必要なくなった場合には、自宅および指定の避難所への誘導を促す。

2 必要物品の配備

(1)避難者の最低限の生活環境維持を図るため、避難場所対策用物品を区内の地区備蓄倉庫等にそれぞれ配備する。

[資料編8-10 避難場所対策用備蓄物品 参照]

第4節 避難所の開設、管理運営

【地域力推進部・福祉部・こども家庭部・教育総務部】

1 避難所

- (1)避難所開設及び運営方針
 - ア 避難所の開設・運営は、避難者及び自治会・町会、地域住民等(以下、この章では「避難者等」という。)の協力を得て行う。特に、初期の段階では区職員及び教職員の到着が遅れることも想定されるため、その場合は避難者等の代表が自主的に開設・運営を行う。
 - イ 避難所開設・運営の初期段階の混乱が落ち着いてきた時点では、早期に避難者等の代表からなる自主運営組織(以下、この章では「学校防災活動拠点本部」という。)を立ち上げ、そ の組織を中心に避難所の運営を行う。
 - ウ 学校防災活動拠点本部が学校避難所を運営する際は、「各避難所における運営マニュアル」 を使用する。
 - エ 区立小・中学校等の 91 か所では避難所が不足する場合には、区は順次補完避難所を開設する。
 - オ 避難所での生活が困難な避難者が生じた場合には、区は順次福祉避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設時期と期間
 - ア 避難所の開設時期は次のとおりとする。
 - (ア) 区本部長から開設の指示があったとき
 - (イ) 災害によって自宅が倒壊又は焼失するなど、自宅で生活ができなくなった住民が避難してきたとき(原則として、自宅で生活できる住民は落ち着いた段階で帰宅してもらう)
 - (ウ) 避難指示及び警戒区域の設定によって、自宅に戻れない住民を受け入れるとき
 - (エ) その他、区長(区本部長)が必要と認めるとき
 - イ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長 する必要がある場合には、区本部長は都の事前承認を受けて措置する。
- (3) 児童・生徒在校時の開設
 - ア 発災直後の対応
 - (ア) 学校長は児童・生徒の安全を確保し、児童・生徒の留め置き、保護者へ引き渡し及び方面別の集団下校等必要な対応に努めるとともに、学校災害対策本部を設置し、各分掌に基づく活動を開始する。
 - (イ) 教職員は、学校長の指示に従い必要な対応を行う。
 - イ 避難所の開設に向けての対応
 - (ア) 学校長は、区民等が避難してきた場合は校庭に誘導し、待機させるとともに、避難所の 開設に向けて必要な対応を行うこととする。
 - (イ)避難してきた区民等は、学校長の指示に従うとともに学校長に協力し必要な対応を行う こととする。
 - ウ避難所の開設
 - (ア) 学校長は、区災害対策本部長の指示により避難所を開設する。
 - (イ) 災害対策本部から避難所開設の指示前に、近隣住民が避難してきたときは、学校長の判断で開設する。

(4) 夜間・休日等の開設に向けての対応

各避難所ごとに整備しているマニュアルに基づき、避難所の開設及び運営を行う。

※マニュアルにおいて、各学校の鍵の管理や開錠の手順、避難所の開設や初動体制等について定めている。

(5) 避難所開設時の情報連絡

ア 避難所開設後、特別出張所は、次の事項について速やかにその状況を把握し、災対地域力 推進部に報告する。

- ・ 避難所の付近の状況
- 職員動員の状況
- ・ 避難所の状況
- 避難者数
- 負傷者数
- 応援の要請
- · 食糧配給状況、要請品目·数
- 物資等要請品目•数
- ・ その他(交通機関、電気、ガス、電話、水道等被害状況、ペットの同行避難状況)
- イ 災害対策本部は災対地域力推進部を通じて避難所の情報を集約し、都福祉保健局、警察署、 消防署等関係機関に報告する。

(6) 避難所の運営

ア 避難者の把握(避難者名簿の作成)

避難者の住所、氏名、性別、年齢等のほかに介護や医療救護の対象となる者も把握する。

イ 避難者の組織化(班編成と運営リーダーの選出)

原則として、自治会・町会単位等で30名程度の班を編成し、班長を選出する。班長の中から、学校防災活動拠点本部の構成員になる運営リーダー4~5人を選出する。

ウ 一般災害ボランティアの受入れ

避難所でボランティア活動を希望する直接申し込みのあった希望者又は災害ボランティア センターから紹介を受けた希望者を受け入れ、ボランティア支援を求めることができる。

エ 避難所の記録

避難所の運営に関する次の事項について記録し保管する。避難所の状況等により様式を加除することができる。

- 避難所勤務状況
- 日誌
- ・ 物品受払い簿
- 避難者名簿
- 避難状況調書

〔資料編 9-6 避難関係記録様式 参照〕

オ 避難所運営状況の報告

避難所の運営が円滑に行えるよう運営状況を逐次災害対策本部に報告し、必要な措置を要請する。

- ・ 高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、病弱者等で避難所に収容することが困難な被災者に ついての報告
- 避難者及び避難所の状況
- ・ 物資・資材等の不足状況
- ・ ボランティア等の受け入れ状況
- その他(ペットの管理状況など)

(7) 避難所運営に関する共通事項

ア 避難所の給食・給水

(ア) 給食

被災後当初は、学校防災備蓄倉庫の備蓄食糧を給食として避難者に提供する。備蓄量に 不足が生じた場合は、大田区調達食糧又は東京都調達食糧により給食を提供する。

(イ) 給水

水道が使用できない場合、飲料水は学校受水槽、雑用水はプールの水を使用する。

イ 標準的な避難所の空間利用

(ア) 居住空間

- a 避難者の居住する空間は、基本的には体育館と教室とし、災害の状況に応じて順次開放する。開放順位の例としては、体育館、多目的スペース、普通教室、特別教室等とし、学校ごとの個別事情や感染症対策も踏まえ、各避難所の運営マニュアルで定める。
- b 滞在場所のスペースは、おおむね3.3 m あたり2人を基本とする。感染症対策が必要な場合は、人と人との間隔をとる又は間仕切りを設置する等、感染症の防止に努める。
- c 高齢者・障がい者等を受け入れるため、階段を昇り降りしない一階の部屋、トイレに近い部屋、環境等の比較的良好な部屋(畳のある部屋など)などに要配慮者スペースを設置し、必要な配慮をする。
- d 避難者受入人数の目安については資料編 9-3「避難所における受入人数の目安」のとおりである。

(イ) 共有空間のあり方

避難所の運営や共同の避難生活では、共有すべき施設や空間が必要となる。共有空間の 使用にあたっては衛生面等に配慮し、各避難所で運営ルールを定める。

ウ ペットの対応

災害時にはペットを連れた避難者が避難をしてくる可能性がある。ペットの飼育場所は、 臭い、鳴き声、アレルギーなどを考慮して必ず人間の生活空間と区分けをして設定する。

また、ペットは決められた飼育場所でケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育する。

エ 要配慮者への支援・対応

避難者名簿の作成を通じて、要配慮者等の情報を収集する。災害対策本部との連絡を密に し、必要に応じて専門的な技能を有する者等の派遣を要請する。

また、避難所運営にあたっては、要配慮者スペースを設置するなど、生活スペースの割り振りや、障がいの特性に応じた情報伝達等での配慮を行うほか、避難所本部は避難者に対し、趣旨説明を行い、支援の考え方の共有に努める。

それでも避難所生活の継続が困難な場合は、福祉避難所への移動を行う。移動は原則として対象者と付添者とする。

オ ボランティアの受け入れ

- (ア)避難所においてボランティアの支援が必要な業務が生じた場合は、災害ボランティアセンターに通知し、派遣を要請する。
- (イ)避難所における業務に対してボランティアを希望する者から申し出があり、当該業務が ボランティアの支援が必要である場合、当該ボランティアを受け入れることができる。避 難所でボランティアを受け入れた場合は、災害ボランティアセンターに報告する。

カ 避難所内の情報管理

避難者全員に情報が行き渡るようにするため、館内放送、貼紙、掲示板、伝言メモ等種々の方法によって確実に情報を伝達する。

避難者名簿等の個人情報が含まれるものは閲覧できる者を制限したり、マスコミ取材は学校防災活動拠点本部の許可を必要としたりするなど避難者のプライバシーに十分注意を払い情報管理をする。

外部からの安否の問い合わせに対しては、窓口を一つにするなど正確な情報を提供することに努める。

災害対策本部に対する報告は区職員が特別出張所を通じて行う。

キ 地域情報の収集伝達

地域の被害状況や区が発信する情報を自治会・町会などと協力し地域全体へ伝達する。

ク 相談窓口の開設

避難者からの避難生活上の各種相談は、原則として、班長、運営リーダーが受け、適切な 措置を講じる。また、区として対応が必要な案件については、区職員が協力する。

ケ 帰宅困難者に対する対応

帰宅困難者が一時的な休息や飲料水や食糧を求めてきた場合、一時休息場所の提供等、状況に応じた対応をする。

また、帰宅困難者支援施設の設置状況、付近の道路交通情報などの情報提供し、帰宅困難者を支援する。

コ 情報手段の確保

施設内にある情報機器を使用し、必要に応じて情報連絡を行う。

サ 地域活動

学校防災活動拠点に集められた被害状況を基に、地域での避難誘導や地域における救出・ 救助活動等を行う。なお、活動にあたっては、自治会・町会などと協力して、地域全体で相 互支援の体制を構築する。

※活動内容の詳細については、「各避難所における運営マニュアル」で決めることとする。

(8) 女性への配慮

女性が避難所での共同生活を行うにあたっては、一定のプライバシーを確保するための配慮が必要であり、着替え、授乳、トイレ等のためのプライベートスペースの確保や部屋割り、男女別のトイレ設置等を検討することが大切である。区は避難所にプライベートテントを備蓄し、生理用品や乳児向け用品(哺乳瓶、粉ミルク、バスタオル等)の備蓄を進めている。

また、発災後、できるだけ早期に女性の様々なニーズをくみ取り集約するため、女性の相談体制を整えていく。さらに避難が長期化する場合には、避難所では出しにくい女性の声を受け止める女性の意見交換の場として、エセナおおた等を活用していく。

(9) 公設の避難所以外の避難所対策について

過去の災害事例から、災害時には公設の避難所以外に、駐車場や空き地などで周辺住民による非公設の避難所が立ち上がる場合がある。非公設の避難所は、実態が把握できず、必要な情報伝達が滞ったり、支援が受けられない可能性がある。また、自宅避難を行う住民も同様の傾向にある。

非公設の避難所や在宅の避難者への対策として、区は学校防災活動拠点や避難所運営連絡会を中心に自治会・町会等と連携して、その実態把握に努めるとともに、物資提供等の必要な支援を行っていく。

(10) 避難所の感染症対策について

避難所運営にあたっては、「避難所における感染症対策標準マニュアル」をもとに受付で検温及び 問診によるゾーニングを実施し、健康観察室の設置等により一般避難者と要健康観察者の接触を避け る等、感染症対策を講じるよう努める。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の開設・運営について

福祉避難所の開設は、災害対策本部の指示の下、災対福祉部及び災対こども家庭部が実施する。

- (2) 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区本部長は都の事前承認を受けて措置する。
- (3) 福祉避難所への避難は、原則として対象者と付添者とする。なお、付添者は福祉避難所の運営にも積極的に協力し対象者が過ごしやすい運営に協力する。
- (4) 福祉避難所の開設手順
 - ア 集団生活が困難である等の理由がある者は、その旨を避難所に配置された区職員に申し出る。
 - イ 避難所から災害対策本部に、福祉避難所へ移送する対象となる者について報告する。
 - ウ 災対福祉部及び災対こども家庭部は、福祉避難所対象各施設の被害状況、施設使用の可否 を確認する。
 - エ 災対福祉部は、福祉避難所対象各施設に施設職員の出動確認、依頼をする。
 - オ 準備の整った施設から、福祉避難所を開設する。
 - カ 災対福祉部及び災対こども家庭部は、災害対策本部に受入可能人数を報告する。災害対策 本部は移送すべき人員を割り振り、これを対象者のいる避難所に連絡する。原則として、施 設に近い避難所を優先する。
 - キ 避難所担当の区職員は、移動先の福祉避難所を対象者に連絡する。対象者は、原則として、 付添者とともに福祉避難所に移動する。対象者と付添者で移動できない場合は、他の避難者 の協力を得て移動する。
 - ク 災対福祉部及び災対こども家庭部は、福祉避難所の運営状況を取りまとめ、物資や人員が 不足する場合は、災害対策本部に対応を要請する。

第5節 被災者の他地区への移送

【防災危機管理課】

- 1 災害対策本部は区内の施設に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区への移送を都知事に要請する。
- 2 この場合、区職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- 3 移送に要する輸送手段は、区が協定団体等から調達することとし、区が調達できない場合は都 (福祉保健局) と協議のうえ要請する。
- 4 要請方法

被災者の他地区への移送を要請する場合は、都福祉保健局を経由し、次の事項について、口頭 又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 他地区への移送を要請する理由
- (2) 移送を必要とする被災者の数
- (3) 他地区に収容を要する予定期間
- (4) その他必要事項
- 5 都知事から他地区の被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を 整備のうえ、避難所の運営に協力する。

復旧対策(72時間以降)

第1節 避難所の衛生管理

【健康政策部】

1 活動方針

被災地及び避難所等において、健康調査による患者の早期発見、避難所及び被災家屋等の消毒、 そ族こん虫駆除等の防疫活動を行い、感染症患者の急速な発生を防止する。また、飲料水や食品 の安全対策、被災動物対策、その他衛生指導・助言により公衆衛生の確保を図る。

2 防疫活動

災対健康政策部は災害時に必要があると認めるときは、「防疫班」を編成し、被災地及び避難 所等において、健康調査、消毒等の防疫活動を実施する。

なお、区が実施する防疫活動について、都福祉保健局に迅速に連絡するとともに、区の対応能力では十分でないと認められる場合は協力を要請する。

<防疫班>

- (1) 災対健康政策部長は、状況に応じて、保健師等専門職で構成する「防疫班」を編成して、被災地における感染症の発生を防止する。
- (2) 防疫班の業務
 - ア 健康調査(保菌者検索を含む)
 - イ 診察・治療を要すると思われる患者の医療機関受診対応業務
 - ウ 被災地における委託契約(協定締結)に基づく感染症予防措置及び予防教育

3 災害衛生活動

災対健康政策部長は、災害時における飲料水や食品の安全対策、その他衛生指導を行うため、 災害の状況にあわせて、次の各班を編成し、被災地に派遣する。

<衛生指導班>

生活衛生課職員は、避難所・地域の衛生状況の把握及び衛生対策活動を行う。

- (1) 災害発生6時間から3日程度まで(フェーズ1、応急対応期)
 - ア 緊急を要する防疫・災害衛生活動
 - イ 避難所の生活環境調査票を利用した状況把握
 - ウ 避難所の食品取扱管理者の設置指導・衛生管理の指導や助言
 - エ 避難所の医療活動の状況、巡回診療の実施状況の把握、避難所への医療情報の提供
 - オ 避難所の動物の管理状況
- (2) 災害発生3日から1週間程度まで(フェーズ2、復旧対応期)
 - ア 調査票に基づいた避難所の衛生活動
 - イ 避難所の食品取扱管理者の設置指導・衛生管理の指導や助言
 - ウ 避難所のねずみ衛生害虫の相談指導
 - エ 避難所の医療活動の状況、巡回診療の実施状況の把握、避難所への医療情報の提供
 - オ 避難所の動物の管理状況

<医薬指導班>

医薬担当職員2名を1班とし、被災地の医療・薬事監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生1週間以降(フェーズ3以降、復旧対応期)
 - ア 仮設診療所・仮設薬局開設届、巡回診療計画書等の受理
 - イ 避難所の医療活動の状況、巡回診療の実施状況の把握、避難所への医療情報の提供

<環境衛生指導班>

環境衛生監視員2名を1班とし、避難所・被災地の環境衛生監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生3日から1週間程度まで(フェーズ2、復旧対応期)
 - ア 飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
 - イ 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ以降の消毒について、消毒の確認を行うとともに、避難所管理者等が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を避難所管理者等に指導する。
 - ウ ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等に ついて、適正に周知する。
- (2) 災害発生1週間以降(フェーズ3以降、復旧対応期)
 - ア 避難所の衛生管理指導
 - イ 被災者に対する衛生相談・助言
 - ウ ねずみ衛生害虫の相談指導
 - エ 避難所の動物の管理状況
 - オ 被災した環境衛生関係施設に関する監視・指導

<食品衛生指導班>

食品衛生監視員2名を1班とし、被災地の食品衛生監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生6時間以降(フェーズ1以降、応急対応期) 食品集積所の衛生確保
 - 及印条傾別の倒工作体
- (2) 災害発生1週間以降(フェーズ3以降、復旧対応期)
 - ア 被災住民への食品衛生の啓発
 - イ 被災地の食品製造業、販売店等に対する食品衛生の監視・指導
 - ウ 国、都からの食品への放射性物質の検出状況等の情報提供
 - エ その他飲食に起因する危害発生の防止

<連絡調整班>

生活衛生課職員は、本部との連絡調整及び避難所衛生状況の報告を行う。

第2節 被災者の他地区への移送【再掲】

【防災危機管理課】

- 1 区内の施設に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区への移送を都知事に要請する。
- 2 この場合、区職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- 3 移送に要する輸送手段は、区が協定団体等から調達することとし、区が調達できない場合は都 (福祉保健局)と協議のうえ要請する。
- 4 要請方法

被災者の他地区への移送を要請する場合は、都福祉保健局を経由し、次の事項について、口頭 又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 他地区への移送を要請する理由
- (2) 移送を必要とする被災者の数
- (3) 他地区に収容を要する予定期間
- (4) その他必要事項
- 5 都知事から他地区の被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を 整備のうえ、避難所の運営に協力する。

第3節 避難所の統廃合・閉鎖

【防災危機管理課・地域力推進部・教育総務部】

災害救助法では、避難所は短期の緊急避難が基本であり、教育活動の早期再開等、各施設の本来の機能回復が求められる。そのため、ライフライン等の復旧状況を踏まえ、避難所も段階的に縮小・統合を図り、閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

(1) 避難所の縮小・統合

避難者の減少の状況を踏まえ、近隣の避難所との統合も考慮する。

(2) 避難所の閉鎖

原則として、避難所に避難者がいなくなった時点で閉鎖するが、閉鎖の判断は、学校防災活動拠点本部、災害対策本部、施設管理者が協議して決定する。

閉鎖後の各施設は、教育活動等の本来の業務に使用するため、避難所以前の状態に戻すことが必要である。避難所の閉鎖にあたっては、学校防災活動拠点本部主導のもと、避難者自身が、使用した資機材・物品等の後片付け、避難所施設内各所の清掃などを行い、可能な限り原状復帰を進め、教育活動の再開等、各施設の本来の機能回復に努める。

第6編 医療救護・保健衛生等対策

第1章 対策の基本的な考え方

〇 医療救護対策における基本的な考え方

災害時の医療救護は直接人命を左右する重要な任務であり、一人でも多くの尊い命を救う ためには、関係各機関のネットワークが重要である。

本編では、活動方針に基づいた、都・地域・区の各災害医療コーディネーターを始めとした各防災関係機関との連携による医療救護活動と防疫及び災害時の公衆衛生計画について必要な事項を定める。

〇 現在の対策の状況

- 医薬品の調達・供給について、区は医薬品卸売販売業者との協力協定を締結している。
- ・ 緊急医療救護所等の運営に必要となる医薬品及び医療資器材について、開設場所である 病院や学校、近隣薬局で備蓄している。
- 大田区災害医療連携会議の幹事会及び作業部会の開催により、災害医療における各分野の課題検討を行っている。
- ・ 実効性を高めるため、病院と地域医療関係者が協力し、緊急医療救護所等の開設・運営訓練や災害医療活動の図上訓練等を実施している。
- ・ 平成28年度から災害時の情報伝達ツールとして、災害時グループウェアを導入し、データ送信や関係者間の情報共有等について円滑化、効率化を図っている。
- ・ 災害時グループウェア、災害時優先携帯電話等を活用し、実災害(水害・地震等)を想 定した情報伝達訓練を実施している。

〇 課題

- ・ 都の地域防災計画との整合性を図り、都及び区南部二次保健医療圏との連携による活動 体制と対策を構築する。
- ・ 学校防災活動拠点の避難所生活者のピークと軽症者救護所の活動が重なることから、具体的な共存方策が必要である。
- ・ 災害時に援護を要する妊産婦及び新生児など、特にリクスの高い方々への支援が必要である。
- ・ 医療救護所への医薬品供給を円滑にするため、災害薬事センターの体制整備と運営方法 の検討が必要である。
- ・ 災害時に透析患者を救うため、既存の透析医療ネットワークとの連携による対策の具体 化が必要である。
- ・ 災害時の歯科医療(拠点診療・巡回診療)及び口腔ケアについて、具体化を図る必要がある。
- ・ 感染症対策を講じた医療救護活動の検討と、そのために必要な医療資器材等の備蓄について検討する必要がある。

〇 対策の方向性

- ・ 東日本大震災の教訓を反映して構築した災害医療活動体制について、区民及び関係者と の継続的な課題検討ならびに訓練を通した実地検証により、実効性を高めていくこととす る。
- ・ 都の地域災害医療コーディネーターと連携した災害医療体制を構築するため、医療者の 立場から区の医療救護対策への助言と関係団体の活動を調整する、区独自の災害医療コー ディネーターを任用する。
- ・ 災害医療活動を実施するために不可欠となる情報連絡体制について、ハード・ソフト両面 での整備を行い、研修や訓練を通して情報連絡と情報処理の習熟を図る。
- ・ 各フェーズの医療救護体制に応じた医薬品等の調達・供給体制を整備する。発災から概ね 72 時間までの緊急医療救護所及び軽症者救護所の運営時期(フェーズ 0, 1)は病院、薬局等で分散備蓄を行い、概ね 72 時間以降の医療救護所運営時期は拠点備蓄及び災害薬事センターを開設・運営する外部調達により対応する。
- ・ 病院、診療所、医師会など区内の保健医療関係者、防災関係機関及び区で構成する大田 区災害医療連携会議の幹事会と作業部会を継続的かつ効果的に開催し、具体的な災害医療 対策を検討し対策を推進する。
- ・ 新たな災害時の医療救護対策について、区民に十分な周知を図り、区民と共に課題解決 に向けた取り組みを継続的に推進する。

第2章 具体的な取り組み

災害時の医療救護は直接人命を左右する重要な任務であり、一人でも多くの尊い命を救うためには関係機関のネットワークが欠かせない。

本編では、各フェーズでの医療救護体制と防疫及び災害衛生計画について必要な事項を定める。

<予防対策>

- 第1節 災害医療活動フェーズ区分の明確化 (P.211)
- 第2節 災害医療体制の整備 (P.212)
 - 1 大田区の災害医療体制
 - 3 コーディネーターの任用
 - 5 健康管理(保健衛生活動及び精神保健医療)支援活動 6 防疫活動
 - 7 災害時における公衆衛生活動
- 1 次百号における五水南土石野
- 第3節 医薬品・医療資器材の調達・供給体制の整備 (P.218)
 - 1 医薬品等の確保体制
- 第4節 大田区災害医療連携会議の設置 (P.220)
- 第5節 備蓄など (P.221)
- 第6節 訓練·研修 (P.222)

<応急・復旧対策>

- 第1節 主な機関の災害医療救護活動(P.223)
- 第2節 医療救護対策 (P.224)
 - 1 医療救護活動・医療救護活動拠点の設置 2 医療情報の収集・発信・管理・連絡体制
 - 2 医原情報の収集・光信・官座

2 情報連絡・情報処理体制

4 医療救護体制

8 受援計画

3 医療救護活動

- 4 傷病者等の搬送
- 5 透析患者、在宅難病患者への対応
- 6 医療ボランティア等の受入れ
- 7 被災者に対する健康管理(保健衛生活動及び精神保健医療)支援活動
- 8 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要領
- 9 日本赤十字社東京都支部計画
- 第3節 医薬品等の調達・供給対策 (P.238)
 - 1 医薬品等の調達・供給体制の確保
- 第4節 防疫及び災害衛生計画 (P.239)
 - 1 活動方針
 - 2 防疫活動
 - 3 災害衛生活動
- 第5節 動物の管理保護活動 (P.241)
 - 1 動物対策班
 - 2 関係機関との連携
 - 3 避難所における動物の適正な飼養
 - 4 暫定的な収容施設の設置
 - 5 負傷動物の救護
 - 6 危険動物の逸走時対策
 - 7 飼い主に対する指導・啓発等

予防対策

第1節 災害医療活動フェーズ区分の明確化

【健康政策部】

災害時の医療救護活動は、限られた医療資源をいかに有効に用い、人命を救うかが重要であり、発 災からの時間的経過による状況変化に、国、都、各関係機関と連携しながら、迅速・的確に対応する 必要がある。

そのため、原則として都の用いる「災害医療活動のフェーズ区分」(6区分)によって、発災後の 状況変化に応じた関係機関の役割分担を明確化するとともに、医療救護活動内容を整理する。

各活動が最も集中するフェーズ $0 \sim 1$ と $2 \sim 5$ の区分を原則とし、必要に応じて細区分する。フェーズの区分は以下のとおりとする。

		フェーズ区分	想定される状況
0	発災直後	発災直後~6 時間	建物の倒壊等や火災等の発生により外傷系傷病者が多数
			発生し、救出救助活動が開始される状況。
1	超急性期	発災後6時間~72時間	救出された多数の外傷系傷病者が医療機関に搬送される
			が、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地以外の人
			的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況。
2	急性期	発災後72時間~1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し
			始めて、人的、物的支援の受け入れ体制が確立されてい
			る。また、避難所等の被災者の慢性疾患、健康管理への
			対応が必要とされ始める状況。
3	亜急性期	発災後1週間程度~1ヶ月程	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復
		度	している状況。
4	慢性期	発災後1ヶ月~3ヶ月程度	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して地域の医療
			機関や薬局が徐々に再開している。また、被災者の心的
			外傷ストレス障害が増加する状況。
5	中長期	発災後3ヶ月程度以降	医療救護所はほぼ閉鎖され、通常診療がほぼ回復してい
			る状況。

第2節 災害医療体制の整備

1 大田区の災害医療体制

(1) 関係機関等関連図

[資料編 5-11 大田区災害医療活動関係機関等関連図 参照]

(2) 関係機関等の活動内容

関係機関や各団体等の災害医療における主な役割分担は以下のとおりとする。

【健康政策部】

ア 大田区

- (ア) 災害医療活動の総合調整に関すること
- (イ) 災害医療対策の立案、医療救護活動に関すること
- (ウ) 各救護所の設置・運営に関すること

イ 医師会

- (ア) 救護所の設置・運営(主に医療救護活動)に関すること
- (イ) 医療救護班の派遣及び後方支援に関すること
- ウ 歯科医師会
 - (ア) 歯科医療救護所の設置・運営に関すること
 - (イ) 歯科医療救護班の派遣及び後方支援に関すること

工 薬剤師会

- (ア) 救護所の設置・運営(主に薬事活動) に関すること
- (イ) 災害薬事センターの開設・運営に関すること
- (ウ)薬剤師班の派遣及び後方支援に関すること

才 柔道整復師会

- (ア) 救護所の設置・運営(主に医療救護活動)に関すること
- (イ) 柔道整復師の派遣及び後方支援に関すること

カ助産師会

- (ア) 妊産婦避難所の設置・運営に関すること
- (イ) 助産師の派遣及び後方支援に関すること

キ 歯科衛生士会

- (ア) 歯科医療活動及び口腔ケア活動に関すること
- (イ) 歯科衛生士の派遣及び後方支援に関すること

ク 歯科技工士会

- (ア) 歯科医療活動及び口腔ケア活動に関すること
- (イ) 歯科技工士の派遣及び後方支援に関すること

ケ 災害拠点病院

原則として、200 床以上の救急告示病院で、建物が耐震耐火構造であることなどの要件を満たした病院の中から、東京都が指定する。

〔資料編 7-3-1 災害拠点病院 参照〕

- (ア) 主に重症者の収容・治療に関すること
- (イ) 緊急医療救護所の開設・運営への支援に関すること
- コ 災害拠点連携病院

災害拠点病院を除く救急告示病院のうち、一定の要件を満たし、かつ指定を希望した病院について、東京都が指定する。

〔資料編 7-4 災害拠点連携病院 参照〕

- (ア) 主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療に関すること
- (イ) 緊急医療救護所の開設・運営への支援に関すること

サ 災害医療支援病院

主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院(災害拠点病院および災害拠点連携病院を除くすべての病院)。

〔資料編 7-5 災害医療支援病院 参照〕

- (ア) 主に専門医療、慢性疾患への対応など、医療救護活動に関すること
- (イ) 緊急医療救護所の開設・運営への支援に関すること

シ 人工透析実施診療所

- (ア) 透析患者への対応、状況把握、情報提供など、災害時の透析医療活動に関すること
- (イ) 透析医療ネットワークへの参加と連携に関すること

ス 警察署

- (ア)遺体収容所の活動(身元確認や検案など)における区内医療関係者との連携に関すること セ 消防署
 - (ア) 傷病者の搬送支援に関すること
 - (イ) 救急救命士等によるトリアージ指導に関すること
- (3) 災対健康政策部 医療救護活動拠点の役割等
 - ア 所掌事務
 - (ア) 災害医療活動の総合調整に関すること
 - (イ) 災害医療対策の立案、医療救護活動に関すること
 - イ 医療救護活動拠点の要員と職務

NO	職	職務
1	健康政策部長	指揮者
2	保健所長	指揮者補佐
3	健康政策部管理職	医療救護活動業務
4	大田区災害医療コーディネーター	指揮者への医学的助言、関係団体の調整
5	大田区災害薬事コーディネーター	指揮者への薬学的助言、関係団体の調整
6	大田区災害歯科医療コーディネーター	指揮者等との連携、関係団体の調整

ウ 事務局

健康医療政策課職員

エ 組織図及び医療救護活動拠点配置図

[資料編 7-22 災対健康政策部医療救護活動拠点体制図 参照]

2 情報連絡·情報処理体制

(1) 災害用通信網の複線化整備状況

	災害時 グループウェア	災 害 時 優 先 携 帯電話	大田区 防災無線	東京都防災無線	広域災害情報 システム (EMIS)
災害対策本部 (防災危機管理課)	0	0	0	0	
医療救護活動拠点 (健康医療政策課)	0	0	0		0
緊急医療救護所(15か所)	0	0			
軽症者救護所(4か所)	0	0			
医療救護所	\triangle	\triangle			
地域健康課(4か所)	0	0	0		
医師会(3 か所)	0	\circ	0		
歯科医師会(2か所)	0	0			
薬剤師会 (2 か所)	0	0			
柔道整復師会(1か所)	0	0			
災害拠点病院(5か所)	0	0	0	0	0
緊急医療救護所設置病院 (10 か所)	0	0	0		0
その他の病院(11 か所)	0				0

- ・ 上記以外に関係者間の通信については、ライフラインの復旧状況に応じて電話、ファックス、 インターネットメール等により通信を行うこととする。
- ◎ フェーズ 0, 1における医療救護活動では、データ送信が可能であり、通信状況を共有できる 災害時グループウェアを基本通信網とし、他の通信網も有効に活用する。
- 基本通信網を補う通信網として有効活用を図る。
- △ 発災から概ね72時間後に、地域の災害状況に応じて開設される医療救護所には、設営時の機器 配備により災害時グループウェアと災害時優先携帯電話を使用する環境を整備する。
- (2) 情報連絡系統

[資料編6-2 医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図 参照]

(3) 東京都地域災害医療コーディネーターとの連携強化 東京都の広域調整と密接な連携の下で医療救護活動を円滑に実施するため、災対健康政策部から東京都地域災害医療コーディネーターに連絡要員を派遣する。

(4)情報処理活動

情報連絡活動によって入手した情報は、分類及び整理の上、重要度の評価、共有を図り、対策の立案を支援すると共に、指示した応急対策の実施状況を確認する。

3 コーディネーターの任用

(1) 災害医療コーディネーター

都は、都内全域の災害医療体制を統括・調整するにあたって、東京都災害医療コーディネーター、及び二次保健医療圏(区南部保健医療圏ほか)に地域災害医療コーディネーターを任用した。 区においても、都及び地域災害医療コーディネーターと連携し、区内の医療救護活動を調整する区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から任用する。 区災害医療コーディネーターは、災対健康政策部長の指揮・監督のもと、都及び地域災害医療コーディネーターと連携し、区における以下の職務の集約・調整及び医学的助言を行う。

- ア 医療救護班の活動に関すること。
- イ 医療情報の集約に関すること。
- ウ 収容先医療機関の確保に関すること。
- エ 都及び地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- オ 他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整。
- カーその他医療救護に関すること。
- (2) 災害薬事コーディネーター

区内の災害薬事活動を調整する区災害薬事コーディネーターを、災害薬事や地域医療に精通した薬剤師から任用する。

区災害薬事コーディネーターは、災対健康政策部長の指揮・監督のもと、都及び地域災害医療コーディネーターと連携し、区における以下の職務及び薬事的助言を行う。

ア 区が設置する緊急医療救護所等で必要となる医薬品及び医療用資機材の管理及び需給状況の 把握、卸売業者への発注など。

- イ 区が備蓄する医薬品等の備蓄方法に対する技術的助言に関すること。
- ウ 薬剤師班の差配又は支援要請の取り扱いに関すること。
- エ 区及び区災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (3) 災害歯科医療コーディネーター

区内の歯科医療救護活動を調整する区災害歯科医療コーディネーターを災害時における歯科医療救護活動や地域の歯科医療に精通した歯科医師から任用する。

歯科医療コーディネーターは、区災害医療コーディネーターと適宜、連携しながら災害時に次に掲げる 事項について統括及び調整を行うものとする。

- ア 区内の歯科医療救護所、避難所等において行う歯科医療救護活動に関すること。
- イ 地区歯科医師会との調整(地区歯科医療救護班の編成、派遣その他活動全般)に関すること。
- ウ 東京都歯科医師会その他歯科医療救護活動に係る関係団体との連絡調整に関すること。

- エ 歯科医療救護班の支援要請及び歯科医療救護活動における差配に関すること。
- オ 歯科医療ボランティア(主に歯科医師、歯科衛生士等)の受入調整に関すること。
- カーその他歯科医療救護活動の統括に関すること。

4 医療救護体制

(1) 救護所の種類

名称	緊急医療救護所	軽症者救護所	医療救護所	歯科医療救護所
活動時期	フェーズ 0, 1	フェース゛0, 1	フェーズ 2~	フェース゛2~
	発災~概ね72時間	発災~概ね72時間	概ね72時間以降	概ね72時間以降
主な活動内容	・トリアージ	・軽症者の治療	地域の被災状況を	歯科医療を要する傷
	・軽症者の治療	・医薬品の処方	踏まえ、災害時に適	病者に対する応急処
	・重症者等の応急処置	(トリアージ)	切な場所を選定し	置
	・医薬品の処方		て開設する	
設置数	15 か所	4か所	未定(候補:18校)	9か所
設置場所	病院の門前など	・入新井第一小学校	災害時に選定	・特別養護老人ホー
		・馬込小学校		4
		・東調布中学校		• 歯科医師会館
		・六郷中学校		• 新東京歯科衛生士
				学校
				・新東京歯科技工士
				学校
主な従事者	・医師	・医師	 同左 	·歯科医師
	・看護師	・看護師	② 外部支援部隊	・歯科衛生士
	・薬剤師	・薬剤師		・歯科技工士
	・柔道整復師	・区職員		・区職員
	・区職員			

(2) 災害薬事センター

医療救護所への医薬品等の供給を効率的かつ円滑に実施するため、区内薬剤師会及び協定団体 (医薬品等卸販売業者)の協力を得て、大規模災害時に災害薬事センターを設置する。

設置場所については蒲田薬業会館(被災状況によっては、調布地域庁舎)に設置し、運営方法については大田区災害医療連携会議で検討し、決定する。

(3) 妊產婦避難所〔資料編 7-9 妊產婦避難所 参照〕

災害時にハイリスクな妊産婦を支援するため、区内助産師会の協力を得て、分娩医療機関と協議したうえで近隣に妊産婦避難所を開設する。

(4) 傷病者の搬送体制

ア 被災現場からの傷病者搬送

地域住民等による地域防災力で傷病者を緊急医療救護所等に搬送する体制を整備する。 なお、搬送にあたっては車輪付き担架等を活用する。

イ 救護所から病院への搬送

救護所まで搬送を担った地域住民の他、病院の搬送部隊により病院内へ搬送する。

ウ 病院間の搬送

区の庁有車、協定団体の車両、消防署との連携による(民間)救急車両等により搬送する。

エ 区外への広域搬送

災対健康政策部医療救護活動拠点と東京都地域災害医療コーディネーターとの連携により、 搬送手段及びルート等を決定し搬送する。

オ 透析患者の被災地外への搬送

災対健康政策部医療救護活動拠点と東京都透析医会及び透析医療機関が連携し、透析医師及

び透析技師の帯同により搬送手段及びルート等を決定し搬送する。

(5) 区民等への普及啓発

限られた医療資源のもとで多数発生する傷病者への対応、そして助かる命を助ける災害医療の使命を区の総力を挙げて果たすためには、トリアージ(※)による治療及び搬送の優先付けの必要性や傷病者搬送体制づくりへの区民等の理解と協力が不可欠である。

講習会や訓練など、あらゆる機会を通じて区民等へ災害時の医療救護活動について普及啓発を 行い、区民と共に実効性の高い医療救護体制を構築していく。

※「トリアージ」: 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に 応じて治療優先度を決めること

5 健康管理(保健衛生活動及び精神保健医療)支援活動

フェーズ区分ごとの状況に応じた、被災者に対する継続した健康管理(保健衛生活動及び精神保健医療)支援活動体制を整備する。

6 防疫活動

被災地や避難所等における、防疫対策を迅速かつ的確に行う体制を構築することにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

7 災害時における公衆災害衛生活動

被災地や避難所等における、公衆災害衛生活動、動物保護活動を迅速・的確に行う体制を構築する。

8 受援計画

本区が被災地となった場合には東京都等との連携により、各種医療チームの支援を受けて災害時医療活動を適切かつ効果的に実行する。

- (1) 医療救護活動の支援チームなど
 - ア 東京DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

東京都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チームで東京消防庁と連携して救命処置等を行う。

- イ 都内DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 都内の災害拠点病院が有する日本DMATで、救命処置等を行う。
- ウ 他県DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 全国の道府県が編成・派遣するDMATで、救命処置等を行う。
- エ JMAT (Japan Medical Association Team) 日本医師会災害医療チームを指し、都内の医療関係団体の協力で医療チームが編成される。
- オ 日本赤十字社救護班 日本赤十字社が編成・派遣する救護班で、主に医療拠点活動、病院支援活動等を行う。
- カ DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team) 情報収集・分析や全体調整等の専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市の職員によって組織された災害時健康危機管理支援チームで、被災自治体による災害時の指揮調整機能を補佐する。
- ≠ DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

専門的研修・訓練を受けた都道府県及び指定都市によって組織された災害派遣精神医療チームで、被災地の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動等を行う。

ク JRAT

JRAT (大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会) は、フェーズに合わせたリハビリテーション支援(生活不活発病予防等の健康管理や生活環境の改善等) を行う。

ケ 大田区災害時医療職ボランティア

大規模災害時の医療救護活動の円滑な運営を図るため、主に緊急医療救護所の医療救護活動を 支援する要員として事前登録をした、区内及び近隣在住の医療職ボランティア。

(2)協力協定など

災害医療活動の実施にあたっては、関係機関や団体、民間企業等の強みを取り入れ、区と一体となって活動を展開することが求められることから、積極的かつ戦略的に協力協定を結び、訓練を通して相互に顔の見える関係づくりと実効性の向上に努めるものとする。

〔資料編3 災害時の協定関係 参照〕

第3節 医薬品・医療資器材の調達・供給体制の整備 【健康政策部・関係各機関】

1 医薬品等の確保体制

(1) 基本的な考え方

区は、緊急医療救護所等の運営で必要となる医薬品(おおむね3日分)及び医療資器材を備蓄 している。

災害時、区が備蓄する医療救護班等用の医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護活動拠点(災 対健康政策部)において地区薬剤師会等から調達する。

併せて、区災害医療コーディネーター、さらに地域災害医療コーディネーターを通して都の備蓄の供出を要請するとともに、予め災害時の協力協定を締結している医薬品卸売販売業者等から調達する。

区として、調達が不可能な場合に限り、都へ調達を要請する。

(2) 医薬品・医療資器材の調達方法

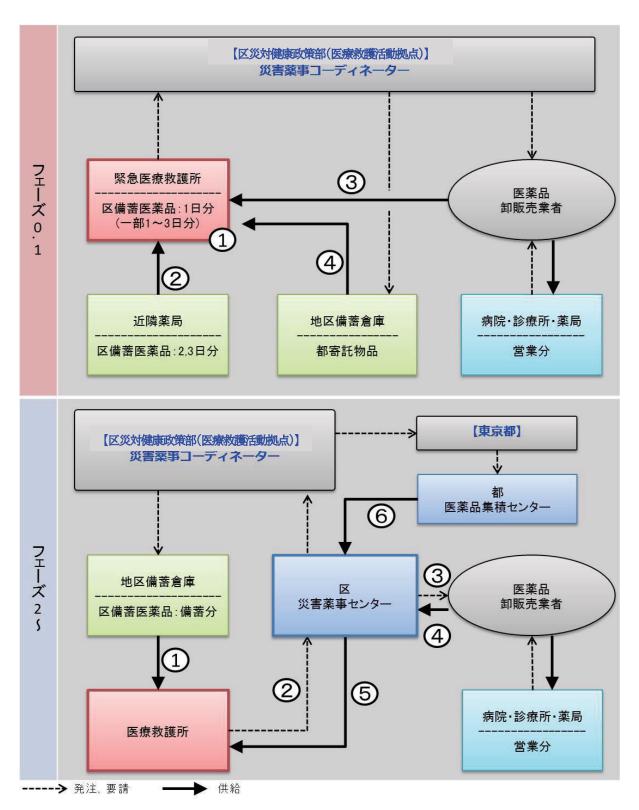
活動時期	活動場所	調達方法	備蓄場所など
フェーズ 0, 1	緊急医療救護所	拠点備蓄	・緊急医療救護所を置く病院 ・近隣薬局
〈区内調達〉	軽症者救護所	拠点備蓄	・軽症者救護所を置く学校・近隣薬局
フェーズ 2~ 〈区内調達	医療救護所	拠点備蓄	·地区備蓄倉庫 蒲田本町地区備蓄倉庫
+区外調達〉		区外調達	・災害薬事センター

上記を基本とし、状況に応じて次の対応を適宜行う。

- ・都寄託物品の供出要請
- ・地区薬剤師会から協定に基づく調達

(3) 医薬品・医療資器材の供給方法

大田区災害対策本部の緊急物資輸送による他、協力協定を締結する医薬品卸売販売業者、区庁 有車などにより調達した医薬品・医療資器材を必要とする場所へ供給する体制を整える。



第4節 大田区災害医療連携会議の設置

【健康政策部‧関係各機関】

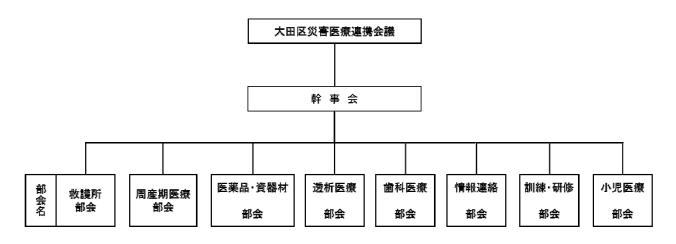
(1) 設置目的

大規模災害発生時、及び発生に備えて区、区内各医療機関、医師会等医療関係機関、警察・消防等関係機関が密接に連携し、各々の機能と役割を充分に活かし、迅速・的確な医療救護活動等を行い、被災者の生命と健康を守ることを目的として、「大田区災害医療連携会議」を設置する。

(2) 大田区災害医療連携会議の役割

災害発生時の医療救護及び保健活動に関して、区内外の医療資源を最大限に活用し、一人でも 多くの負傷者を救護し、かつ被災者の健康を維持するため、関係諸機関との連携体制を構築する。 フェーズ区分ごとの被災者の医療、保健ニーズの変化に対応するため、予想される被災状況を 基にした、具体的な各医療救護活動及び保健衛生活動の検討と整備を推進する。

(3) 課題検討体制



第5節 備蓄など

【健康政策部·関係各機関】

災害発生時に速やかな医療救護活動を実施するために必要な資器材や医薬品等を備蓄する。

【備蓄状況一覧】

	項目		内容	場所	
医療救護活動拠点	災対健康政策部医療救護活 動拠点用 資器材		通信機器、情報処理関係資材、事務 用品 等	大田区役所本庁舎	
**	緊急医療救護所 活動資器材		テント、簡易ベッド、車椅子、担架、 通信機器、事務用品 等	救護所を設置する病院	
救護所運営	軽症者救護所 活動資器材		テント、簡易ベッド、車椅子、担架、 通信機器、事務用品 等	救護所を設置する学校	
	歯科医療救護所 活動資器材		歯科検診基本セット等	歯科医療救護所を設置す る施設等	
	緊急医療救護所用	資器材	医療器具、医療衛生材料 等	救護所を設置する病院	
医		医薬品	治療用医薬品 等	同上(1日分)、 近隣薬局(2日分)	
楽品	軽症者救護所用	資器材	医療器具、医療衛生材料 等	救護所を設置する学校	
資器		医薬品	治療用医薬品 等	近隣薬局(3日分)	
医薬品資器材など	医療救護所用医薬品		慢性疾患用OTC薬品等	地区備蓄倉庫 (蒲田本町地区備蓄倉庫)	
	東京都寄託医薬品		医療衛生材料、医薬品等	地区備蓄倉庫 (六郷複合施設地区備蓄 倉庫)	
	長距離搬送資器材		車輪付き担架(物資、傷病者搬送用)	自治会·町会倉庫等	
その	口腔ケア用資材		歯ブラシセット 等	各地域健康課	
他	妊産婦避難所		毛布、おむつ、粉ミルク、産褥用品	大田文化の森	
	活動資器材		等	東邦大学看護学部	

[資料編 8-13 救護所開設用資機材リスト 参照]

第6節 訓練・研修

【健康政策部·関係各機関】

対策の実地検証、課題の洗い出し、業務の習熟、関係者間の連携構築において訓練は非常に重要であり、毎回検証すべき課題を参加者全員で共有して真剣に取り組まなければならない。特に区民の救命に関わる災害医療については形骸化することなく、常に質の高い訓練に取り組み実践力を向上する必要がある。

また、災害医療に関わる人材の育成においては、不断の知識及び実技の習得、反復練習が重要であり、人材育成カリキュラムの策定や研修及び講演会等の充実が求められている。

そして、災害医療活動には区民の理解と協力が欠かせないことから、訓練や講演会等においては区 民参加を基本として実施していく。

- (1) 緊急医療救護所 開設·運営訓練
 - ア 緊急医療救護所への参集、設置手順の確認
 - イ 緊急医療救護所の運営(病院からの引継ぎ、トリアージ、軽症者処置、病院との連携)
 - ウ 情報連絡訓練(災害時優先携帯電話、災害時グループウェアを使った情報連絡)
 - エ 傷病者の搬送
- (2) 災害医療活動 図上訓練
 - ア 医療救護活動拠点への参集、設置の手順確認
 - イ 医療救護活動拠点の運営(状況把握、対応策の調整・立案、指揮統制、災害対策本部との連携)
 - ウ 情報連絡・情報処理訓練(各種通信機器による情報連絡、情報の共有及び分析)
 - エ 支援部隊との調整・差配
- (3) トリアージ研修

緊急医療救護所等におけるトリアージは、医師、看護師、薬剤師、柔道整復師などが実施の主体となることができる。ただし、傷病者の傷病の緊急度や重症度を短期間に判断するための十分なトレーニングを積んだ者で、かつ強い決断力を有する者でなければならない。

また、看護師、薬剤師、柔道整復師などがトリアージを実施する場合、医師の指揮監督下で活動を行う。

このことを踏まえ、研修や訓練を通して十分なトレーニングを積む機会をつくり、積極的かつ 継続的にトリアージの実施主体を養成していく。

(4) 緊急医療救護所研修

被災地での災害救護活動について豊富な知見と実績を持つ日本赤十字社大森赤十字病院に委託 して、緊急医療救護所の従事者を対象に研修を実施している。

ア 災害医療全般に関する知識の習得

イ 緊急医療救護所の開設・運営に資する知識の習得及び実技演習

(5) 大田区緊急医療救護所等配置職員研修

救護所の設置者である大田区の職員として職務を十分果たせるよう、緊急医療救護所等配置職員に対して、知識の習得と実技演習を行う研修を実施している。

(6) 医療職向け研修

大田区災害時医療職ボランティア及び看護職員に対して、緊急医療救護所において、十分な活動を行えるよう、知識の習得を行う研修を実施している。

(7) 各種講演会

災害時に円滑な災害医療活動を行うため、区民への普及啓発と災害医療関係者の意識高揚等を 図る各種講演会等を効果的に実施していく。

応 急・復 旧 対 策

第1節 主な機関の災害医療救護活動

【健康政策部】

主な関係機関のフェーズごとの活動内容については、おおむね次のとおりとする。

※ 表中の○印は、活動の開始時期を示すものである。

** X	※ 表中の○印は、活動の開始時期を示すものである。 発災						
槮	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期		中長期	
機 関 名	~6 時間			1週間~1ヶ月		3ヶ月以降	
12	フェーズ0	フェーズ 1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	
健康	○医療情報の↓	双集・発信 ——				•	
政	○緊急医療薬	奴護所▶					
部	及び軽症を	が護所の開設・) !	i			! ! !	
医废	○ () ()	. 建衛生活動———	○医療救護所の開 	1111 ● 連名			
救業	〇傷病者等の		 				
健康政策部(医療救護活動拠点)			品の補給 ―――		—		
拠			予防措置 (防疫流	¦ ;			
	〇遅難的	近での感染症発生 	時対策(疫学調整			•	
7		医療コーディネー	ター ――	•			
コーディネータ		コーディネーター コーディネーター		•			
ネー		コーディネーシ 上 上 歴療コーディネー	!	•			
y				 の一元化 医療資	資源の把握・配分割	整等を行う	
'							
柔強		療救護班の編成			→		
握索科医 整剂医師	○緊急医療薬 取れは必定す						
柔道整復師会 薬剤師会 医師会 医師会	父の単金正式	 	生呂 〇医療救護所の関	記・運営 ──			
A			○歯科医療救護院	i			
病	〇災害拠点網	駅(重傷者の収	容•治療) ——	•			
病 院 •	〇災害拠点	重携病院(中等症	の収容・治療)	-			
診 療 所	〇災害医療す	支援病院(上記病)	院の支援• 	•			
所		透析患者等の受	i				
日本							
赤十	○東京都、関	系機関と協力連携	して医療活動 -	>			
日本赤十字社							
<u></u>							
H M M	○東京初 明4	▼ 対線 月 レ ナッカッ 古 サ	i i i て				
	の 果 京 前 、	系機関と協力連携	± ∪ C				
			! ! !				

第2節 医療救護対策

【健康政策部·関係各機関】

1 災害医療活動・医療救護活動拠点の設置

(フェーズ0~概ね4、発災~3ヶ月程度)

(1) 医療救護活動拠点

区は、発災初期における災害医療活動を一本化された指揮命令系統により円滑に行うため、大田区内に震度6弱以上の地震又はそれに準じる規模の災害が発生した場合には、災害対策本部(災対健康政策部)設置とほぼ時期を合わせ、健康政策部長を指揮者とし、保健所長を指揮者補佐とする「医療救護活動拠点」を設置する。

特に急性期(概ね1週間後)までは、指揮者の命を受けた各コーディネーターと共に、医療救護活動を一元的に把握し、定期的に医療救護活動関係者(各防災関係機関、各関係医療機関、各関係保健衛生機関、他県医療救護班・保健衛生班、医療ボランティア、関係する災対各部等)を参集し、被災状況や各機関の医療救護計画・活動状況等について継続的なミーティングを行い情報共有に努め、日々の活動に役立てることとする。

[資料編6-2 医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図 参照]

2 医療情報の収集・発信・管理・連絡体制

(フェーズ0~概ね4、発災~3ヶ月程度、応急復旧期)

(1) 基本的な考え方

○ 災対健康政策部は、地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関(病院・診療所及び歯科診療所・保険薬局)の被害状況や活動状況等を把握し、災害対策本部及び各コーディネーターと共有すると共に、都福祉保健局に報告する。

特に、分娩取り扱い医療機関、人工透析対応機関については、より早期に把握する必要がある。

- 災対健康政策部は人的被害及び医療機関(病院・診療所及び歯科診療所)の被害状況や活動状況等を「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」等を活用するなどして、把握し、一元的に管理するとともに区南部二次保健医療圏内の東京都地域災害医療コーディネーター(地域災害拠点中核病院)に報告する。
- 災対健康政策部は、収集した情報、及び地域災害医療コーディネーターを通して区の各コーディネーターが把握した災害医療情報を、適時適切に災対本部及び医療機関、関係各機関・医療救護所及び区民に伝えるとともに、相互の情報連絡を継続する。
- 災対健康政策部は、地域住民に対する医療機関情報の相談窓口を設置する。
- (2) 災害医療情報の収集・発信・管理活動

(フェーズ0~1、発災~72時間まで、応急対応期)

ア 収集すべき医療情報

- 医療機関の被災及び診療可能状況
- ・ 災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院への搬送が必要な患者の把握と搬送手段
- 区内病院の受入状況
- 緊急医療救護所指定場所の被災状況
- 医療人材の安否
- 要救護者の人数及び受傷の程度
- 医療機関での救護状況
- 緊急医療救護所設営の可否
- 医療救護班の参集状況
- 緊急医療救護所の活動状況
- 医療物資の充足状況
- 各コーディネーターが発信した指示内容

イ 発信すべき医療情報

<医療救護者向け>

• 診療可能医療機関情報

- 救護所設営指示
- 医療人材及び物資の供給状況
- 開設医療機関の受け入れ状況
- 救護所の開設状況
- ・ 各コーディネーターへの(からの)指示伝達
- ・ 外部からの救命チーム (DMAT、JMAT、日赤、他県からの医療救護・保健活動等) の受け入れ 及び展開状況

<区民向け>

- 診療可能医療機関情報。特に、分娩取り扱い医療機関、人工透析対応機関情報
- 緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設状況
- ・ 救護を受けるにあたっての注意事項(可能であれば、お薬手帳、母子健康手帳、自身の受療記録等の携行を促す)

ウ 情報伝達系統

発災時には伝達手段が限られることが予想される。情報錯綜による混乱防止と伝達手段の有効活用の観点から、緊急やむをえない場合を除き、以下の伝達系統により行う。

東京都(都災害医療コーディネーター)

1

東京都地域災害医療コーディネーター

1

本庁舎(災対本部・医療救護活動拠点・各コーディネーター)

1

各地域庁舎(災対健康政策部 地域健康課 生活衛生課)

地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会

- ※ 救護所へは医療救護活動拠点若しくは地域健康課から伝達する。
- ※ 区民への情報発信は、他の区民向け情報と同様、本庁舎を起点として発信する。

(フェーズ2~5、72時間~3ケ月以降まで、復旧対応期)

ア 収集すべき医療情報

応急対策に定めるフェーズ0~1の内容に加え、以下の医療情報を収集する。

- ・ 医療機関の復旧状況
- 緊急医療救護所の活動状況
- ・医療救護所設置の要否・可能状況
- ・ 医療物資の充足状況
- ・保健活動が必要な地域(避難所等)と傾向の把握
- ・区内各所の衛生状態(汚染、害虫等)
- ・他自治体、民間支援組織等の活動状況
- ・乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、日本語を解せない外国人で医療的援助を必要とする者 の受療状況

イ 発信すべき医療情報

応急対策に定めるフェーズ0~1の内容に加え、以下の医療情報を収集する。

<医療救護関係者向け>

- 医療人材及び物資の供給状況
- 開設医療機関の復旧状況
- ・災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院の受入状況
- ・要配慮者の医療的援助を必要とする者の支援状況
- 他自治体、民間支援組織等の展開状況
- ・調剤可能な薬局情報

<区民向け>

・ 医療機関の復旧状況

- ・調剤可能な薬局情報
- ・救護所の開設(閉鎖)情報
- ・乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、日本語を解せない外国人で医療的援助を必要とする者 への支援情報の提供(視覚・聴覚・日本語を解せない外国人への情報発信に留意)
- ・避難所等の生活における健康保持のための啓発情報
- ・避難所等の生活における衛生維持のための啓発情報
- ウ 情報伝達系統

情報伝達系統については、引き続き情報の錯綜による混乱を回避するため、フェーズ $0 \sim 1$ に準じる情報伝達系統を保持することを原則とする。

3 医療救護活動

(フェーズ0~概ね3、発災~1ヶ月程度、応急復旧期)

- (1) 基本的な考え方
 - 災害時において、災対健康政策部は医療救護活動を実施するため、速やかに負傷者等の被害 状況を把握し、被災地の医療、助産及び歯科医療救護にあたる。
 - 区長は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、地区医師会、地区歯科医師会、地区 薬剤師会、柔道整復師会等に出動要請を行い、医療救護班を医療救護所等へ派遣する。
 - 区災害医療コーディネーターは、都・地域災害医療コーディネーターと調整し、各医療機関、 資源の連携体制を構築、維持する。
 - 各コーディネーターは、それぞれのレベルにおいて、災害医療救護活動の調整・運営を担う。
 - 被害の規模等から勘案し、区のみで対応できない場合には、地域災害医療コーディネーター に応援を求めるほか、都福祉保健局に対して都医療救護班の派遣を要請する。
 - 被災直後(初動期)の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMAT チームと連携して行う。
 - 助産救護については、その機能を持つ区内分娩医療機関のほか、災害拠点・災害拠点連携・ 災害医療支援の各病院、都を通じて日赤救護班に要請する。
- (2) 医療機関・医療救護所の役割・機能分担
 - ア 災害拠点病院 〔資料編 7-3-1 災害拠点病院 参照〕 重症者の収容・治療
 - イ 災害拠点連携病院 〔資料編 7-4 災害拠点連携病院 参照〕 中等症者の収容・治療
 - ウ 災害医療支援病院・一部の診療所 [資料編 7-5 災害医療支援病院 参照] 軽症者・医療制約を受ける者(透析・人工呼吸器を要する在宅患者・分娩)の受入
 - エ 緊急医療救護所 (概ねフェーズ0~1、発災~72時間まで) 傷病者の一次トリアージと軽症者の治療、中等症者及び重症者の応急処置、搬送調整
 - オ 医療救護所 (概ねフェーズ2以降 72時間以降) 傷病者、避難者等の定点・巡回診療(診察 歯科応急治療 服薬指導等)
 - ※ 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時医療救護活動要領及び日本赤十字社東京 都支部計画は本編 P235 参照
- (3) 緊急医療救護所の開設・運営 (概ねフェーズ0~1、発災~72 時間まで、応急対応期) 災対健康政策部は、各地域における被災状況に応じて、緊急医療救護所開設予定地(資料編 7-1 参照)である、災害拠点病院・災害拠点連携病院災害医療支援病院の敷地内、若しくは近接地に 病院応援を得て、協定に基づき医師会医療救護班、薬剤師班、柔道整復師会等による緊急医療救 護所の開設を行う。

[資料編 7-8 緊急医療救護所及び軽症者救護所用の備蓄薬局 参照]

- 主な医療救護活動
 - ア 傷病者のトリアージ
 - イ 軽症者の治療
 - ウ 中等症者及び重症者の応急処置、搬送調整

第二章

(4)軽症者救護所の開設・運営 (概ねフェーズ0~1、発災~72時間まで)

近隣に病院が無い地域には、学校に軽症者の治療を行う軽症者救護所を開設・運営する。救護所の存在が地域住民に安心感を与えると共に、病院がより重篤な傷病者の対応に専念できるよう地域医療関係者が、最も多く発生する軽症者治療を担い病院の負担軽減を図る。

- ○主な医療救護活動
- ア 軽症者の治療
- イ 傷病者のトリアージ
- (5) 医療救護所の開設・運営 (概ねフェーズ2以降、72時間以降、復旧対応期)

初動期(フェーズ0~1)に各病院の敷地内又は近隣に設置した緊急医療救護所は、トリアージと軽症者の治療等を主な目的としていたが、フェーズ2以降は、傷病者や避難所等の避難者の拠点・巡回診療に次第に軸足を移した医療救護活動を行う。

区内の被災状況や地域の医療機関の復旧状況などを踏まえ、「緊急医療救護所の継続」「外部 支援部隊による巡回診療」「学校等への医療救護所の開設」を適宜、組み合わせて適切に対応し ていく。

- 主な医療救護活動
- ア 健康相談・診察
- イ 慢性疾患者等の診察・診療
- ウ 服薬指導 等
- (6) 歯科医療救護所の開設・運営 (概ねフェーズ2以降、72 時間以降、復旧対応期) 災対健康政策部は、各地域における被災状況に応じて、歯科医療を必要とする被災者等のため、 区内歯科医師会会館や特別養護老人ホームなどに歯科医療救護所を開設し、歯科医師会医療救護 班等に歯科医療救護活動を依頼する。〔資料編7-2 歯科医療救護所設置予定場所 参照〕

4 傷病者等の搬送

(概ねフェーズ $0 \sim 1$ 、発災 ~ 72 時間まで)

- (1) 傷病者の搬送
 - 緊急医療救護所において、トリアージ・応急処置を行った者で搬送の必要がある場合は、区 災害医療コーディネーター等の助言に基づき迅速に搬送する。
 - 搬送手段の確保は、緊急医療救護所の要請に基づいて、災対健康政策部が、消防、区災対本 部、輸送車輌を分掌する災対総務部等に依頼するが、その数にも限界があり、緊急を要する事 態が続発すると推測される。
 - 自助・共助の精神に基づき、自力で、あるいは地域の連携により、車輪付き担架等で搬送することを基本とし、地域防災による搬送体制を構築する。

傷病者の長距離搬送となる地区には、搬送資器材を配備する。

また、広域搬送が必要な場合は、東京都等と連携して適切に対処する。

(2) 医薬品等の搬送

災対健康政策部は、医療救護班等が救護所等で医療救護活動を速やかに行えるよう区災害薬事コーディネーター等の助言に基づき医薬品等の搬送手段の確保に努める。

5 透析患者、在宅難病患者への対応

(フェーズ0~3、発災~1ヶ月程度、応急復旧期)

- 慢性腎不全患者の多くは、1回の透析に約200リットルの水道水を使用する血液透析を週2 ~3回受けており、災害時にも、平常時と同様の医療が必要である。このため区は、東京都透析 医会等の協力を得て、透析可能な施設の情報収集を行い、避難所等における患者・家族への情報提 供や患者の搬送支援について検討を行う。
- 人工呼吸器を装着している在宅難病患者等については、専門医療を必要とするため、災対健康 政策部と災対福祉部が協力し、都と連携をとりながら適切に対処する必要がある。
- 災害時に迅速な対応ができるよう、区は、日頃より対象者の状況を把握し、個別支援プランを 作成する。
- 在宅難病患者、重度障害者等が日常服薬している薬を持ち出せなかったり飲みきってしまった

りした場合の調達について、区は、薬剤師会等の協力を得て相談体制整備に努める。

6 医療ボランティア等の受入れ

(フェーズ1~4、6時間~3ヶ月程度)

(1) 基本的な考え方

- 災対健康政策部は、応援要請に基づき派遣される医療救護班の受け入れのほか、ボランティアとして参加する医療関係者等についても受け入れ体制を確立し、派遣先等の調整を行う。
- 医療ボランティアの受け入れについては、原則として都道府県単位の体制が予想されるため、 都・地域・区災害医療コーディネーターの連携により、受入・配置・調整を行う。
- (2) 医療ボランティアの受付
 - ボランティアとして参加する医療関係者等は災対健康政策部で一括して受入れる。
 - 受入れ時に従事可能業務、従事期間等の医療活動に必要な事項を確認し、ボランティア登録 を行なう。
 - 医療資格を区独自で確認する必要がある場合は、資格免許証・職員証等(写可)で必ず本人 確認し、その写し又は記録を取る。
 - 区災害医療コーディネーターは、登録された内容に基づき、医療ボランティアを派遣する救護所、避難所その他の場所を決定する。
- (3) 医療ボランティアの配置
 - 医療ボランティアは、決定された派遣先への移動は自ら行なう。
 - 医療ボランティアの食料、飲料、宿泊は自ら用意するもののほかは、避難所の例による。
- (4) 医療ボランティアの活動
 - 医療ボランティアは、派遣先での医療活動を可能な限り記録する。
 - 医療ボランティアは、派遣先での活動を終了する際に、後任の医療従事者等又は災対健康政 策部に医療活動の記録を引継ぐ。
 - 医療ボランティアは、定期的に開催されるミーティングに参加する。
- (5) 大田区災害時医療職ボランティアの活動
 - 登録時に定められた担当する緊急医療救護所等において、医師の指揮の下、軽症者の治療等 の医療救護活動等に従事する。
 - 平時においては、研修や訓練に参加して知識及び技術を習得し、施設関係者や緊急医療救護 所等スタッフとの関係を構築する。

7 被災者に対する健康管理(保健衛生活動及び精神保健医療)支援活動

(フェーズ1~5、発災~3ヶ月程度以降)

(1) 基本的な考え方

大規模災害時には、被災による生活環境の急激な変化やストレスにより健康不調がある被災者が多数出てくることが予想される。

避難者、在宅生活者の健康・衛生問題への対応や避難所生活の長期化によるストレスを取り除くため、またエコノミークラス症候群の発生等を予防するため、災対健康政策部は、「保健衛生班」(保健師班・管理栄養士班・歯科衛生士班等)、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」を編成し相互に連携して保健衛生活動、精神保健医療支援活動を行う。(防疫・災害衛生活動については本章第4節「防疫及び災害衛生計画」を参照)

また、保健師・管理栄養士・歯科衛生士は、災対健康政策部長の指揮下で、保健衛生班を編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対する健康管理のための巡回健康相談等を行う。 予防活動として、以下の業務を行う。

<疾病予防活動>

- 感染症予防
- 食中毒予防
- 生活不活発病予防
- エコノミークラス症候群予防

- 〇 低体温症予防
- 熱中症予防
- 〇 慢性疾患悪化予防
- 〇 粉塵吸入予防
- 口腔衛生管理
- 誤えん性肺炎・歯周病・むし歯予防

<一般的予防活動>

- 水分・飲料水などの摂取勧奨及び衛生管理
- 居住環境の整備
- 避難所及びその周辺環境の整備
- 〇 栄養管理
- ※ いずれも妊婦、乳幼児、子供、高齢者、慢性疾患者等に留意し活動する。
- (2) 保健師による保健衛生活動(フェーズ1~4、6時間~3か月間程度)

〈フェーズ1~2、6時間~72時間、応急復旧期まで〉

保健師班の業務としてフェーズに応じて災対健康政策部、避難所や地域における巡回健康相談 等(メンタルケアを含む)を行う。

- ア 活動拠点の確保
- イ 被災状況の把握
- ウ 要配慮者、健康管理の必要な人の把握と対応
 - ・在宅生活者の把握(地域福祉課保健師と連携)
 - ・ 在宅難病患者への対応
 - ・ 透析患者等への対応
 - ・高齢者などの要配慮者等への対応
 - ・ 避難所生活者の把握
 - ・情報の分析及び活動方針、計画の策定
- エ 医療状況の把握
- オ 他地域、他県市への応援要請及び派遣受け入れに伴う体制整備・対応 (医療ボランティアの受入・要請の統一窓口である健康づくり課と連携して以下の業務を行う)
 - ・迅速に被災状況を把握し、必要な保健活動とマンパワーの動員人数を確認し保健師の派遣計画を立てる。(人数・期間・活動内容など)
 - ・区は東京都と協議し、保健師の派遣を要請する。
 - ・区は東京都と協議し、保健師の受け入れ調整・準備を行う。
 - ・区は東京都と協議し、派遣された保健師と連携して活動する。
 - オリエンテーションの実施
 - ・連絡体制の整備
 - ・活動の報告
 - 医療救護活動のミーティングへの参加・報告

(フェーズ2以降、72時間以降)

上述、フェーズ1~2の活動に加え、以下の活動を行う

- ア 健康相談などの健康支援活動
 - ・環境衛生指導班や食品監視班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
 - 避難所での健康相談及び保健指導
 - ・健康ニーズ・医療ニーズの把握と対応(適切な支援の提供)
- イ 被災地域における巡回健康相談

- ・健康ニーズ・医療ニーズの把握と対応(適切な支援の提供)
- ウ その他必要な情報提供や健康教育など保健活動
 - ・感染症予防 (手洗い・うがいなど)
 - ・エコノミークラス症候群の予防
 - ・心のケア対策の検討
 - ・ 医療中断の予防
 - ・季節により熱中症や食中毒予防
- エ 医療救護活動のミーティングへの参加
- オ 通常業務の調整 (BCP に従って決定)
 - ・当面の対応方針の決定と周知
 - ・関係機関との調整
- (3) 精神保健医療活動(こころのケア) (フェーズ1~概ね2、6時間後~1週間程度)

被災者に起きるこころの変化は、表情や態度など観察だけで捉えられるものから、体調不良や 不眠あるいは血圧の変動など実際に面接やバイタルの測定で現れてくるなど様々である。身体に 対しての支援と同様に活動していく。

<初期の活動>

- ア ストレス関連障害についての情報提供を行うとともに、被災住民の抑うつ、不安状態、睡眠 障害など大きなストレス状況下での通常反応に対し、また、さらに心的外傷後ストレス障害 (PTSD)をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- イ 避難所や住宅等での精神疾患を持つ人への相談対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。
- ウ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- エ 被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、こころのケアの対応を行う。
- オ 他県等から派遣された精神保健医療活動専門家チームの受入・配置・活動指揮を区災害医療 コーディネーターと連携し行う。
- <中・長期の活動(フェーズ2以降~5、72時間~3ケ月程度以降まで)>

上述、初期の活動に加えて以下の事を行う。

援護者への継続的な支援(訪問など)が必要であると同時に、支援者へのストレス対策も必要となる。

- ア セルフグループの育成
- イ 健康調査の実施
- ウ 支援者の健康管理
- (4) 管理栄養士による保健衛生活動(フェーズ1~5、6時間~3ヶ月程度以降)

慣れない避難生活等では、慢性疲労や体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪等の症状がみられるようになる。

災対健康政策部の「管理栄養士班」は被災区民の健康管理の視点から、できるだけ早い段階で必要な場所、必要な人に適切な食料供給ができるよう、災対健康政策部専門職、他部署の栄養士、 防災危機管理課等と連携し、栄養管理・食生活支援計画をたてる。

また、避難所や地域における巡回栄養相談を実施し、食生活における要配慮者(乳幼児、高齢者、慢性疾患患者、人工透析患者等)などに対し、助言等を行う。

ア 管理栄養士班の編成

災対健康政策部管理栄養士班を編成し、リーダー1名、副リーダー1名を決定する。 保健師班等と連携し避難所等の巡回相談・指導を実施する。

<リーダー、副リーダーの業務>

- (ア) 情報収集、分析及び活動方針・計画の策定
- (イ) 避難所食生活の状況把握。特にライフライン、食事内容の把握
- (ウ)避難所、被災地域における要配慮者(乳幼児、妊産婦、高齢者、糖尿病患者、透析患者、 人工透析患者等)の把握と支援

高齢者用食品、アレルゲン除去食品、乳幼児用食品等、特殊食品の必要数を把握し、区災 害対策本部から東京都災害対策本部へ依頼する。企業への依頼は東京都で一括して行う。

- (エ) 給食施設等への支援
 - 特に福祉避難所となる施設に対し、給食の提供に関する支援を行う。
- (オ) 他部署との連携(災害対策本部、災対教育総務部、災対こども家庭部)
- (カ) 炊き出し団体(自衛隊、食品衛生協会、栄養士会、民間ボランティア等)への食料支援、 炊き出しに関する連絡調整を行う。
- (キ)栄養士の他地域、他県市の応援要請計画(人数、期間、活動内容等)及び派遣受け入れ体制の整備(医療ボランティアの受入・要請の統一窓口である健康づくり課と連携して行う)
- イ 管理栄養士班の業務

食品監視班、保健師、歯科衛生士等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

- (ア)避難所における食事状況の把握
- (イ) 避難所での栄養相談

※健康ニーズ、食生活ニーズの把握と対応(適切なサービスの提供)

特に食事に配慮が必要な人を把握し、適切な食料提供ができるようにする。

共通する課題(便秘、風邪、肥満等)の予防のため小集団で健康教育を行う。

- (ウ)被災地域における巡回栄養相談(避難所と共通) 健康ニーズ・食生活ニーズの把握と対応(適切なサービスの提供)
- (エ) 避難所等での炊き出しに対する栄養に関する助言
- (オ) 栄養士会の協力、連携(巡回栄養相談等)
- (カ) 通常業務の調整
- (キ) 医療救護活動のミーティングへの参加
- (5) 歯科衛生士による歯科保健活動(フェーズ1~5、6時間~3ヶ月程度以降)

大規模災害の発生により、直接発生する顎・口腔外傷、生活環境の激変による生活習慣の後退や、避難所などでの粉塵、劣悪で不適切な食生活、不慣れな集団生活、ストレスによる口腔環境の悪化、水不足により、むし歯や歯周病の罹患・悪化が予想される。

加えて、義歯関連疾患、口腔内の不潔による口内炎、誤えん性肺炎や個人の嚥下能力に適さない食形態による誤えんなどが、数多く発生する可能性がある。

これらを予防し、または早期発見して治療につなぐため、保健師、栄養士、食品衛生班、環境衛生班と協力して、活動する。

災対健康政策部歯科衛生士班に、1~2名の調整担当歯科衛生士を置き、防災活動の中の歯科 関連業務、関連組織との連絡・調整、歯科医療情報の収集、及び、歯科衛生士班スタッフ間の調 整、現場と他の専門職班との業務の調整をする。

- ア 調整担当歯科衛生士の業務
- (ア) 情報の収集・分析と活動計画の策定
 - ・被災状況の把握、関係職種との情報共有化
 - ・健康管理の必要な人の把握
 - ・避難所生活者及び在宅生活者の口腔関連情報(口腔疾患・口腔外傷の有無・摂食嚥下機能の 低下・口腔の清潔等)の把握・分析
 - ・歯科医療救護所及び一般歯科診療所の稼働状況の把握
- (イ) 健康相談などの支援活動整備

歯科疾患の予防、摂食・えん下など口腔機能低下予防に関すること等について、保健師班、 栄養士班、食品衛生班、環境衛生班と緊密に協力し、避難住民等の健康管理の支援体制を整備する。

- (ウ)他地域、他県市への歯科衛生士応援派遣要請及び派遣受け入れ及び地域在住、在勤の歯科衛生士ボランティアの受け入れに伴う体制整備、対応(医療ボランティアの受入・要請の統一窓口である健康づくり課と連携して以下の業務を行う)被災状況を把握し、必要な歯科衛生活動とマンパワーの動員人数を確認し、歯科衛生士の派遣計画を立てる。(人数・期間・活動内容など)
 - ・区は東京都と協議し、歯科衛生士の派遣を要請し、歯科衛生士の受け入れ調整・準備を行い、派遣された歯科衛生士と連携して活動する
 - 派遣された歯科衛生士が活動するために必要な物品の準備、企業等への提供依頼

- ・地域在住・在勤の歯科衛生士ボランティアの活動受け入れについても、同様とする
- オリエンテーションの実施
- ・連絡体制の整備・活動の報告
- イ 通常業務の調整 [BCP に従って決定]
- (ア) 当面の対応方針の決定
- (イ) 関係機関との調整
- ウ 歯科衛生士班の業務
- (ア)避難所での健康相談・集団指導及び歯科保健指導
 - ・避難者個々人の健康ニーズ・歯科医療ニーズの把握と対応
 - ・個別の対応と、集団への周知、広報活動。歯科診療所の稼働状況の情報提供
 - ・誤嚥性肺炎を罹患する恐れがある高齢避難者への歯ブラシの配布及び口腔ケア指導
- (イ)被災地域における巡回健康相談及び在宅生活者の訪問健康相談
 - ・被災者・在宅生活者個々人の健康ニーズ、歯科医療ニーズの把握と対応
 - ・個別の対応と、集団への周知、広報活動。歯科診療所の稼働状況の情報提供
- (ウ) 医療救護活動のミーティングへの参加
- (エ) 区職員歯科衛生士は、他自治体の応援職員やボランティア歯科衛生士と連絡を密にして情報の共有化を図り、区として一貫性のある、住民支援の進展を図る。

8 地区医師会・地区歯科医師会・地区薬剤師会・柔道整復師会の災害時の医療救護活動要 領

大田区と区内3医師会、2歯科医師会、2薬剤師会、柔道整復師会との間において、災害時の医療救護活動について、それぞれ協定を締結している。また、日本赤十字社東京都支部は、日本赤十字社の自主判断に基づき独自に医療救護を行うほか、災害対策基本法に基づき国及び地方公共団体等の行う医療救護活動に協力することとなっている。

<地区医師会>

- (1) 医師会医療救護班の派遣
 - ア 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行う医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、 地区医師会に対し、医師会医療救護班の派遣を要請する。
 - イ 地区医師会長は、区長から要請を受けた場合は、直ちに医師会医療救護班を編成し、現地の 医療救護所等に派遣する。
 - ウ 医師会医療救護班は、震度6弱以上が区内で観測された場合は、指定された緊急医療救護所 に自動参集する。
- (2) 災害医療救護計画の策定及び提出
 - 地区医師会長は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、区長に提出する。
- (3) 医療救護班の活動場所及び業務
 - ア 医師会医療救護班は、区が設ける医療救護所又は災害現場等に設置する緊急医療救護所・医療救護所において、地区薬剤師会及び柔道整復師会の協力を受けながら、以下の業務を行う。
 - イ 医師会医療救護班の業務
 - (ア) 緊急医療救護所 (フェーズ0~1、発災~72時間)
 - a 傷病者の重症度を判断し(トリアージ)、災害拠点病院、災害拠点連携病院 災害医療 支援病院等、被災を免れた全ての医療機関への移送の要否判断と搬送の指示
 - b 傷病者の応急処置
 - c 看護師及び柔道整復師等への指示
 - d その他、医療救護活動として必要な事項
 - (イ) 医療救護所(フェーズ2以降、72時間以降)
 - a 健康相談·診察
 - b 慢性疾患患者等の診察・診療
 - c 服薬指導
 - d その他、医療救護活動として必要な事項

(4) 指揮命令

医師会医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、区長の指定する者(災対健康政策部長・区災害医療コーディネーター)が行う。

(5) 医師会医療救護班の参集・移動

医師会医療救護班の構成者の参集及び班の移動に関しては、原則として各自で行うものとする。 班の移動に関して、班長が必要と判断した場合は、区に対して移動手段の確保を依頼することが できる。

- (6) 医療品等の備蓄、輸送
 - ア 医師会医療救護班は、原則として区長が別に定める場所に備蓄する医療資器材及び医薬品を 使用するものとする。
 - イ 救護所において必要とする給食及び給水は区が行う。
 - ウ 備蓄薬品等の輸送は、原則として区が行う。
- (7) 災害拠点・災害拠点連携病院等における医療救護の要請

緊急医療救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、区長は東京都が指定する災害拠点・災害拠点連携病院等に対し、その受入れを要請する。

- (8) 避難所における巡回診療の実施
 - ア 区は、避難所の被災者に対する健康相談・診察・服薬指導等のために必要に応じて地区医師 会に対し医師・看護師等の派遣を要請する。
 - イ 区は、避難所の被災者に対する精神保健医療活動のために必要に応じて地区医師会に対し精神科医師等の派遣を要請する。
 - ウ 地区医師会は、要請に対し可能な限り精神科医師等を派遣し、区保健師班及び他県等からの派遣保健師班と連携して急性ストレス障害(ASD)、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、 及び精神疾患等の診療にあたる。
- (9) 医療費
 - ア 救護所における医療費は無料とする。
 - イ 災害拠点病院等医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助 法が適用される場合はその定めるところによる。
- (10) 合同訓練

地区医師会長は、区長から要請があった場合は、区が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

<地区歯科医師会>

(1)活動方針

歯科医師会の歯科医療救護活動に関しては、口腔外科治療を必要とする傷病者の災害拠点病院、 災害拠点連携病院、災害医療支援病院等、被災を免れた医療機関への移送の要否判断、歯科医療 を要する傷病者に対する応急処置、避難所等における歯科的応急処置を行う。

(2) 歯科医師会医療救護班の派遣

歯科医療救護活動に関しては、災害発生後の歯科医療機関の被災状況を見ながら、適切な救護活動を行っていく。原則として、発災当初の緊急対応が一段落する災害発生後 72 時間以降に、派遣要請を行っていくこととなる。ただし、医師会医療救護班から歯科医師の救護活動を要請された場合はこの限りではない。

- ア 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行う歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合 は、地区歯科医師会に対し、歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。
- イ 地区歯科医師会長は、区長から要請を受けた場合は、直ちに歯科医師会医療救護班を編成し、 現地の歯科医療救護所等に派遣する。
- ウ 歯科医師会医療救護班は、震度6弱以上が区内で観測された場合は、指定された場所に自動 参集する。
- (3) 災害歯科医療救護計画の策定

地区歯科医師会長は、医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護活動計画を策定し、区長に提出する。

(4) 歯科医師会医療救護班の活動場所及び業務

ア 歯科医師会医療救護班は、区が設ける歯科医療救護所又は災害現場等に設置する歯科医療救 護所において、歯科医療救護活動を実施する。

イ 歯科医師会医療救護班の業務

- a 口腔外科治療を必要とする傷病者の災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院等、 被災を免れた医療機関への移送の要否判断
- b 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- c 避難所等における歯科的応急処置指導
- d 発災初期における医師会医療救護班等との連携
- e 検視・検案に際して法歯学上の協力

(5) 指揮命令

歯科医師会医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、区長が指定する者 (災対健康政策部長・区災害歯科医療コーディネーター)が行う。

(6) 歯科医師会医療救護班の輸送

歯科医師会医療救護班の構成者の参集及び班の移動に関しては、原則として各自で行うものとする。班の移動に関して、班長が必要と判断した場合は、区に対して移動手段の確保を依頼することができる。

(7) 医療品等の使用

ア 歯科医師会医療救護班は、原則として歯科医師会館及び特別養護老人ホームに備付けの医療 資器材を使用するものとする。

イ 歯科医療救護所において必要とする給食及び給水は区が行う。

(8) 合同訓練

地区歯科医師会長は、区長から要請があった場合は、区が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を合わせて担当する。

(9) 医療費

ア 救護所における傷病者の医療費は、無料とする。

イ 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし災害救助法が適用される場合はその定めるところによる。

<地区薬剤師会>

(1)活動方針

地区薬剤師会の医療救護活動に関しては、緊急医療救護所等における傷病者に対する調剤及び 服薬指導と医薬品の管理、災害薬事センター等医薬品集積場所の運営(医薬品等の管理・保管・ 仕分け等)を行うものとする。

(2)薬剤師班の派遣

ア 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行う医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、 地区薬剤師会に対し、薬剤師班の派遣を要請する。

イ 地区薬剤師会長は、区長から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、現地の医療救護所等に派遣する。薬剤師会医療救護班は、震度6弱以上が区内で観測された場合は、指定された緊急医療救護所に自動参集する。

(3) 災害医療救護計画の策定及び提出

地区薬剤師会長は、医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、区長に提出する。

(4)薬剤師班の活動場所及び業務

ア薬剤師班は、区が設ける救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施する。

イ 薬剤師班の業務

- (ア) 緊急医療救護所、医療救護所等における傷病者・被災者等に対する調剤、服薬指導、医薬 品の仕分け、管理
- (イ) 災害薬事センターの運営(医薬品等の管理・保管・仕分け等)
- (ウ) 避難所等での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

(エ) 避難所等での衛生管理・防疫対策への協力

(5) 指揮命令

薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、区長の指定する者が行う。 (災対健康政策部長・区災害薬事コーディネーター)が行う。

(6)薬剤師班の参集・移動

薬剤師班の構成者の参集及び班の移動に関しては、原則として各自で行うものとする。特に参 集に関しては、班の移動に関して、班長が必要と判断した場合は、区に対して移動手段の確保を 依頼することができる。

- (7) 医療費
 - ア 救護所における調剤費は無料とする。
 - イ 後方医療施設における調剤費は、原則として患者負担とする。ただし災害救助法が適用される場合はその定めるところによる。
- (8) 合同訓練

地区薬剤師会長は、区長から要請があった場合は、区が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を合わせて担当する。

<柔道整復師会>

(1)活動方針

柔道整復師会の医療救護活動に関しては、緊急医療救護所、医療救護所等における傷病者に対する応急処置を行うものとする。

- (2) 柔道整復師会の派遣
 - ア 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行う医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、 柔道整復師会に対し、柔道整復師の派遣を要請する。
 - イ 柔道整復師会長は、区長から要請を受けた場合は、直ちに柔道整復師を、現地の緊急医療救 護所等に派遣する。
 - ウ 柔道整復師班は、震度6弱以上が区内で観測された場合は、指定された緊急医療救護所に自動参集する。
- (3)協力の内容
 - ア 救護所等における傷病者等に対する応急処置
 - イ 傷病者等に対する応急処置に関する衛生材料の提供
- (4)協力要請の手続き

区が柔道整復師会に対して、協力を要請するときは、要請の理由、活動内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにするものとする。

(5) 柔道整復師班の参集・移動

柔道整復師班の構成者の参集及び班の移動に関しては、原則として各自で行うものとする。特に参集に関しては、班の移動に関して、班長が必要と判断した場合は、区に対して移動手段の確保を依頼することができる。

(6) 合同訓練

柔道整復師会長は、区長から要請があった場合は、区が実施する合同訓練に参加するとともに、 当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の応急処置を合わせて担当する。

9 日本赤十字社東京都支部計画

(1)活動方針

日赤東京都支部(以下「都支部」という)が実施する医療救護活動は、その自主判断に基づき独自に、あるいは日赤本社、日赤各道府県支部と協力して活動する。

また、災害対策基本法に規定される指定公共機関として国及び地方公共団体等の行う医療救護活動に協力する。

したがって、都内に災害が発生した場合においても、東京都地域防災計画(都災害対策本部)の方針に 基づいて東京都及び防災関係機関と協力・連携して活動することを原則としている。

(2) 日赤救護班

日赤救護班の編成数は32班(東京都地域防災計画)を原則とし、1個班6名編成(医師1・看師3・事務その他2)となっているが、必要に応じて薬剤師及びこころのケア要員等を含めることもある。

(3) 医療及び助産救護計画

ア 基本方針

東京都災害対策本部の方針による。

イ 日赤救護班の編成

都支部では、災害が発生し救護を必要とする状況にある場合には、速やかに救護班を編成し、 現地に急派、傷病者の救護にあたる。

都支部に対し東京都災害対策本部(都福祉保健局)を通じ日赤救護班の派遣要請があったと きは、都災対本部の指示により指定場所に派遣する。

ウ 医療救護活動

日赤救護班の活動内容は、東京都との委託契約によって、医療、助産及び死体の処理(一時保存を除く)とする。

なお、委託業務の実施の範囲は次のとおりとする。

- 〇 医療
- 診療
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療
- 看護
- 〇 助産
- 分娩の介助
- 分娩前後の処置
- 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
- 看護
- 死体の処理(一時保存を除く)
- 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
- 検案

工 助産救護活動

東京都災害対策本部が指示する被災地域に開設された医療救護所又は最寄りの産院において 行う。必要によっては地域内を巡回し、被災人家等で行うこともある。

活動内容としては分娩の介助、分娩前後処置、衛生材料の配布、病(産)院への搬送等を行う。 日赤救護班は救護活動に必要な薬品、衛生材料、器具等は、必要分を携行する。

ただし、被災地の状況及び活動期間によっては東京都災害対策本部(都福祉保健局)に補充 要請を行うことがある。

オ 医療資器材の調達

赤十字が編成派遣する救護班は医療器具、医薬品、衛生材料等救護活動に必要な医療資材を 携行するものとするが、連日の救護によって不足を生じるような場合であって、支部からの補 給ができない状況のときは、東京都災害対策本部(都福祉保健局)から補給することがある。

災害時使用消耗資材の費用については、都との間に締結された委託契約に基づき要請するものとする。

カ 傷病者等の輸送

被災地において病(産)院等へ患者を輸送する場合は、「本章 応急・復旧対策 第1節 4 傷病者等の搬送」の計画を準用する。

キ 輸血用血液等供給計画

災害救助法が適用された場合、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づき都支部は東京都赤十字血液センター及び献血供給事業団と密接に連携して輸血用血液等の供給業務を実施する。

都内の輸血用血液等が不足し、供給が困難な場合は、都支部(東京都赤十字血液センター) は他の道府県日赤支部(他道府県血液センター)の応援を求めるものとする。

ク こころのケア活動

必要に応じて救護班のこころのケア要員等は、被災者及び被災者の救護にあたる援助者へのこころのケアを行う。

ケ 避難所における生活環境の整備

避難所生活が長期化するような災害に備え、平時から災害救援物資を備蓄する。災害時は被 災地の要請に従い配分を行う。

第3節 医薬品等の調達・供給対策

【健康政策部】

- 1 医薬品等の調達・供給体制の確保(フェーズ1~4、6時間~3ヶ月程度)
- (1) 基本的な考え方

区は、緊急医療救護所等の運営で必要になる医薬品(おおむね3日間)及び医療用資器材を備蓄している。

災害時、区が備蓄する医療救護活動用の医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護活動拠点(災対健康政策部)において地区薬剤師会等から調達する。

併せて、区災害薬事コーディネーター、さらに地域災害医療コーディネーターを通して都の備蓄の供出を要請するとともに、予め災害時の協力協定を締結している医薬品卸売販売業者等から調達する。

区として、調達が不可能な場合に限り、都へ調達を要請する。

※医薬品の備蓄については、本章第5節「備蓄など」(P221)を参照

(2) 医薬品等の調達・供給

緊急医療救護所・避難所等で医薬品等が不足した場合、以下の優先順位に基づいて供給する。

- ① 区備蓄の医薬品を使用する。
- ② 区備蓄で対応できない場合、地区薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。
- ③ 都に対し都の備蓄を供出するよう、協力を要請する。
- ④ 災害時の協力協定を締結している医薬品卸売販売業者に医薬品等を発注する。
 - 発注は災害薬事センターが一括して行う。
 - 納品は原則として医療救護所使用の医薬品は医療救護所へ、避難所等で使用する医薬品は 災害薬事センターへ納品する。
- ⑤ 区での調達が不可能な場合、都に対し調達を要請する。 被災、傷病者の状況や規模により、③、④あるいは①から④を同時に実施する。

(3) 災害薬事センターの設置

災対健康政策部は、被災の規模から見て必要と思われる場合は、災害薬事センターを設置し協 定に基づき地区薬剤師会及び医薬品卸売販売業者にセンターの管理運営を要請する。

区災害薬事コーディネーターと地区薬剤師会はセンターを統括するセンター長を選任する。 センター長は災対健康政策部長の指揮の下、区災害薬事コーディネーターと連携して業務を行 う。

災対健康政策部長は、センターを複数設置する場合には、中核となるセンターを指定する。

- 災害薬事センターの主な業務
 - ・調達・医薬品の集積・整理・保管・仕分け・在庫管理等
 - ・医療救護所・避難所からの要請に対する供給
 - ・不足する医薬品等の卸売業者への発注
- 災対健康政策部は、災対総務部・災対環境清掃部に、医療救護所・避難所等への搬送を依頼する。

【健康政策部】

第4節 防疫及び災害衛生計画

1 活動方針

被災地及び避難所等において、健康調査による患者の早期発見、避難所及び被災家屋等の消毒、 そ族こん虫駆除等の防疫活動を行い、感染症患者の急速な発生を防止する。また、飲料水や食品の 安全対策、被災動物対策、その他衛生指導・助言により公衆衛生の確保を図る。

2 防疫活動

災対健康政策部は災害時に必要があると認めるときは、「防疫班」を編成し、被災地及び避難所等において、健康調査、消毒等の防疫活動を実施する。

なお、区が実施する防疫活動について、都福祉保健局に迅速に連絡するとともに、区の対応能力では十分でないと認められる場合は協力を要請する。

<防疫班>

- (1) 災対健康政策部長は、状況に応じて、保健師等専門職で構成する「防疫班」を編成して、被災地における感染症の発生を防止する。
- (2) 防疫班の業務
 - ア 健康調査(保菌者検索を含む)
 - イ 診察・治療を要すると思われる患者の医療機関受診対応業務
 - ウ 被災地における委託契約(協定締結)に基づく感染症予防措置及び予防教育

3 災害衛生活動

災対健康政策部長は、災害時における飲料水や食品の安全対策、その他衛生指導を行うため、災害の状況にあわせて、次の各班を編成し、被災地に派遣する。

<衛生指導班>

生活衛生課職員は、避難所・地域の衛生状況の把握及び衛生対策活動を行う。

- (1) 災害発生6時間から1週間程度まで(フェーズ1、応急対応期~フェーズ2、復旧対応期)
 - ア 緊急を要する防疫・災害衛生活動
 - イ 避難所の生活環境調査票を利用した状況把握
 - ウ 調査票に基づいた避難所の衛生活動
 - エ 避難所の食品取扱管理者の設置指導・衛生管理の指導や助言
 - オ 避難所の医療活動の状況、巡回診療の実施状況の把握、避難所への医療情報の提供
 - カ 避難所のねずみ衛生害虫の相談指導
 - キ 避難所の動物の管理状況

<医薬指導班>

医薬担当職員2名を1班とし、被災地の医療・薬事監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生1週間以降(フェーズ3以降)
 - ア 仮設診療所・仮設薬局開設届、巡回診療計画書等の受理
 - イ 避難所の医療活動の状況、巡回診療の実施状況の把握、避難所への医療情報の提供

<環境衛生指導班>

環境衛生監視員2名を1班とし、被災地の環境衛生監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生3日から1週間程度まで(フェーズ2、復旧対応期)
 - ア 飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
 - イ 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ 以降の消毒について、消毒の確認を行うとともに、避難所管理者等が自主的に消毒を行えるよ うに消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を避難所管理者等に指導する。
 - ウ ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。
- (2) 災害発生1週間以降(フェーズ3以降)

- ア 避難所の衛生管理指導
- イ 被災者に対する衛生相談・助言
- ウ ねずみ衛生害虫の相談指導
- エ 避難所の動物の管理状況
- オ 被災した環境衛生関係施設に関する監視・指導

<食品衛生指導班>

食品衛生監視員2名を1班とし、被災地の食品衛生監視及び指導活動を行う。

- (1) 災害発生6時間以降(フェーズ1以降) 食品集積所の衛生確保
- (2) 災害発生1週間以降 (フェーズ3以降)
 - ア 被災住民への食品衛生の啓発
 - イ 被災地の食品製造業、販売店等に対する食品衛生の監視・指導
 - ウ 国、都からの食品への放射性物質の検出状況等の情報提供
 - エ その他飲食に起因する危害発生の防止

<連絡調整班>

生活衛生課職員は、本部との連絡調整及び避難所衛生状況の報告を行う。

第5節 動物の管理保護活動

【健康政策部】

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。区は、区民の安全の確保および公衆衛生、動物愛護の観点から必要な対策を構ずるものとする。

1 動物対策班

災対健康政策部長は、災害時における被災動物対策活動を行うため、災害の状況にあわせて、動物担当職員3名による動物対策班を編成する。

動物対策班は、獣医師会や他部署、都等との連絡調整を行う。また、被災状況や避難所での動物飼養状況の把握に努めるとともに、動物対策活動が円滑に行われるよう調整を行う。

2 関係機関との連携

(1) 公益社団法人東京都獣医師会大田支部

被災地区の動物の保護と救護については迅速な対応が求められるため、区は平成19年度に、東京都獣医師会大田支部との間に「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。

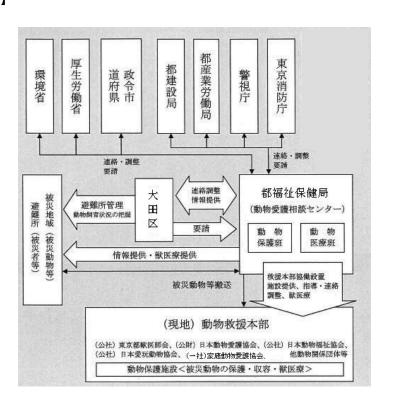
[資料編 3-2-5 災害時における動物救護活動に関する協定 参照]

この協定により、区は災害が発生し動物救護が必要になった場合には、被災した動物の保護及び管理、負傷した動物の獣医療活動、避難所巡回による飼養指導等について獣医師会の協力を求めていく。

(2)都

都(福祉保健局)は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成するとともに、関係団体等と 協働して「動物救援本部」を設置し、区と連携して被災動物の保護、避難所等における動物の適 正飼養の指導及び獣医療の提供等を行う。

【関係機関との連携図】



3 避難所における動物の適正な飼養

区内には現在約3万頭の登録している犬が飼養されており、災害時には、猫等を含めて多数の飼養動物が、飼い主とともに避難所に避難することが想定される。これらの動物が、避難所内で避難住民と共存するためには、飼い主自身が動物飼養に責任を持つという飼い主責任の考え方を徹底するとともに区としても対策を検討する必要がある。

(1) 飼い主責任の原則

災害時においても、動物の飼養管理は飼い主が責任を持って行う。飼い主は、平常時から避難 生活に必要となる当面の餌や水、ケージ、薬などを準備するとともに、他の避難住民等の迷惑と ならないように必要なしつけや健康管理を行う。

(2) 避難所等における動物の適正飼養の指導

区は、避難所等での飼養場所の設定等の調整を行うとともに、飼い主とともに避難した動物の 適正飼養について指導を行い、避難所における環境衛生と動物愛護の保持に努める。

また、動物の飼い主が自主的に又は共同で行う動物管理活動を支援する。

(3) 関係機関への要請

区は、避難所等での動物の飼養状況を把握し、必要に応じて、資材の提供や獣医師の派遣等について、都に要請する。また、必要に応じて、東京都獣医師会大田支部に、避難所の巡回による飼養指導を要請する。

(4) 避難所における動物の取扱い指針

区は、避難所における動物の取扱いの方向性を示した『ペットの災害対策ガイドライン(令和2年7月改訂)』及び『避難所におけるペット対応標準マニュアル』に基づき、避難所でのペットの適正な飼養方法について、各学校防災活動拠点(避難所運営協議会)に普及啓発を行う。また、各学校防災活動拠点(避難所運営協議会)は、ガイドライン及びマニュアルをもとに、避難所における災害時の動物受入体制を整備する。

ガイドライン及びマニュアルの主な内容は以下のとおり。

- ア 対象とする動物は、一般家庭で飼養されている犬及び猫などの小動物とする。
- イ 避難所では、人の居住場所と動物の飼養場所は分ける。
- ウ 避難所敷地内に動物の飼養場所を設け、動物はケージに入れるかリードでつないで飼養する。
- エ 避難した動物の管理は、飼い主自身が責任を持って行う。飼い主は、「(仮称)飼い主の会」を立ち上げ、『飼養ルール』を守り互いに協力して適正飼養を行う。
- オ 避難生活に必要なペットの備品(餌、水、ケージ、リード、首輪、糞等の汚物処理用具等)は、原則として飼い主が平常時から準備する。
- カ 避難所に持ち込まれた飼い主不明動物は、保護先が決まるまで、避難した動物と同じ場所で 一時的に飼養する。
 - ※ 各学校防災活動拠点(避難所運営協議会)は、地域の実情にあわせてマニュアルの充実を 図る。

4 暫定的な収容施設の設置

負傷又は放し飼い状態の被災動物は、都が主体となって保護を行う。区は、保護収容について都に要請するとともに、都が関係団体等と協議して設置する「動物救援本部」による被災動物の保護活動への協力を行う。

被災状況等により、都による収容がすぐに開始されない場合は、区民への危害防止等の観点から、 区施設等に連れて来られた動物を一時的に保護するための暫定的な収容施設を放置自転車第一保 管場所(平和島陸橋下西側)に設置する。

5 負傷動物の救護

原則として飼い主の責任となるが、飼い主不明時や、飼い主が被災し自らの資力によって動物の 救護費用を支出することが不可能な場合は、区と東京都獣医師会大田支部の協定に基づき、東京都 獣医師会大田支部が負傷した動物の応急手当等を行う。

区は、動物の医療救護の必要を認めた場合は、東京都獣医師会大田支部に動物救護活動の実施を 要請し、支部員が保有する動物病院を負傷動物救護所として、負傷した動物の治療を行う。

6 危険動物の逸走時対策

区民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物)の 逸走の通報があった場合は、都に動物の保護収容等について要請するとともに、警視庁、東京消防 庁等に情報提供を行う。

7 飼い主に対する指導・啓発等

区は、平常時から飼い主に対し、災害時には自らの責任で動物の管理ができるよう、次の事項について啓発に努める。

- (1)動物用の防災用品(餌、水、ケージ、リード、首輪、糞等の汚物処理用具等)を準備する。
- (2)鑑札、狂犬病予防注射済票、氏名及び連絡先を記載した名札、マイクロチップ等の装着により、 常に飼い主を明らかにすること。
- (3) 自宅以外の場所に収容する場合に備えて、必要なしつけ(ケージに嫌がらずに入る、トイレは決められた場所でする、無駄吠えをしない、他人や他の動物を怖がらない等)や健康管理(狂犬病等の予防ワクチン接種、ノミなどの外部寄生虫の駆除・予防等)を行う。
- (4) 親戚や友人など緊急時のペットの預け先を確保する。
- (5) 避難所でペットを飼養する際には、『ペット災害対策ガイドライン』及び『避難所におけるペット対応標準マニュアル』に基づき、飼い主が主体となり、飼養ルールを守り適正飼養を行う。 なお、避難生活に必要なペットフードやケージなどのペット用品は、飼い主自身が用意する。

第7編 受援計画

(広域連携、ボランティア、支援物資の取り扱いなど)

第1章 対策の基本的な考え方

〇 受援計画における基本的な考え方

区の地域に災害が発生した場合、区内防災関係機関はあらかじめ定めてある業務計画又はマニュアル等に従って応急対策を実施するが、その災害の状況や災害特性によっては、人的・物的資源の不足が予想される。

被害想定から鑑みるに、区の防災資源だけでは十分な防災対策の実行は困難であり、必要に応じて他の機関に協力を要請し災害対策の円滑な実施を図る必要がある。

さらに、被害が広範囲に及び区内防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、広域的支援を含む、 他自治体、自衛隊等の協力を得て災害対策活動を行う必要がある。

〇 現在の対策の状況

- 関係機関等との協力体制について、基本的な事項を計画化している。
- 災害時の協力協定を民間団体や他自治体、公共団体等と締結している。
- ・ 災害時に災害ボランティアセンターを設置することとし、設置場所、機能など、基本的な事項を定め、具体的な検討を行っている。
- 救援物資等の集積地等を定めている。

〇 課題

- 区と関係機関との役割分担や具体的な連携業務が不明確
- ・ 応急、復旧活動のために必要となる庁外の防災資源の把握が不十分
- 応援職員等の活動スペース、生活スペースが確保できていない。
- 受援計画が十分整備されていない。
- 災害ボランティアセンターの運営体制
- ・ 専門・海外ボランティアの受入方法が不明確

〇 対策の方向性

- ・ 迅速的確な要請等を行うための受援計画及び体制づくり(要請先と手続き、手段等の調査、共有)
- ・ 各種応援部隊等の活動が効果的に展開されるための受援計画及び体制づくり(指揮、連絡体制の整備、燃料、食糧等の補給体制の整備、受入体制、施設の整備、活動拠点の整備など)
- ・ 災害ボランティアセンターの運営の調査研究及び運営訓練の実施
- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムの運用

第二音

第2章 具体的な取り組み

大規模災害に立ち向かうためには、区内の防災資源だけでは必ずしも十分な防災対策を実行できるとは限らず、関係機関、協定団体、ボランティア等からの人的・物的支援や協力が重要である。

本章では、支援の受入れや協力体制、コーディネートに関する事項について定める。

<予防対策>

- 第1節 協力体制の整備(P.245)
 - 1 防災関係機関等との協力体制

- 2 災害ボランティアの受入れ
- 第2節 物的支援の受入体制の整備(P.250)
 - 1 援助物資等の受入体制の整備

<応急・復旧対策>

- 第1節 協力体制(P.251)
 - 1 相互支援協力
- 第2節 災害ボランティア等の人的支援(P.253)
 - 1 災害ボランティアの受入れ
 - 3 専門ボランティア・海外ボランティア
 - 5 労働者の確保
- 第3節 物的支援受入れの実施(P.257)
 - 1 物的支援受入れの実施

- 2 災害ボランティアセンター
- 4 関係機関等との連携

予 防 対 策

第1節 協力体制の整備

1 防災関係機関等との協力体制

【防災危機管理課‧関係各機関】

(1) 基本的な考え方

区の地域に災害が発生した場合、区内防災関係機関はあらかじめ定めてある業務計画又はマニュアル等に従って応急対策を実施するが、その災害の状況や災害特性によっては、必要に応じて他の機関に協力を要請し災害対策の円滑な実施を図る。

また、ボランティア活動については、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を 持つボランティアとの連携協力体制を構築し、効果的な応急対策の実施を図っていく。

さらに、被害が広範囲に及び、区内防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、隣接区市 や自衛隊等の協力を得て災害対策活動を行う。

(2) 資料・情報の提供及び交換

災害時において各種災害情報及び関係資料を収集した機関は、必要と思われる関係機関に対してその情報を提供し、あるいは交換する。また、可能な限り災害対策本部へも通報する。

(3) 災害対応スペース等確保に関する協力

防災関係機関が応急・復旧対応に係わる資材等の仮置場、作業員の宿泊場所、駐車スペース 等の用地等を緊急に必要とし、防災関係機関による確保が困難であるため区災害対策本部に協 力要請があった場合、区災害対策本部は協力に努める。

(4) 防災関係機関との相互協力

区分	名 科	、 内 容			
	○ 建設局第二建設事務所	防潮堤、道路等の保全、水防活動等			
	○ 港湾局東京港管理事務所	港湾施設等の保全、海上輸送経路の確保等			
	○ 交通局大門駅務管区五反田駅務区	施設の保全、地下高速電車による輸送等			
	〇 水道局南部支所	応急給水、水道施設の復旧等			
都	〇 下水道局南部下水道事務所	下水道の維持管理、復旧等			
	○ 警視庁	情報収集、救出救助活動、避難誘導、行方不明者の調査、死 体の検視、交通規制、秩序維持等			
	〇 東京消防庁	規制指導、育成等予防活動、救助・救急活動等			
指是	○ 国土交通省関東地方整備局東京国道 品川出張所	事務所 一般国道の保全、復旧等			
指定地方行政機関等	○ 国土交通省関東地方整備局京浜河川 田園調布出張所	事務所 河川及び施設の保全・復旧及び水防警報等			
政機	○ 国土交通省東京航空局東京空港事務所	所 航空機による輸送等			
選等	○ 海上保安庁第三管区海上保安本部東 保安部	京海上海難救助、海上交通の安全確保、被災者用救助物資の輸送等			
	〇 東日本鉄道株式会社東京支社	鉄道施設等の保全、救助物資及び避難者輸送等			
	○ 東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事	業本部 輸送の早期確保、新幹線鉄道の予防応急対策等			
	〇 日本貨物鉄道株式会社	車両、施設、設備等の予防、応急、復旧対策等			
指定	○ 東日本電信電話株式会社東京事業部	電信及び電話施設の保全、災害非常通話の調整等			
指定公共機関	〇 日本赤十字社東京都支部	医療救護、助産、遺体検案、義援金に関する調整等			
機関	○ 首都高速道路株式会社東東京管理局	首都高速道路等の保全、復旧、緊急交通路の確保等			
	○ 東京電力パワーグリッド㈱品川支社	電気施設等の保安、災害時における電力需給の調整等			
	○ 東京ガス株式会社	ガス施設等の保安、災害時におけるガス供給の調整等			
	○ 日本郵便株式会社東京支社	郵便、為替貯金及び各事業の運行管理、災害における郵政事業等			
	〇 東急電鉄株式会社	鉄道施設等の保全、救助物資及び避難者輸送等			
	〇 京浜急行電鉄株式会社	鉄道施設等の保全、救助物資及び避難者輸送等			
指	○ 東京モノレール株式会社	鉄道施設等の保全、避難者輸送等			
定地士	○ 社団法人東京都トラック協会大田支部	部 救助物資及び避難者輸送等			
指定地方公共機関	○ 医師会	医療、助産活動等			
機関	○ 歯科医師会	歯科医療救護活動等			
	○ 社団法人東京都薬剤師会	医療救護活動等			
	○ 東京都獣医師会	動物救護活動等			

(5) 自衛隊の災害派遣

ア 基本的な考え方

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に 対し自衛隊の災害派遣を要請する。

イ 派遣要請の手続等

(ア) 要請手続

- ・ 区長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする ときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって東京都災害対策本部に要 請する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- ・ 区長は、災害に際し、通信の途絶等により都知事に対して災害派遣要請の要望ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接下記に通報する。この場合、速やかにその旨を都知事に通知する。

自衛隊の連絡先				
部隊名	陸上自衛隊第1普通科連隊			
住所	練馬区北町4-1-1 練馬駐屯地			
連絡責任者	正連絡責任者 第3科長			
	副連絡責任者 第1中隊長又は部隊当直司令(夜間・休日)			
電話番号	0 3 (3 9 3 3) 1 1 6 1			
	正連絡責任者 内線 503、513、516			
	副連絡責任者 内線 5 2 1			

(イ) 災害派遣部隊の受入体制

- ・ 区長は、派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。
- ・ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除 区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的効率的な作業を分担する よう配慮するとともに、可能なかぎり区職員を同行派遣する。
- 作業計画及び資器材の準備
 - 区長は、自衛隊に対し、担任地域における作業計画を一任するとともに、派遣した同行区職員を通じ、救護活動に必要な資器材(自衛隊装備品を除く)の調達、借上げ等の便宜を図る。
- ・ 区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保する。また、都と協力して大規模救出救助活動拠点の確保に努める。 指揮所候補地:蒲田地域庁舎

大規模救出活動拠点候補地:ガス橋緑地少年野球場、大田清掃工場、多摩川清掃工場

(ウ) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当区が負担 する。2以上の自治体の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係自治体間で協議し て定める。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等の購入費、 借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ・ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた(自衛隊装備品を除く)損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を 受けた当区とで協議する。

(エ) 災害派遣部隊の活動内容

(二) 炎音抓追即隊 7	(エ) 災害派遣部隊の活動内容				
区 分	活 動 内 容				
避難状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。				
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、				
	避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。				
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索活				
	動を行う。				
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活				
	動を行う。				
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場				
	合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。				
	(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)				
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に				
	あたる。				
応急医療、救護及び防	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。				
疫	(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)				
人員及び物資の緊急輸	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施				
送	する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められ				
	るものについて行う。				
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。				
救援物資の無償貸付又	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」に基づ				
は譲渡	き、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。				
危険物の保管及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置				
	及び除去を実施する。				
その他の臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措				
	置をとる。				
	(2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項~10項及び第65				
	条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にい				

区分	活 動 内 容
	ない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の
	必要な措置をとる。

(6) 他自治体との協力

大地震等の災害が発生した場合には、被災した自治体独自では十分な対策等が実施できない ことが想定される。この場合において、被災を免れた自治体あるいは比較的被害が軽い自治体 は、被災した自治体の要請に基づき支援を実施する。

区は、このような事態に備え、自治体間相互の応援をより円滑に行えるようにするため協定 を締結している。

城南5区(品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区)、特別区、並びに秋田県美郷町及び 長野県東御市、宮城県東松島市、静岡県伊東市、山形県長井市と協定を締結している他、東海 道五十三次協定にも加盟している。

[資料編 3-1-6 災害時における相互応援に関する協定 参照]

(7) 民間団体等との協定締結と協力

区は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体 等に対し協力要請を行う。

なお、区は次の民間団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。 〔資料編3 災害時の協定関係 参照〕 (令和4年1月1日現在 延べ157協定、279団体)

(8) 公共的団体との協力体制の確立

区は、区内の公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、 その機能を災害時に十分発揮できるよう、協力体制の確立に努める。

2 災害ボランティアの受入れ

【地域力推進部】

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

災対地域力推進部は、区の災害応急対策業務、被災者の生活の回復又はその他の業務に対して大田区社会福祉協議会と連携しボランティアの活用を図るため、災害ボランティアセンターの本部を大田区社会福祉協議会内に設置する。

また、ボランティア活動を希望する者、団体(以下「希望者」という。)の受入れ、派遣等のボランティア活動に必要な業務を行う災害ボランティアセンター及びサテライトを設置する。なお、センター及びサテライトの設置にあたっては、被災状況等を加味し災対地域力推進部と大田区社会福祉協議会が協議のうえ適地を選定する。

(2)災害ボランティアの育成

ボランティア経験等が豊富な災害ボランティアは、被災者に配慮したボランティア活動を行ううえで必要な存在である。

被災者を慮ったボランティア活動を展開するにあたり、ボランティア活動に精通した人材を 育成するため、専門的な知識や技術を習得する講座を実施する。併せて、地域でのつながりや 経験の蓄積のため、地域の避難所運営訓練などより実践的な取り組みに参加することを推奨す る。

なお、講座等の修了者には、大田区社会福祉協議会の災害ボランティア登録を案内し、災害ボランティアセンター及びサテライトの運営に必要な人材として協力が得られる仕組みを構築する。

第2節 物的支援の受入体制の整備

1 援助物資等の受入体制の整備

【総務部】

(1) 基本的な考え方

区は援助物資の受入れ及び配分にあたっては、災対総務部内に援助物資対策チームを設置する。

また、東日本大震災をはじめとする、これまでの大震災での経験から、被災地において広域的かつ膨大な物的支援を、どのように受け入れ、荷さばきし、避難所等への配送を行うかが課題となっている。大田区総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システムを運用し、適切な援助物資等の受入体制を整備する。

(2) 援助物資の受入方針の策定

輸送業務についてノウハウを持つ民間物流企業と協力し、実効性のある体制を構築する。 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、 「個人が被災地に小口・混載の援助物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け などの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであ って配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、援助物資の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を 踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど対応していく。 東日本大震災で被災地となり協定を締結している宮城県東松島市からの取り組み事例等も 研究し、援助物資の受入れに係わる運営方法等の検討を進めていく。

応 急 ・ 復 旧 対 策

第1節 協力体制

1 相互支援協力

【防災危機管理課‧関係各機関】

(1) 基本的な考え方

区の地域に災害が発生した場合、区内防災関係機関はあらかじめ定めてある業務計画又はマニュアル等に従って応急対策を実施するが、その災害の状況や災害特性によっては、必要に応じて他の機関に協力を要請し災害対策の円滑な実施を図る。

さらに、被害が広範囲に及び、区内防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、隣接区市 等の協力を得て災害対策活動を行う。

(2) 資料・情報の提供及び交換

災害時において各種災害情報及び関係資料を収集した機関は、必要と思われる関係機関に対してその情報を提供し、あるいは交換する。また、可能な限り災害対策本部へも通報する。

- (3) 都との相互協力
 - ア 区は、都と平時から連絡を密にし、災害時には、一層の連絡強化に努めるとともに被害を 最小限に食い止めるため、協力して応急対策の実施にあたる。
 - イ 区長は、区の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合は、都知事に対 し応援(職員の派遣を含む。以下同じ。)又は応援のあっ旋を求める。この場合、次に掲げる 事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて依頼する。
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由
 - 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を必要とする期間、場所
 - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに人員
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要事項
 - ウ 区長は、都知事から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、 積極的に協力する。
- (4) 協定団体等との協力

区は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体 等に対し協力要請を行う。

(5) 公共団体等との協力体制の確立

区は、区内の公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、 その機能を災害時に十分発揮できるよう、協力体制の確立に努める。

ア 協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織において定めている活動態勢に基づき、自主的に各種の必要な応急対策活動に着手する。その後、区をはじめ防災関係機関の活動態勢が確立するに従って逐次応急対策活動の主体を防災関係機関に移行する。移行後は、区及び防災関係機関が行う災害業務に協力する。

イ 被災地内における活動限界

公共的団体等における地域内の防災活動については、原則として区本部長が発令する避難

指示をもって一つの区切りとして、被災地内における防災組織活動の限界とする。ただし、避難に関係する協力活動は、避難行動の終了するまで続行する。

第2節 災害ボランティア等の人的支援

1 災害ボランティアの受入れ

【地域力推進部·区各部】

(1) 基本的な考え方

被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を持つボランティアとの連携協力体制 を構築し、効果的な応急対策の実施を図っていく。

- (2) 一般災害ボランティアの受入体制の整備
 - ア 区の災害応急対策における一般の災害ボランティア等の支援に係る総合調整は、災対地域 力推進部と大田区社会福祉協議会が連携して行う。
 - イ 区の災害応急対策業務、被災者の生活の回復又はその他の業務に対してボランティアの活 用を図るため災害ボランティアセンターの本部(以下「本部」という。)を大田区社会福祉 協議会内に設置する。

また、ボランティア活動を希望する者、団体(以下「希望者」という。)の受入れ、派遣等のボランティア活動に必要な業務を行う災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)及びサテライトを設置する。なお、センター及びサテライトの設置にあたっては、被災状況等を加味し災対地域力推進部と大田区社会福祉協議会が協議のうえ適地を選定する。

2 災害ボランティアセンター

- (1) センターの業務は次のとおりとする。
 - ア ボランティアニーズの収集

区民がボランティアによる支援が必要とする業務(以下「ボランティアニーズ」という。) の情報を収集する。

また、特別出張所及び関係各所が被災した区民から申し出を受けた場合は、センターに通知する。

イ ボランティアの受付

希望者の申し込みを受け付け整理する。

- ウ ボランティア保険の加入手続き
 - 希望者がボランティア保険に加入していない場合は、加入手続きを行う。
- エ ボランティアの派遣の調整 ボランティアニーズと希望者の組み合わせを調整し、ボランティアを派遣する。
- オ 関係機関との連絡調整

災対地域力推進部、災対福祉部、大田区社会福祉協議会等の地域関係機関を含めた連絡調整をする。

カ 活動資器材の調達

ボランティアニーズに伴い発生する必要な資器材を区などに依頼し調達する。

(2) センター運営への協力要請

センターは、災害時におけるボランティア活動等に関する協定の相手方及び大田区社会福祉協議会の災害ボランティア登録者に対し、被災状況等の情報を提供するとともに、運営への協力を呼びかける。

(3) ボランティアの要請

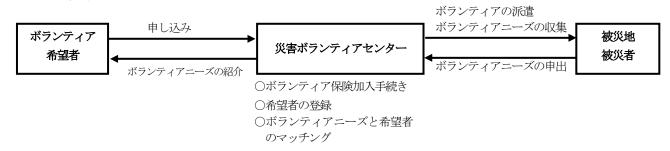
区は、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第5条第4号により、特別区支援対 策本部に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえ で、ボランティアのあっ旋を要請することができる。

(4) ボランティアに関する連絡調整

本部は、東京都及び東京ボランティア・市民活動センターが協働して開設する「東京都災害ボランティアセンター」にボランティアに関する情報を提供する。

本部は、ボランティアニーズに伴い発生する資器材の需要についての情報を災対地域力推進部に送付する。

ボランティア受入れの流れ



3 専門ボランティア・海外ボランティア

【地域力推進部・観光・国際都市部・福祉部・健康政策部・まちづくり推進部】

(1) 専門ボランティアの受入れ

東京都、東京消防庁などが事前登録制により実施しているボランティアについては、専門領域ごとに、区関係各部及び各消防署が受入窓口を設置し、必要となる業務に応じて受入れを図る。

また、事前登録制によらないが専門知識・技術を有するボランティアについても同様に受入れを行う。

ア 応急危険度判定員

東京都に登録された建築士ボランティアで、余震等による建築物の倒壊など二次災害を防止するため、被災建物の当面の使用の可否を判定する業務に従事する。

災対まちづくり推進部は、区内の応急危険度判定員を受け入れるとともに、東京都及び他 県より支援のため派遣される応急危険度判定員についても受入れを行う。

また、「建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定」の締結団体に所属する専門技術者の支援協力も求める。

イ 住家被害認定調査員

協定を締結した区内の建築関係団体による建築関係専門技術ボランティアで、地震や風水 害等の災害により被災した家屋・住家の被害程度(全壊、半壊等)を認定する業務に従事する。 災対まちづくり推進部は、協定団体からの住家被害認定調査員を受け入れるとともに、東 京都及び他県より支援のため派遣される調査員についても受入れを行う。

ウ 東京消防庁災害時支援ボランティア

大規模地震等の際、同時多発する大災害に対応するため、ボランティアとの連携を図ることとし、事前に応急救護や消防資器材等についての専門的な知識・技術を習得したボランティアを育成するため消防職員団員の経験者等の登録を進める。

また、震災時等には、登録ボランティアは原則として、各消防署へ自主的に参集しチーム

を編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や応急救護活動などを実施する。

エ 警視庁交通規制支援ボランティア

大震災が発生した場合の交通対策として、警察署長は、警備業者、ボランティア等に対し 配置指定交差点等における交通規制の補助活動を要請する。また、警備業者、ボランティア 等に、交通規制の補助活動を行わせる場合は、原則として、警察官の配置されている交差点 に配置するものとし、活動中における受傷事故防止に特段の配意をする。

オ 東京都 (防災) 語学ボランティア

大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援するため、一定以上 の語学能力を有する者を、都は東京都(防災)語学ボランティアとして登録をしている。災 対観光・国際都市部は、必要に応じて都へ支援要請し、当該ボランティアの受入れを行う。

(2) 海外ボランテイアの受入れ

海外からのボランティアの受入れについては、東京都、国と協議の上、区災害対策本部でその対応を協議する。

4 関係機関等との連携

【地域力推進部·福祉部】

(1) 災害時におけるボランティア活動等に関する協定の相手方との連携

協定の相手方は、被災者の生活と再建に必要なボランティア活動について、センターからの協力の要請に対し、可能な限り協力する。

また、災害時のボランティア活動を効果的に行うため、平時から災対地域力推進部及び大田 区社会福祉協議会などと連携及び協力して研修や訓練に取り組み災害に備える。

- (2) 東京都との連携
 - ア 被災状況等により、災害ボランティアセンターの設置場所を他に移したほうが業務に適していると認めるときは、東京都と連携し、代替施設の確保に努める。
 - イ ボランティア活動に伴い発生する資器材等の備蓄場所が不足した場合、東京都と連携し、 施設の確保に努める。
 - ウ 東京都及び東京ボランティア・市民活動センターが、災害時に「東京都災害ボランティア センター」を設置した場合は、区内被災状況に即した円滑なボランティア活動ができるよう 連携して対応する。
- (3) 市区町村との連携

東京都23区間においては、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第5条第4号」により、ボランティアの受入れ等に関して相互に協力する。

(4) 日本赤十字社東京都支部赤十字エイドステーションへの支援

区は、赤十字ボランティアが帰宅困難者支援のために開設する赤十字エイドステーションに対して、場所の提供、情報提供等の支援をする。

5 労働者の確保 【総務部】

(1) 基本的な考え方

災害時における対応については、区の職員及び他団体等との協力・協定だけでは必ずしも十分ではない。労力の不足を補い、救助作業等の円滑な推進を図るため、東京労働局等へ労務供

給の要請をするなど供給可能な労働力の確保に努め、各種応急措置に迅速に対応できるよう、 体制の確立を図る。

(2) 労務供給手続

ア 雇上対象

公共職業安定所の日雇求職者とする。

イ 賃金の支払い

作業については原則として7時間 45 分勤務とし、賃金については、就労現場において作業終了後直ちに支払う。

なお、必要に応じて給食を行う。

【総務部】

第3節 物的支援受入れの実施

1 物的支援受入れの実施

(1) 基本的な考え方

区は援助物資の受入れ及び配分にあたり、災対総務部内に援助物資対策チームを設置し、調整する。

また、広域的かつ膨大な物的支援に対して、受入れ、荷さばき、避難所等への配送を円滑に 行うため、大田区総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システムを運用し、適 切な支援物資等の受入体制を整備する。

(2) 援助物資受入れの実施

災対総務部は、物資の受入場所を開設及び運営する。指定受入場所は、京浜島備蓄倉庫、産業プラザ、大森スポーツセンターとする。ただし、指定受入場所以外に、臨時に設置する必要がある場合は、本部長の指示により開設する。

受入場所の運営は、班を組織し実施する。各班の班長は援助物資対策チーム会議と連絡調整を行い、班員は援助物資の受入れ、払い出し、仕分け、整理及び作業ボランティアへの指示を行う。

義援物資の取扱いについては、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・ 決定し、受付・問合せ先等を広報するなど対応していく。

民間物流企業のノウハウや、被災地での取り組み事例を活かして対策を実行する。

第8編 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保

第1章 対策の基本的な考え方

○ 物資備蓄・調達対策と輸送ネットワークの確保における基本的な考え方

被災者の生命維持に必要な水や食糧、当座の生活に要する生活必需品、応急活動に使用する資機材は発災直後の応急対応期から必要である。

また、消防活動、情報収集活動など災害対策活動を円滑に行うためには、人的・物的資源 を送り届ける輸送ネットワークの構築が不可欠である。

そのためには、平時のうちから、まちづくり整備事業の一環として、沿道の整備等を着実に推進するとともに、輸送に要する車両等の準備や輸送の優先順位付け、物資調達の調整、物資調達・輸送調整等支援システムへの習熟、物資集積場(物流拠点)の運営等、ハード、ソフト両面からの事業推進が必要である。

〇 現在の対策の状況

- 被害想定人口3日分の飲料水や食料、生活必需品の備蓄
- 水上輸送のための防災船着場の整備
- ヘリサインの整備
- 救援物資等集積場所の確保
- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムの導入や物流事業者との協定締結による物資輸送力 の強化

〇 課題

- 集積した物資の管理及び輸送業務に係わるノウハウ、マンパワーが不足
- 緊急輸送道路及び沿道道路沿いの建築物の耐震化促進
- ・ 橋りょう等の耐震化の促進
- 救援物資輸送車両の確保
- 効率的な物資輸送体制の構築
- ・ 3日分の備蓄物資の継続的な確保と多様なニーズに応じた備蓄計画の見直し
- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムへの慣熟
- ・ 国や東京都の救援物資輸送と整合した効率的な物資輸送体制の構築

〇 対策の方向性

- ・ 備蓄倉庫の機能区分や備蓄物資への多様なニーズに応じた備蓄計画の見直し
- 国や東京都からの救援物資を効率的に輸送するための輸送計画の作成及び訓練
- ・ 物資輸送の効率的なアプローチ経路の検討
- 沿道建築物の耐震化の促進
- ・ 橋りょう等の耐震化の促進
- 地域の多様な資源を活用した災害時の輸送ルートの確保
- ・ 水上輸送ルートの確保
- 緊急輸送計画の作成及び訓練実施
- 民間物流事業者との協力体制構築

第二章

第2章 具体的な取り組み

災害時、最低限の生活を守るためには、水や食糧等の確保が不可欠である。また、災害応急活動 に必要な物資や人員の輸送は、災害対策の基幹である。

本編では、事前の備蓄対策と車両等の調達及び輸送計画や輸送ネットワークを確保するために必要な事項を定める。

<予防対策>

- 第1節 水、食糧、生活必需品等の事前確保(P.259)
 - 1 応急給水事前対策
- 2 応急給水の実施等
- 3 食糧、生活必需品等の確保

- 第2節 救援・救助物資等の整備(P.265)
 - 1 資機材の備蓄体制の整備
- 第3節 緊急輸送実施にあたっての事前対策(P.271)
 - 1 緊急輸送道路沿道等の整備

- 2 道路障害物の除去・道路啓開
- 3 緊急輸送実施のための事前準備
- 4 緊急通行車両の確認

<応急・復旧対策>

- 第1節 輸送ネットワークの確保(P.275)
 - 1 災害対応上、必要な交通規制の実施
- 2 道路障害物の除去・道路啓開【一部再掲】

- 3 水上輸送ネットワークの確保
- 第2節 緊急輸送対策の実施(P.282)
 - 1 調達、輸送、配車の実施

予 防 対 策

第1節 水、食糧、生活必需品等の事前確保

1 応急給水事前対策

【防災危機管理課·都水道局】

- (1) 水の確保
 - ア 飲料水の確保
 - (ア)都水道局の計画

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、住民に対する給水を可能な限り確保する ため、施設の耐震性強化を図る。また応急給水に必要な応急給水用資器材等を整備する。

a 応急給水槽の建設

飲料水の確保を目的として、近くに浄水場、給水所等のない避難場所又はその周辺に 応急給水槽を建設してきた。大田区においては、おおむね 1.5~2.0km の範囲内に 1 災害 時給水ステーション (給水拠点) の配備が完了している。

[資料編 9-5 災害時給水ステーション(給水拠点)一覧 参照]

b 応急給水用資器材の整備

震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場、給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)で実施するほか、これから離れた避難場所(2.0km以上)については、車両輸送による応急給水を行う。また、災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水に必要な資器材等の整備を進めている。

第二章

c 応急給水栓の整備

避難所敷地内での応急給水活動を可能とするため、避難所施設の給水管に応急給水栓を設置及び給水のために必要な資器材の配備が完了している。

[資料編 8-12 防災機関保有資器材 参照]

(イ) 区の計画

a 給水用資器材の整備

飲料水の確保については、特に「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、 区は、住民へ飲料水を給水するために必要な資器材を整備する。

※給水用資機材の備蓄状況については、〔資料編 8-1 給水用資器材の備蓄 参照〕

b 避難所の飲料水の確保

区は、避難所となる学校等の受水槽の耐震化及び緊急遮断弁により、震災時の飲料水 を確保している。

イ 生活用水の確保

(ア) 学校(避難所)プールの活用

学校(避難所)のプールの水は、原則として避難所の生活用水として確保する。

(イ) 民間所有井戸の活用

昭和53年から災害時登録井戸事業を開始した。

現に有効に使用されている民間井戸の所有者による申出に基づき登録、3年ごとの更新で(意向確認)を実施している。

登録された井戸は、災害時に地域の水道が断水した場合、近隣住民に対し生活用水として井戸水を提供することとなっている。毎年7月ごろ、登録井戸を対象に、一定の簡易水質検査を実施し生活用水としての適否を確認し、災害時登録井戸ステッカーを交付している。登録井戸数 236件(令和3年4月末現在)

(ウ) 協定に基づく貯水等による生活用水の確保

区は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部との間に「災害時の緊急給水に係る 貯蔵水の優先提供等に関する協定」を締結することにより、生活用水の確保及び供給体制 を整備している。

2 応急給水の実施等

【産業経済部·区関係各部·都水道局】

(1) 応急給水

ア 給水方針

- (ア) 災害により飲用に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施する。 給水量は、必要最小限の飲料水として、1日1人最低3%を確保する。
- (イ) 東京都は、原則として災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水用資器材の設置等を行う。
- (ウ) 区民に対する給水は、区が実施する。

イ 水道局の応急給水

(ア) 基本方針

震災等の災害の発生に伴い、水道の供給が不可能となった場合、又は井戸汚染等により 現に飲用に適する水を得ることができない場合に、応急給水を実施する。

震災時の応急給水は、応急給水槽、浄水場(所)、給水所、車両による応急給水(災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離が概ね2km以上離れている避難場所)において実施する。

(イ) 応急給水活動

- a 災害時給水ステーション(給水拠点)での都と区の役割分担
- ① 応急給水槽においては、区が施設の運転管理、応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。
- ② 浄水場(所)・給水所においては、都が施設の運転管理及び応急給水に必要な資器 材等の設置を行い、区は住民等への応急給水を行う。都職員の参集を待たずに応急給 水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、給水所の一部を柵で仕切った 応急給水エリアの鍵を区等又は都職員が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、 区等による応急給水を行う。また、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区等が 住民等への応急給水も行う。
- (ウ)後方医療機関等への給水

都は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障がい児(者)施設等の福祉施設 について、所在地区の関係行政機関等から、都災害対策本部等を通じ緊急な要請があった 場合は、車両等による給水を行う。

(エ) 災害時給水ステーション (給水拠点) 一覧

[資料編 9-5 災害時給水ステーション(給水拠点)一覧 参照]

ウ 区の応急給水

(ア) 飲料水の給水

区における応急給水は、次の給水活動を状況に合わせて適宜実施する。

a 災害時給水ステーション(給水拠点)での応急給水

区は、震災時の応急給水に関する都区役割分担に基づき、災害時給水拠点(給水拠点(応急給水槽、浄水場(所)、給水所))において住民に対する給水を実施する。災害時給水拠点ステーション(給水拠点)から遠距離の地域については、断水の状況に応じて車両輸送により拠点給水を実施する。

b 避難所での応急給水

原則として、学校(避難所)の受水槽から、ホース、ポリタンク等を利用して迅速で円滑な給水を実施する。また、併せて災害時給水ステーション(給水拠点)から輸送した飲料水を住民に対し給水する。

さらに、区が必要と認める場合には、都へ水道管の通水状況等を確認した上で、応急給水用資器材を使用し、避難所付近のあらかじめ都が指定した消火栓及び避難所敷地内に設置した応急給水栓から、区が応急給水を行うことができる。

c 協定に基づく貯水等による応急給水

被害の状況により、本部長が必要と認めた場合、貯蔵水道水等の優先提供に関する協定の相手方に提供要請をし、当該施設又は車両輸送による拠点において給水を実施する。

なお、当該施設における給水活動に際しては、必要に応じて協定の相手方に協力を要請する。

- d 給水方法
- ① 給水に際しては、給水時間、給水場所等を事前に住民に周知する。
- ② 住民に対する給水は、必要な場合に防災市民組織、自治会・町会などの協力を得て実施する。
- e 活動主体

災対産業経済部

災対環境清掃部

災対都市基盤整備部

区給水活動の統括及び配分 備蓄物品の飲料水の輸送 応急給水槽、給水所での給水活動

第二型

f 水道局との相互協力

震災時における給水活動の実施にあたっては、水道局南部支所(大森)と連絡を密にし、 相互に協力し応急給水活動の円滑な実施に努める。

(イ) 生活用水の給水

- a 学校(避難所)プールの水の活用
- b 民間所有井戸の活用
- c 貯蔵水の優先提供に関する協定に基づく貯水等の活用

3 食糧、生活必需品等の確保

【防災危機管理課·区関係各部】

(1) 食糧等の事前確保対策

ア 震災対策における都・区間の役割分担

食糧の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、区が被害想定人口の1日分を目標に備蓄し、都はそれ以降の分について備蓄、調達し対応する。

また、乳児に必要な調整粉乳 (粉ミルク) について、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達し対応する。このため、区においては、これら必要な食糧等の備蓄、給食用資機材等の整備を図る。

イ 食糧の備蓄品目

備蓄品目の選定にあたっては、非常用食糧として長期保存が可能であり、また、発災初期 の混乱並びに余震等を考慮し、調理において手間をかけずに食べられる食品を備蓄する。そ の上で、アレルギー保有者、乳幼児、高齢者及びえん下障がい者に配慮した品目を加える。

ウ 食糧の分散備蓄都の被害想定による避難所生活者想定数約 23 万7千人に対応する1日分 (3食分)の食糧を、学校防災備蓄倉庫及び地区備蓄倉庫等に分散備蓄する。なお、二次避難所用備蓄物品については、施設内の備蓄に努めることとする。

地区備蓄倉庫への分散備蓄にあたっては、各地区の避難所生活者数及び当該倉庫において 対応する近隣の二次避難所を総合的に考慮し、備蓄品を配備する。

[資料編8-2 給食用食糧、資器材の備蓄参照]

エ 備蓄食糧の有効活用

備蓄食糧の保存年限を適切に把握し、賞味期限前に防災訓練等での配布や区内各施設での利用による有効活用を図った上で、入替えを行う。

オ 業者委託による保管備蓄

民間業者との保管委託契約によるランニングストック方式で、梅干を備蓄する。

カ 協定に基づく応急食糧品の確保

災害時における応急物資の優先提供等に関する協定団体に応急食糧品の供給を要請する。 〔資料編3 災害時の協定関係 参照〕

キ 東京都への要請

被害状況により、大田区の備蓄量に不足を生じた場合及び大田区で調達が出来ない場合は、 東京都福祉保健局長に要請する。

(2) 食糧等の供給

ア 食糧の供給

(ア) 供給・配分方針

- a 災害により日常の食事に支障を生じた者に対し、食糧を供給する。
- b 原則として、被災第1日目は区の備蓄食糧から払い出し、第2日目以降は、炊き出し 及び都の調達食糧により供給する。

- c 自衛隊の炊き出しにあたっては、管理栄養士と連絡調整を行う。
- d 防災市民組織、区民、自治会・町会等の協力を得て、公正・迅速な配分を実施する。
- e 炊き出しは、被災者、防災市民組織、大田区内4食品衛生協会及び日赤奉仕団体等の協力により実施する。
- f 炊き出しの総括は災対産業経済部産業振興課長があたり、各現場においては災対地域 力推進部が、それぞれ実施責任者を指定する。
- g 実施責任者は、次の帳簿を整理し正確に記入して保管しておかねばならない。
 - ①炊き出し給与状況様式
 - ②食品給与物品受払簿

なお、①②を基に管理栄養士が食事内容を確認し、栄養管理の助言を行う。

(イ) 供給対象者

- a 避難所に避難した被災者
- b 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (ウ) 供給基準
 - a 一般用

朝食	クラッカー (1袋、26枚入)
昼食	クラッカー (1袋、26枚入)
全 及	野菜シチュー (1 缶 20 食)
夕食	レトルト食品

b 乳幼児·高齢者等用

乳幼児用	調製粉乳(175g/1日分)	
4L4)7C/TI	ミネラルウォーター(1.25 リットル/1人)	
幼児・高齢者・えん下障がい		
者等一般用給食を食べること	おかゆ	
が困難な人用		

(エ) 食糧集積地

本編 P272 救援物資等集積地

(才) 食糧輸送

- a 大田区が備蓄する物資及び東京都が大田区に事前に配備している物資は、大田区が輸送する。
- b 東京都からの救援物資は、都が地域内輸送拠点まで輸送し、地域内輸送拠点からは区 が輸送する。
- c 民間協力団体からの調達物資は、調達団体保有の車両を利用し、区が輸送する。
- d 輸送に必要な車両は庁有車のほか東京都トラック協会大田支部及び城南運送事業協同組合をはじめとした協定団体等の協力を求める。
- e 過去の災害の教訓から、発災4日目以降のプッシュ型支援対応は、民間物流事業者の 協力を積極的に受ける。

(3) 生活必需品等の確保

ア 生活必需品等の備蓄計画

被災者に対する生活必需品等については、都区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄・調

第二音

達により確保し、区民への配布は区が行う。

しかし、発災当初の道路の状況等によっては、都からの搬送が遅れることが予想される。 そのような状況を踏まえ、区は、生活必需品の備蓄に努める。

都の被害想定に基づき、平成 28 年度に避難者想定数約 23 万 7 千人分の毛布の備蓄を完了 した。

イ 生活必需品の備蓄

生活必需品として毛布、紙おむつ、乳児用肌着、バスタオル、石けん等を備蓄し、耐用年数のあるものについては、品質の確認等を行い、必要に応じて、入れ替えを行う。

また、福祉避難所用として毛布を施設内及び近隣の地区備蓄倉庫に備蓄している。

[資料編8-3 生活必需品の備蓄参照]

ウ 避難者収容等資機材の備蓄

避難者収容等資機材として、仮設便所、トイレットペーパー、テント等を備蓄している。 [資料編 8-4 避難者収容等資器材の備蓄 参照]

また、福祉避難所用として、アルミ敷きマット、簡易トイレを施設内及び近隣の地区備蓄 倉庫に備蓄している。

エ 電気器具等の備蓄

避難者収容等資機材として、トランジスタラジオ、LED ライト、投光機、発電機等を備蓄している。

[資料編8-5 電気器具等の備蓄 参照]

オ 協定に基づく日用品の確保

災害時における応急物資の優先提供等に関する協定団体に応急日用品の供給を要請する。 〔資料編3 災害時の協定関係 参照〕

(4) 生活必需品等の供給

ア 供給・配分方針

- (ア) 災害により、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の生活必 需品を給与する。
- (イ)給与品目は原則として、寝具、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等とし、被災状況に応じて適宜供給する。
- (ウ) 供給対象者は、食糧に準じ、避難所に避難した被災者及び住家に被害を受けて炊事のできない者とする。

イ 輸送

食糧の輸送に準ずる。

ウ 集積地

本編 P272 救援物資等集積地

第2節 救援・救助物資等の整備

1 資機材の備蓄体制の整備

【防災危機管理課・都市基盤整備部・関係各機関】

(1) 基本的な考え方

学校防災活動拠点などによる救援・救護活動を行うために、水や食糧、生活必需品、応急活動に使用する資機材を備蓄する。

このため、区は、学校防災活動拠点となる区立小・中学校等に防災備蓄倉庫を設け、避難所開設・運営などの活動に必要な物資を備蓄する。

また、区は、各地区に備蓄倉庫を建設又は施設の有効利用により確保し、備蓄倉庫の分散化を進め、災害時における地域で必要な資機材を備蓄する。

併せて、福祉避難所として予定されている区の障がい者施設や特別養護老人ホームなどに、 避難所開設・運営で必要な物資を一部備蓄している。

ア 学校防災備蓄倉庫

(ア) 現況

避難所として指定されている区内 91 の小・中学校等に防災備蓄倉庫を設け、以下のと おり備蓄を行っている。

· 災害用物品:約1,500人分

·緊急用食糧:約2,000人分

〔資料編 8-6 学校備蓄倉庫備蓄品一覧 参照〕

(イ) 計画

今後の区立小・中学校の建て替え計画とあわせて、学校防災備蓄倉庫の充実を図る。 避難所における要配慮者対策や感染症対策など多様なニーズを踏まえて、適宜備蓄物 品の見直しを行う。また、学校防災備蓄倉庫のスペース不足を避けるため、学校防災備 蓄倉庫には災害発生直後に必要な物資や資機材等を中心に配備し、その他の物品につい ては地区備蓄倉庫に備蓄するなど配備計画の見直しを行う。

イ 地区備蓄倉庫

(ア) 現況

区内43か所設置している。

地区備蓄倉庫の主な役割は以下の通りである。

- ・ 補完避難所や福祉避難所用の物品(毛布・保存水等)で、施設内備蓄ができない場合の補完倉庫とする。
- ・ 東京都からの寄託物品(毛布・食糧等)を備蓄する。
- ・ 地域における給水及び給食資機材等を備蓄する。
- 防災訓練・地域訓練等で使用する訓練用資機材等及び試食用食糧を備蓄する。
- 学校避難所の開設・運営に伴う学校防災備蓄倉庫の補完倉庫とする。

〔資料編8-7 地区備蓄倉庫の現況〕

[資料編8-8 災害対策用備蓄物品一覧]

(イ) 計画

区施設の建て替え時期を適切にとらえ、地区備蓄倉庫を整備し、備蓄スペースと備蓄物品の確保・充実を図る。この際、地区備蓄倉庫の機能を補完避難所や福祉避難所開設用物資を備蓄するもの、学校防災備蓄倉庫を補完するもの、両者の機能を兼備するもの

第二音

に区分していくことにより、災害発生時の輸送の効率化を図る。

- ウ 電気器具及びその他の資機材の備蓄
- (ア) 現況

〔資料編8-5 電気器具等の備蓄 参照〕

(イ) 事業計画

整備点検を要する資機材(発電機)については、定期的に保守点検を行う。 また、その他の資機材については、備蓄状況を調査し必要に応じて買替え等を行い備蓄する。

エ 都(福祉保健局)からの事前配備物品 〔資料編 8-11 都からの事前配備品 参照〕

- オ 土木関係資機材の備蓄
 - (ア) 水防・震災対策用資機材の現況 〔資料編 14-6 水防・震災対策用資機材の現況 参照〕
 - (イ) 発動発電機の現況 [資料編 14-8 発動発電機の現況 参照]

(3) 防災関係機関応急対策用資機材等の保管状況

区 分	内
都	ア 東京港建設事務所 災害時の水防活動に支障をきたさないよう資器材の整備に努めるものとする。 資器材の整備 [資料編 8-12 防災機関保有資器材 参照] ・ 災害時の水防活動が十分に行えるよう、水防倉庫等に資機材を備蓄する。 ・ 資器材については、定期的に点検し、数量を確認する。 イ 警視庁 平素から警備活動の実施に必要な装備資器材を、いつでも使用できる状態に整備しておく。 また、現有する装備資器材が不足する場合に備え、あらかじめ各所属間にて調整の上、必要があると認める装備資器材の確保に努める。 ウ 交通局 応急対策用資機材等の保管については、各保守管理所において、それぞれの計画に従い保管している。 エ 東京消防庁関係 ・ 地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機材を整備し活用する。 また、防災市民組織、地域住民等も消防隊員用救助資機材を使用できるよう計画する。 ・ 所管関係車両の確認
指定地方行政機関等	ア 関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 ・ 当区内及び当区に近接して、次の箇所に応急対策用資材の備蓄基地を設ける。 国道 15 号 (第一京浜) 品川区南大井2丁目(鈴ヶ森) 国道 357 号 (東京湾岸道路) 品川区八潮3丁目 大井北1号橋下(八潮) ・ 出張所その他にも応急復旧資材を備蓄する。 ・ 建設会社等の資機材の備蓄量及び所在について調査し、あらかじめ建設会社等に協力を依頼しておく。 イ 関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所 〔資料編8-12 防災機関保有資器材 参照〕 ウ 東京海上保安部 〔資料編8-12 防災機関保有資器材 参照〕

指

定公共

| 区 |分 | 内 容

ア 東日本旅客鉄道㈱東京支社

- a 災害が発生すると被害の規模、被害の多様性から復旧活動に多くの困難な問題が発生することが予想される。復旧資機材は種類が多岐にわたり、常に災害に備えて大量の資機材を貯蔵し確保することは困難であることから、将来起こりうる災害を予測して必要最小限の資機材を常時用意しておき、不足は他の方面から補給をうける体制としている。
- b 復旧資機材の補給については、鉄道関係工事を行う関連会社とは災害時にも連絡体制を とり、機材を含めた応援が予定されている。
- イ 東海旅客鉄道㈱新幹線鉄道事業本部

災害が発生すると被害の規模、多様性から復旧活動に多くの困難な問題が発生することが 予想されるが、復旧資機材は種類が多岐にわたり、常に災害に備えて大量の資機材を貯蔵し 確保することは困難である。したがって、応急復旧用資機材として必要最小限の保管を行っ ている。不足分は他の方面から補給を受けることとしている。

- ウ 東日本電信電話㈱東京事業部
 - 災害対策用機器及び車両等の配備
 - a 災害発生時において通信サービスを確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらか じめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。
 - ① 非常用衛星通信装置 ② 非常用無線装置 ③ 非常用交換装置
 - ④ 非常用伝送装置
- ⑤ 非常用電源装置 ⑥ 応急ケーブル
- ⑦ その他の応急復旧用諸装置
- b 災害復旧用機器、車両等の災害時の出動、運用を円滑に行うため、必要な運転要員を 含めた手配連絡網を整備し、維持するとともに必要な運用訓練を行う。
- c 災害等の緊急事態に備え、緊急車両の許認可の手続きを事前に実施する。
- 災害対策用資材等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備等の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平常時から災害対策用資材、器具、工具、消耗品等を確保するための具体的措置を定め講じる。

- エ 東京電力パワーグリッド株式会社品川支社
 - 現況

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

- a. 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行 い非常事態に備える。
- b. 災害対策用資機材等の仮置場

非常災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について非常事態下の用地確保を図る。

区分 内 容 オ 東京ガス(株) a. 災害対策用資機材等の確保 製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確 保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。 b. 車両の確保 指定公共機関 非常体制における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点にお いては、工作物・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。 c. 生活必需品の確保 非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保 に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。 d. 前進基地の確保 非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

ア 東急電鉄㈱

· 現況

当社の非常用資機材の現況は、次のとおりとなっている。

- a 軌道関係資機材置場所
 - ①東横線(都内) 渋谷、中目黒、自由が丘
 - ②池上線

雪が谷大塚

- ③目黒線・東急多摩川線 目黒、奥沢、蒲田、多摩川
- ④大井町線(都内) 大井町、戸越公園、旗の台、大岡山、自由が丘、上野毛、二子玉川
- b 電気関係資機材置場所
 - ①目黒線

奥沢

- ②大井町線・田園都市線
 - 二子玉川
- 計画目標及び事業計画

非常用資材の種類、数量及び配置場所等を明確にしておくとともに、定期的に点検を 行い、緊急時に十分活用できるよう準備するものとする。

イ 医師会

定地方

公共

• 計画方針

医師会における災害時の医療器具、医薬品等の準備を区の協力を得ながら行う。

事業計画

災害発生時には、交通通信網の混乱が想定されるため、日頃より各医療機関において、 災害に対する認識を深めるための取り組みや訓練を実施する。また、必要に応じて、救護 に必要な資材(医療器具、医薬品、包帯材料等)を災害現場へ持ち出せるよう、各医師会 館内に資材を準備する。

ウ 京浜急行電鉄㈱

災害時に備え、復旧用資材・用品の備蓄場所を定め所定の数量を確保する。

エ 東京モノレール(株)

災害に備え、復旧資機材を昭和島総合センターほか所定の場所に所定の数量を備蓄する。

第3節 緊急輸送実施にあたっての事前対策

1 緊急輸送道路沿道等の整備

【まちづくり推進部】

(1) 基本的な考え方

沿道整備は、平時の良好なまちづくり環境を創出する側面以外に、災害時の円滑な防災対策の遂行のための前提となる側面もある。とりわけ災害時輸送においては、倒壊家屋や火災などの被害の拡大により、輸送ネットワークが寸断された場合、業務遂行が妨げられるおそれがあるため、沿道建築物をはじめとした環境整備を行う必要がある。



2 道路障害物の除去・道路啓開

【都市基盤整備部・国道事務所・都第二建設事務所・首都高速】

(1) 計画方針

地震時、道路に看板や電柱の倒壊など障害物が散乱することが予測され、その場合、り災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、都及び区は、緊急輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、震災時、各道路管理者は、この選定道路における障害物の除去及び亀裂等の応急補修を優先的に行う。

(2) 緊急道路障害物除去路線

ア 選定基準

(ア) 東京都の基準

- a 緊急交通路の路線
- b 緊急輸送ネットワークの路線 (緊急輸送道路)
- c 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- d 上記a、b、cは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

(イ) 区の基準

- a 避難場所・避難所への救援活動道路であること。
- b 都の緊急啓開道路と備蓄倉庫を結ぶ路線
- c 国または都の指示により車両等の移動を行う道路
- d 上記a、b、cの道路と主要公共施設及び警察署、消防署等を結ぶ道路であること。

イ 選定路線

上記選定基準を有機的に連結させ緊急道路障害物除去路線網として位置づけ、延長 154.4kmを選定した。

緊急道路障害物除去路線網は、道路障害物除去路線図〔資料編10-1〕のとおりである。

ウ 除去作業の内容

地震による落下物、倒壊物によって生じた路上障害物を除去し、原則として上下各1車線の緊急車両用走行帯を確保する。また、陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障ない程度に応急措置を行う。

エ 車両の移動

道路管理者は放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 緊急輸送業務実施のための事前整備

【総務部・都市基盤整備部】

<輸送計画>

(1) 基本的な考え方

ア 災害応急対策に必要な人員、応急物資、資器材の輸送業務は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両船艇等は、迅速かつ円滑に調達しなければならない。

- イ この計画においては、区の地域における災害応急対策活動を実施するに際して、必要とする 車両、船艇等の調達、配分の計画を中心として、東京都のあっせん調達等による地方行政機関 等の協力を得て行うほか、あらかじめ原則的な輸送経路を定めておく。
- ウ 災害によって寸断された陸上交通網の補完策として、臨海部そして多摩川沿いに位置する大 田区の地域特性を活かし、河川や運河を活用した水上輸送ルートを確保していく。

具体的には、防災船着場の整備と活用、そして水運事業者との協定などにより、輸送体制の整備に取り組んでいくこととする。

(2) 救助物資等の集積地等の確保

災害時において都及び他府県等からの救援物資等の集積を図り、輸送を集中的、効率的に行 うため、ヘリコプター発着可能地点及び舟艇接岸可能地点並びに集積地を確保し、必要に応じ 開設する。

ア ヘリコプター災害時臨時離着場候補地

[資料編10-9 ヘリコプター離発着候補地一覧 参照]

イ 防災船着場

[資料編 10-10 防災船着場一覧 参照]

ウ 救援物資等集積地

交通の利便等を考慮し、次のとおり救援物資等の集積地を定める。

集積地名	所 在 地	電話番号	収容可能面積		
京浜島地区備蓄倉庫	京浜島 3-5-8		施	設	1, 941 m²
			敷	地	6, 975 m²
大田区産業プラザ	南蒲田 1-20-20	3733-6466	施	設	1,600 m²
			(大展示ホール)		
大森スポーツセンター	大森本町 2-2-5	5763-1311	施	設	3, 125 m²
			敷	地	12, 246 m²

(3) 輸送経路

- ア 災害時における効率的な輸送活動を行うため輸送経路を明確にしておく。
- イ 輸送道路は災害の様相が深刻な事態となった場合を考慮してのことであり、他に有効な代替 道路がある状況下においては、使用可能な道路を運行する。
- ウ 主要輸送道路は、緊急道路障害物除去路線と同一とし、備蓄倉庫、災害時給水ステーション (給水拠点)、避難所、区拠点施設等の立地場所を勘案しつつ、それぞれを結ぶルートを輸送 道路として定めておく。
- エ 水上輸送路については陸上交通を補完する観点から、陸上交通網の状況を勘案し、適宜決定する。

4 緊急通行車両の確認

【防災危機管理課・警察署】



(1) 交通規制制度

大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法(以下、法という)等に基づく交通規制が実施され、規制区間の車両の通行が禁止される。ただし、所定の手続きを受け、災害応急対策等を実施するための車両であることが確認されると、緊急通行車両確認証明書(以下、証明書という)及び緊急通行車両等確認標章(以下、標章という)が交付される。車両にこの標章を掲示し、かつ証明書を備え付けることで、規制区間を通行することができる。

(2) 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策に使用する計画のある車両は、緊急通行車両として事前に届け出をすることができ、あらかじめ審

査を受けておくことで発災時の確認事務の迅速化が図られる。

この制度を利用し、区保有車両及び区と災害時の協定・契約を締結した民間車両については、 緊急通行車両として事前届出を行う。

(3) 「緊急通行車両等事前届出済証」交付車両一覧

緊急通行車両として事前に申請し、審査を経た車両は「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。災害発生時には、各車両の使用者が警視庁本部、警察署及び緊急交通路上の交通検問所等において、緊急通行車両等確認申請を行い、証明書及び標章の交付を受ける。

[資料編 10-5 災害応急活動従事車両 参照]

応 急・復 旧 対 策

第1節 輸送ネットワークの確保

1 災害対応上、必要な交通規制の実施

【警察署・東京海上保安部】

(1)活動方針

震災時の最悪の事態に陥った場合を考慮し、避難者の安全避難、並びに緊急物資の輸送又は 各種震災応急活動を実施するための人員、資器材等の輸送を円滑に行うため、交通情報の収集 を図り、必要となる地域に対する適切な交通規制措置を実施する。

(2) 交通規制

ア 第1次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施するものとする。

- (ア)環状7号線における都心方向への流入禁止 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- (イ)環状7号線内側の通行禁止

道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状 7 号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

- (ウ)環状8号線における都心方向への流入抑制 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- (エ) 緊急自動車専用路における通行禁止

別表の「指定7路線」に掲げる路線(以下「指定7路線」という。)を、緊急自動車 及び道路点検車等(以下「緊急自動車等」という。)以外の車両の通行を禁止する道路 (以下「緊急自動車専用路」という。)として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行 を禁止する。

	を祭止りる。			
首都高速道路等				
	首都高速道路		都内全線	
	東京高速道路株式会社線		全線	
	中央自動車道		都内全線	
1	東名高速道路		都内全線	
1	東京外環自動車道		都内全線	
	首都圈中央連絡自動車道		都内全線	
	関越自動車道		都内全線	
	京葉道路		都内全線	
一般道路				
2	国道4号	日本橋北詰(交)~毛長川橋(都県境)		
3	国道 17 号	新常盤橋(交)~室町三丁目(交)~戸田橋(都県境)		
4	目白通り	飯田橋(交)~三軒寺(交)		
5	国道 20 号	四谷見附(交)~国立三中(交)		
6	国道 246 号	赤坂見附(交)~新二子橋(都県境)		
7	外堀通り	八重洲中央口前(交)~八重洲中央口前(交)(環状道路)		

(オ)被害状況及び道路交通状況による交通規制の変更

被害状況及び道路交通状況に応じて、前(ア)から(エ)までに規定する交通規制を 拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等(以下「被害状況等」という。)を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行するものとする。

(ア) 被災状況等に応じた交通規制

原則として前述の第1次交通規制の(ア)から(ウ)まで及び(オ)により実施した 交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小す る。

(イ) 緊急交通路の指定

前述の第1次交通規制の(エ)及び(オ)の規定により指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として別表の「指定 31 路線」に掲げる路線(以下「指定 31 路線という。」)の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

	心地は中国のパッチ国ッカーで表面する。		
1	国道1号	①日本橋北詰(交)~呉服橋(交)	
		②虎ノ門(交)~多摩川大橋(都県境)	
2	国道 15 号	日本橋(交)~六郷橋(都県境)	
3	中原街道	中原口(交)~丸子橋(都県境)	
4	目黒通り	清正公前(交)~等々力不動前(交)	
	丰格尔关	①新宿大ガード西(交)~田無本町一丁目(交)~北原(交)	
5	青梅街道	②瑞穂松原(交)~鴨沢橋(都県境)	
	新青梅街道	③北原(交)~瑞穂松原(交)	
6	国道 254 号	本郷三丁目 (交) ~東埼橋 (都県境)	
7	国道 122 号	西巣鴨(交)~新荒川大橋(都県境)	
8	国道6号	本町三丁目(交)~新葛飾橋(都県境)	
9	国道 14 号	浅草橋(交)~篠崎 I C	
10	蔵前橋通り	サッカーミュージアム入口 (交) ~市川橋 (都県境)	
		国立インター入口(交)~日野橋(交)~東橋(交)~立川北	
11	中央南北線	駅前(交)~昭和記念公園あけぼの口(交)~昭和記念公園立	
		川口(交)~中央南北線北詰(交)	
12	東八道路	新川交番前(交)~西原一丁目(交)	
13	五日市街道	関前五丁目(交)~武蔵五日市駅前(交)	
14	井の頭通り	大原二丁目(交)~関前五丁目(交)	
15	三鷹通り	下布田(交)~武蔵野中央(交)	
16	小金井街道	小金井街道入口(交)~清瀬橋(都県境)	
17	府中街道	寿町三丁目(交)~秋津三丁目(交)	
18	芋窪街道	曙橋(交)~蔵敷公民館北(交)	
19	三ツ木八王子線	宮沢東(交)~三ツ木(交)	
20	志木街道	秋津三丁目(交)~清瀬市下清戸五丁目908番地先(都県境)	
5 <i>///</i> 7	T + 4 /= 1 = 1 = 1		

21	新奥多摩街道	日野橋(交)~青梅市役所下(交)
22	吉野街道	友田(交)~青梅市役所南(交)
23	滝山街道	左入町(交)~友田(交)
24	町田街道	町田街道入口(交)~町田市辻(交)
25	北野街道	髙幡橋南(交)~八王子館町(交)
26	川崎街道	新大栗橋(交)~川崎街道入口(交)
27	多摩ニュータウン	多摩ニュータウン入口(交)~乞田新大橋(交)
	通り	
28	八王子武蔵村山線	石川入口(交)~武蔵村山市本町六丁目28番地先(都県境)
29	鎌倉街道	西原一丁目(交)~町田市森野五丁目1番先(都県境)
30	大和バイパス	町田市鶴間 1619 番地先(都県境)~境川橋(都県境)
31	小作北通り	青梅新町(交)~青梅市今井二丁目無番地先(都県境)

(3) 広報活動

ア 報道機関への放送要請等

警視庁本部において、報道機関に対し、次の事項について放送要請及び報道要請を行うものとする。

- ・ 交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼び掛け
- 車両利用の抑制
- ・ 車両の運転者及び使用者のとるべき措置

イ 運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、広報を行うものとする。

- 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- ・ 現に車両を運転中の者は、緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路 外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ・ 首都高速道路及び高速自動車国道(以下「首都高速道路等」という。)を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ①慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として 空けさせるため左側に寄せて停車し(渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に 寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるこ と。)、エンジンを止める。
 - ②カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ③危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - ④カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内 又は誘導に従って行動する。
- やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ①交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ②エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ③窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ④貴重品を車内に残さない。

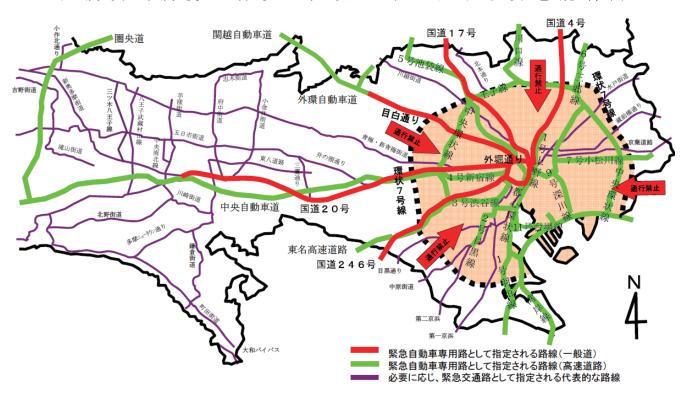
ウ 帰宅困難者への情報発信

- ・ 警視庁本部において、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。
- ・ 現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、警視庁本部より伝達された情報を発信し、交通の秩序化を図るものとする。

(4) 緊急通行車両の確認手続

警察署長等は、災害現場において緊急通行車両の申請を受理したときは、慎重に審査のうえ 緊急通行車両として確認したときは確認標章及び証明書を交付することとする。

< 大 震 災 (震 度 6 弱 以 上) 発 生 時 に お け る 交 通 規 制 図 >



(5) 海上交通規制

東京海上保安部は、船舶交通がふくそうする海域に巡視船艇を配置するなどして船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し又は禁止する。

- ア 船舶海難の発生
- イ 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊
- ウ 大量の危険物の海上への流出
- エ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出
- オ 台風、その他異常な気象、又は海象時

2 道路障害物の除去・道路啓開【一部再掲】

【都市基盤整備部・国道事務所・都第二建設事務所・首都高速】

(1) 計画方針

地震時、道路に看板や電柱の倒壊など障害物が散乱することが予測され、その場合、り災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、都及び区は、緊急輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、震災時、各道路管理者は、この選定道路における障害物の除去及び亀裂等の応急補修を優先的に行う。

(2) 緊急道路障害物除去路線

ア 選定基準

(ア) 東京都の基準

- a 緊急交通路の路線
- b 緊急輸送ネットワークの路線(緊急輸送道路)
- c 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- d 上記a、b、cは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

(イ) 区の基準

- a 避難場所・避難所への救援活動道路であること。
- b 都の緊急啓開道路と備蓄倉庫を結ぶ路線
- c 国または都の指示により車両等の移動を行う道路
- d 上記a、b、cの道路と主要公共施設及び警察署、消防署等を結ぶ道路であること。

イ 選定路線

上記選定基準を有機的に連結させ緊急道路障害物除去路線網として位置づけ、延長 154.4kmを選定した。

緊急道路障害物除去路線網は、道路障害物除去路線図〔資料編 10-1〕のとおりである。

ウ 除去作業の内容

地震による落下物、倒壊物によって生じた路上障害物を除去し、原則として上下各1車線の緊急車両用走行帯を確保する。また、陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障ない程度に応急措置を行う。

エ 車両の移動

道路管理者は放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

才 実施方法

- (ア) 災対都市基盤整備部は、区内道路上の障害物等状況を調査し、速やかに本部室に報告し 東京都建設局へ報告する。
- (イ) 前号調査に基づき、災対都市基盤整備部は道路上障害物の除去及び道路破損の補修を実施する。この場合、区が所管する緊急道路障害物除去路線を最優先に実施し、次に他所管の緊急道路障害物除去路線の障害物除去活動に協力する。
- (ウ)架空電線、高架施設等の障害物がある場合は、当該関係機関へ通報して、除去、復旧の 促進を図り、これに協力する。

(3) 道路障害物除去態勢

第二章

道路障害物除去作業を行う実施体制を明確にするため、区及び関係機関は各道路管理者と協議を行い、それぞれの分担路線及び必要な事項を定める。

ア 分担路線

[資料編 10-1 障害物除去分担路線 参照]

イ 作業の分担

- (ア)各実施機関は、障害物除去作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、 路線間の優先順位の決定を行うとともに協力体制を確立して、迅速に実施する。
- (イ)都が分担する緊急道路障害物除去路線の除去作業については、「災害時における応急対 策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施する。作業の実施にあたっては、 都建設局第二建設事務所長の指示による。
- (ウ)区が分担する緊急道路障害物除去作業については、区内の大田建設協会、大田造園協会、 社団法人大田工業連合会との協定に基づき委託実施する。作業の実施にあたっては、本部 長の指示による。なお、区は、緊急道路障害物除去路線以外の区道についても、上記3団 体等の支援を得て、順次除去作業の実施にあたる。

[資料編 10-2 協定団体保有重機一覧 参照]

(4)機動力の確保

ア 災害時の道路障害物除去等応急対策活動に関する協定に基づき関係団体に要請することを 第一とするが、被害の状況等により更に機動力を必要とする場合は、協定以外の組織にも応援 を要請する。

イ 経費の支払いについては、大田区工事施行規程第 15 条により、事後ただちに所定の手続を とり、支払う。

3 水上輸送ネットワークの確保

【総務部・都市基盤整備部】

(1) 計画方針

災害時に道路障害物などにより、傷病者や緊急物資の車両による輸送に支障が生じる恐れがある。区は、水運事業者などの協力を得て、臨海部や河川に設置した防災船着場を使用した水上輸送ネットワークを活用し、陸上輸送を補完する。

(2) 輸送経路

ア 区の物流拠点への物資輸送

国や東京都の物資輸送拠点から区の物流拠点への陸上輸送が制約される場合は、区の物流拠点の最寄りの船着場(京浜島備蓄倉庫:日栄産業船着場、産業プラザ:夫婦橋船着場、大森スポーツセンター:大森ふるさとの浜辺公園船着場)を使用する。区の物流拠点から多摩川沿いの地域に対する道路輸送が制約される場合は、多摩川大橋周辺の河川敷に物資集積場を開設し、区の物流拠点から船艇で多摩川大橋船着場まで物資を輸送する。

イ 臨海部への物資輸送

埋め立て地や干拓地からなる臨海部は液状化の被害を受けやすい。これらの地域の学校防 災活動拠点に対しては、区の物流拠点から船艇を使用して、最寄りの防災船着場へ輸送する。

ウ 島部に孤立した人員等の輸送

空港島 (天空橋船着場等)、京浜島 (日栄産業船着場等)、城南島、令和島が孤立した場合、

船艇で蒲田地区の帰宅困難者一時滞在施設(夫婦橋船着場)まで避難者を輸送する。

エ 傷病者の拠点病院又は羽田空港への搬送

区内外の傷病者を区内の拠点病院等へ船艇により搬送する場合は、大森ふるさとの浜辺公園船着場、夫婦橋船着場、仮称大森南四丁目船着場(計画中)、大森南一丁目船着場等を使用して搬送する。また、羽田空港まで船艇で搬送し、その後各地へ広域搬送する場合は、天空橋船着場、仮称羽田一丁目船着場(計画中)を使用する。

[資料編10-11 水上輸送のネットワーク計画 参照]

第2節 緊急輸送対策の実施

1 調達、輸送、配車の実施

<人員、物資の輸送計画>

(1)人員の輸送

不測の事態が生じて住民の緊急車両輸送を必要とする場合等は、都知事に応援要請を行うほ か防災関係機関の協力のもとに、その総力をもって人員の輸送に努める。

【総務部・都市基盤整備部】

この場合の輸送車両は、原則として東急バス㈱及び京浜急行バス㈱、都交通局のバスをあてる。なお、避難者に対する輸送活動は、災対地域力推進部の協力を得て、災対総務部が統括する。

(2)物資等の輸送

ア 備蓄物資の輸送

備蓄物資の輸送は、区備蓄食糧、給水関係資器材、医療等救急救助関係資材、帰宅困難者 一時滞在施設の開設の輸送を優先させ、必要に応じて他の備蓄資器材を輸送する。

- (ア) 備蓄食糧については、災対環境清掃部及び災対総務部(協定団体への協力要請)が主体 となり、各地区備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。
- (イ) 給水関係資材については、都市基盤整備部が輸送する。
- (ウ) 医療救急救助関係資材等、その他の資材については、各所管部が輸送する。

イ 救援物資等の輸送

- (ア) 都等への救援物資の要請、輸送調整、救援物資の在庫管理については、「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用する。
- (イ)都及び他府県等からの救援物資等は、区内の集積地に集積し、防災関係機関及び協定団 体等の協力を得て輸送する。
- (ウ) 集積地の開放及び受入準備は、各施設の所管部が実施する。
- (エ) 京浜島地区備蓄倉庫を第一順位の集積地とする。
- (オ)集積地での物資仕分け、管理、配送等は、災対総務部が中心となり、各施設の所管部、 その他各部局、関係機関、物流を専門とする民間企業の協力のもと実施する。
- (カ)過去の災害の教訓から、発災4日目以降の救援物資の輸送については、専門的な知見を有する民間物流事業者の物流拠点を活用するなど、民間企業の協力を積極的に受ける。

[資料編 10-12 大田区災害時物資輸送計画の基本構想 参照]

(東京海上保安部)

巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じる。

○ 人員及び救援物資

東京都災害対策本部等から、傷病者、医師及び避難民等への救護物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、関係機関と調整して積極的にこれを実施する。

<車両船舶等の調達計画>

(1) 基本的な考え方

本区における車両船艇等の調達は、以下に掲げる計画で対処するが、これをもってしても車 両等調達数に不足を生じる場合は、都知事と協議のうえ、災害対策基本法に基づく従事命令又

2二章

は収用命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

(2) 調達車両等

ア 乗用車

区保有乗用自動車を使用する。不足をきたすような場合は、協定団体や区内事業者から調達する。

なお、区保有車両の現状は、資料編のとおり。

[資料編 10-3 区保有車両一覧 参照]

イ 貨物自動車

城南運送事業協同組合、東京都トラック協会大田支部等の協定団体から調達する。

[資料編10-6 協定団体所有台数の現況 参照]

ウ 船艇

水運事業者等の協力団体からの調達を基本とする。

<車両船舶等の配車計画>

(1) 基本的な考え方

災対総務部総務課が集中調達した車両船艇等の各部への配分及び料金等の負担は、次に定めるところによる。

(2) 配車の実施

ア 配分計画

- ・調達した車両船艇等の配分は、災対総務部において各部の要請に基づき行う。
- ・各部課の管理に属する車両については、災対総務部から要請があるまで当該部課が実施する応急業務に使用することができる。
- ・配車にあたっては、区保有車両を優先的に活用し、被災者の救援・救護など緊急用務について優先的に配車する。

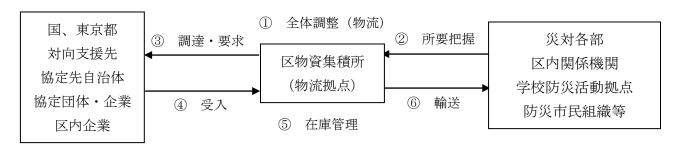
イ 配車配船請求

- ・区各部において車両を必要とする時は、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場 所、日時を明示のうえ災対総務部総務課に請求する。
- ・災対総務部総務課は、供給先から調達し請求部に引き渡す。

ウ料金等

災害対策用車両、船艇等の使用料金等は、都財務局及び都港湾局の定める基準と均衡を失 しないよう関係者と協議のうえ、平常料金とは別に定める。

緊急輸送に係る組織体制(総務部)



区分	主な業務	責任者	
①全般調整(物流)	物流・輸送全体を統括し、輸送日程や輸送物資、輸送先とその優先順位を決定する。	総務課長	
②所要把握	学校防災備蓄倉庫等の在庫量、被災者の要望、避難者数の増減等 から、今後必要となる救援物資の種類、数量を予測する。	選管事務局長	
③調達・要求	②が把握した救援物資の所要をもとにシステム等を活用して要求 又は調達する。	経理管財課長	
④受入	③の調達・要求に基づき物資を受け入れる日時、種類、数量、荷 姿、輸送ルート、受け入れ物資集積所(物流拠点)等を調整する。	監査事務局長	
⑤在庫管理	大権男女 ^立 物流拠点における荷役業務及び在庫管理等を行う		
⑥ 輸送	配車、配員、輸送ルートを指示する。	選管事務局長 経理管財課長	

第9編 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第1章 対策の基本的な考え方

O 要配慮者及び避難行動要支援者対策の基本的な考え方

平成18年に内閣府が発表した災害時要援護者対策ガイドラインに基づき、区は、高齢者、障がい者等の災害時の避難支援対策として、本人の同意のもとに、災害時要援護者名簿を作成し、年1回、警察、消防、自治会・町会、民生委員児童委員(以下、民生委員という)、地域包括支援センターなどの関係機関への配付や避難支援組織の拡充などを進めてきたところである。

平成25年度に行われた災害対策基本法の改正を受け、これまでの災害時要援護者対策を引き継ぐ形で要配慮者及び避難行動要支援者対策について取り組んでいく。

○ 計画の位置付け

本計画では、要配慮者対策の全般的事項を規定するとともに、災害対策基本法第4章第3 節の避難行動要支援者対策に係る重要事項を定める。

なお、細目的・具体的な内容については、「大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画」(以下、全体計画という)及び個別避難計画等で定める。

O 定義

(1) 要配慮者

災害から自らを守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人々をいい、一人暮らしや日常生活に支障のある高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等をいう。地域にはさまざまな方が暮らしており、日頃の備えや発災時の避難誘導、避難生活において、各特性に合った支援や配慮を要する。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。(以下、要支援者という)。

(3)避難支援等関係者

災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、大田区では避難支援等関係者の範囲を、区、 消防、警察、自治会・町会、民生委員、地域包括支援センターと定める。

(4) 避難支援者

避難支援等関係者及び福祉関係団体、学生、NPO、介護事業者、工業・商業関係者、ボランティアなど避難支援等に携わる者とし、幅広い団体等の中から、地域の実情に合わせて確保する。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 要支援者について、避難支援や安否確認等を実施するための基礎とする名簿(以下、名簿という)のことをいい、災害対策基本法で定める名簿と位置付ける。

平成22年から区で作成してきた災害時要援護者名簿の見直しを行い、この名簿へ引き継いだ。

- イ 名簿には避難支援等関係者に名簿を提供することについて同意を得た対象者のみ掲載する。 避難支援等関係者に対しては、 平常時から名簿を提供する。
- ウ 同意のない対象者情報を含む簿冊を「原簿」といい、災害が発生した場合、またはその おそれがある場合で、生命または身体を保護するために特に必要があると認めるときは、 避難支援等に必要な範囲で、支援者へ情報提供することができる。

(6) 個別避難計画

災害対策基本法第49条の14に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画である。

(7) 全体計画

本計画に定める「要配慮者及び避難行動要支援者対策」の計画を具体化する計画であり、 平成25年度に策定した。要配慮者への必要な配慮や要支援者への避難支援全般に関する体制等を定める。

〇 今後の取組内容

(1) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、福祉専門職等日常から要支援者と 関わる者や地域の支援者等と連携して、個別避難計画の作成を進める。

(2) 支援者の確保

現在、自治会・町会(防災市民組織を含む)、区職員、警察署、消防署、民生委員を中心に支援者の確保に努めているが、さらにボランティアの活用や介護事業者、地域の企業等との協力協定による支援者確保を検討し、支援体制の充実を図る。

(3)情報収集伝達の仕組みの充実

要支援者の安否確認やその後の避難生活の所在把握ができる情報収集の仕組みを充実する。また、要配慮者・要支援者へ必要な情報が伝えられる仕組みを充実する。

第2章 具体的な取り組み

本章において、主に予防対策では支援体制の整備、応急対策では避難支援、復旧対策では生活支援を定める。なお、本章で<u>※印のある項目</u>については、概ね全ての要配慮者を対象とする。

<予防対策(高齢者・障がい者向け)>

- 第1節 支援対策の考え方 (P.287)
- 第2節 要支援者の支援体制の確立 (P.288)
 - 1 名簿の整備

2 要支援者の支援体制整備

<応急対策(高齢者・障がい者向け)>

第1節 要支援者への応急支援(避難支援) (P.293)

<復旧対策(高齢者・障がい者向け)>

第1節 要配慮者の生活支援 (P.295)

<予防・応急・復旧対策(乳幼児・妊産婦等向け)>

- 第1節 乳幼児への対応 (P.297)
- 第2節 妊産婦への対応 (P.297)

<予防・応急・復旧対策(外国人向け)>

第1節 基本的な考え方 (P.298)

第2節 外国人への対応 (P.298)

- 第3節 災害情報のやさしい日本語を含む多言語化 (P.299)
- 第4節 避難所等での生活支援 (P.299)

予 防 対 策 (高齢者・障がい者向け)

第1節 支援対策の考え方

【福祉部·防災危機管理課】

発災時には、安否確認や救出など地域住民の主体的な活動である「自助」や「共助」の取組が重要であり、要支援者本人、家族、近隣、地域の人々による日頃からの災害時への備え、「自分たちのまちは自分たちで守る」助け合い意識の向上が、対策の基本となる。

そのためには、平時から地域で要支援者の把握と支援体制づくりを進めていくことが重要であり、 区では、その一手段とするために、支援が必要な高齢者及び障がい者を対象とした避難行動要支援 者名簿を作成し、民生委員をはじめ、自治会・町会、地域包括支援センター、警察、消防へ情報を 提供し、各提供先での自主的な取り組みを支援している。

また、地域の高齢者支援の核となる地域包括支援センターでは、見守り体制の強化として、平成24年度から見守りキーホルダー登録事業の実施や見守りコーディネーターの配置により、要援護高齢者の把握と民生委員、介護事業者、見守り協力事業者など地域の関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいる。さらに、障がい者向けには、大田区自立支援協議会の発案による「ヘルプカード(たすけてねカード)」を作成している。このカードは、障がい当事者の緊急時に必要な支援をあらかじめ記載して携帯するもので、災害時だけでなく日常の社会生活での活用も期待できる。今後も、こうした支えあい体制を推進し、地域の多くの人々が要支援者にかかわっていく体制づくりを進めていく。

公助の体制としては、発災時に速やかに要支援者の安否確認や福祉避難所開設等のなどを行えるように、区は支援体制の具体化に向けた整備等を進めていく。

また、防災市民組織との連携、発災時の区の状況の把握、被災者生活支援など、要支援者の安全確保にかかわる関係部局の連携体制の強化と具体化を図っていく。

第2節 要支援者の支援体制の確立

【福祉部·防災危機管理課】

1 名簿の整備

区は、要支援者に対して災害時に必要な支援活動や配慮が円滑に行えるよう、災害対策基本法に基づいて名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者に提供する。

名簿は、災害時のみならず、地域での要支援者の把握、支え合いの体制作りなど、各機関における災害に備えた自主的な取り組みにも活用する。

(1) 避難行動要支援者名簿の対象となる範囲

災害対策基本法に基づき区で定めるところの要支援者の範囲は、以下、ア〜クのとおりとする。ただし、福祉施設入所者等、必要な避難支援が得られる状況下にあるものは、対象外とする。

- ア 要介護3~5の65歳以上の者
- イ 視覚障がい1、2級
- ウ 下肢障がい又は体幹機能障がい1~3級
- エ 移動機能障がい1~4級
- オ 聴覚障がい2、3級
- カ 愛の手帳1~4度
- キ 65歳以上のひとり暮らしで避難行動に支援が必要な者
- ク その他避難行動に支援が必要な者(精神障がい、難病患者等を含む)

区は、要支援者のうち、ア〜カに該当する者については区が保有する公簿により、キ、クに 該当する者については本人からの申請により対象者を把握し、その情報を台帳に記録する。

名簿には、要支援者のうち避難支援等関係者に情報提供することについて同意した者のみ登載する。

名簿作成の目的、活用方法を対象者に周知するとともに、登録の勧奨に努め名簿への登載率を高めていく。

(2) 名簿の提供に関する事項

ア 名簿の提供

(ア) 平常時

名簿は、区の関係部署で共有するとともに、本人の同意に基づき、避難支援等関係者(警察、消防、自治会・町会、民生委員、地域包括支援センター)へ提供する。

提供する名簿は、見守り活動、防災のための情報提供、防災訓練、地域での支え合いの 体制作り等、災害時に備えた支援に活用する。

ただし、民生委員については、民生委員法により守秘義務があるため情報を共有し、要 支援者に対する避難支援体制の整備に活用するために、平常時から原簿の全部又は一部を

第二章

提供することができる。(第48回大田区情報公開・個人情報保護審議会にて承認。)

(イ) 災害時

同意の有無にかかわらず必要な範囲で避難支援者へ情報提供ができる。提供する名簿は、 高齢者等避難の提供、避難指示の提供、避難支援、安否確認等に活用する。

(ウ)情報の提供方法

現状、名簿形式でのみ提供するが、関係機関への名簿登録者の情報提供のあり方については、個人情報保護の趣旨を踏まえつつ、利用しやすい提供方法等について必要に応じて検討する。

イ 名簿情報の管理

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために、区は以下の措置を、避難支援者に求め、また自ら講ずる。

- ・ 登録者の個人情報を他人に漏らさないこと。
- 登録者の個人情報を目的外に使用しないこと。
- 登録者の個人情報を第三者に提供しないこと。
- ・ 名簿等の複写又は複製をしないこと。
- ・ 名簿等の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。

(3) 名簿の更新に関する事項

避難支援等関係者へ提供する名簿の更新(回収・配布)は年1回を基準とする。

名簿の登録対象となる者は転出、転入、死亡、障がいの発現等により絶えず変化するものである。したがって、福祉部において可能な限り実態に即したものになるよう台帳の管理に努める。

2 要支援者の支援体制整備

(1) 支援者となる者

自治会・町会(防災市民組織を含む)、区職員、警察署、消防署、民生委員、その他(学生、NPO、介護事業者、工業・商業関係者、ボランティアなど)とし、幅広い団体等の中から、地域の実情に合わせて支援者を確保する。

(2) 要支援者の情報収集ルートの整備

災害時の支援には、平時からの要支援者の状況把握が必要であり、こうした情報を対象者本 人や関係機関から集約しているのが、主に民生委員や地域包括支援センターである。

発災時に、区の初動対応を速やかに実施していくためにも要支援者の安否確認などの情報が不可欠であり、今後も、民生委員や地域包括支援センター等の活動を支援し、区との公的な情報収集ルートとしての体制を整備していく。

また、被災状況に応じ、災対福祉部各地域福祉課が速やかにバックアップする体制を整備する。

(3) 要配慮者の相互支援の環境整備

災害時には、多くの人々が被災者となり、要支援者への支援は、被災者相互での支援体制も 必要となる。

特に、要配慮者の範疇としている高齢者の中には、十分に避難支援者として活動できる人々 も多い。今後も、防災意識の啓発には、こうした視点も重視し、様々な機会や場所を捉え、要 配慮者自身が支援の担い手となる環境づくりを進める。

(4) 地域の支援体制の構築

地域住民の災害時の支援組織としては、自治会・町会が中心となり、名簿などを活用し、地域の実情に応じた独自の取り組みを進め、区は、要支援者の状況の把握と自治会・町会組織での互助体制づくりを支援していくことが基本となる。

その上で、幅広い区民の協力体制として、防災市民組織を中心として地域の介護事業者、地域包括支援センター等が連携した支援体制の構築についても支援等を行っていく。

(5) 個別避難計画の作成

ア 方針

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、個別避難計画の作成が有効である。 個別避難計画の作成は区が主体となるが、実効性のある計画とするためには、地域防災の 担い手だけでなく、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や、地域の 医療・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要で ある。

個別避難計画については、地域におけるハザードの状況、要支援者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、特に優先度が高い要支援者から、おおむね令和6年度中までを目途に、作成していく。

イ 検討事項

- (ア) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進 め方
- (イ)避難支援等関係者となる者
- (ウ) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (エ) 個別避難計画の更新に関する事項
- (オ) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び 市町村が講ずる措置
- (カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (キ) 避難支援等関係者の安全確保
- (6) 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難支援の必要性が高い在宅で常時人工呼吸器を使用している者について、本人の同意を得て在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成を進めている。

(7)情報の伝達体制の整備

災害時に、区民へ正確な情報を速やかに伝えることは、区民の安全確保には不可欠であり、 要配慮者に対しては、①文字情報による伝達、②音声情報による伝達、③マンパワーによる伝 達等の方法について検討し、障がい等の状況に応じ、区からの情報が速やかに、確実に伝達で きる手段の構築を進める。特に情報の収集が困難な視覚障がい者や聴覚障がい者に対しては、 配慮を行う必要がある。

(8) 福祉避難所等への移送計画の作成

福祉避難所及び避難所への避難とそれに伴う移送については、必要な要支援者に対して、地域における支援者の確保について検討するとともに、事業者等と連携して区全体としての移送計画の作成を進める。

(9) 防災市民組織による支援体制づくり

要配慮者の支援体制の確保には、幅広い区民の協力が不可欠である。中でも地域の防災市民組織は、支援体制づくりの中核として期待される存在である。この組織による支援体制の拡充を進めていく。

事業展開、対策内容については、次のとおりである。

ア 支援体制づくりの促進

平成4年度、4つの防災市民組織をモデル組織に選定した。ここでの支援体制づくりの過程で得られた成果を生かし、平成5年度以降、区内全域を対象に、支援体制づくりを進めている。

支援体制づくりにあたっては、対象者の把握やプライバシーの保護、避難支援者の確保等、 組織ごとに解決すべき問題も多いが、区では共助の必要性を強く訴え、現在 115 団体の防災 市民組織で支援体制が確立している(令和 3 年 1 月 1 日現在)。全防災市民組織に支援体制 が確立されるよう、引き続き取り組んでいく。

イ 防災市民組織と要配慮者の交流

防災市民組織は、要配慮者に対して、防災訓練や地域行事への参加を呼びかけるとともに、 災害時において円滑な支援活動が行えるよう、日頃から要配慮者と意思の疎通を図る。

ウ 助成金の交付及び資器材の支給

区は、支援体制がつくられた防災市民組織に対し、「大田区防災市民組織等に対する防災 資器材の助成及び助成金交付要綱」に基づき、助成金を交付する。また、初年度においては、 支援を行うにあたって必要な車いす・担架等の資機材を支給する。

エ 名簿の活用方法や先行事例の紹介による対策の推進

要配慮者支援体制をつくっていない防災市民組織は、その必要性を感じながらも、対象者の把握やプライバシーの保護、支援者の確保などの具体的な方法がわからず支援体制づくりが遅れている場合が少なくない。「避難行動要支援者名簿」の配布時に活用方法の具体例を提示するほか、先進的に取り組んでいる組織の参考事例を紹介し、各地域の実態・実情に応じた支援体制づくりの輪を広げていく。

また、一部の町会は、要配慮者支援体制の実践において、東京防災隣組にも認定されており、防災隣組としても他の地域に参考となるような活動を紹介している。

(10) 要支援者対策に係わる普及、啓発(※)

災害時に、要支援者の安全を確保するためには、本人やその家族などの努力もさることながら、区や防災関係機関が、防災市民組織や区民と一体となって取り組むことが重要である。そのために、次のような施策を進めていく。

ア 区民への啓発

- (ア) 区報やパンフレット等による広報
- (イ) 「防災週間」や「防災とボランティア週間」「防火防災診断」等の機会活用
- イ 要支援者やその家族への啓発
 - (ア) 区報やホームページ、チラシ等による広報
- ウ 防災訓練内容案の提示及び訓練への参加促進
- エ 要配慮者の支援を考えるための講習会の実施
- (11) 防災危機管理課及び福祉部等の連携

要支援者の安全確保は区の責務である。

防災危機管理課、福祉部及び関係部は、区の責務を共通認識とし、平時から相互の事業を関連付けて取り組むなど、要支援者の安全確保のための普及啓発や仕組みづくり、個別避難計画の作成促進や要配慮者スペースの確保等を連携して行い、効果的な対策の推進を図る。

(12) 防災関係機関等との連携

要支援者支援は、区、自治会・町会、民生委員、地域包括支援センター、介護事業者等、消防署、消防団、警察署が、それぞれの立場に応じた支援を積極的に行っていく必要がある。このため、平時から情報を共有し、連携して取り組んでいけるよう協力体制を整備していく。

応 急 対 策 (高齢者・障がい者向け)

第1節 要支援者への応急支援(避難支援)

【防災危機管理課、地域力推進部・福祉部】

1 支援体制

災対福祉部及び防災危機管理課は関係機関等と協力し、災害時において高齢者等避難等の伝達業務、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報共有等を行うための体制を整備する。 災対福祉部は、地域包括支援センターや民生委員、自治会・町会等の関係機関・団体のネットワークを活用し、社会福祉施設(入所・通所)における安否確認など状況の把握に取り組むとともに、社会福祉施設の被災状況について速やかに把握し、入所者及び通所者の安全確保に努める。また、在宅や、施設(通所等)で応急対応を受ける要配慮者の安否情報についても、ケアマネジャー等に提供する。

2 情報収集・提供

災対福祉部は、情報を集約するとともに、防災関係機関と連携の下、道路、電気、ガス、水道、ガソリン供給、通信手段等のインフラの状況、診療所や病院等医療機関、介護事業者の被災状況など、要支援者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。

また、要介護者等に必要とされるサービスを補っていくために、介護事業者等の被災状況、サービス提供状況を把握し、マネジメントに必要な情報提供を行う。

3 名簿の活用

平時に整備した名簿について、災害時にあっては、同意の有無にかかわらず避難支援者へ情報 提供することができる。名簿情報は安否確認等に活用する。

なお、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、平時の取り扱いに準じた措置を講じる。

4 避難行動

(1)避難支援

区は、避難が必要と判断し、避難行動に時間を要する要支援者に対しては、高齢者等避難の 段階で避難できるよう防災関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要支援者の避 難誘導等の救援活動を積極的に行い安全確保に努める。

(2) 避難支援者の安全確保

要支援者の支援は、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。避難支援者は、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

平時のうちから要支援者に対して、名簿に登録することにより災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではない旨周知する。避難支援者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解していただく必要がある。

5 情報の伝達(※)

区は、避難指示や避難場所など安全確保のために必要な情報が、速やかにかつ確実に伝わるよう、要配慮者の特性に応じた情報伝達手段に配慮する。

情報伝達手段としては、本編 P162 広報活動の実施方針(3)(4)の広報手段を組み合わせて活用する。

復 旧 対 策 (高齢者・障がい者向け)

第1節 要配慮者の生活支援

【地域力推進部・福祉部・健康政策部】

区は、要配慮者の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。

- (1)避難生活における配慮(※)
 - ア 避難所の避難者の中に、支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等がいる場合、要配慮者 スペースの確保及び要配慮者スペースへの誘導、必要な緊急物資の確保、車いす対応トイレ の設置や障がいに応じたコミュニケーション手段の確保などの配慮とともに、女性や子ども の視点も踏まえた避難所の運営に努める。
 - イ 自宅や避難所等での生活が困難な要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所に受入 れる。
 - ウ 被災生活を送るにあたり、避難所に特に配慮が必要な要配慮者の特性を早期に把握するための「要配慮者用窓口」等を設置し、可能な限り要配慮者への対応を考慮した人的物的体制の整備に努める。
- (2) 医療救護等の支援

保健師・管理栄養士・歯科衛生士は、災対健康政策部長の指揮下で、保健衛生班を編成し、 自宅や避難所等で生活する要配慮者の健康管理のため支援や巡回健康相談等を行う。

なお、呼吸器や酸素吸入器など自宅で医療機器を使用している人々や、透析患者、在宅難病 患者、在宅要介護高齢者等の発災が生命の危機に直結する要支援者の情報を整理し必要な支援 を行う。

また、これらの人々の中で、医療の必要性が高いと判断される要支援者は、速やかに医療機関へ搬送可能な体制を整備し、被災後の事故防止に努める。

(3) 食糧・水・生活必需品の供給(※)

区は、都の支援を得ながら、要配慮者に配慮した食糧等の供給を図るとともに、日常生活を 営む上で緊急に必要とする物資の供給を行う。

管理栄養士は、特殊食品(低たん白質食品、アレルゲン除去食品など)の必要量を集約し、 必要な人に配分する。特殊食品は、区災対本部から都災対本部へ依頼する。

なお、福祉避難所については、施設内に、要配慮者に必要な食糧、水、毛布、マット、紙おむつなどの生活必需品のほか、発電機等施設の運営に必要な物品の備蓄を進める。

また、要配慮者が生活等を行う福祉施設、病院等において飲料水等に不足が生じた場合には、都へ緊急要請し、必要な飲料水等を手配するものとする。

(4) 他の自治体職員・ボランティアなどの受入(※)

区は、要配慮者の被災生活を支援するために、介護やその他支援に必要な他の自治体職員・ ボランティアの受入が必要な場合は、災対福祉部の要請に速やかに対応できるように努める。

(5)情報・相談窓口の開設(※)

被災者の生活支援に必要な情報については、要配慮者の特性に応じた情報伝達手段を講じ、 速やかに正確な情報が提供できるように努め、介護、福祉、医療、生活相談などの相談窓口を 開設する。

(6) 仮設住宅

都が建設する仮設住宅は、必要に応じて高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅

とすることになっている。区は、仮設住宅の入居者選定にあたっては、都が策定する選定基準 に基づき、要配慮者の優先に努める。

予防・応急・復旧対策(乳幼児・妊産婦等向け)

第1節 乳幼児への対応

【こども家庭部】

(1) 基本的な考え方

発災時、乳幼児のいる世帯においては、保護者が支援者となることが原則である。

しかし、保護者不在の場合や保護者が何らかの事情により、自力での避難所への移動が困難な場合、高齢者・障がい者同様に要配慮者支援組織による支援が必要である。

また、乳幼児世帯の場合、名簿の作成・継続的な更新は困難であり、現状では住民基本台帳 のみが所在把握の重要な情報源である。また、たまたま区内を訪れた方が、被災することも考 えられる。

よって、乳幼児の避難は、保護者による自力での避難所移動を前提とし、要配慮者支援組織に必要な支援を受けて避難することとする。

(2) 乳幼児の援護

自力での避難所移動が困難な場合(子どもが何人もいて、保護者1人での移動ができないなどの場合)は、要配慮者支援組織による援護が必要となる。

さらに、近隣住民などの支援ボランティアなどの事前登録制度なども検討し、地域別支援グループを組織化し、支援ネットワークを強化していくことも検討する。

(3) 乳幼児の避難所生活

乳幼児は、保護者の援護の下、学校避難所で避難生活を行うことを原則とする。ただし、避難所での避難生活が困難な場合は福祉避難所へ移動することとする。

移動は、区が調整の上、保護者の援護の下、自力で行うことを原則とする。

第2節 妊産婦への対応

【健康政策部】

(1) 妊産婦の保護及び妊産婦避難所の概念図

[資料編 7-21 災害発生時の妊産婦及び分娩医療を守る体制概念図 参照]

(2) 妊産婦避難所の検証作業

区内にある分娩医療機関及び診療所(産科)、医師会の医師、助産師会で構成する災害医療 連携会議・周産期医療作業部会において検証作業を行い、妊産婦避難所の拡充に向けて取り組 んでいく。

予防・応急・復旧対策(外国人向け)

第1節 基本的な考え方

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人は、災害時は特別な支援が必要となる。総務省は平成 18 年に『多文化共生の推進に関する研究会報告』において地域防災計画等に外国人区民への対応を位置づけるよう提言している。

そこで区は、平常時から、多言語による防災パンフレット等や「くらしのガイド外国語版」などを転入時に外国人区民に配布し、必要な情報の提供に努める。あわせて災害時に外国人区民の被災状況等の情報収集等ができるようにあらかじめ国際交流関係団体、外国人団体等と電話、メール等で随時連絡がとれる体制を整える。また外国人旅行者の安否確認のために、東京都政策企画局、東京都の外国人災害時情報センターを通じて当該大使館に連絡する体制を確保する。

平常時においては、外国人区民に対して防災訓練や地域行事の情報提供を行うとともに参加を呼びかけ、外国人区民と地域住民との交流の機会をつくる。

第2節 外国人への対応

【観光・国際都市部】

(1) 災害時要支援外国人相談窓口の設置

災害時において区は、要支援外国人に対する多言語支援等を行うため、区職員を中心に、委託業者、語学ボランティア等と連携し、外国人被災者に必要な情報を多言語で情報提供するほか、相談や問合せに対応する窓口を設置する。

設置場所は、本庁舎または多文化共生推進センター (mics おおた) ※とする。

※令和4年4月(予定)より「おおた国際交流センター」に変更

(2) 情報収集

災対観光・国際都市部は、東京都の外国人災害時情報センター等からの情報を集約するとともに、区に登録のある国際交流団体等と情報交換を行い、外国人の被災状況を可能な限り把握し、必要な対策を実施する。

また、避難所等における外国人に対する通訳として、特別出張所等に配備している多言語通 訳タブレット等を用いるほか、通訳・翻訳支援のニーズについて、避難所と連携し職員や語学 ボランティア等の派遣の可否を検討する。

(3) 情報提供

ア 情報発信

区や(一財)国際都市おおた協会のホームページ、SNSツール、デジタルサイネージ等を活用する。

イ やさしい日本語の使用

災害情報の中でも、緊急性、必要性が高い情報を発信する際には、外国人にもわかりやすいやさしい日本語を使用する。

ウ 語学ボランティア等の活用

災対観光・国際都市部は、広域連携先、東京都防災(語学)ボランティア等の協力を得て、必要に応じて、行政情報、避難所、ライフライン、病院、交通等の情報を多言語に翻訳し、外国人区民や訪日外国人に提供する。

第3節 災害情報のやさしい日本語を含む多言語化

(1) 災害時の言語支援

ア 語学ボランティア等

日本語に不慣れな外国人に対する言語支援として、多言語通訳タブレット等の活用や、様々な場面でやさしい日本語を用いるほか、翻訳・通訳等のボランティアは、災害情報提供において重要である。

災害時要支援外国人相談窓口を支援体制の活動拠点とし、(一財)国際都市おおた協会が 育成している災害時外国人ボランティアを含む語学ボランティア等を活用する。

イ 東京都防災 (語学) ボランティア

区は、外国人災害時情報センターにボランティアの派遣を要請し、必要な言語や派遣人数等を調整のうえ、必要箇所に派遣する。

(2) 広域連携

規模災害時は翻訳・通訳ボランティアの確保が困難になる。さらに少数言語の翻訳・通訳ボランティアも必要である。区は被災地以外の自治体、国際交流協会、NPO、大学等と連携し、遠隔地からの翻訳・通訳ボランティアの協力体制を構築する。

第4節 避難所等での生活支援

区は外国人の被災生活を支援するため、次のような支援活動を行う。

(1) 避難所の受入体制の整備

区はあらかじめ避難所ごとに災害時に役立つ多言語のコミュニケーションボード、コミュニケーションバンダナ、(一財)自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害ピクトグラム等を準備し、避難所開設時に活用する。また、外国人受入に際しては文化の違いや生活習慣等に配慮する。

(2) 語学ボランティア等の巡回

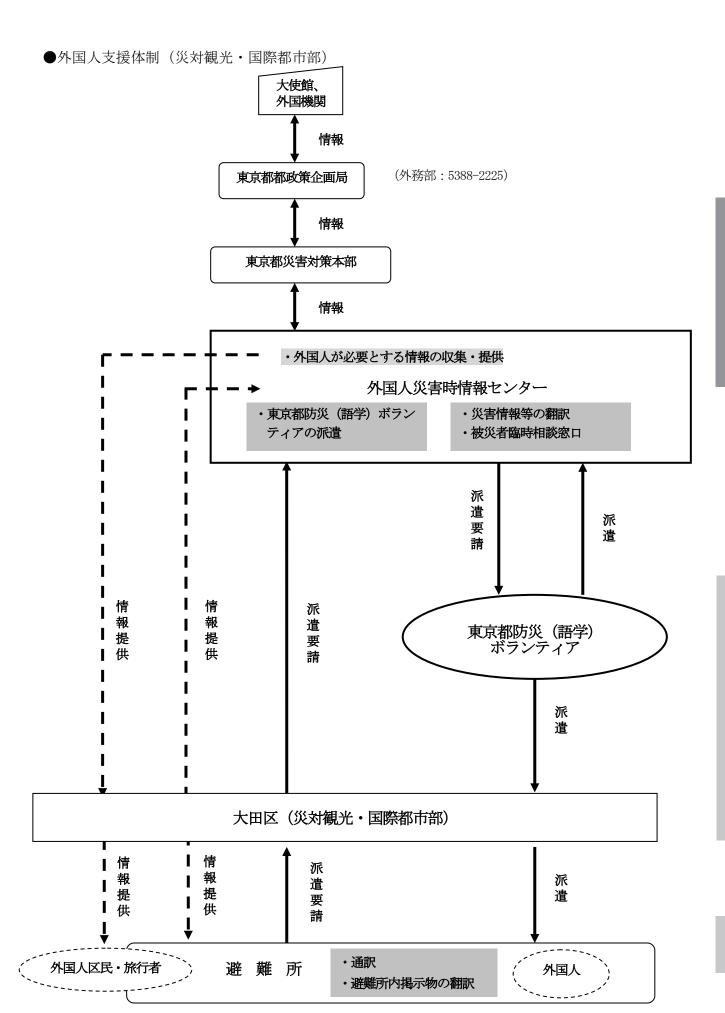
避難生活が長期化した場合、外国人の個別の被災状況に応じた生活復興支援が必要である。そのために多言語に対応できる東京都防災(語学)ボランティア等による避難所巡回を行う。

ア 各機関の対策内容

区は、東京都が設置する「外国人災害時情報センター」をはじめ、関係機関と情報交換し、 外国人に対する情報収集と情報提供を行う。

機関名	対策内容
災対観光·国際都市部	(1) 外国人への情報提供
	(2) 外国人災害時情報センターとの情報交換
東京都生活文化局	(1) 外国人災害時情報センターの業務の実施
(都民生活部地域活動推進課	災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人
TEL 5320-7738)	災害時情報センターを開設し、次の業務を実施
	ア 外国人が必要とする情報の収集・提供
	イ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
	ウ 東京都防災(語学)ボランティアの派遣
	(2) 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わ
	せ対応

機関名	対策内容
東京都政策企画局	大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
(外務部企画課: TEL 5388-2225)	
東京都産業労働局	外国人旅行者に対する情報提供への協力
(観光部: TEL 5320-4769)	
観光関連事業者等	外国人旅行者の案内、誘導、情報提供



第 10 編 帰宅困難者対策

第1章 対策の基本的な考え方

〇 帰宅困難者対策に関する基本的な考え方

帰宅困難者とは、大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人々をいう。

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対策が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底するとともに平時から駅周辺地域での協力体制づくりを進めていく。

〇 現在の状況

蒲田駅周辺では、平成22年度から「蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置している。 平成24年度からは東日本大震災時の教訓を踏まえて、蒲田駅周辺ルールの改正に取り組み、 平成27年3月に、より実践的な協力体制を目指した活動方針として、区と「蒲田駅周辺滞留 者対策推進協議会」が蒲田駅周辺における滞留者の混乱防止、安全確保を図り、災害の被害 拡大を防止するために連携して対処できるよう、「蒲田駅周辺滞留者対策活動マニュアル」を 策定した。

区では、発災後の速やかな協議会現地本部の設置や帰宅困難者一時滞在施設(以下「一時滞在施設」という。)の開設に向けて、協議会の支援体制の具体的な職員行動マニュアルを策定することとしている。

蒲田駅以外の区内各駅で発生が見込まれる帰宅困難者や、国道等における徒歩帰宅者への 支援に関しては、具体的な対応方法や支援内容等について、隣接自治体や関係団体等と連携 し、対応を進めている。

〇 課題

- ・ 協議会現地本部の設置・運営
- 一斉帰宅の抑制周知
- 一時滞在施設の確保
- 帰宅困難者等への情報提供及び駅周辺等における混乱防止対策
- ・ 徒歩帰宅者への支援等
- 一部滞在施設における要配慮者感染症対策

〇 対策の方向性

- 対応要員の確保
- 一時滞在施設の確保
- 区と協議会の連携強化
- 一時滞在施設における要配慮者対策及び感染症対策の推進

第2章 具体的な取り組み

区では、平成 22 年度に蒲田駅周辺で滞留者対策協議会を設置し、同年 12 月に大規模訓練を駅周辺の自治会・町会、事業者とともに行った。直後の平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、訓練の成果を活かした対応がなされた一方で、初めての実災害により多くの課題も生じた。

本章では、課題と教訓を踏まえ取り組む、新たな帰宅困難者対策について示す。

- 第1節 対策の背景(P.303)
- 第2節 帰宅困難者対策訓練の実施(P.304)
 - 1 蒲田駅周辺における滞留者対策の取組み
- 第3節 東日本大震災における発生事象と教訓(P.305)
 - 1 発生事象

2 教訓

- 第4節 都条例の制定(P.306)
- 第5節 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定(P.307)

<予防・応急対策>

- 第1節 予想される事態(P.308)
- 第2節 帰宅困難者の推計(P.308)
- 第3節 区の災害時滞留者対策(P.308)
 - 1 基本原則 2 役割分担の明確化 3 相互連携体制の構築 4 情報の収集伝達体制の強化
 - 5 帰宅困難者一時滞在施設の設置 6 徒歩帰宅支援 7 蒲田駅周辺における取組み
- 第4節 事業者等の対応(P.311)
 - 1 事業者等の対策

第1節 対策の背景

従前より、首都直下地震をはじめとする都市型災害において特徴的な災害事象として、交通機関 の運行停止による帰宅困難者の発生が危惧されてきた。

このことを踏まえ、平成22年度に区内最大のターミナル駅である蒲田駅において、滞留者対策 推進協議会を発足した。また同年、協議会を中心に発災対応型の訓練を実施し、蒲田駅周辺におけ る対策のあり方の検証を進め、対応の方向性をまとめた蒲田駅周辺ルールを策定した。

翌年3月11日に、東日本大震災が発生し、区内において、多数の帰宅困難者が発生することとなった。蒲田駅周辺においては、訓練の成果を活かした連携体制、対応がなされたものの、あらかじめ定めたルールどおりの対応は必ずしもなされず、また協議会が設置されていない駅の周辺や幹線道路において、混乱もみられた。

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、区は帰宅困難者対策の強化を図る必要がある。また、都に おいても、対策のあり方検討を行い、帰宅困難者対策を条例化するなど、広域的視点から検討を進 めている。

第2節 帰宅困難者対策訓練の実施

1 蒲田駅周辺における滞留者対策の取組み

(1) 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の設置

蒲田駅周辺の企業や事業所、商店街、自治会・町会、学校、防災関係機関など、全 51 団体 が構成員となり、平成 22 年 4 月に蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会を設置した。

- (2) 蒲田駅周辺ルール
 - ア 近距離帰宅者の支援

近距離徒歩帰宅者に対しての重点的な支援を、発災直後より速やかに行い、混乱の防止・ 収束を図る。

イ 要配慮者の支援

高齢者や障がい者、外国人等、援護を要する方に対して、適切かつ配慮ある支援を行う。

ウ 帰宅困難者の支援

交通機関が再開するまでの間、帰宅困難者に対する一時滞在のための支援を行う。

エ 情報の収集伝達体制の強化

各事業者の連携のもと現地本部を設置し、正確な情報の収集・提供を行う。

- 総合的な取り組みとなる災害時滞留者対策を有効に機能するために、駅周辺関係者間の役割分担を定めている。
- (3) 蒲田駅周辺滞留者対策活動マニュアル

平成24年度からは東日本大震災時の教訓を踏まえて、蒲田駅周辺ルールの改正に取り組み、より実践的な協力体制を目指した活動方針として平成27年3月に「蒲田駅周辺滞留者対策活動マニュアル」を策定した。

(4) 職員行動マニュアルの策定

区では、発災後の速やかな協議会現地本部の設置や一時滞在施設の開設に向けて、協議会の 支援体制の具体的な職員行動マニュアルを策定することとしている。

- (5) 蒲田駅周辺災害時滞留者対策訓練の実施
 - ア 平成22年12月2日実施

蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会関係者に加え、蒲田駅周辺事業者など 107 団体の参画も得て、蒲田駅西口エリア及び蒲田駅東口エリア、京急蒲田エリアにおいて、約 2,000 名が参加して対策訓練を実施した。

近距離帰宅者の一斉帰宅による混乱対応訓練、障がい者や外国人の参加、一時滞在施設に おける帰宅困難者による自主運営訓練など、対策の4本柱を踏まえた各種訓練にも取り組 み、検証を行った。

イ 平成27年1月23日実施

蒲田東地区および蒲田西地区自治会、蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会委員、アロマスクエア内協力企業、大田区職員など 55 団体の約 400 名により平成 26 年度蒲田駅周辺滞留者対策訓練を実施して大田区、鉄道事業者、商店街、自治会・町会が滞留者の誘導を行うなど連携を深めた。

第3節 東日本大震災における発生事象と教訓

1 発生事象

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、区内鉄道会社の各線が運転を見合わせたことにより、蒲田駅・大森駅周辺を中心に多数の帰宅困難者が発生した。

区では、駅周辺の混乱解消と帰宅困難者の安全を確保するため、発災直後の午後4時30分頃から一時滞在施設及び避難所の開設を行い、帰宅困難者を誘導するとともに、毛布など必要な物品や鉄道各社の運転再開情報を提供するなどの対応を行った。

蒲田駅周辺の滞留者はアプリコや日本工学院専門学校等に約1,800名、大森駅周辺は山王小学校、入新井第一小学校等に約250名、京急蒲田駅周辺は産業プラザ等に約500名収容など、区内全体として46箇所の一時滞在所・避難所を開設し、最大約3,150名の帰宅困難者を収容した。

同日午後11時30分頃に、一部路線が運転再開し、その後、各線運転再開に伴い収容人数が減少し、翌12日午後2時頃にすべての一時滞在施設及び避難所を閉鎖した。

2 教訓

(1) 蒲田駅周辺

強い揺れにより、鉄道機関は軒並み運転を見合すこととなり、各駅で多くの滞留者が発生した。

蒲田駅周辺においても、発災当初から多くの人々が駅周辺に滞留したものの、訓練の成果を活かし、蒲田駅周辺滞留者対策協議会の参画事業所等と行政機関との連携のもと、区施設・協議会員の所管施設等への誘導や物資の配布を行い、混乱の抑止に努めることができた。

一方で、必ずしも事前に定めたルールが実行されず、混乱を招いた状況も発生したため、協議会としての機能と連携体制の強化に向けた継続的な検討が必要である。

(2) 他駅周辺

協議会が設立されていない他駅においては、関係機関及び事業所等との連携が十分取れず、 蒲田駅に比して混乱が大きかった。

特に、大森駅においては、滞留者に対して、学校避難所へ向かうよう誘導がなされたため、 駅に近い学校避難所において大きな混乱が生じた。

今後、帰宅困難者対策の考え方の周知徹底と、地域間、行政間を含めた、平時からの連携体制の構築が必要である。

(3) 幹線道路周辺

都心方面から郊外へ徒歩での帰宅を試みる人たちや、都心方面に家族等を迎えに行く車両で、 幹線道路周辺に交通渋滞が発生し、物資輸送業務等への支障が生じた。

第4節 都条例の制定

1 基本的な考え方

東日本大震災においては、本章第3節に示す状況が、都内全体で発生し、特に、都心にいた 人々が一斉に帰宅行動を取ったことに起因して、緊急道路ネットワークの通行障害が発生する など、憂慮すべき事態に見舞われた。

これらの経験と教訓等も踏まえ、都は広域的行政の立場から、帰宅困難者対策を総合的に推進するため、「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、平成25年4月より施行した。

区は、都と連携して条例の周知徹底と対策の実行に取り組む。

2 条例の特徴

一斉帰宅の抑制の推進を図るため、都民、事業所に対して、「その場に留まること」及び「その場に留まるための準備」を努力義務化した。

行政の責務として、安否確認情報等の提供体制、滞在施設の確保など、「その場に留まるために必要な支援」の方向性を明確化した。

3 条例の概要

【都民の取り組み】

- (1) 「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制 むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に待機する。
- (2) 家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備 安心して職場等に留まれるよう、あらかじめ家族との連絡手段を確認、確保する。

【事業所の取り組み】

- (1)従業員の一斉帰宅の抑制必要な3日分の水や食糧などを備蓄する。
- (2) 従業員との連絡手段の確保など事前準備 従業員及びその家族との連絡手段を確保する。
- (3) 駅などにおける利用者の保護 施設管理者による施設利用者の誘導、保護等を行う。
- (4) 生徒・児童等の安全確保 学校管理者による、児童、生徒等の安全確保を行う。

【公的な取り組み】

- (1)安否確認と情報提供のための体制整備通信事業者等と連携して、情報提供体制の充実を図る。
- (2) 一時滞在施設の確保 公共施設のみならず、民間事業者と協力し、一時滞在施設の確保を図る。
- (3) 帰宅支援

ア 徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保する。

イ バスや船などの代替輸送手段を確保する。なお、調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

第5節 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成25年4月の「東京都帰宅困難者対策条例」施行にあたり、特別区及び市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、同条例の第2条に基づき「東京都帰宅困難者対策実施計画」をとりまとめた。

1 一斉帰宅の抑制

- (1)企業に対する取組
 - ア 企業における計画等の整備促進
 - イ 中小企業に対する支援
 - ウ 都市開発諸制度を適用する新築の建築物を対象に防災備蓄倉庫及び非常用発電室の整備 を促進
- (2) 普及啓発

帰宅困難者の受け入れのため、10%余分に備蓄するよう広報活動を実施

- (3) 都営地下鉄における利用者保護 利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資を備蓄
- (4) 学校等の児童・生徒の安全確保 学校向けマニュアルの改訂等

2 安否確認と情報提供のための体制整備

- (1) 関係機関の情報を一元的に集約したポータルサイトの整備
- (2) 災害時に多様なツール (SNS や緊急速報メール等) を活用した情報発信
- (3) 災害時に情報発信を行う「帰宅困難者対策部門」を設置

3 帰宅支援

(1) バス・船舶による代替輸送の体制整備

4 一時滞在施設の確保

(1) 一時滞在施設受け入れの需要人数(試算) 受け入れの最低需要人数 92万人【東京ドーム約33個分】

5 民間施設の確保に向けた支援策

- (1) 備蓄品の購入への支援
- (2) 税制面での支援
- (3) 施設の整備に対する支援
- (4) 運営及び行政との連絡体制の整備に対する支援

6 その他

- (1) 事業者が取り組む事項を説明したハンドブックを作成し、普及啓発を実施
- (2) 駅前滞留者など地域の取組を推進

予 防 ・ 応 急 対 策

第1節 予想される事態

【区民部】

大地震によって交通機能等が停止又は低下した場合、区内に滞在している多くの外出者が円滑に 帰宅できず、次のような事態が予想される。

- (1) 帰宅しようとする人が駅に殺到し、駅周辺に多数の人が滞留する。また、パニックの発生も予想される。
- (2) 家族等の安否確認のため、電話等による問い合わせが集中する。
- (3) 多数の徒歩帰宅者が発生する。
- (4) 即時帰宅をあきらめ事業所内等での残留を決意する人や、徒歩帰宅途中で歩行が困難になり 保護が必要になる人などが発生する。
- (5) 外出者の中の多くの人達が、公共施設や大規模民間施設に、一時休息の場や情報等の提供を 求めて集まってくる。
- (6)他区市から区内を通過する帰宅者等が、都県境で多摩川を渡れず区内に滞留することも予想 される。

第2節 帰宅困難者の推計

被害想定によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を、 帰宅困難者としており、東京都全体で517万人(冬の午後6時に発災した場合)が発生すると推計し ている。大田区においては、同時刻におよそ16万人の帰宅困難者の発生が想定されている。

第3節 区の災害時滞留者対策

1 基本原則

「組織は組織で対応する」ことを災害時滞留者対策の基本原則とする。すなわち、企業、学校など組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行ない、 災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員及び施設利用者等を一時的に安全な場所へ待機させ、 一斉帰宅を抑制する。

2 役割分担の明確化

災害時滞留者対策は、行政エリアを越え、また多岐にわたる分野に課題が及んでいるため、一つの自治体、一つの企業、個人での対応には限界がある。このため、この課題に関するすべての機関と事業所や帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

3 相互連携体制の構築

- (1) 対応すべき課題を的確に実施していくため、行政(国、都、周辺自治体)、事業所、防災関係機関及び関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食糧の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保などについて、支援体制の構築を図っていく。
- (2) 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめ駅ごとに、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅周辺混乱防止対策協議会を設置するよう

第二章

働きかけるとともに、これらの事業者との間で情報交換等を行う。

- (3) 消防署は、平時に区役所等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導及び助言を行う。また、発災時、区役所等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次的災害発生防止に係る支援を行う。
- (4) 地震、津波、降灰等により航空機能が停止した場合、羽田空港周辺での災害時滞留者の発生が予想されるが、被災される方の多くが遠方から来ている点、地域の共助を得にくい環境である点等、他の交通機関の駅等で発生する滞留者と、その性質が異なることを踏まえ、各関係機関と連携して、対策を検討する。

4 情報の収集伝達体制の強化

(1)情報の収集伝達体制の強化

駅前滞留者に対して大規模地震による区内の被害状況及び鉄道、道路等の交通情報を滞留者に提供する。提供場所は、JR東日本及び私鉄の鉄道各駅、空港、帰宅困難者一時滞在施設、避難所等、帰宅支援施設等とする。また、区ホームページやツイッター、広報車、区設掲示板等を活用して情報を発信する。さらに、現地本部と一時滞在施設等との情報連携体制を強化するために、各施設における通信環境を整備していく。

(2) 現地本部の円滑な立ち上げ

災害発生時、区は、平成 22 年度に設置された蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会の現地本部の円滑な立ち上げに協力する。具体的には、災対区民部による人的支援、資機材の提供等による物的支援、本部設置場所の確保に努める。

5 帰宅困難者一時滞在施設の設置

- (1) 区は、帰宅困難者一時滞在施設(以下「一時滞在施設」という。)を指定する。 また、多くの帰宅困難者に対応するため、民間事業所等に対しても協力を呼びかけていく。 [資料編 9-11 帰宅困難者一時滞在施設 参照]
- (2) 周囲の被害状況及び交通機関の回復を勘案しながら、一時滞在施設の管理者と協力・連携の上早期に開設する。
- (3) 一時滞在施設では、帰宅困難者に対し次の業務を行う。
 - ア 一時的な滞留場所の提供
 - イ 鉄道、道路等の交通情報の提供
 - ウ 帰宅困難者支援施設、医療救護所等の被災者支援施設の情報の提供
 - エ 飲料水・食糧の提供
 - オ 救急医薬品の提供
- (4) 一時滞在施設には災害時特設公衆電話及び仮設トイレを設置する。
- (5) 感染拡大の恐れがある場合、一時滞在施設における感染防止に必要な対策を講じる。
- (6) 区と関係機関は協力して、駅等に滞留する帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 東京都が都立学校等に設置する災害時帰宅支援ステーション(以下「都ステーション」という。)及び赤十字ボランティアが設置する赤十字エイドステーション(以下「赤十字ステー

ション」という。)を支援する。

- (2) 区は、帰宅困難者、区内を通過する徒歩帰宅者に対して、都ステーション及び赤十字ステーションの設置場所の情報を提供する。
- (3) 区は、赤十字ステーションに対して、設置場所の提供、区内の被災状況、交通情報等の情報提供等の支援をする。
- (4) 消防署は、徒歩帰宅者の支援として火災情報等の伝達、都民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。

7 蒲田駅周辺における取組み

(1) 協議会現地本部及び一時滞在施設の設置

災害時において、駅前滞留者に対する応急対策等を行う窓口として、区役所本庁舎内に現地本部を設置する。ただし、状況により区役所本庁舎内に現地本部の設置が難しい場合は、周辺施設内に設置する。

現地本部の主な業務は、被害状況の把握、一時滞在施設への誘導・運営、協議会構成員等関係組織との連携・情報共有等である。

現地本部は、大田区災害対策本部、鉄道・バス事業者、協議会構成員等と連携し、駅周辺の 混乱防止に取り組む。

(2)情報収集・提供

災対区民部は、現地本部及び一時滞在施設からの情報を集約するとともに、災対本部で集約している情報を確認し、鉄道・バス事業者、道路、電気、ガス、水道、ガソリン供給、通信手段等のインフラの状況、診療所や病院等医療機関状況など、駅前滞留者対策を進めるうえで必要な情報を現地本部及び一時滞在施設に情報を提供する。

(3) 徒歩帰宅者の代替輸送

首都直下地震により、公共交通機関の運行停止状態が長期化した場合、代替輸送機関による 搬送が必要となる。

区は東京都や鉄道・バス事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や 代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

(4) 徒歩帰宅者への支援

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

区は事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。具体的には、東京都が実施する都ステーションや、赤十字ステーション等の設置情報、交通情報などを帰宅者に提供する。 事業者に対し、徒歩帰宅者への支援を呼びかける。

第4節 事業者等の対応

1 事業者等の対策

(1) 対策の基本的な考え方

事業者等に対しては、基本原則及び東京都帰宅困難者対策条例により、従業員等の安全並び に管理する施設及び設備の安全性の確保に努めることを事業所防災計画に反映させるととも に、区や関係機関と連携し、帰宅困難者対策への取り組みに努めるように求める。

(2) 事業所等の役割

ア 一斉帰宅の抑制

事業所や学校並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるように努め、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

イ 食糧等の備蓄

事業所等は、従業員等を一時的に施設内で待機させるために、3日分の飲料水、食糧その 他災害時における必要な物資の備蓄を確保する。

ウ 従業員等を待機させるための環境整備

従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、 家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機 できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

事業所等は、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ計画に定めておき、従業員等に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の確保

事業所等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員等とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、ソーシャルネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

カ 施設等での利用者保護

大規模地震発生時には大規模な集客施設や駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想される。事業者等は、区や関係機関等と連携し、社会的責任として、可能な範囲で一時的に待機できる場所、飲料水やトイレ等の提供、適切な待機や誘導に努めるものとする。

キ訓練

事業所等は、地震を想定した自衛消防訓練等を定期的に行い、必要に応じて対策の見直し を行うものとする。

ク 地域の応急復旧活動への参加

事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の戦力として活用し、事業再開に努める。 また、留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域 再生の一助となるよう努める。

第 11 編 津波防災対策

第1章 対策の基本的な考え方

〇 津波防災対策における基本的な考え方

被害想定によると、想定される津波の高さは、東京湾北部地震において1.58m、元禄型において2.27mとされており、堤防を越えるような津波高は想定されていない。水門が閉鎖されなかった場合には、一部の地域に浸水が生じるが、浸水深は概ね1m未満で死者発生の想定はない。

しかし、津波の到達は地震発生から時間が短く、被害が広範囲に及ぶことから、その対策 に万全を期する必要があるため、津波予報の伝達系統、避難誘導態勢、船舶の避難について 必要な事項を定める。

区は、被害想定に基づき、地震に伴う津波対策を進めている。

堤防を越えるような津波高は想定されていないが、水門が地震動等により破損するなど閉鎖されなかった場合も懸念される。災害発生までの時間的、範囲的なリスクに鑑み、地域防災計画震災編において、情報収集伝達体制、避難誘導態勢等の対応を定めている。

〇 課題

被害想定によると、水門が機能しなかった場合、一部地域に浸水被害が発生すると想定されており、より確実な水門閉鎖体制を構築する必要がある。

また、万が一、水門が機能しなかった場合に備え、情報連絡体制の強化、津波避難対策の 充実が必要である。

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、想定外の津波が襲来した場合においても、命を守る ことができるよう、ハード的整備のみならず、ソフト的整備も一体として推進する必要があ る。

〇 対策の方向性

- ・ 津波避難に関する適切な情報提供の実施
- 津波防災意識の普及啓発の推進
- 迅速かつ的確な情報収伝達体制、避難実施体制の構築

第2章 具体的な取り組み

被害想定によると、水門が閉鎖されなかった場合には一部の地域に浸水が生じるが、命にかか わる被害は起こらないとされている。しかし、津波の到達は地震発生から時間が短く、被害が広 範囲に及ぶことから、その対策に万全を期すため、避難行動や津波水防活動の体制等について定 める。

<予防対策>

- 第1節 災害予防対策の考え方(P.313)
- 第2節 津波避難体制の整備(P.314)
 - 1 津波避難の意識啓発・習熟
- 2 避難対策の整備
- 3 津波避難施設の確保

- 第3節 情報伝達収集体制の整備(P.315)
 - 1 津波避難における情報伝達収集体制
- 第4節 河川・海岸保全施設等の整備(P.315)
 - 1 対策内容と役割分担

<応急対策>

- 第1節 迅速的確な情報収集伝達の実施(P.316)
 - 1 津波避難における情報伝達収集体制
- 第2節 適切な避難指示の発令と安全な避難誘導(P.319)

 - 1 区民等の避難行動 2 避難指示等の判断基準 3 避難誘導態勢

- 4 船舶の避難
- 第3節 発災時の迅速・的確な水防活動(P.322)
 - 1 水防活動の実施 2 水門等閉鎖の実施

予 防 対 策

第1節 災害予防対策の考え方

東京湾内は、関東大地震の際に津波の襲来の記録があるが被害の記録はない。しかし、東日本大 震災の津波被害を踏まえ、沿岸及び河川敷に接する低地部での、津波情報の伝達収集、海抜表示、 避難施設の確保ならびに避難防災意識の普及啓発等の津波対策を実施する。

第2節 津波避難体制の整備

1 津波避難の意識啓発・習熟

(1) 基本的な考え方

津波発生のおそれがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本である。津波警報、 注意報が発生された場合は、「遠いところ」ではなく「高いところ」へ避難することが重要と なり、区は地震・津波発生時における適切な避難対策を普及啓発する。

(2) 取組内容

区民への情報提供として、海抜表示や津波浸水予想図を作成、配布するなど、広報・周知を図る。 津波避難所に関する協定について、沿岸及び河川敷に接する低地部を中心に公共施設や民間 施設を含め津波避難所の指定を推進する。

区民等は、日頃より学校等の津波避難所や安全な避難経路の確認など、津波防災対策を図る。

2 避難対策の整備

(1) 取組内容

区は、区内町丁目の標高をホームページに掲載するほか、沿岸及び河川敷に接する低地部で の海抜表示及び津波一時避難施設の表示を行い、避難資源の周知を図るとともに、津波浸水予 想図などを作成するほか、防災訓練や防災セミナーなど通じて区民への周知を図る。

(2) 津波一時避難施設の指定・協定

区は、沿岸及び河川敷に接する低地部に安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設として、 公共施設の指定、また、民間施設の指定・協定の締結を推進する。

「資料編 14-14 津波一時避難施設 参照]

津波一時避難施設は、昭和56年「新耐震」基準以降の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の3階以上の建築物を基準として指定を推進する。

(3) 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生するおそれがあり、かつ、避難行動は一刻を争うことから、津波発生時の避難については、徒歩を原則とすることの周知を図る。

3 津波一時避難施設の確保

(1)対策内容と役割分担

機関名	対 応 措 置
防災危機管理課	○ 被害想定区域内を中心として、中高層階の鉄筋コンクリート造などの堅牢な建築物を避難ビルとして区民が活用できるよう、機会を捉えて建築物の所有者等に対して協力を要請する。
ま ち づ く り 推 進 部	○ 上記避難ビルについて、建築計画概要書等の必要な情報を総務部 防災危機管理課に提出し、また、指定に係わる建築関係基準などに 関する同課からの協力要請に応じる。

第3節 情報伝達収集体制の整備

1 津波避難における情報伝達収集体制

(1) 基本的な考え方

津波避難については、区民自らが津波の規模や津波警報等の情報を正確に把握し、迅速かつ 自主的に避難することが重要である。区は、区民等への津波に関する迅速かつ的確な情報伝達 や円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

(2) 津波情報の収集伝達

津波による被害を軽減・防止するためには、津波予報等の情報を迅速・的確に収集し、住民 や観光客、船舶等にいち早く伝達する必要があるため、情報収集伝達体制を強化する。

第4節 河川・海岸保全施設等の整備

1 対策内容と役割分担<東京都地域防災計画(令和元年修正)一部引用>

	各	機	関		対 策 内 容
都	建	Ē		局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進。
都	港	ì	湾	局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、 排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を推進する。
都	下	水	道	局	 ○ 下水道管、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材の備蓄の協力を依頼。 ○ 下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資機材を整備しておくよう協力を依頼。
国関	土東地	交 方 §	通 整 備	省局	○ 多摩川の築堤、護岸、高規格堤防等の整備を実施する。なお 高規格堤防については、海老取川合流部付近から、国道 1 号多 摩川大橋付近とする。
		区			○ 水門の維持管理について、六郷水門は国から、内川水門は都 からの委託を受けており、平時から維持管理に万全を期すると ともに、災害時の円滑な操作を実施するための体制整備を行う。

応 急 対 策

第1節 迅速的確な情報収集伝達の実施

1 津波避難における情報伝達収集体制

【地域力推進部】

(1) 基本的な考え方

津波避難については、区民自らが津波の規模や津波警報等の情報を正確に把握し、迅速かつ 自主的に避難することが重要である。区は、区民等への津波に関する迅速かつ的確な情報伝達 や円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

(2) 津波情報の収集伝達

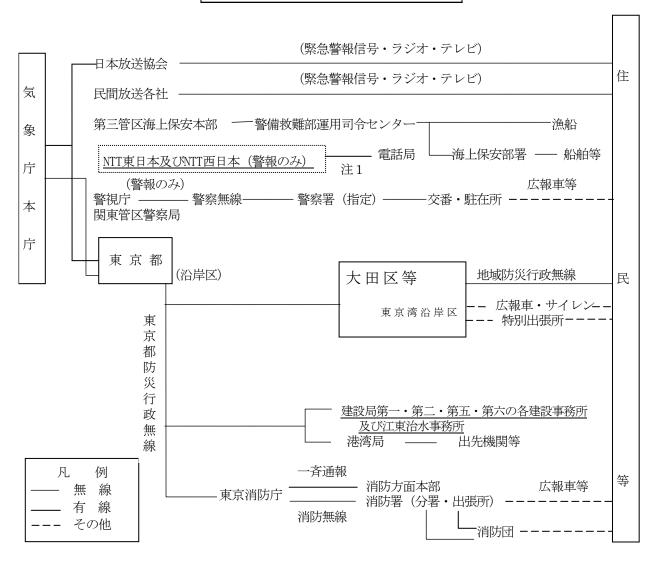
津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報の情報を迅速・的確に収集し、 住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する必要があるため、情報収集伝達体制を強化する。 収集すべき、基本情報については次のとおりとする。

(津波警報・注意報等の種類及び内容)

		発表される津波の高さ	<u>x</u>	
種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	想定される被害と 取るべき行動
大津波		10m超 (10m<予想高さ)		木造家屋が全壊・流失し、人は津波に
大津波警報(特別警報)	予想される津波の高さが 高いところで3mを超え る場合。	10m (5m<予想高さ≦10m)	巨大	よる流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただち に高台や避難ビルなど安全な場所へ
報)		5m (3m<予想高さ≦5m)		避難してください。
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超え、 3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以 上、1m以下の場合であって、津波による災害の おそれがある場合。	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※平成25年8月30日から大津波警報を「特別警報」に位置づけ運用している。

津波予報(注意報・警報)伝達系統図



- (注)1 気象庁本庁から「NTT 東日本及び NTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
 - 2 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

津波に関して収集した情報は、次のとおり取り扱う。

機関名	伝 達 方 法
区	警報の通報を受けたときは、直ちに防災行政無線などにより関係地区住
	民等に周知し、その安全確保に努める。
	津波予報の伝達系統は別表のとおりである。
警察署	各署は、直ちに交番又は駐在所の勤務員、パトロールカー、警備艇等を
	運用して、沿岸等地域の住民等、首都高速道路(1号羽田線及び湾岸線)
	上の車両の運転者及び航行中又は停泊中の船舶等に対し、津波注意報が発
	表された旨の広報を行う。
消防署	各署等は、東京消防庁から津波予報を受けたときは、直ちにその旨を署
	内、出張所および消防団本部へ伝達し、区及び関係機関と密接な連携を図
	り、車両による広報等により都民に周知を図る。
東京海上保安部	第2部 第4編 第2章 応急・復旧対策 第5節「1 気象、地象、水象等
	災害原因に関する情報及び災害予警報の発令・伝達」による。

(3) 区民への津波情報等の発表・伝達

区民への津波情報等の発表・伝達にあたっては、次のことに留意して行うものとする。

- ア 区民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等の対象となる地域 に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、区民等が即 座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
- イ 区民等が即座に避難行動に取り掛かるため、区はあらゆる広報媒体(防災行政無線、有線、 広報車、サイレン等)や区組織を活用し、区民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するも のとする。
- ウ 津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は第一波より第二波、第三波などの後続 波の方が大きくなるなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は、災害の危険性が 継続していることなど、区民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
- エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、行楽客、観光客、外国人等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、防災アプリ、デジタルサイネージ、全国瞬時警報システム(J-ALER T)、テレビ、ラジオ、携帯電話等あらゆる伝達手段の活用を図り、都及び放送事業者と連携し情報の伝達に努めるものとする。
- オ 湾岸・河川地域では、国・都・区、防災関係機関等が相互の調整を図り、強い地震(震度 5 程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに多摩川河川映像システム、高所カメラ及び安全な場所で津波の遡上監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- カ 港湾関係者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、船舶等への迅速な情報伝達を 行う。

第2節 適切な避難指示の発令と安全な避難誘導

1 区民等の避難行動

(1)対策の基本的な考え方

津波からの避難については、区民自らが津波の規模や津波警報等の情報を正確に把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。区は、区民等への津波に関する迅速かつ的確な情報伝達や円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

(2) 対策内容

区民等は、「自らの命は自ら守る」という自助の基本理念に基づき、各々が津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に安全な高い場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」という共助の理念に基づき、 要配慮者の支援も考慮し、地域全体で避難の呼びかけを行うものとする。なお、避難は徒歩避 難の原則により行動する。

2 避難指示等の判断基準

津波は、津波高が低くても、強い流れにより命を脅かされる可能性があるため、津波警報や注意報が発表された場合、直ちに避難行動を取る必要がある。また、震源が沿岸に近い場合、津波到達までの時間が短いことから、沿岸部で強い揺れを感じた者は、津波警報等や避難指示を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとる必要がある。

大田区の津波による浸水が、水門施設の開放時に一部の区域に発生する想定である。気象庁が発表する警報・注意報に基づき、即座に「避難指示」を発令する(基本的に「高齢者等避難」は発令しない。)。水門監視カメラなどで水門が閉鎖していることが確認できた場合においても、浸水想定区域には警戒を要する指示が必要である。

発令情報		「避難指示」	
発表基準	① 大津波警報	② 津波警報	③ 津波注意報
対象地域	③に加え 8特別出張所管内 大森東・大森西・ 入新井・糀 谷・ 羽 田・六 郷・ 矢 ロ・蒲田西 ※ただし、10m 以上の津波が 予想されるときは区内全域	③に加え 津波被害が想定される 4特別出張所管内 大森東・糀 谷・ 羽 田・六 郷 ※水門監視カメラ等で、閉鎖 状態が確認された場合に も、同範囲に警戒を促す指 示を行う。	漁業従事者、沿岸の港湾施設 等に従事する者、親水公園等 水辺の客、ホームレス等を念 頭に、堤防等より海・河川側 の地域
避難方法		葉(水平避難) い場合は、緊急的に津波避難施 どの上階など高い場所への屋内	水中・水辺から の立ち退き避難 (水平避難)
発令方法		防災無線・広報車・HP等	
参考情報		・到達時の潮位情報・水門の閉鎖状況	

※ チリなど、遠く離れた場所で発生した地震による津波で、到達までに相当の時間がある場合 には、津波の規模に応じて注意喚起、高齢者等避難の発令も検討する。

3 避難誘導態勢

(1)対策内容と役割分担

1) 対策内容と役割分	
機関名	対 策
区	1 強い地震(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを
	感じて避難の必要を認める場合は、区民等に海浜から避難するよ
	う指示するものとする。
	2 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、あるい
	は津波警報の伝達があったときは、区長は直ちに沿岸部の被害想
	定地域の住民等に対して避難指示を発令するものとする。
	避難にあたっては、区立学校の堅牢な建物としての特性を活か
	し、津波に対して一定の強度が望めることから、避難場所として
	活用し、避難者を2階以上のスペースへ誘導するよう、避難経路
	等を定めておく。
	また、高齢者、障がい者等の要配慮者が適切に避難するための
	体制を整備することとする。
	3 「東京都河川管理施設操作規則」「東京都河川管理施設操作規
	則の実施細目について」「水門排水機場管理基準」の定めるとこ
	ろにより、水門の操作を行う。
警察署	各署は、沿岸等地域の住民等及び首都高速道路上の車両の運転者
	を避難させる必要があると認める場合は、現場の警察官に避難等の
	措置をとらせる。この場合において、各署は、首都高速道路上の車
	両の運転者を避難させるときは、当該運転者及び署員の事故防止に
	十分留意する。
₩ 7十 円	1 2時投票が用をおと用人には、用板巡門電車は、海池の担構
消防署	1 避難指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、
	襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区・
	関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。
	2 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力して避難
	誘導に当たる。
東京港建設事務所	「東京港海岸保全施設操作規程」の定めるところにより、水門等の操
	作を行う。

4 船舶の避難

(1)対策内容と役割分担

機関名	対 策
東京海上保安部	港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等
	を行う。
	1 港内又は港の境界付近にある船舶に対して、必要な命令又は勧告
	等を行う。
	2 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告する。
	3 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配
	置して船舶交通の整理指導を行う。

第3節 発災時の迅速・的確な水防活動

1 水防活動の実施

(1) 水防活動の性質

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

都及び区は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

(2) 水防活動熊勢

水防活動の態勢は次のとおりとする。活動にあたっては、人命の確保を第一とし、水防従事者の安全確保にも十分留意する。

ア 最大クラスの津波において浸水が予想され水防活動を安全に行えない河川・区域(津波災害 警戒区域内の河川・区域など)

種類	内容	発 表 基 準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
	がある旨を警告するもの。	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する	津波警報等が解除される等、水防活動が安全
	もの。	に行える状態で、かつ必要と認められるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、
		又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を
		必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

イ 津波が河川を遡上する可能性はあるものの、最大クラスの津波であっても水防作業が安全 に行える河川・区域(津波災害警戒区域外の河川・区域など)

種類	内容	発 表 基 準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する	津波警報等が解除される等必要と認められ
	もの。	るとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、
		又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を
		必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

- ※ 上記の例を参考とし、実状等に応じ定めるものとする。
- ※ 津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合においても、水防活動に従 事する者の安全の確保を図るものとする。

2 水門等閉鎖の実施

(1) 沿岸及び河川の水門等施設の現況

名 称	所 在 地	管 理 者
内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局
		(区受託: 地域基盤整備第一課)
六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 京浜河川事務所
		(区受託: 地域基盤整備第二課)
陸こう ※1	大田区東糀谷 6-4	東京都港湾局
		東京港建設事務所高潮対策センター
羽田第1水門※2	大田区羽田 6-33	国土交通省 京浜河川事務所
羽田第2水門※2	大田区羽田 2-30	国土交通省 京浜河川事務所

※1:東京都港湾局で管理している水門等については、高潮対策センターが閉鎖する。

※2: 国土交通省で管理している水門等については、国土交通省 京浜河川事務所が閉鎖する。

(2) 対策内容と役割分担

気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表した時の対応について、下記の対策を実施する。

ア 水門等施設対応

内川水門については、区の委託者に開閉指示の連絡を行う。六郷水門については、受託者である区が閉鎖操作を行う。(緊急時の場合、六郷水門は国土交通省 京浜河川事務所により遠隔操作で閉門が可能。)

各水門閉鎖状況について、大田区都市基盤整備部は、水門管理者と逐一、連絡を取り情報 収集を行う。

イ 親水施設対応

区か管理する親水施設については、施設の閉園や施設利用者に対して注意喚起及び安全な場所へ避難誘導を行う。(大森ふるさとの浜辺公園、見晴らしばし公園等)

多摩川河口付近の河川敷の利用者に対して注意喚起及び安全な場所へ避難誘導を行う。

第 12 編 放射性物質対策

第1章 対策の基本的な考え方

〇 放射性物質対策における基本的な考え方

区内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「原子力災害対策 重点地域」に区の地域は含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、区は、区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている都内においても、浄水場の浄水(水道水)から放射性ヨウ素が測定された。また、区内でも空間放射線量が高い地点が確認され、区民から放射線に関する様々な不安や相談が寄せられるなど、大きな影響を受けた。

この計画では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、①原子力発電所 事故による放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるような広域的放射能汚 染②放射性物質の運搬中の事故による災害等から区民の生命・身体及び財産を保護するため、 区の役割を明確にするとともに、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故への対応の 教訓を踏まえ、放射能災害対策全般に万全を期するために必要な事項について定める。

〇 現在の対策の状況

区は、地域防災計画大規模事故編において、核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応を 定めてきた。

また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受けて区では、国立大学法人東京工業大学との間で、放射線量率の測定等に関する協力協定を締結し、放射線問題に対し連携して対応することとした。そして、区独自で空間放射線量の測定やプール水の放射性物質の測定を行い、測定結果を区のホームページや区報などで公表した。局所的に空間放射線量が高い地点では、土壌の除染措置を実施した。また、放射線を理解するための講演会の開催や、放射線に関する様々な情報を区のホームページ等で提供するなど、区民の不安を解消するための取組みを行うなど迅速かつ臨機応変に対処している。

〇 課題

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、放射性物質の広域拡散に対して、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

また、区民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報提供と、問い合わせに対応する窓口の整備が必要である。

〇 対策の方向性

- 各部署が迅速かつ臨機応変に適切な対応を実施するための連携体制の整備
- ・区民の不安の払拭に向けた迅速かつ的確な情報提供

第2章 具体的な取り組み

「原子力災害対策重点地域」に区の地域は含まれていないものの、東日本大震災の経験と教訓 から、放射性物質が広域拡散した場合に備え、必要な体制整備等を定める。

<予防対策>

- 第1節 災害予防対策の考え方 (P.325)
- 第2節 放射性物質対策の体制整備 (P.325)
 - 1 情報伝達体制の整備
- 第3節 放射性物質に関する情報提供 (P.326)
 - 1 区民への情報提供等

- 2 原子力防災意識の普及啓発
- 第4節 放射線等使用施設の安全化 (P.326)
 - 1 保安対策の実施

<応急対策>

- 第1節 災害応急対策の考え方 (P.329)
- 第2節 放射性物質災害応急対策 (P.329)
 - 1 災害対策本部体制等の立上げ
- 2 適切な避難行動の実施
- 第3節 区民への情報提供の実施 (P.330)
- 第4節 放射線等使用施設等の応急措置 (P.331)
 - 1 放射線等使用施設等における事故 2 核燃料物質等運搬中の事故

<復旧対策>

- 第1節 復旧対策の基本的考え方(P.334)
 - 1 保健医療活動
- 2 風評被害への対応
- 3 放射性物質への対応

予防対策

第1節 災害予防対策の考え方

区の区域内に原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者あるいは、原子力規制委員会が示 す「原子力災害対策重点地域」は存在しない。しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所 事故にみられるような遠隔地からの放射性物質の飛散も含め、区内において原子力災害による放射 性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備えて、国、都及び関係各機関、周辺自治体等 との連携体制及び役割分担を明確化し、円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築しつつ、区民へ の適切な情報提供を行い、放射性物質に関する区民の不安を払拭する。

第2節 放射性物質対策の体制整備

- 1 情報伝達体制の整備
- (1) 取組内容

区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響(以下、「放射性物質等によ

る影響」という。)が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

第3節 放射性物質に関する情報提供

1 区民への情報提供等

(1) 対策内容

国や都との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

2 原子力防災意識の普及啓発

- (1) 対策内容
 - ア 区は都と連携し、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (イ) 原子力施設の概要に関すること
 - (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
 - (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (オ) 緊急時に国や都等が講じる対策の内容に関すること
 - イ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
 - ウ 区は都と連携し教育機関において、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第4節 放射線等使用施設の安全化

1 保安対策の実施

(1)対策内容と役割分担

放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

※ RI(ラジオ・アイソトープ)

放射線を出す同位元素(テクネシウム、ヨウ素、タリウム等)のことで、核医学検査及び放射線治療で使用している。

機関名	対策
	○ RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とする
都福祉保健局	RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立
	入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

機関名	対 策
都総務局 都福祉保健局都産業労働局	 ○ RI による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 ○ 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。
区	○ 放射線等使用施設に関する情報収集を行なう。
消 防 署	○ 消防法第4条又は第 16 条の5の規定に基づき、消防対象物又は 危険物貯蔵所等に立ち入って、その位置、構造、設備及び管理の状 況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災 予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

(2) 国の原子力行政体制

経済産業省

~資源エネルギー庁

- 原子力政策課
- ・原子力立地・核燃料サイクル産業課

環境省外局組織

原子力規制委員会

文部科学省 研究開発局

- 開発企画課
- 原子力課

その他各省

総務省・外務省・厚生労働省・国土交通省など

※ 国の体制のうち、経済産業省は原発の増設等主に商用エネルギーに関して所管し、環境省は原子力の規制について所管し、文部科学省は発電しない研究用原子炉等を所管する。

(3) 災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法の主な相違点

	災害対策基本法	原子力災害対策特別措置法
事故災害の原因者	特段の規定なし	原子力事業者の責務及び具体的義務を規 定
防災訓練	それぞれ共同して行う防災訓練	共同して行う防災訓練を、主務大臣が作
	を義務付け	成する計画に基づき実施する旨を規定
政府の対策本部	非常対策本部の任意的設置	原子力災害対策本部の必要的設置
	(国務大臣が本部長)	(内閣総理大臣が本部長)
	緊急災害対策本部の任意的措置	
	(内閣総理大臣が本部長)	
本部長の権限	(非常対策本部)	関係行政機関の長、地方公共団体の長、
	地方公共団体の長、指定公共機	指定公共機関等、原子力事業者への指示
	関等への指示等	自衛隊の部隊等の派遣要請
	(緊急災害対策本部)	原子力安全委員会に対する技術的事項に
	関係指定行政機関の長、地方公	ついての助言の要求等
	共団体の長、指定公共機関等へ	
	の指示等	
政府の現地対策本部	任意的設置	必要的設置
地方公共団体の本部	任意的設置	原子力緊急事態宣言があったときは、必
		要的設置
その他		主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設を
		あらかじめ指定
		現地に原子力災害合同対策協議会を組織
		原子力防災専門官を派遣

応 急 対 策

第1節 災害応急対策の考え方

原子力発電所事故による放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるような事故 や放射性物質運搬中の事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合における応急対策について 必要な事項を定める。

第2節 放射性物質災害応急対策

1 災害対策本部体制等の立上げ

(1) 庁内体制

区は、原子力発電所事故による放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるような事故が発生し、又は発生するおそれのある場合は「大田区災害対策本部」を設置するものとする。

(2) 情報連絡体制

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。

機関名	対 策 内 容
区	○ 放射線対策チーム等を設置する。

ア 区災害対策本部を設置した場合

- (ア) 区災害対策本部の下に、区関係部で構成する放射能対策チーム(以下、「対策チーム」 という。)を設置する。
- (イ) 対策チームでは、区の各部局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の 共有化や必要な連絡調整を行う。

(構成メンバー)

企画経営部、総務部、地域力推進部、観光・国際都市部、区民部、産業経済部、福祉部、健康政策部、こども家庭部、まちづくり推進部、空港まちづくり本部、都市基盤整備部、環境清掃部、教育総務部、会計管理室から必要に応じて召集する。

イ 区災害対策本部を設置しない場合

- (ア) 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- (イ) 機能は上記対策チームと同様とする。

(3)情報収集の実施

区は、都・警察・消防等防災関係機関と連携し、放射性物質にかかる事故・災害等に関し積極 的に情報を収集する。収集する内容は以下のとおりとする。

- ア 事故又は災害発生の時刻、場所
- イ 事故又は災害の原因
- ウ 放射性物質の種類及び量
- エ 事故又は災害の範囲及び程度

- オ 汚染状況の調査
- カ 気象情報(風向き、風速)
- キ その他必要と認める事項

2 適切な避難行動の実施

(1) 避難対策

第2部第5編避難対策を準用するが、その際、国等の専門家等からの助言を得て状況に応じ、 風向き、風速、天候等に十分留意し、区民の安全確保に万全を期するものとする。

第3節 区民への情報提供の実施

【都•区】

(1) 放射線測定・放射性物質検査などの実施

区及び都は、原子力発電所事故による放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるような事故等が発生又は発生のおそれがあった時、東日本大震災の経験を踏まえ、次の対応を行う。

- ア 空間放射線量の測定
- イ 水道水の放射性物質検査
- ウ 降下物(雨など)の測定
- エ 土壌中の放射性物質検査
- オ 区内流通食品及び区施設内で提供する食材の放射性物質の検査
- (2) 区民への広報

区民への広報の実施体制として、区は放射性物質の運搬中の事故及び、原子力発電所事故による放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるような事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、直ちに防災行政無線、ツイッター、区民安全安心メール、広報車、区ホームページ等を活用し、周辺住民に情報の提供を実施する。

(3) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

- (4) 詳細な取組内容
 - ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における区民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する的確・必要な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、放射性物質による災害についての正しい知識提供をするよう努める。
 - イ 上水道が汚染された場合を想定し、飲料水や食糧の確保に努める。
 - ウ 都福祉保健局と連携し、流通食品の検査結果についてホームページに掲載し公開するとと もに、食を通じた放射性物質の影響に関する問い合わせについての窓口対応を推進する。
 - エ 乳幼児、児童・生徒の保護者に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
 - オ 必要に応じて空間放射線量や放射性物質の測定を行い、測定結果を公表する。
 - カ 災害廃棄物の放射線量や放射性物質の測定を行い、測定結果を公表する。
 - キ 原子力発電所の事故等により放射性物質が拡散した場合は、次のとおり学校給食の安全確

保に取り組む。

(5) 給食の食材について

- ア 「原子力災害対策特別措置法」に基づき、出荷·摂取制限の対象となる食材、また、それ が確認できない食材は、納入禁止とする。
- イ 納入食材は、「地方自治体における検査計画」に基づき各都道府県で実施した、放射性物質検査済みのもので、不検出若しくは基準値内の市場流通品とする。
- ウ 各学校では、使用した食材を、保護者の意向に沿った方法で公表する。
- エ 調理済み給食、飲用牛乳の放射性物質検査を実施し、ホームページで公表する。
- (6) 各学校における給食調理の安全管理について
 - ア 食材納品の際は、立会い、産地確認・記録、流通情報の点検を強化し、安全確保に努める。
 - イ 「学校給食衛生管理基準」に則り、衛生管理、野菜の十分な洗浄、加熱調理を徹底する。

第4節 放射線等使用施設等の応急措置

1 放射線等使用施設等における事故

(1)対策内容と役割分担

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、都と連携し、直ちに応急の措置を講ずる。

機関名	対 応 措 置
	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼と
	し、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
	ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急
東京巡	措置
東京消防庁	イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関す
	る応急措置
	○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救
	助、救急等に関する必要な措置を実施
	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとど
都福祉保健局	めるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測
	定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。
	関係機関との連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
	ア 住民に対する避難の指示
区	イー住民の避難誘導
	ウ 避難所の開設
	エー避難住民の保護
	才 情報提供
	カ 関係機関との連絡

2 核燃料物質等運搬中の事故

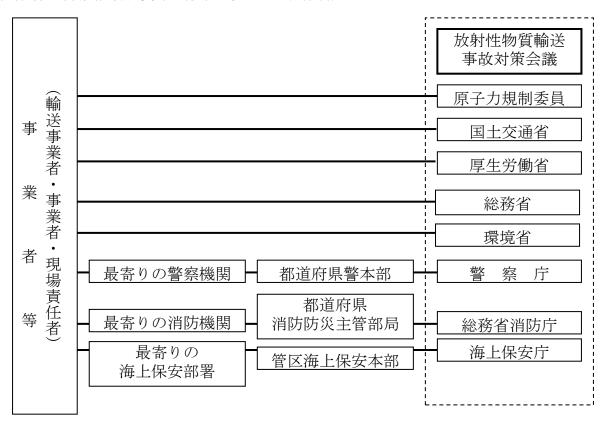
(1)対策内容と役割分担

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機関名	対 応 措 置
	1 放射性物質輸送事故対策会議の開催
	核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁に
	よる「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、
国	連絡・調整を行う。
(原子力規制委員会)	ア 事故情報の収集、整理及び分析
	イ 関係省庁の講ずべき措置
(国土交通省)	ウ 係官及び専門家の現地派遣
(厚生労働省)	工 対外発表
(総務省)	オ その他必要な事項
(環境省)	2 派遣係官及び専門家の対応
(警察庁)	○ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地
(総務省消防庁)	に係官及び専門家を派遣する。
(海上保安庁)	○ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防
	吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつ
	つ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
	○ 専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
	○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報
 警 視 庁	○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示
	○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、立入り
	禁止区域の設定、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局に通報
東京消防庁	するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の
	消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措
	置を実施する。
	事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村
都総務局	をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家
	の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
	○ 事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努めるとともに、
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制
	限、人命救助等に関する措置を実施するために必要な体制を整備す
	る。
	○ 海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安 ★ 初見に対し
	本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現場がはまればまして、カルンが悪具みが燃ければまして、カルンが
	地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリング
	のための海上行動に関し、必要な支援をする。

機関名	対 応 措 置
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 東京都が避難のための立ち退きの指示を行った場合、海上における住民等の避難状況を確認し、都に報告する。
事業者等	○ 事業者等(輸送事業者、事業者、現場責任者)は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。○ 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
区	関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ア 住民に対する避難の指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡

(2) 業務手順(核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制)



復 旧 対 策

第1節 復旧対策の基本的考え方

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、必要と認められる場合には次の対策を行う。

1 保健医療活動

(1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合には次の保健医療活動を行う。

機関名	対 策 内 容
17	○ 健康相談に関する窓口の設置等
X.	○ 被ばく線量等の測定

2 風評被害への対応

(1)役割分担と対策内容

風評等により旅行者の減少や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。 このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

- (2) 詳細な取組内容
 - ア 大田区の定点空間放射線量の測定を定期的に実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努める。
 - イ 大田区を訪れる旅行者を回復・増加させるため、国内外の有力なメディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての大田区の安全性や魅力を積極的に PR する。
 - ウ 都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、 東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を 発行するなど、製品の安全性の PR に努める。
 - エ 摂取及び出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生 鮮食糧品に関する情報を、速やかに、区民周知し、流通・取引を防止する。生鮮食糧品につ いて、産地イベントを開催し、安全性を PR するとともに、放射性物質に関する正確な情報 提供などを行う。
 - オ 大田区における放射性物質検査結果を踏まえ、大田区の安全性を確認して正確な情報提供 を行い、誤った情報が広まることの防止に努める。

3 放射性物質への対応

(1)役割分担と対策内容

機関名	対 策 内 容
都・区	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性 を検討し、必要に応じて対応を行う。

第13編 区民生活の早期再建

(生活再建、がれき処理、遺体の取扱いなど)

第1章 対策の基本的な考え方

〇 区民生活の早期再建のための基本的な考え方

震災後、区民生活の早期再建を図るためには、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態 に戻し、その安定を図る必要がある。

本章では、区民の生活再建を支援する各種制度、最低限の生活を守るためのトイレ確保・ し尿処理対策、都市施設を復旧するための前段階で必要となるがれき・ごみ処理対策、人心 の安定・尊厳を守るための遺体の取り扱いなど、復興への第一歩を踏み出すための前提とな る対策について示す。

〇 現在の対策の状況

- ・ 生活再建については、被災住宅対策、職業のあっ旋、応急金融対策等について、必要な事 項を定めている。
- ・ 震災がれき処理等については、ごみ処理計画、し尿処理計画、がれき処理計画を定めている。
- ・ 遺体の取扱いについては、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項や、都・関係機関との連携について定めている。
- 東京都が推奨する「被災者生活再建支援システム」を導入した。

〇 課題

- ・ 被災者生活再建支援システムの運用体制構築が課題である。
- 被害想定数値に対する実行体制の整備が必要である。
- 災害廃棄物の仮置場候補地をあらかじめ選定しておく必要がある。

〇 対策の方向性

- ・ 被災者が復興への第一歩を踏み出すための環境整備
- ・ 被災者生活再建支援システムの運用体制検討及び研修の実施
- ・ 災害廃棄物の仮置場候補に係る調査・分析

第2章 具体的な取り組み

被災者の心理的安定と社会秩序の維持を図ることは、早期の復興を目指すためには欠かせな 11

本編では、民生安定のための緊急措置と復興に向けた対策、支援制度等について、必要な事項 を定める。

<予防対策>

- 第1節 生活再建のための事前対策 (P.338)
 - 1 応急危険度判定の体制整備
 - 2 住家被害認定調査、り災証明書発行業務等の実施体制整備
 - 3 応急仮設住宅設営のための事前準備
- 第2節 トイレの確保及びし尿処理 (P.340)
 - 1 災害用トイレの備蓄、し尿収集体制等の整備
- 第3節 ごみ処理、がれき処理 (P.341)
 - 1 迅速な処理体制の構築

<応急対策>

- 第1節 生活再建のための応急対策 (P.343)
 - 1 応急危険度判定

<復旧対策>

- 第1節 生活再建のための復旧対策 (P.345)
 - 1 住家被害認定調査等

- 2 り災証明書の発行、応急仮設住宅の確保等
- 3 被災者の生活確保、義援金品の配分等 4 中小企業への融資、応急金融対策
- 第2節 トイレの確保及びし尿処理関係 (P.356)
 - 1 速やかな災害用トイレの確保、し尿処理
- 第3節 ごみ処理、がれき処理 (P.356)
 - 1 迅速なごみ処理の実施
- 2 迅速ながれき処理の実施
- 第4節 行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等 (P.361)
 - 1 基本的な考え方

2 行方不明者及び遺体の捜索

3 遺体収容所への搬送

4 遺体の収容等

5 遺体の検視・検案等

- 6 遺体の火葬等
- 第5節 応急教育の実施 (P.367)
 - 1 応急教育の実施
- 第6節 児童施設の復旧計画 (P.369)
- 第7節 災害関連法規等の適用 (P.370)
 - 1 災害救助法の適用

2 激甚災害の指定

予 防 対 策

第1節 生活再建のための事前対策

震災後、区民生活の早期再建を図るためには、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、 その安定を図る必要がある。

そのためには、遅滞なく、また秩序だった生活再建策を講じることが重要である。

本節では、災害が起こる前に取り組むべき内容について示す。

1 応急危険度判定の体制整備

【まちづくり推進部】

(1)被災建築物、被災宅地の応急危険度判定

ア 基本的な考え方

大規模な地震等により当該造作物が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、その後の余震等による二次災害を軽減・防止するために行う。

要綱やマニュアルを整備し、調査票、判定ステッカー、下げ振り等、判定に必要な資機材の調達及び備蓄管理を行う。

イ 判定実施体制の整備

要綱やマニュアルを整備し、調査票、判定ステッカー、下げ振り等、判定に必要な資機材の調達及び備蓄管理を行う。また、職員は災害発生時の円滑な制度実施を目的として、実施本部設置訓練や、コーディネーター訓練、模擬訓練等を行う。

ウ 判定員の確保

区内在住・在勤の建築士及び職員に向けて、東京都の実施する判定員養成講習会への参加を促し、新規判定員の増加を図っていく。

エ 民間ボランティア団体との連携

区は、区在住在勤の応急危険度判定員で構成するボランティア団体である「大田区被災建築物応急危険度判定員会」及び「建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定」団体と協力し、平常時には連絡訓練や模擬訓練などを行い、災害発生時により円滑に判定活動が行えるように連携していく。

2 住家被害認定調査、り災証明書発行業務等の実施体制整備

【地域力推進部・まちづくり推進部・消防署】

- (1) 住家被害認定調査の実施体制
 - ア 基本的な考え方

住家の被害状況の把握は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書(※)の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、迅速かつ公正公平に調査、判定する必要がある。

イ 調査実施主体者の確保

区及び各消防署は、東京都、他県市町村、建築士等ボランティア、事前に協定を締結している建築関係団体等の支援により調査員を確保する。

ウ 平時における調査体制の整備

被害判定のための調査にあたっては、その判定結果が被災者に対する各種給付、税の減免、貸付などに係わってくるため、客観性、公平性及び統一性を確保する必要がある。

「災害に係る住家被害認定、り災証明発行等に関するガイドライン(平成24年7月東京都策定)」及び「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン(平成29年5月東京都被災者生活再建支援システム利用協議会)」に基づき、調査に係る業務手順等の確認、調査方法の研修、各種情報連携に係るシステム整備などを行うことにより、平時から調査体制の整備を図る。

(※業務用設備に関しては、産業経済部が、り災の判断に際し助言等の支援を行う。)

- (2) 住家被害認定調査及びり災証明書発行業務等の実施体制
 - ア 住家被害認定調査及びり災証明書交付実施手順書

被災者生活再建支援システムを利用した、住家被害認定調査及びり災証明書の交付に係る手順書を作成した。

イ 住家被害認定調査及びり災証明書発行の研修

「住家被害認定調査及びり災証明書交付実施手順書」に基づき、関係各所において研修を実施する。

ウ 被災者生活再建支援システムの利用

平成26年度に東京都が推奨するり災証明書の調査発行をはじめとする被災者の生活再建を支援するシステムである「被災者生活再建支援システム」を導入した。また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を導入した。これらを用いて住家被害認定調査及びり災証明書の発行を行う。

3 応急仮設住宅設営のための事前準備

【企画経営部・まちづくり推進部】

(1) 基本的な考え方

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害 救助法が適用されない場合、その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において設置する。

ア 入居資格

次のいずれにも該当している者のほか知事が必要と認める者とする。

- (ア) 住宅が全焼・全壊又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者であること。
- ※ 詳細は、本章 復旧対策第1節2(4)で示す。
- (2) 設営地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用計画等を考慮のうえ、一定規模の面積を有し、広場等の平らな空地を確保できる公園等から選定する。

区は東京都の求めに応じ、応急仮設住宅の建設予定地を年に1回報告する。

[資料編 13-5 応急仮設住宅設営候補地 参照]

第2節 トイレの確保及びし尿処理

- 【地域力推進部・環境清掃部】
- 1 災害用トイレの備蓄、し尿収集体制等の整備
- (1) 基本的な考え方
 - ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
 - イ前記アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
 - ウ 貯留したし尿は、下水道局と調整のうえでし尿受け入れマンホールや水再生センター等に 搬入して処理する。
 - エ 事業所及び家庭が、災害用トイレを備蓄したり、水のくみ置き等により生活用水を確保するなどの自助の対策を促進する。
- (2) トイレの確保及びし尿処理の事前対策
 - ア 災害用トイレの確保
 - (ア)避難者75人当たり1基の災害用トイレを確保する。
 - [資料編8-6 学校備蓄倉庫備蓄品一覧 参照]
 - [資料編8-8 災害対策用備蓄物品一覧 参照]
 - (イ)発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保 するよう努める。
 - (ウ)避難所となる学校及び公園等公共施設のトイレについて、耐震性のある強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性の確保に努める。
 - (エ) 水洗トイレが使用できない場合に備え、避難所となる学校及びその近隣公園等に、仮設マンホールトイレの整備を図る。また、全学校避難所に下水道直結式仮設トイレを計画的に設置し、学校避難場所の仮設トイレや簡易トイレの備品の見直しを図り、し尿処理車両に大きく依存しない態勢を作る。
 - イ し尿収集・搬入体制

[資料編13-2 し尿収集処理の流れ図 参照]

- (ア)都下水道局との覚書締結により、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの 搬入体制を整備する。〔資料編 4-20 し尿受入れ人孔 参照〕
- (イ) 災害時協定締結事業者にし尿収集車の出動を要請するとともに、し尿収集車が不足する ときは、都に広域的調整等の応援要請をする。
- ウ 避難所等における対応
 - (ア) 災害発生後、断水した場合には、トイレ用水として学校のプール等の水を利用し、下水 道機能の活用を図る。
 - (イ) 災害発生後数日間は、し尿収集車によるし尿の収集·運搬が困難な状況が予想されることから、この間は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを使用する。
 - (ウ) 災害用トイレが不足した場合は、都に応援要請をする。
- エ 事業所・家庭等における対応
 - (ア)事業所、家庭等では、生活用水の確保に努め、可能な限り下水道機能の活用を図るほか、 仮設トイレ等が使用できる場合には、これを利用し、地域の衛生環境に配慮する。
 - (イ) 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄に努める。

第3節 ごみ処理、がれき処理

【環境清掃部・都市基盤整備部・都関係機関】

1 迅速な処理体制の構築

(1) 基本的な考え方

災害により排出された大量の廃棄物を迅速に収集・運搬・処理し、区内の衛生環境を確保するとともに、日常生活の早期回復を図る。

(2) ごみの収集・運搬・処理計画

ア 清掃施設が被災した場合の対策

大震災により清掃事務所等の清掃施設が被災しても、ごみの収集・運搬を遅滞なく行うため、業務継続計画を作成する。

イ ごみ収集・運搬体制の確立

災害発生後、被害状況の把握に努めるとともに、収集・運搬車両、人材等を確保し、早期に 収集・運搬体制を確立する。

ウ 収集・運搬車両用燃料の確保

災害時協定事業者から優先供給を受けるなど、収集・運搬車両用燃料の確保に努める。

(3) がれき処理計画

ア課題

(ア)被害想定

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	最大 約11,100棟
	(東京湾北部地震(M7.3 冬の18時 風速8m/秒))
がれきの推定発生量	最大 約 440 万トン
	(東京湾北部地震(M7.3 冬の18時 風速8m/秒))

イ 被害想定を踏まえた課題

大田区内で最大約440万トンが発生するがれきは、焼却処理のみでは対応が困難であり、 一次的な集積場所として広大な空地が必要となる。

また、ごみ焼却施設が再稼動するには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に 避難所等から発生するごみを、一時的に集積する場所が必要となる。

ウ 基本的な考え方

震災発生後、応急対策や復旧・復興活動を円滑に行うとともに、最終処分量の削減を図るため、建物の倒壊、焼失及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という)の適正な処理について、東京都災害廃棄物処理計画をふまえ策定した大田区災害廃棄物処理計画(令和2年3月)をもとに、都と連携、協力して実施する。

また、東日本大震災の教訓から、大田区災害廃棄物マニュアルをもとに、できるだけ早い 段階での分別を行い、迅速で的確ながれき処理を図る。

工 処理計画

(ア) 大田区災害廃棄物マニュアルの作成

震災発生後の動きを発災後、初動、初期、中期等に分けて整理し、迅速で的確な処理の ために必要な事項を抽出した上で、処理体制や必要な情報が盛り込まれた大田区災害廃棄 物マニュアル(令和2年3月)を作成した。マニュアル作成にあたっては、東京都災害廃棄物処理計画との整合を図った。

(イ) 震災がれき処理の基本方針

a 計画的な対応・処理

震災がれきの組成及び量をできるだけ正確に推計した上で、道路の寸断等に適切に対応 しながら仮置場を適正に配置する。既存の処理施設、最終処分場の処理・処分能力を的確 に把握し、効率的な処理計画を策定し、処理を行う。

b リサイクルの推進

震災時に発生する多量のがれきは、建築物解体時から徹底して分別し、極力資源化する ことで処理・処分量の軽減を図る。

c 迅速な対応・処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、震災がれき処理は時々刻々変化する状況に対応しながら、東京二十三区清掃一部事務組合と調整した上で迅速な処理を行う。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、都と協力して周辺や広域での処理に関して協議・調整を進める。

d 環境に配慮した処理

震災時の混乱の状況下においても、可能な限り環境に配慮し、震災がれきを適正に処理する。

e 衛生的な処理

仮置場の設置にあたっては、夏場の悪臭、害虫の発生を考慮する。

f 安全作業の確保

震災時の収集業務等は、通常業務と異なる事態等が想定されるため、作業の安全性を確保する。

(ウ) がれきの中間処理・再利用・最終処分

仮置場から分別して搬出されたがれきは、破砕処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、できるだけ再利用する。再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつ、都が管理する埋立処分場に搬入する。

具体的な処理、処分方法は、大田区災害廃棄物マニュアルに定める。

応 急 対 策(発災直後から72時間まで)

第1節 生活再建のための応急対策

1 応急危険度判定

【企画経営部・まちづくり推進部】

(1)被災建築物の応急危険度判定

ア 実施目的

被災建築物の余震等による倒壊などから生じる二次災害を防止するため、地震発生後速やかに建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。

なお、本章 復旧対策 第1節 1 (1)の住家被害認定調査とは目的、調査内容を異にする ものである。

イ 区管理施設の応急危険度判定

区管理施設は、応急危険度判定の必要性について優先順位をつけ、避難所や防災拠点など の必要性が高い施設から順次実施する。その際、必要に応じて関係各部は協力体制をとる。 特に施設管理者との連携を図り、迅速かつ円滑な区管理施設の応急危険度判定を実施する。

ウ 民間建築物の応急危険度判定

地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

(ア) 判定の実施

区内において地震により多くの建築物が被災した場合、災害対策本部の命を受け災対ま ちづくり推進部に判定作業を行う実施本部を設置する。

実施本部は東京都防災ボランティアに関する要綱に基づき登録された区内の応急危険 度判定員及び「大田区被災建築物応急危険度判定員会」、「建築関係専門ボランティア協力協定」締結団体の構成員の協力を得て被災建築物の判定を実施する。

実施にあたり判定実施計画を策定する。

被害状況等により判定員が不足又は活動できない場合は、東京都に対して判定員の派遣等の応援を求める。

(イ) 判定対象建築物

民間の住宅及び共同住宅

(ウ) 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の所有者・使用者・歩行者等に周知を図る。

(エ) 危険家屋等に対する解体の助言などの措置

応急危険度判定で「危険」と判断された建築物の中で、倒壊等著しく危険な状態で、放置すれば人体に危害を及ぼすおそれのある建築物や工作物については、所有者に除却・解体の相談や助言を行うなど必要な危険回避の措置を講ずる。

(2)被災宅地の応急危険度判定

ア 実施目的

大規模な地震等により宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、 危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

イ 判定の実施

地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

区は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき応急危険度判定が必要と判断した場合は、災対まちづくり推進部に実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。実施本部長は、必要に応じて都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

ウ 判定対象宅地

危険度判定の実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びに被害を及ぼすお それのある土地が対象となる。

エ 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者等にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

復旧対策(72時間以降)

第1節 生活再建のための復旧対策

災害時には多くの被災者が負傷し、あるいは家財、住居等を喪失するなど極度の混乱状態に陥ることが考えられる。このため人心の安定と社会秩序の維持を図るため防災関係機関と協力して、民生安定のための緊急措置を、次のとおり講ずる。

- ・ 住家被害認定調査、り災証明書の発行、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保を図る。
- ・ 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、都民生活の安定を図るための応急金融対策、 復旧工事等のための労働力の確保を図る。

1 住家被害認定調査等

【地域力推進部・まちづくり推進部・消防署】

(1) 住家被害認定調查

ア 基本的な考え方

住家の被害状況の把握は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者生活再建支援策の基礎となるものであるため、迅速かつ公正公平に調査、判定する必要がある。区では平成26年度に東京都が推奨するり災証明書の調査発行をはじめとする被災者の生活再建を支援するシステムである「被災者生活再建支援システム」を導入した。

また、令和3年度には同システムに係る「建物被害認定調査モバイルシステム」を導入し、 利用に係る体制整備を行う。

区及び各消防署は、東京都、他県市町村、建築士等ボランティア、協定を締結している建築関係団体等の支援を得て、住家の被害について速やかに調査を実施する。

なお、応急対策第1節の応急危険度判定とは目的、調査内容を異にするものである。

〔資料編 13-4 住家被害認定調査の流れ図 参照〕

イ 現地調査の実施

(ア) 第一次調査

建築物応急危険度判定調査終了後、区内全域を対象として、調査を実施する。

(イ) 第二次調査

第一次調査結果に対し再調査の申し出があった住家について、再調査を実施する。

ウ 調査体制

(ア)調査体制

災害対策本部の命を受け、災対まちづくり推進部に調査作業を統括する実施本部を設置する。また、迅速かつ公正公平な調査を行うために、調査にあたっては調査実施計画を策定する。なお、今後、本庁舎、大森、調布、蒲田、糀谷羽田の各地区に調査拠点を設け、調査体制の整備を図る。

エ 関係機関の連携

- (ア) 区は、現地調査のための要員が不足するときは、東京都へ建築職員や建築士ボランティア等の応援要請をするとともに、区と協定を締結している建築関係団体に対しても応援要請をする。(建築士にあっては、建築物応急危険度判定調査に引き続いて実施することを要請する。)
- (イ)消防署は、震災等に伴う火災による被害状況調査を行う。区は、各消防署との連携を密

にして効率的な現地調査が実施できるように努める。

才 調査期間

(ア) 第一次調査

建築物応急危険度判定調査終了後速やかに開始し、概ね被災後2か月をめどに完了することを目標とする。

(イ) 第二次調査

り災証明書の発行と併せて再調査の受付を行い、受付開始後2週間以内をめどに完了することを目標とする。

カ 調査方法及び判定基準

- (ア)被害判定のための調査にあたっては、その判定結果が被災者に対する各種給付、税の減免、貸付などに係わってくるため、客観性、公平性及び統一性を確保する。
- (イ) 住家の被害判定は、「被害程度の認定基準〔資料編 2-19 災害報告取扱要領 参照〕」 に基づき実施し、全壊、大規模半壊、半壊等に区分する。
- (ウ) 本調査に対し必要に応じ研修を行い備える。

2 り災証明書の発行、応急仮設住宅の確保等

【企画経営部・地域力推進部・まちづくり推進部】

(1) り災証明書の発行

地震、風水害等により、被災した世帯が各種の融資や租税の減免など、本節中本項目以降の 支援を受けるために、当該災害によって被災したという証明が必要となる。区は、り災証明書 の調査発行をはじめとする被災者の生活再建を支援するシステムである「被災者生活再建支援 システム」を活用し、迅速かつ公平にり災証明書を交付する。本庁舎と4地区(大森、調布、 蒲田、糀谷羽田)にり災証明書の発行拠点を設け、り災証明書発行体制の整備を図る。

ア所管

り災証明書の発行は、災対地域力推進部が他部や他自治体の応援を受けて発行する。

イ 発行手続

- (ア) 災対地域力推進部は発行拠点に「被災者生活再建システム」が使用できる端末と職員を 配置して、住家被害認定調査結果及び住民基本台帳及び固定資産税関連情報に基づきり災 証明書の発行を行う。
- (イ) 災対地域力推進部は、区民へり災証明書の発行を広報すると共に、他部の応援を受けて り災証明書の発行窓口を開設する。
- (ウ) 災対地域力推進部は、当該申請者からの申請があり判定結果に同意を受けた世帯に対し、 り災証明書を発行する。
- (エ)消防署長は、区と、り災証明書発行窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について 連携を図る。

ウ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害の範囲で、次の事項について証明する。

(ア)被害区分

- a 全壊
- b 大規模半壊

- c 中規模半壊
- d 半壊
- e 準半壊
- f 準半壊に至らない(一部損壊)
- g その他区長(災害対策本部長)が被害と認めるもの

(イ)浸水区分

- h 床上浸水
- i 床下浸水
- 工 証明手数料

手数料は無料とする。

(2) 一般被災住宅の応急修理

災害によって被害を受けた住家について、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居住のために必要な最小限の住宅の応急修理を実施する。なお、応急修理事務は被災者生活再建支援システムを利用した、応急修理制度実施マニュアルを用いて実施する。

ア 実施主体

災害救助法が適用された場合、都は居住に必要な最小限度の応急修理を行うことで、被災 した住宅の居住性を維持する。

[資料編2-16 救助の程度・方法及び期間参照]

区は、都が定める選定基準により、被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証明書に 基づき、都から委任される募集・選定事務を行う。

その際、災害対策本部の命を受け、災対まちづくり推進部に実施作業を統括する実施本部 を設置する。

イ 修理住宅の募集及び選定

応急修理の募集及び選定については、災対まちづくり推進部において、都が定める選定基準に基づき実施方法を定めたうえで行うが、具体的には次により行う。

(ア) 対象建物

災害によって被害を受けた住家であり、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を受け、現実に当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの。

(イ)対象者

内閣総理大臣が定める基準に従い、都知事が必要と定める者とする。

ウ 修理の方法

(ア) 修理

区と協定を締結している建設関係団体又は都が作成する応急修理業者のリストに基づき区が指定した業者等が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠かすことのできない部分の修理を行う。

(イ) 修理の経費

1世帯当たりの経費は、内閣総理大臣が定める基準に従い、都知事が定める限度額以内とする。

(ウ) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から3カ月以内(災害対策基本法23条の3第1項に規定す

る特定災害対策本部又は同法 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された 災害では6カ月以内) に完了する。

エ 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合は、必要な帳票を整備する。

(3) 被災建築物の修理等に係る一般相談等

災害救助法の適用の有無に係わらず、地震等により大規模な災害が発生した場合は、区と協 定を締結している建設関係団体に対して支援協力を要請し、被災建築物等に係る区民から寄せ られた相談に迅速に対応し、建築物等の危害防止、応急修理等の要請に応える。

(4) 応急仮設住宅の設営等

ア 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において設置する。

イ 設営地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用計画等を考慮のうえ、一定規模の面積を有し、広場等の平らな空地を確保できる公園等から選定する。ただし、使用にあたり、がれき置き場と重複することになった場合は、がれき置き場を優先する。

〔資料編 13-5 応急仮設住宅設営候補地 参照〕

ウ 入居者の選定

災害救助法が適用され、都が応急仮設住宅を建設する場合の入居者の選定については、都 が定める基準に基づき、区が行う。具体的には次により行う。

(ア) 入居資格

次のいずれにも該当しているもののほか知事が必要と認めるものとする。ただし、使用 申込みは1世帯1か所限りとする。

- a 住宅が全焼・全壊又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力では住家を確保できない者であること。

(イ) 入居者の募集・選定

- a 入居者の募集計画は、災害の状況に応じて都が策定し、区に住宅を割当て、区が被災者に対し募集を行う。
- b 割り当てに際しては、原則として区の区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保 が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。
- c 住宅の割り当てを受けた区は、被災者に対し募集を行う。
- d 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件や 地域コミュニティの維持等を考慮して区が行う。

エ 応急仮設住宅の建設

- (ア) 災害救助法適用後は、区長が必要があると認めた場合、都災害対策本部に要請する。
 - a 設置戸数

都知事が決定する。

b 規模及び経費

1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用は、内閣総理大臣(国)が定める基準に従い、都で定める限度額以内とする。

[資料編2-16 救助の程度・方法及び期間参照]

c 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。

d 建設工事

都が、建設業者に建設工事を発注し、工事の監督を行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任する。

- (イ) 災害救助法適用前に区が実施する場合は、次により災対企画経営部が必要戸数を建設する。なお、この場合、前記基準に準じて実施する。
 - a 応急仮設住宅の型式
 - ① 組立住宅
 - ② 現場建設仮設住宅(以下「仮設住宅」) 建設にあたっては上記2型式の範囲で行う予定である。
 - b 実施の方式

建設の方式としては、リース又は購入による。

- c 応急仮設住宅の設置業務
 - ① 組立住宅又は仮設住宅建設の指令を受けたときは、直ちに建設地を調査するとともに、工事の設計、仕様及び工事費の見積を行い、緊急を要するときは本部長の指揮を受け、災対総務部経理管財課に契約を依頼し、事後、大田区契約事務規則に定める手続により事務処理をする。
 - ② 工事中は工事の指導監督、工程管理を行う。
 - ③ 組立住宅又は仮設住宅の建設を完了したときは、直ちに検査員の検査を受け、その旨を災対総務部長に報告する。組立住宅の購入又は、仮設住宅の建設を完了し、検査を終えたときは支払請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。
- d 建物の規模・構造等

平屋建て又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットと し、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

e 応急仮設住宅の撤去

入居後、漸次自己建設等で空家となった応急仮設住宅については、リースのものと購入のものとに区分し、次により撤去する。

- ① リースの方法による組立住宅の撤去の指令を受けたときは、直ちに撤去搬出させる とともにリース支払のために請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。
- ② 購入した組立住宅は、解体のうえ整頓し備蓄場所を指定し、格納する。 なお、この場合、災害用物品返納書を作成して、災対企画経営部に返納する。
- ③ 現地建設の仮設住宅は、取り壊しに要する工事の仕様と工事費の見積を行い、災対 総務部経理管財課に契約を依頼する。取り壊し工事中は工事の指導、監督を行い、工 事を完了したときは検査員の検査を受けて、支払請求書の提出を求め、内容を審査し

て工事費の支払を行う。

オ 応急仮設住宅の管理

- (ア) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- (イ) 都が管理するものについては、区はこれに協力する。
- (ウ) 区が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め、災対まちづくり推進部建築調整課が管理する。
- (エ) 区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- (オ) 供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

(5)建設資材の調達

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資材は、災対総務部経理管財課において調達するほか、都に要請し調達する。

(6) みなし仮設住宅の供給

ア 住宅の確保

都は災害時において、都営住宅等公的住宅を提供するとともに、民間賃貸住宅等の借り上げによる応急借上住宅の提供を行う。また、区においても区民住宅の空き家を提供することにより、住宅の確保に努める。

イ 入居者の選定

(ア) 入居資格

応急仮設住宅の入居資格に準じる。

(イ) 入居者の募集・選定

応急仮設住宅の入居者の募集・選定に準じる。

ウ 帳票の整備

区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

3 被災者の生活確保、義援金品の配分等

【総務部・地域力推進部・区民部・福祉部・関係機関】

(1) 基本的な考え方

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する 職業のあっ旋、租税等の徴収猶予及び減免、資金の融資等、区民の自力復興等を促進し、もっ て生活安定の早期回復を図る。

(2) 職業のあっ旋

区は、被災者のために開設する相談所等において離職者の状況を把握し、必要により東京労働局へ職業のあっ旋を要請する。

(3) 租税等の徴収猶予及び減免等

各機関の租税等の徴収猶予及び減免等の措置は各機関の計画により実施する。

[資料編 12-1 租税等の徴収猶予及び減免等 参照]

(4) 各種資金の貸付

ア 区の貸付

災害関係として特別に融資を行わないが、現行制度内で貸付けを行う。

応急小口資金については、災害時(災害救助法が適用される規模の災害を除く)の特例とし

第二章

て通常の貸付とは別に貸付制度を設けている。特例貸付では、通常の貸付条件となっている 居住要件(大田区内に3ヶ月以上)、収入基準は適用しない。

[資料編 12-2 区の貸付 参照]

イ 社会福祉協議会の貸付

(ア) 生活福祉資金(福祉資金)

低所得世帯対象。災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付。災害援護資金 が優先制度となる。

〔資料編 12-3 社会福祉協議会の貸付 参照〕

ウ 住宅金融支援機構による住宅関係融資

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が指定した災害(地震、台風など)により住宅に被害を 受けた方で、地方公共団体から申込みに必要な書類の発行を受けた方が、住宅の新築又は補 修等行う場合、貸付がある。

〔資料編 12-4 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資 参照〕

エ 災害弔慰金等の支給等

区の災害弔慰金等の支給等は、「大田区災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより実施する。

(ア) 災害弔慰金・災害障害見舞金

区は、自然災害により死亡した方の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神 的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

具体的な内容、手続きについては「資料編 12-5 災害 形慰金等の支給について」にて 定める。

(イ) 災害援護資金

区は、自然災害により住居・家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の再建を支援する ための災害援護資金の貸付を行う。

具体的な内容、手続きについては「資料編 12-6 災害時援護金の貸付について」にて 定める。

(5)被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

具体的な内容、手続きについては「資料編12-7 被災者生活再建支援金の支給」にて定める。

(6) 防災業務従事者の災害補償

防災業務従事者の災害に係る損害補償は、「大田区防災業務従事者損害補償条例」の定める ところにより実施する。

[資料編 12-8 防災業務従事者の災害補償の概要 参照]

(7) 生活相談

区は、災害総合相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、速やかにその内容を各関係機関に連絡して、強力な広聴活動を実施する。

(8) その他の生活確保

各機関の生活確保の対応は次のとおりである。

機関名	生活確保の取扱い							
東京労働局	 雇用保険の失業給付に関する特例措置(証明書による失業の認定) 震災等により、失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対して、 事後に証明書により失業の認定(事故がやんだ後における最初の失業の認定 日に安定所に出向く)を行い、失業給付を行うものとする。 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納 入期限の延長等の措置を講ずることとする。 1)納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 2)制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。 3 労働保険料等の免除 							
関東森林管理局 東京分室	木材価格の安定対策 知事、市区町村長等から被災地及びその周辺の地域における被災者の救助、 災害の復旧及び木材の需給の安定のため、国有林材の供給について要請があっ た場合、必要があると認めるときは、国有林材の販売の促進、輸送販売の実施 を行う。							
日本郵便株式会社 東京支社 (郵便局)	災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実状に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 1 郵便関係 (1)被災者に対する郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用地域の郵便局において、被災1世帯当たり、はがき5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙、はがき等の料金免除を実施する。 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 (4)利用の制限又は業務の停止							

機	関	名	生	活	確	保	0)	取	扱	V
10%	機 関 名 生 店 傩 保 の 取 扱 い 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、災害の規模等に応し 郵便物の利用制限又は郵便業務の一部を停止することがある。 2 為替貯金関係 (1)被災者の救護を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除 総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本治十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救護を目的 する寄付金送金のための郵便振替(通常払い込み及び通常振替)の料金免員を実施する。 (2)為替貯金業務の非常取扱い 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩。等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常付け等を実施する。							模等に応じ、 金免除 日本赤 は護を目的と の料金免除		
			(3)災害ボ 非常 をNG(3 簡易保)	ランティア 災害時にま つへ配分す 険関係 の郵便局に	了口座のP おけるN(「ることを こおいて、	GO活動を 全総務大日 簡易保障	三に委託で その保険金	ごきる。 全及び貸付	十金の非常	1座の預り金
日本	放送	協会	1 被災者の受信料免除2 状況により避難所へ受信機を貸与する。							
ГИ	TT東F	日本	の移転工具		北を実施	<u>ti</u>				び仮住居へ
東京	消	防庁	におけるは構造設備は	出火防止丸 こ関する点 規模に応じ	対策の徹底 対策を発 いて、消除	氏、危険物 飲むするな ち署、分署	施設等によどの出外 よどの出外	おける余	震に対す	機能復旧時 る警戒体制、 「に消防相談

(9) 義援金品の配分計画

義援金品については、その募集及び配分を確実、迅速、適正に行うため、都災害対策本部に 義援金配分委員会が設置され、その決定に基づき区が配分する。

ア 東京都義援金配分委員会(以下、都委員会という。)

(ア) 都委員会の構成

東京都、区市町村、日本赤十字社、関係機関の代表者で構成される。

(イ) 都委員会の審議決定事項

- ・被災区市町村への義援金品の配分計画の策定
- ・義援金品の受付・配分に係る広報活動
- ・その他義援金品受付・配分等に関して必要な事項

イ 義援金品の受付等

(ア) 義援金

- ・区、都及び日本赤十字社が受付ける。受付けた義援金は、都委員会に送金する。ただし、 寄託者が使途を明確にしたものについてはこの限りではない。
- ・区の受付窓口は、災対地域力推進部で直接受付けるほか、他部の協力を受けて、義援金箱 を設置する。

(イ) 義援品

・被害状況等を勘案し必要な物資について募集し、区と都で受付ける。・義援品については、 東日本大震災等の教訓から、平成 24 年 7 月に発表された中央防災会議対策推進検討会議 の最終報告において、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地にお いて内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になること から、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」 とされているため、これを踏まえた対応とする。

ウ 義援金品の配分

(ア) 義援金

- ・義援金は都委員会が配分計画に基づき被災区へ送金し、区が被災者に配分する。
- ・災対地域力推進部は、配分を確実、迅速、適正に行うため、大田区義援金配分委員会(以下、区委員会という。)を設置し、配分計画に基づく配分率及び配分方法により被災者に 配分する。

(イ)義援品

- ・区が直接受領した義援品は、配分計画を災対総務部が立案し、本部長の指示により被災者 に配分する。
- ・都が受領した義援品は、速やかに区に引き渡す。
- エ 義援品の輸送及び配布

「第2部 第8編 予防対策 第1節及び応急・復旧対策 第2節」を準用する。

才 義援金品保管場所

(ア) 義援金

都委員会から送金される義援金は、歳入歳出外現金として受入れる。

(イ) 義援品

物資集積所「大森スポーツセンター」に保管する。

(10) 大田区義援金の募集

災対本部の決定により、被害を受けた区民を支援するため、区独自で大田区義援金の募集をする場合は、都委員会から送金される義援金と合わせて、区委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により被災者に配分する。

4 中小企業への融資、応急金融対策

【産業経済部】

- (1) 中小企業融資あっせん
 - ア 被災した中小企業に対し、必要に応じて事業復旧資金の特別融資あっせんを実施する。融 資あっせんの対象、条件等は状況に応じて災対産業経済部産業振興課で立案する。
 - イ 国又は都において被災中小企業者等に対する金融施策が出た場合は、その周知を行う。
 - ウ 中小企業者の各種金融相談に対応するため、臨時の相談窓口を設置する。
 - エ 大田区中小企業融資あっせん制度について、円滑なあっせんを行う。

〔資料編 12-9 大田区中小企業融資あっせん制度 参照〕

第2節 トイレの確保及びし尿処理関係

1 速やかな災害用トイレの確保、し尿処理

【環境清掃部】

- (1) 基本的な考え方
 - ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
 - イ前記アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
 - ウ 貯留したし尿は、下水道局と調整のうえでし尿受け入れマンホールや水再生センター等に 搬入して処理する。
 - エ 事業所及び家庭が、災害用トイレを備蓄したり、水のくみ置き等により生活用水を確保するなどの自助の対策を促進する。
- (2) し尿処理
 - ア し尿収集・処理
 - (ア) し尿収集の必要な災害用トイレを設置した避難所等を把握し、し尿収集計画の策定、収集体制の整備を行う。次に、し尿収集・運搬委託事業者及び災害時協定締結事業者に要請して収集し、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへ運搬し、搬入又は投入する。
 - (イ) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
 - (ウ) 都は、汲み取りの必要な災害用トイレを継続的に活用するため、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての 広域的な調整・応援要請を行う。
 - (エ) 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる 生活用水を確保する。
 - (オ) 簡易トイレの排出し尿、仮設トイレの排出し尿固形物 (便槽外に水分を滅菌処理して放流した後の固形物) は、清掃工場への搬入・焼却処理を要請する。

第3節 ごみ処理、がれき処理

【環境清掃部·都市基盤整備部】

- 1 迅速なごみ処理の実施
- (1) 基本的な考え方

災害により排出された大量の廃棄物を迅速に収集・運搬・処理し、区内の衛生環境を確保するとともに、日常生活の早期回復を図る。また、災害時のごみの出し方が異なることについて、 平時から区民への浸透を図るとともに、発災時には、実際の被害の状況等を踏まえ、迅速かつ 正確に区民に伝わるよう周知を行う。

(2) ごみの収集・運搬・処理計画

ア 災害時発生ごみ量

- (ア) 大震災時に発生するごみは、過去の例(阪神・淡路大震災)によると、一般生活ごみ(可燃・不燃ごみ)の量は災害発生後一時的に若干の増加が見られるが、その後は平常時のごみ量と差はみられない。
- (イ) 一方、壊れた家具等の家財ごみ(粗大ごみ)は災害発生後急激に大量に排出(最大月平常時の約5倍)される状況が3か月程度続き、その後も数か月は平常時をかなり超える量(平常時の平均約1.5倍)が排出されている。この過去に発生した災害の実態を踏まえて、災

害発生後の区全体の排出ごみ量を次のとおり推定する。

- a 可燃・不燃ごみ 発災後3か月間 約33,900トン 年間約124,800トン
- b 粗大ごみ 発災後3か月間 約5,200トン 年間約10,600トン [資料編15-8 災害時発生ごみ量推計 参照]

イ 清掃施設が被災した場合の対策

大震災により清掃事務所等の清掃施設が被災しても、ごみの収集・運搬を遅滞なく行うため、業務継続計画を作成する。

ウ ごみ収集・運搬体制の確立

災害発生後、被害状況の把握に努めるとともに、収集・運搬車両、人材等を確保し、早期に 収集・運搬体制を確立する。

- (ア)被害状況等の把握
 - ・ 道路、橋梁の被害及び障害物等の状況(ごみ収集・運搬ルートの確保)
 - ・ 清掃工場、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕施設、埋立処分場の被害状況及び操業 再開時期(ごみ搬入施設)
 - ・ 災対環境清掃部所管施設及び設備、機材、人材の被害状況(収集・運搬活動態勢の編成)
- (イ) 被害状況等の報告

被害状況(廃棄物処理施設、家屋等)及び震災がれき発生量について東京都に報告する。

(ウ) 収集・運搬車両及び人材の確保

収集・運搬車両は区保有車両のほか、東京二十三区清掃協議会に災害時における雇上車両の配車要請を行い確保する。人材も必要に応じて臨時雇用等により確保する。特に、粗大ごみは平常時を大きく超える量の収集・運搬が必要になるため、東京都、他自治体、災害時協定事業者等に車両及び人材の応援を要請する。

[資料編 5-1 環境清掃部組織と活動態勢 参照]

[資料編 10-4 災害時収集・運搬等作業車両体制 参照]

(エ) 収集・運搬車両用燃料の確保

災害時協定事業者から優先供給を受けるなど、収集・運搬車両用燃料の確保に努める。

- エ ごみの収集・運搬・処理の実施
 - (ア) 臨時ごみ集積所の設置

災害発生後のごみ集積所は、道路障害物などにより平常時のようなルート収集・運搬ができないことが想定される。また、避難所(避難所 91 か所及び公園などの自主避難場所)からのごみの収集・運搬作業が加わることから、収集・運搬が可能な場所に臨時集積所を設置する。なお、臨時集積所を設置するときは、広報車やチラシなどにより住民への周知徹底を図る。

(イ) 可燃・不燃ごみの収集・運搬及び清掃工場等への搬入

生ごみを含む可燃ごみは、衛生環境保全の観点から最優先に収集・運搬するものとし、 東京二十三区清掃一部事務組合と調整のうえ清掃工場に搬入する。なお、清掃工場操業再 開までの間は、可燃ごみは清掃工場のごみバンカに搬入する。ごみバンカの許容量を超え たときは、清掃工場近辺の公共施設(公園、河川敷、大田区資源化センター等)に一時保管・ 中継する。なお、可燃ごみ等の飛散流出防止対策を講じる。 不燃ごみについては、東京二十三区清掃一部事務組合と調整のうえ不燃ごみ処理センターに搬入する。不燃ごみ処理センター操業再開までの間は、不燃ごみは公共施設(大田区資源化センター)に一時保管・中継する。

(ウ) 粗大ごみの収集・運搬及び破砕処理施設への搬入

粗大ごみは、災害発生後から一定期間は大量に排出される。また、排出形態は、かなりの量が損壊家屋等のがれきと合わさって出されることが想定されるため、「がれき処理対策班」と連携を図りながら収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合と調整のうえ破砕処理施設へ搬入する。破砕処理施設の操業再開までの間及び大量排出による一時保管・中継の必要があるときは、がれき処理仮置場内及び清掃事務所所管粗大ごみ中継施設に一時保管・中継する。スペースに不足を生じる場合は、都有地等の提供を都に要請する。

2 迅速ながれき処理の実施

【環境清掃部・都市基盤整備部】

(1) がれき処理計画

ア 震災がれき処理の基本方針

(ア) 計画的な対応・処理

震災がれきの組成及び量をできるだけ正確に推計した上で、道路の寸断等に適切に対応 しながら仮置場を適正に配置する。既存の処理施設、最終処分場の処理・処分能力を的確 に把握し、効率的な処理計画を策定し、処理を行う。

(イ) リサイクルの推進

震災時に発生する多量のがれきは、建築物解体時から徹底して分別し、極力資源化する ことで処理・処分量の軽減を図る。

(ウ) 迅速な対応・処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、震災がれき処理は時々刻々変化する状況に対応しながら、東京二十三区清掃一部事務組合と調整した上で迅速な処理を行う。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、都と協力して周辺や広域での処理に関して協議・調整を進める。

(エ)環境に配慮した処理

震災時の混乱の状況下においても、可能な限り環境に配慮し、震災がれきを適正に処理 する。

(オ) 衛生的な処理

仮置場の設置にあたっては、夏場の悪臭、害虫の発生を考慮する。

(カ) 安全作業の確保

震災時の収集業務等は、通常業務と異なる事態等が想定されるため、作業の安全性を確保する。

イ 仮置場の設置

- (ア)解体・撤去により発生したがれきの搬出先は、区が設置する仮置場とするが、仮置場に 不足が生じる場合は、都有地等の提供を都に要請する。
- (イ) 仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び破砕処理施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- (ウ) 仮置場の設置及び搬入の確認、不法投棄の監視等管理の契約については、区が行なう。

設置条件としては、騒音、粉じん、悪臭等の発生による近隣住民への生活環境の影響が少ない場所とする。

- (エ) 仮置場の具体的な取扱いは、大田区災害廃棄物マニュアルに定めることとする。
- ウ がれき処理対策班 の設置
 - (ア) 震災発生後、区は災害対策本部内に「がれき処理対策班(以下「対策班」という。)」を 設置し、都が設置する「がれき処理部会(以下「処理部会」という。)」と連携して、地域 のがれき処理を行う。
 - (イ) 対策班の組織体制は、大田区災害廃棄物マニュアルにおいて定める。
- エ 都への報告

被害状況(廃棄物処理施設、家屋等)及び震災がれき発生量を都へ報告する。(廃棄物処理施 設被害状況の報告、災害時廃棄物処理事業の報告)

オ 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬入

緊急道路の障害物等除去作業により収集したがれきを、各地のがれき仮置場に搬入し、廃 木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

- カ がれきの撤去及び倒壊建物の解体
 - (ア)がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限るものとし、対策班は住民からの処理申請の受付及び公募等によって選定した業者との契約事務等を行うとともに、 その適正処理についての指導等を行う。
 - (イ) 倒壊した建物の解体は、原則的には所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小 事業所等について、阪神・淡路大震災等において発令された処理費公費負担と同様の特例 措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても、がれきの撤去と同様に対策班の 業務とする。
 - a 受付事務

対策班は、解体・撤去申請を受け付ける窓口を本庁舎等に設置し、住民からの申請に 基づき、建物に係る権利等を確認し、解体・撤去が適当かどうか判断する。

b 民間処理業者への発注

解体・撤去が適当と判断された場合は、優先順位に従い契約業者に発注する。 なお、工事の発注順位は、応急危険度が高いと認められるものを優先し、併せて、搬 出難易度や復旧・復興計画上の優先度を考慮し決定する。

c 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物資については、大気汚染防止法及び環境確保条例等に基づき適正に取り扱うよう契約業者に対し指導を徹底する。

なお、搬出したがれきについては、対策班の指示する仮置場に搬入する。

- キ がれきの中間処理・再利用・最終処分
 - (ア) 仮置場から分別して搬出されたがれきは、破砕処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づいて、できるだけ再利用する。再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する埋立処分場に搬入する。
 - (イ) 具体的な処理、処分方法は、大田区災害廃棄物マニュアルに定める。

ク 処理に必要な協力体制

がれきの処理にあたっては、契約業者に発注するとともに、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者の協力を受け効率的に実施する。

- (ア) 倒壊建物の解体・がれきの撤去
 - a 倒壊建物の解体業務
 - b 発生がれきの撤去業務
- (イ) がれき仮置場の設置
 - a 仮置場の維持管理業務
 - b 仮置場からのがれきの搬出
- (ウ) がれきの中間処理・再利用・最終処分
 - a がれき等破砕処理
 - b がれき等のストックヤードの提供
 - c 再利用施設への搬入
 - d 再利用施設での優先的な処理
 - e 最終処分場へのがれきの搬入
- (2) 土石・竹木等の除去

ア 基本的な考え方

災害が一応終息したあとにおいて、被災者が当面の日常生活が営むことができるように住 家に関する障害物を除去する。

イ 除去条件等

- (ア) 住家に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の 条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。
 - ・ 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
 - ・ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
 - ・ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
 - ・ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
 - ・ 原則として当該災害を受けたもの。
- (イ) 実施対象は半壊、床上浸水家屋のうち障害物除去の急を要するものを選定して実施する。

ウ実施方法

- (ア) 災害救助法適用前は、本部長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (イ) 災害救助法適用後は上記イに基づき、除去対象戸数及び所在を調査し都建設局に報告し 実施する。
- (ウ) 障害物の集積場所は交通に支障のない路上とし、一時集積して処理する。
- (エ) 人員及び器材所要量については、道路関係障害物に準ずる。

第4節 行方不明者の捜索・遺体の検視・検案・身元確認等

【福祉部・総務部・地域力推進部・区民部・健康政策部・警視庁・都】

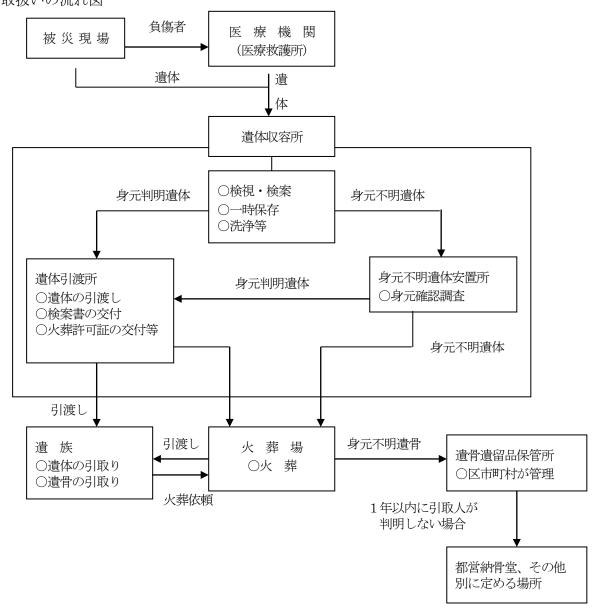
1 基本的な考え方

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、遺体の捜索・処理埋葬の各段階において、区・都及び防災関係機関相互の連絡を緊密にして、遅滞なく処理し、人心の安定を図る必要がある。

また、遺体の取扱いに当たっては、死者に対する礼が失われることのないように注意するとと もに、遺族心情等を考慮して速やかに遺族に引き渡す必要がある。遺体の捜索、収容、検視・検 案及び火葬等については、次の流れにより、区、都、警察署等が協力して行う。

なお、区は必要に応じて協定団体に対し協力要請を行い、業務を遂行する。

遺体の取扱いの流れ図



2 行方不明者及び遺体の捜索

- (1) 警察署
 - ア 救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
 - イ 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
 - ウ 各警察署は、区と協力し、遺体の捜索・収容を実施する。
 - エ 身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存 し身元の確認に努める。
 - オ 各警察署は、検死規則及び死体取扱規則に基づき迅速に処理するとともに、その経過を明ら かにする。なお、遺体の見分等は、原則として遺体収容所で行う。

(2)区

- ア 行方不明の状態にある者の捜索は、区が東京都、警察署等関係機関と連携して実施する。そ の際、状況に応じて関係機関並びに民間団体等の協力を得るとともに、作業員の雇上げ、機械 器具等の借上げ等を行う。また遺体を発見した際には、速やかに警察に報告するものとする。
- イ 区は、防災関係機関又は住民からの遺体発見の届出を受けたときは、所轄警察署へ連絡する。
- (3) 東京海上保安部
- ア 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実 施する。
- イ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索を実施する。
- ウ 海上保安業務に付随して海上漂流死体を発見した場合は、東京都及び警察と協議して定めら れた岸壁に揚収し、警察とともに検視等所要の措置を行った後、区市町村に処理を引き継ぐ。
- (4)捜索の期間等
 - ア 災害発生の日から10日以内とする。
- イ 災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期 間内(10 日以内)に、災対福祉部は所要事項を明らかにして、災害対策本部を通じて都知事に 期間の延長を申請する。
- (5) 帳票等の整備
 - ア 区は、次の書類・帳票を整備する。
 - 遺体取扱台帳及び引継書
 - 捜索実施記録日計票
 - 捜索活動隊事業者・機械器具借上票

3 遺体収容所への搬送

- (1)遺体収容所への遺体搬送は、遺族等によるものとするが、搬送が困難な場合は、災対福祉部 は警察署、関係機関等と連携して実施する。
- (2) 家族等により、特別出張所等の区施設に直接遺体が搬入され、家族等による遺体収容所まで の遺体搬送が困難な場合、施設管理者は災対福祉部に搬送用車両を要請し、要請を受けた災対 福祉部は、災対総務部に車両の借上げ等の調整を依頼する。
- (3) 災対福祉部は、施設管理者、又は医療機関等から搬送車両の要請を受けたときは、直ちに職 員を派遣する。
- (4)遺体の搬送にあたっては、備蓄の遺体収容袋等に収容して搬送する。また、遺体収容所にお

ける遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺留品・遺体の身元認知の有無等を可能な限り確認し、遺体取扱台帳及び引継書に記載する。

- (5)遺体収容所まで遺体を搬送した職員は、遺体取扱台帳及び引継書に所属・氏名・引継ぎ日時等を記載のうえ、遺体収容所の遺体受付職員に引き継ぐ。
- (6) 帳票等の整備

区は、次の帳票を整備する。

• 遺体搬送車両等借上票

4 遺体の収容等

- (1)遺体収容所の開設及び収容
 - ア 災対本部は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都福祉保健局及び収容所の所轄警察 署と連携のうえ、検視・検案業務を行える体制を整備する。
 - イ 災対福祉部は、災対本部の指示に基づき、災害発生後速やかに遺体収容所を開設するため、 遺体収容所の施設管理者に連絡し、遺体の収容に備える。また、遺体収容所を区の施設に開設 する場合には、施設の所管課に対し、開設準備について協力を依頼する。遺体収容所の開設状 況については、都総務局及び警察署に報告する。
 - ウ 原則として、大規模な収容所が必要なときは、区の施設(平和の森会館等)に収容する。また、 必要に応じて、協定団体、民間施設、寺院等にも協力を依頼する。
 - エ 災対本部は、遺体収容所の設置状況及び遺体収容状況等に関する情報を随時区民に広報する。
 - オ 災対本部は、遺体収容所の開設・運営において、区の対応能力で不十分な場合は、都保健福 祉局及び関係機関に応援を要請する。
- (2)遺体収容所での活動
 - ア 遺体収容所においては、検視・検案業務の実施、死体検案書の交付、死亡届の受領、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて、遺体の洗浄等を一括的に処理する。災対本部は、これらの各種業務を一括的に処理するため、災対福祉部、災対地域力推進部、災対区民部及び災対健康政策部等の職員を遺体収容所に派遣する。
- イ 災対福祉部は、遺体の搬出入、保存状況の確認、棺又は遺体収容袋等への表示、遺留品の管理等、遺体収容所の全体運営を円滑に実施するための必要な人員を確保する。
- ウ 災対福祉部は、遺体収容所に管理責任者(災対福祉部管理職等)を配置し、遺体収容所設置 に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等に あたらせる。
- エ 災対福祉部は、検視・検案実施後、「遺体処理台帳」の情報に基づき遺体を棺に移し、遺体番号、氏名等を記載した遺体氏名札(様式6)を棺に張り付ける。
- (3)遺体処置の期間
 - ア 遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 - イ 11 日以降も、遺体処置を必要とする場合は、災対福祉部は所要事項を明らかにして、災対本部を通じて期間内(10 日以内)に都知事に申請する。
- (4) 帳票等の整備
 - ア 区は、次の帳票等を整備する。

- 遺体処理台帳
- 遺体氏名札

5 遺体の検視・検案等

遺体は、人心の安定、遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、区、都福祉保健局及び区内警察 署はこれに必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案

- ア 区内警察署及び都福祉保健局は、管理責任者の協力を得て検視・検案を行う。
- イ 災対健康政策部は、所轄警察署の「検視班」及び監察官が行う検視・検案業務に関し、問合 せや指示があったときは、適宜管理責任者と協議するなど、検視・検案業務が迅速に進むよう 協力する。
- ウ 警察署は、検視班等を遺体収容所に派遣し、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
- エ 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所に派遣し、速やかに遺体 の検案及びこれに必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、都医師会等に検案協力を依頼す る。
- オ 警察署は、検視・検案等の身元不明遺体について、身元確認調査を行うとともに、状況によっては都歯科医師会に身元確認作業の協力を依頼する。
- カ 都及び警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、不足した場合には調達する体制を 確立する。
- (2)遺体の遺族への引き渡し
 - ア 遺体の引き渡し業務は、所轄警察署及び災対福祉部が協力して行う。
 - イ 検死・検案を終えた遺体及び遺留品等を、速やかに遺族に引き渡す。
- ウ その際、遺留品の取り扱いは紛失防止に努めるなど慎重を期し、引取人への引渡しに当たっては現物を確認させるとともに、遺体及び遺留品引取書(様式7)に署名のうえ引き渡す。
- (3) 死亡届の受領及び火葬許可証の発行
 - ア 災対区民部は、死亡届を受領し速やかに火葬許可証を発行するなど、迅速・適切に実施する ため遺体収容所等へ職員を配置し、必要書類等の確保・供給などに関する条件整備に努める。
- イ 区民部職員は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受領する。
- ウ 区民部職員は、火葬許可証交付申請書(様式8)により申請されたときは、原則として、遺体 収容所等において火葬許可証(様式8)を発行する。
- (4) 身元不明遺体の取り扱い等
 - ア 警察署の身元確認作業によっても身元が判明しない場合は、遺留品と共に遺体を災対福祉部 が引き継ぐ。
 - イ 災対福祉部は、警察署から引き継いだ身元不明遺体について、発見現場その他区施設などに、 遺体の特徴や服装、遺留品等を広報して遺族の判明に努める。
 - ウ保管の期間等

検視・検案終了の日から7日以内とする。8日以上経過しても、なお遺体を保管する必要がある場合は、期間内(7日以内)に、災対福祉部は所要事項を明らかにして、災対本部を通じて

都知事に期間の延長を申請する。

- (5) 帳票等の整備
 - ア 区は、次の書類を整備する。
 - 火葬許可証交付申請書
 - 火葬許可証
 - 遺体及び遺留品引取書

6 遺体の火葬等

- (1) 火葬場との調整
 - ア 災対地域力推進部は、臨海斎場等火葬場との連絡調整及び火葬計画を行う。
 - イ 臨海斎場等火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、都内全域 及び近隣県等の火葬場を活用して、広域的な火葬(以下「広域火葬」)を行う事態が想定される。 このため災対地域力推進部は、東京都の調整のもとで広域火葬が実施される場合に、東京都と 調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。〔資料編11-1 火葬場一覧 参照〕
- (2) 火葬場までの搬送
 - ア 災対福祉部は、火葬場までの遺体搬送を行う。
 - イ 災対福祉部は、遺族等による搬送・火葬が困難な遺体、身元不明及び遺族がない死亡者を臨 海斎場等火葬実施が可能と確認された火葬場に搬送し火葬に付す。状況に応じて、必要であれ ば災対各部職員、都、協定団体等に支援の要請を行う。
 - ウ 災対福祉部は、状況に応じて災対総務部に車両の借上げ等の調整について依頼する。
 - エ 災対福祉部は、一定期間(7日以内)経過した身元不明遺体について、災対地域力推進部に火葬処理を依頼する。その際、火葬台帳【記録】(様式9)を作成し保管する。
- (3) 火葬の期間
 - ア 火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。
 - イ ただし、災害発生の日から 11 日以降も火葬を必要とする場合は、災対本部は期間内(10 日 以内)に所要事項を明らかにして、都知事に申請する。
- (4) 身元不明遺体の取扱い
 - ア 火葬した身元不明遺体の遺骨は、災対福祉部が遺留品とともに遺骨処理票及び遺留品処理票 (様式11)を付けて、災対総務部の指定する保管所に保管する。
 - イ 災対福祉部は、保管した身元不明遺体の特徴、遺体発見日時・場所等の情報を広報する。
 - ウ 1年以内に引取人の判明しないものは、身元不明遺骨として、都営納骨堂その他特別に定める場所(社会福祉法人東京福祉会等)に移管する。 [資料編11-2 霊園一覧 参照]
- (5) 書類・帳簿等の整備
 - ア 区は、次の帳票等を整備し保存する。
 - 火葬台帳
 - 災害遺体送付票
 - 遺骨処理票、遺留品処理票
- (6)帳票等の整備〔資料編 11-3 遺体の取扱いに関する様式 参照〕
 - 遺体取扱台帳及び引継書(様式1)
 - 搜索実施記録日計票(様式2)

- · 搜索活動隊事業者·機械器具借上票(様式3)
- 遺体搬送車両等借上票(様式4)
- 遺体処理台帳(様式5)
- 遺体氏名札(様式6)
- 遺体及び遺留品引取書(様式7)
- · 火葬許可証交付申請書·火葬許可証(様式8)
- · 火葬台帳(様式9)
- · 災害遺体送付票(様式10)
- · 遺骨処理票・遺留品処理票(様式11)

(7)遺体に関する各部の活動内容

災対担当部局名	分 担	業務内容等
災対福祉部	1. 管理責任者	1. 遺体収容所の全体調整、災対本部との連絡・調整、検
		視・検案業務の調整、施設管理者との調整等
	2. 遺体の受付業務	1. 遺体の受付所の設置、遺体搬送同行職員からの遺体及
		び遺体取扱台帳及び引継書の受領
		2. 棺への遺体氏名札の貼付
	3. 遺体の保存管理	1. 遺体の保存状態を確認、必要に応じて保存剤の補充
	4. 火葬の実施	1. 火葬場への遺体搬送車両等の借上げ請求
		2. 火葬場までの遺体搬送同行及び火葬場での事務処理
災対総務部	1. 経理・庶務事務	1. 管理責任者からの要請に基づく、必要物品等の購入
		2. 遺体搬送用車両の借上げ等
災対地域力推進	1. 火葬の実施	1. 火葬計画の作成
许		2. 臨海斎場等火葬場との連絡・調整
		3. 平和の森会館との調整等
災対区民部	1. 届出書の受理・交	1. 死亡届の受理
	付	2. 火葬許可証、又は特例火葬証明証の交付
災対健康政策部	1. 検視・検案の立会	1. 検視班及び監察官との連絡・調整
		2. 管理責任者との調整

※ 災対担当部局は、災害対策本部に対し、状況に応じて必要な応援要請を行うことができる。また、災対各部は遺体の収容状況に応じて必要な連携を取るものとする。

【教育総務部】

第5節 応急教育の実施

1 応急教育の実施

(1) 基本的な考え方

この計画は大田区における区立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて児童・生徒の生命保全並びに教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図る。

(2) 応急教育の実施

教職員は、学校本部長の指揮監督のもと、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒の心のケアに十分配慮する。

ア 安否情報、被害状況の収集と把握

(ア) 教職員による児童・生徒の安否確認

保護者の緊急連絡先に訪問又は電話で、児童・生徒、保護者の安否状況を把握する。 また、区民安全・安心メールサービス、学校緊急連絡システム、一般加入電話、庁内L AN、災害用伝言ダイヤル等の手段を活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、 保護者から学校へ安否情報提供を依頼する。

(イ) 保護者からの情報収集

発災後、児童・生徒が親類・縁者等に避難する場合は、保護者に対し、所在先や連絡方法を学校に報告させる。

(ウ) 学用品の被害状況の把握

保護者に教科書、文房具、通学用品及びその他の学用品の紛失・焼失状況を確認し、区 教育委員会に報告する。

イ 学校教育施設の再建

教育施設の被害状況を点検し、被害箇所の再建復興計画を作成し、区教育委員会に報告する。

ウ 授業再開の準備

(ア) 校舎等の安全確認・整備

学校本部長は、災害状況の推移を見ながら区教育委員会と密接に連絡を取り、早期に応急教育を開始できるよう、授業の再開にあたって必要な教室、スペースなどの安全確認、整備を行って確保する。教室数が不足する場合は、仮設校舎の建設や二部制の授業なども視野に入れて整備する。

(イ) 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業の再開にあたって児童・生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。

(ウ)授業再開時期の決定

区教育委員会は、各学校と協議のうえ、授業再開時期の目途を定める。学校本部長は、 学校の実情に応じて再開時期、再開方法を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧 の状況、被害校舎の立ち入り禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状 況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

(エ) 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期を掲示、ビラの配布、区民 安全・安心メールサービス、一般加入電話、庁内LANなどを通じて周知、徹底する。

エ 応急教育の実施

(ア) 自校で応急教育が実施できる場合

- ・ 学校長は、速やかに応急教育計画を策定し、校舎の整備及び被災の程度に応じて、短縮 授業、二部制授業、臨時の学級編成等を行うなどにより応急教育を実施する。応急教育の 中では、登・下校時の安全指導のほか、特に健康管理、安全教育、生活指導を重点的に指 導する。
- ・ 教科書、教材をそう失した児童・生徒がいる場合は、同級児童・生徒の助け合いにより 応急教育を実施するよう学級担任教師を指導する。
- ・ 学校長は、住家の損壊や他区等に避難して登校できない児童・生徒については、教職員 の分担を定め地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問させるなどして適切な指導を行 う。
- ・ 学校施設を避難所に提供したため、長期間にわたって学校で応急教育ができない場合には、区教育委員会が区及び関係機関と協議し、他の公共施設等の確保を図り早期に応急教育が実施できるよう努める。
- ・ 区教育委員会及び学校長は、災害状況の推移を把握し、双方で連絡を密にして、極力平 常授業を再開できるよう努める。
- (イ) 区内学校間協力により応急教育を実施する場合
 - ・ 災害により、学校校舎・設備に甚大な損傷を受け、学校長が学校において応急教育を実施できないと判断したときは、当該学校長は、区教育委員会に対してその旨報告するとともに、その対応策について検討・支援を要請する。

特定の学校が、長期にわたって被災区民の避難所として使用される場合においても、同様とする。

- ・ 前記の要請を受けた場合、区教育委員会は、当該学校の近隣学校における被害状況、余 裕教室の状況等から判断して、受け入れ可能な学校に働きかけを行いその状況下における 最良の学校間協力を推進し、被災学校の応急教育を支援する。応急教育を実施するための 仮設教室を建設する場合においても、同様とする。
- ・ 前記の「自校で応急教育が実施できる場合」に掲げる事項については、学校間協力により応急教育を行う学校においても準用する。
- (ウ) 他自治体等からの応急教育協力・支援の申し出に対する対応及び他自治体等に対する応 急教育協力・支援要請
 - ・ 他自治体等からの応急教育協力・支援の申し出に対する対応 区教育委員会は、他自治体等から応急教育協力・支援の申し出があった場合は、当該自 治体等の学校名、所在地、申し出の内容等を記録し、被災校の学校長又は被災児童・生徒 の保護者からの申し出を受けて、被災児童・生徒を預かる確たる親類・縁者の確認等をし たうえで調整し、その状況下における最良の対応を図る。
 - ・ 他自治体等に対する応急教育協力・支援要請 区教育委員会は、被災校の学校長又は被災児童・生徒の保護者から他自治体等に居住す る親類・縁者を頼って一時転居するにあたり、当該転居先の適当な学校に転入を希望する 旨の申し出があった場合は、当該自治体の教育委員会に対してその受け入れ協力・支援に

対する要請を行う。

(3) 学用品の調達及び支給計画

学用品の調達及び支給は、都の計画に基づいて行われるが、その内容はおおむね次のとおりである。

ア 対象者及び対象品目

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったものを含む。)により学用品を喪失又損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む)、文房具、通学用品及びその他学用品を支給する。

イ 救助期間

災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他学用品については15日以内に完 了するよう努める。ただし、これにより難いときには内閣総理大臣に協議して必要な期間を 延長する。

ウ 方法

学用品は原則として都知事が一括購入し、り災児童・生徒に対する配分は区に委任されるが、学用品及び使用教科書の給与を迅速に行うため、実際は区教育委員会が都知事より職権を委任された区長の命を受け調達から配分までの業務を行うことになる。

エ 費用の限度額

(ア) 教科書、正規の教材

児童及び生徒に対し支給した教科書又は教材の実費

- (イ) 文房具、通学用品及びその他の学用品
 - ・ 小学校児童 1人当たり
 災害救助法施行細則(昭和38年10月5日 規則第136号)の直近の改正で定めるところによる。
 - ・ 中学校生徒 1人当たり 同上
- (4) 私立学校·幼稚園等応急教育計画

私立学校等においても、施設ごとに応急教育計画を策定し、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒・園児の生命保全並びに教育活動の確保について万全を期するとともに、 その目標達成を図るよう、関係機関は助言、指導する。

第6節 児童施設の復旧計画

【こども家庭部】

復旧期から復興期にかけて、小・中学校の授業が再開し、区民が各々仕事を再開しだす時期には、 以下の点に留意し、児童館等の業務を再開する。

- (1) 建物等について(子育て支援課・子ども家庭支援センター・施設管理課)
 - ・ 電気・ガス・水道等のライフラインの復旧状況を関係機関に確認する。
 - 建物等の安全を確認する。
 - 補修・改築等の検討をする。
- (2)人的配置等について(子育て支援課・子ども家庭支援センター)
 - 従事可能な職員数を確認する。
 - ・ 利用を希望する児童数を確認する。

- (3) 事業再開に向けて(子育て支援課・子ども家庭支援センター)
 - 再開可能な児童館等の確認をする。
 - 再開できない児童館の児童の、他館利用希望についての調査及び配置を行う。
 - ・ 児童の他館利用希望調査に基づき、職員を他館へ一時的に派遣する。

第7節 災害関連法規等の適用

1 災害救助法の適用

(1) 基本的な考え方

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食糧、医療等の応急的・一時的救助を行うことによって、り災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。 本部長(区長)は、災害救助法による救助の実施機関である都本部長(都知事)の指揮を受けて、被災者に対して必要な救助を実施する。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、都知事が行う。適用基準は次のとおりである。

- ア 住家滅失世帯数が、次のいずれかになったとき。
 - (ア) 区内の住家滅失世帯数が150世帯以上である場合(第1号別表1)
 - (イ)都内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が 75 世帯以上である場合(第2号別表2及び別表3)
 - (ウ) 都内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上になり、かつ、区内で多数の世帯の住家が滅失した場合(第3号別表4)
- イ 多数の者が生命又は身体に危険を受け又は受けるおそれが生じた場合(第4号)
- (3)被災世帯等の算定基準
 - ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷 した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住すること ができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

- イ 住家の滅失等の認定基準
 - i 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

ii 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が20%以上50%未満のもの

iii 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの、i、ii に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で 居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの 等については、それぞれをもって、1 住家として取り扱う。

(4) 災害救助法の適用手続き

- ア 災害に際し、区における災害が前記「第5節 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当 し、又は該当する見込みがあるときは、本部長(区長)は、直ちにその旨を都知事に報告する。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長(区長) は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に 関して知事の指示を受ける。
- (5) 災害救助法の適用による救助の種類
 - ア 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので あり、次のような種類の救助がある。
 - (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (ウ)被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (エ) 医療及び助産
 - (オ)被災者の救出
 - (カ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及 ぼしているものの除去
 - (キ)被災した住宅の応急修理
 - (ク) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (ケ) 学用品の給与
 - (コ) 埋葬
 - (サ) 死体の捜索及び処理
 - イ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要 とする者に対し、金銭を給付することができる。
 - ウ 救助の程度・方法及び期間については、知事の定めた基準によるものとする。
- (6) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するためには、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

(7) 法による救助の実施

ア 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、 決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都に報告する。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、 各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録し、 整理し都に報告する。

ウ 救助の程度・方法及び期間並びに基準額について [資料編 2-16 救助の程度・方法及び期間 参照]

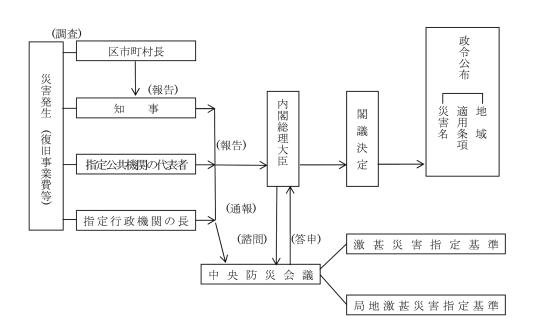
2 激甚災害の指定

(1) 基本的な考え方

- ア 著しく激甚である災害が発生した場合において、地方公共団体の経費の負担の適正化と被 災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援 助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)が制定(昭和37年)されている。
- イ この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の 財政援助と被災者に対する特別の助成措置を内容としている。
- ウ 区の地域に大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施する ため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。
- エ このため、区長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、事業ごとに関係部長は都の関係機関と連絡のうえ指定の促進を図る。

(2) 激甚災害指定手続

- ア 大規模な災害が発生した場合、区長は速やかにその災害状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。
- イ 内閣総理大臣は、この報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ウ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申する際激甚災害指定基準又は局地激甚災 害指定基準に基づく激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。この手続を図示すると 次のとおりである。



(3) 激甚災害に関する被害状況等の報告

ア 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。

- イ 被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまで の間、次に掲げる事項について行う。
 - (ア) 災害の原因
 - (イ) 災害が発生した日時
 - (ウ) 災害が発生した場所又は地域
 - (エ)被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1条に定める事項)
 - (オ) 災害に対しとられた措置
 - (カ) その他必要な事項
- (4) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準(平成12年3月改正)であり、国が特別の 財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

[資料編 2-17 激甚災害指定基準 参照]

(5) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が基準(平成12年3月改正)を定めている。

[資料編 2-18 局地激甚災害指定基準 参照]

(注) 激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2か月以内に行われる。 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定される。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

(6) 特別財政援助額の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局へ提出する。